

(お知らせ)

令和4年6月17日
熊本防衛支局

馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書についての
意見の概要及び事業者の見解の送付について

馬毛島基地（仮称）建設事業については、環境影響評価法の規定に基づく第2種事業として、環境影響評価手続を進めています。これまで、同手続の一環として、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を縦覧に供するとともに、準備書について説明会を開催してきたところ、準備書について環境の保全の見地から意見を有する者は、事業者に対し、意見書の提出により意見を述べるができることとされています。

この度、同法の規定に基づき、当支局に対して述べられた準備書についての意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を、鹿児島県知事、西之表市長、中種子町長及び南種子町長に対し送付したので、お知らせします。

なお、これまで本事業について説明を行ってきた経緯などを踏まえ、屋久島町長及び南大隅町長に対してもこの書類を送付したところです。

以 上

熊本防衛支局 建設計画官付

096-368-2173

馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書についての
意見の概要及び事業者の見解を記載した書類

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
施設概要		
1	<p>方法書への「“航空灯火…滑走路灯、滑走路末端灯、誘導路灯及び進入灯等の航空灯火を設置します。” p12 とあるが、西北西の主滑走路は、馬毛島内ぎりぎりに設置されるため、誘導路灯及び進入灯等は海上施工にせざるを得ないが、その工事があることを明記し、それに伴う水の濁りも予測対象とすべきである。」との対し“誘導路灯及び進入灯は海域には設置しません” p479 と、これだけははっきりと答えている。この正直さを他の見解でも見習うべきである。</p> <p>但し、準備書では“b)航空灯火：滑走路灯、滑走路末端灯、誘導路灯及び進入灯等の航空灯火を設置します。” p12 とあるし、中部国際空港などでは海域に進入路灯が設置されているので、進入路灯の位置を図面上で明確にし、海域には設置しないということを明確にすべきである。</p>	<p>誘導路灯及び進入灯は海域には設置しません。</p>
2	<p>準備書の施設の概要において、「災害等発生の際の一時的な集積・展開地として活用します」と記されている。では、予想される南海トラフ地震時の巨大津波対策は万全であろうか。屋久島では最大波高 13メートルとされ、公共建築物はそれよりも高いところに建設するよう義務づけられているが、馬毛島基地は問題はないのであろうか。馬毛島は最高高度が 71m しかないほとんど平らな島だが、巨大津波への対策は大丈夫だろうか。まさか、いざというとき、何の役に立たないだけではなく、大きな被害を出す被災地と化する危険性はないのだろうか。馬毛島がこれまでに受けた災害、今後想定される被害について調査する必要がある。</p>	<p>鹿児島県が作成する津波浸水想定及び南海トラフの巨大地震モデル検討委員会の第二次報告における馬毛島の津波浸水想定によれば、津波は馬毛島の沿岸部のみに到達し、内陸部には到達しないとされています。いずれにしましても、馬毛島基地(仮称)については、所要の災害対策等を講じてまいります。</p>
3	<p>方法書では、港湾施設（係留施設等、揚陸施設、仮設棧橋）の建設予定だけが示され、規模・内容についての記述がなかった。今回の準備書でやっと、大規模な港湾施設が計画されていることが分かった。最外側の東沖防波堤は長さ 450m、高さ 19m のケーソン、海底から 31m にもなる。海底から 10 階建てビルを建て、そのうち 8～10 階が海面からそびえ立つ構造である。しかも北防波堤は長さ 500m、堤防表面に配管ピット、港内側に燃料棧橋を設置する危険な堤防である。FCLP を認めるとしても、このように大規模で危険な係留施設は不要である。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、陸海空自衛隊の訓練施設、大規模災害等における後方支援施設、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の施設として活用するという目的があります。これらの活動のためには、人員、燃料、資機材等を海上輸送することが必要であるため、所要の係留施設等を整備することとしています。</p>
4	<p>事業の概要「施設の概要」</p> <p>馬毛島に整備される新たな自衛隊施設は、自衛隊の訓練のために使用するほか、島嶼部に対する攻撃への対処のための活動場所として、また災害時の一時的な活用。併せて米軍の恒久的な FCLP 施設として活用する。</p> <p>『攻撃への対処のための活動場所』とは、通常訓練施設の他に、追加的に基地能力を整備強化する計画を指していることから、攻撃への対処について運用計画を明らかにしなければ、すべての項目について適切な調査予測評価をすることは不可能です。</p> <p>もしくは、何一つ具体的な運用内容がしめされていないため、『攻撃への対処のための活動場所』の明記を削除すべきです。</p>	<p>準備書の作成においては、現時点で想定される運用計画に基づき、予測及び評価を行い、準備書にお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
5	<p>施設の概要について馬毛島基地（仮称）は航空自衛隊の施設と聞く。</p> <p>関連施設の中に基地警備隊の為の警備施設が無いのはなぜか。</p> <p>また警備等に必要な火薬類を貯蔵する為の火薬庫と準備書のあらましにはあるが、火薬庫ではなく、実弾等を保管する弾薬庫ではないか。火薬庫と弾薬庫では安全管理規則で作り方が違うはずなので、環境アセスメントの見直しが必要ではないか。</p>	<p>基地警備のための施設は、飛行場支援施設等に含まれております。また、基地の運用や警備に必要な火薬類を貯蔵するための施設として、火薬庫を設置する予定です。火薬庫の設置に当たっては関係法令に則り、保安距離を確保する等の安全対策を講じてまいります。</p>
施設運用		
6	<p>飛行場及びその施設の存在及び供用：予測結果で、(e) 訓練用車両・船舶の運行の植生の変化について“二次草原を利用するジネズミ、ウスバカマキリ等の重要な種の生息状況への影響が考えられます。ただし、訓練は一時的であること、また都度の訓練範囲は限定的であること等から、陸域動物の重要な種の生息状況は維持されると予測しました。” p1663 とあるが、表-2.2.8 陸域及び周辺海域における訓練内容 p24 によれば、エアクッション艇操縦訓練（約1日を年4回、年間約4日）、水陸両用訓練（着上陸を行う訓練）（約5日を年2回、年間約10日）、救命生存訓練（7～9月の間で2、3回、年間約10日）など盛りだくさんであり、各訓練は一次的であるにしても年間を通すものであり、植生の回復は困難ではないか。</p> <p>また、訓練範囲は限定的と言うが、その範囲を明記すべきである。どこにも訓練範囲は示されていない。</p>	<p>訓練内容及び訓練範囲は、準備書第2章 2-22(24)及び 2-23(25)にお示しました。各訓練は一時的であり、都度の訓練範囲は限定的であること等から、訓練が行われていない期間や場所での植生の一定の回復は期待でき、二次草原に生息する重要な動物種への影響は限定的であると予測しました。なお、モニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
7	<p>この基地建設を進めれば、環境省が「絶滅の恐れのある地域個体群」に指定するマゲシカなど、多くの貴重な動植物の生息地が失われることは必至であり、住民は深刻な基地被害にさらされることは火を見るよりも明らかであり、中止すべきだ。</p> <p>島の大部分を改変して基地とする計画が、甚大な環境破壊をもたらすことは必至である。</p> <p>しかも、米空母艦載機離着陸訓練は、年2回、20日間程度（準備含めて2カ月程度）行われ、その訓練は深夜3時まで行われるとされている。</p> <p>数分おきに滑走路めがけて高速で進入し、ジェットエンジンを全開して急上昇する殺人的爆音を発生させ、どの地域でも住民の反対運動で追い出されたこの訓練が、住民の平穏な暮らしを破壊し、島に住む生物に深刻な被害をもたらすことは必至である。</p> <p>また、政府は、日米地位協定によって米軍に国内法は適用されず、米軍の運用に対して日本政府は関与できないという立場に立っている。</p> <p>「種子島上空は飛ばない」といくら口約束しても、その実効性はないと言わねばならない。</p> <p>しかも、米空母艦載機訓練に加え、自衛隊機も参加した激しい陸海空自衛隊の訓練が年間130日間も行われるとされ、各種航空機の飛行回数は1日平均180回と想定されている。</p> <p>やがて、馬毛島が日米合同演習の訓練場とされることは確実である。</p> <p>こうした演習の激化が、馬毛島及び市の周辺の自然環境と住民生活に深刻な影響を与えることは必至である。</p> <p>こうした基地建設と軍事演習が、環境省が「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定するマゲシカなど多くの動植物の生息環境を破壊し、絶滅の危険をもたらすことはあまりにも明らかである。</p> <p>マゲシカは、1000年以上にわたり馬毛島の環境に適応して独自の生息形態を形成してきた希少な地域個体群である。マゲシカの生態に詳しい専門家の指摘によれば、マゲシカはオスは草原に、メスは森林に生息し、島全体を活用することで生き延びてきた。</p> <p>ごくわずかな「保全区域」の設置によって生息が維持できるとは考えられず、しかもその生息環境は、絶えず激しい爆音にさらされるという事態に見舞われるのである。</p> <p>政府は、生物多様性条約を批准し、生物多様性基本法を制定し、生物多様性の保護を自らの義務としている。</p> <p>馬毛島の軍事基地化は、この生物多様性基本法に真っ向から反するものと言わなければならない、この点からも、この基地建設計画は中止すべきである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。</p> <p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
8	<p>あらかし 23 ページに関するお尋ねです。</p> <p>「工事中に造成された仮設沈砂池を残置し、調整池と併せて十分に水深を確保した開放水面を新たに創出することで、シカが水飲み場として利用できるにします。」とあり、一方で、本編 26 ページ図-2.2.16 洗機施設排水の処理フローを見ると、界面活性剤を使用した後の洗機排水は、最終的に近傍の雨水側溝を経由し、海へ放流とあります。</p> <p>駐機場が島の中心部にあることから、訓練機の洗浄場所は、島内の高所で行われると考えられます。そこから流れる水が、シカの水飲み場（調整池）に流れ込まない工夫がなされるのかどうか、お答えいただけますでしょうか。</p>	<p>駐機場からの洗機排水は、構内の污水处理施設にて、水質汚濁防止法で規定される排水水質基準を満足させた上で放流する計画としています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
9	<p>燃料施設として航空機・船舶用・車両用燃料等の貯蔵タンク、タンカーからの受入施設、燃料を給油車両及び一般車両に移すための施設、燃料移送設備を設置するほか、火薬庫という危険な施設を設置するため、防火訓練もふくめ、使われる消火剤に適した汚水処理施設が必要である。しかし、準備書の(b)汚水排水計画 p26、(c)雨水排水計画 p27 のどちらにも、消火剤の混入した汚水はどう処理するのかが含まれていない。洗浄剤の成分、使用量は具体的に示してある p26 ように、防火訓練での消火剤の成分、使用量を追加し、その処理方法を明記すべきである。</p>	<p>訓練等で使用した消火剤等については、関係法令に従い適正に処理し廃棄します。</p>
10	<p>準備書では、給水計画が具体化され“計画1日給水量は、490 m³/日となります。これは、計画人員 750 人（訓練時 500 人、自衛隊 200 人、その他 50 人）とし、その他、洗機用水、艦艇用水、プール循環水を合わせた場合の給水量となります。水源は…雨水…浄水処理施設にて処理後…受水槽に貯水します。また、渇水時等における予備の水源として井戸を設置し取水する予定です。” p25 とあるが、準備書によれば、給水量は西之表市の水道供給量（年間 1,962 千 m³ p376 ÷ 5, 375 m³/日）の約 1 割に相当する量であり、年間降水量、雨水集水面積などの記載もない。また、浄水処理施設、受水槽、予備井戸、配管などの位置、規模などは示されておらず、現実性がない。</p>	<p>上水道計画については、準備書においてお示しました。</p>
11	<p>環境の保全の見地からの意見としまして、屋久島町議会からも意見書が提出されていましたが、屋久島上空を戦闘機が飛ばないように、飛行経路を守ることを国に求めています。屋久島上空を戦闘機が飛んだ場合の環境への影響の評価を、準備書に記載して頂けないでしょうか？</p> <p>理由は、米軍になぜ、屋久島上空を飛んではいけないのかを客観的に説明出来ると思ったからです。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLP は、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練であり、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。このため、想定される飛行経路を基に航空機騒音の予測及び評価を行っているところです。</p>
12	<p>“航空機騒音自動測定装置の測定結果（令和2年度）” p842 があり、年間騒音発生回数で 2 万回を超えるのは、千歳飛行場（26,217 回）、三沢飛行場（22,887 回）、岩国飛行場（22,573 回）、嘉手納飛行場（21,735 回）4 飛行場であり、Lden（年間平均値）も 66.0～79.5dB と大きなものであるが、今回の馬毛島では、訓練飛行だけでも自衛隊が 20,227 回/年 p19、米軍の FCLP だけで 4,868 回/年 p21、合計で 25,095 回/年となり、この他に移動と輸送を併せて、自衛隊が 23,461 回/年、米軍の FCLP が 5,356 回/年、合計で 28,817 回/年となり、日本で最高の千歳飛行場（26,217 回）より多くの騒音が引き起こされることになる。このような大規模な軍事基地は不要である。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増す中で、自衛隊の活動・訓練拠点となるとともに、日米同盟の抑止力・対処力の維持・強化にも資する施設を、南西地域に早期に整備することが必要です。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
13	<p>準備書でFCLP（空母艦載機着陸訓練）は、空母艦載機パイロットの資格を取得するための着陸訓練（滑走路に設置された模擬甲板でのタッチアンドゴーを繰り返す）、訓練は日中から深夜にかけて（午前11時頃から翌日午前3時頃まで）実施とあるが、資格を取得するための未熟者が、タッチアンドゴーを、夜間も繰り返すことで事故も多く危険な訓練である。日本として米軍に申し入れる最低限の条件はないのか。しかも主風向の北西の風では、計器飛行の場合、種子島に近接するコースであるため、このFCLP（空母艦載機着陸訓練）は受け入れ難い。</p> <p>また、年間飛行回数は自衛隊訓練20,227回、FCLP4,868回、移動・輸送を含め合計28,817回と大規模なもので、日本最大の軍事基地となることが判明した。反対の声が高まるのを恐れて今まで隠していたのではないか。日米地位協定第3条は「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」とされている。設置者が様々な対策を講ずると約束しても、米軍は好きなことができる仕組みである以上、FCLP化は反対である。</p>	<p>インド太平洋を中心に活動する米空母ロナルド・レーガンは、乗員の休養、空母の補給整備のため、年に数ヶ月横須賀に滞在します。港滞在中に空母着艦資格が失効してしまうパイロットは、この空母艦載機着陸訓練(FCLP)を通じて資格を取得することとなります。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍のFCLPを実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
14	<p>米軍艦載機のFCLPは、地位協定の上では同時に利用する戦闘機のチームは3機となっていますが、実際には4機5機と増えることがあり得ます。説明のフライトの地図上のコースは1機の時のコースだと思われませんが、3機の場合、同じコースを3機が高度を変えて飛んで順番を待つことになるし、同じコースを飛ばないとしたら、地図上のフライトのコースの3倍の大きなコースを飛ぶこととなります。</p> <p>横田基地の場合、着陸時の騒音が、5分から10分間隔で聞こえたことを考えると、3機編隊の場合、15分から30分に1回着陸訓練のチャンスがある事になり、次が順番を待つ滞空時間は15分から30分ということになり、戦闘機の周回コースが長くなることは明らかです。3機が高度を3段に違えて同じコースを飛ぶか、同じような高度で大回りの周回コースを飛ぶかということになります。</p> <p>もし、5機編隊の場合、同じコースを5段の高さを変えて飛ぶことは考えられず、実際は滞空時間が5倍となるのだから、飛行距離、滞空時間は1機の時と違い5倍になることは明らかです。そして種子島本島や、屋久島へも飛ぶことは目に見えています。</p> <p>これは国内の山岳地帯でコースを外れた、超低空飛行が日常的に目撃され、抗議しても是正されず、日米地位協定が今のままだと、種子島、屋久島近辺の飛行は自由気ままになされることが目に見えています。</p>	<p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p> <p>米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。馬毛島におけるFCLPは4～6機程度で行われることが想定されており、その際の飛行経路をお示ししました。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示しした以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p>
15	<p>自衛隊機の飛行時間について、「夜間は午前0時～午前7時及び午後10時～午後12時」とあり、真夜中の飛行は特に騒音や夜間照明による陸域生態系・海域生態系への影響が予想される。準備書ではそれについての調査がなされておらず環境影響評価が不十分である。</p>	<p>航空機騒音や夜間照明に伴う光条件の変化による影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、夜間も含め適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
16	<p>(あらし p 5) 「米軍の運用 (FCLP) 」で「これらの経路のみが飛行経路である」という断言はされていないため、これ以外の想定されていない経路を飛行する場合もあると予想される。想定しうる全ての経路においての予測・評価がなされていない。種子島・屋久島・大隅半島上空を飛ぶ場合の予測・評価を求める。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練 (FCLP) の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLP は、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示しした以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
17	<p>環境保全措置の前提となっているのが基本的に5月と8月の FCLP 訓練となっていますが、この前提が甘いのではないかと考えます。</p> <p>実際に基地が完成した後に、訓練計画を変えて利用頻度が上がることが懸念されます。</p> <p>もし訓練内容が変われば、環境保全の想定が意味をなさなくなりますので、そうならないための措置や、利用規模が上がった時に予想される状況をさらに調査しておく必要があると考えます。</p>	<p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。現在の計画において、米軍は、空母艦載機着陸訓練 (FCLP) を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP 以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、現時点で具体的な計画はありません。</p>
18	<p>もしも訓練が行われるようになれば、ここ世界自然遺産に登録されている屋久島にも影響が出るのではないのでしょうか？それに何よりその騒音は自然界だけでなく屋久島に住む人々の安住も損なうことになるのではないのでしょうか？</p>	<p>屋久島町については、馬毛島から 30km 以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えております。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
19	<p>「2) 米軍の運用 (FCLP の場合)」について、「現時点で想定される FCLP の最大の飛行回数」が「表-2. 7 FCLP の飛行回数」で「日中は午前 7 時～午後 7 時、夕方は午後 7 時～午後 10 時、夜間は午前 0 時～午前 7 時及び午後 10 時～午後 12 時」の時間帯で示された。しかし、本文では「訓練は、日中から深夜にかけての時間帯 (午前 11 時頃から翌日午前 3 時頃まで) 実施」とある。前者と後者の時間帯および区分が異なるのは何故か。</p> <p>前者は「現時点で想定される FCLP の最大の飛行回数」であることから、これを超える「最大の飛行回数」もありうるのか。</p> <p>測定場所を明らかにした上で、それぞれで想定される最大測定値と最長時間の騒音等を示すべきだ。</p>	<p>「表-2.2.7 FCLP の飛行回数」の時間区分は「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号) に基づいたものです。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p> <p>米軍の空母艦載機着陸訓練 (FCLP) 実施時における FA-18E/F の最大騒音レベル (LA, Smax) は準備書資料編にお示しました。</p>
20	<p>自衛隊機による FCLP はおこなわれないのは、攻撃型兵器である空母を想定した空母艦載機離着陸訓練は憲法と専守防衛の立場から適当ではないとの判断なのか。それとも他に理由があるのか。それとも自衛隊機の FCLP については将来も含め実施しないのか見解を求める。</p>	<p>準備書には、現時点において想定される訓練を記載しています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
21	<p>種子島の3市町または近隣離島、九州地方または沖縄県に「馬毛島基地」を運用するための島外の支援施設の建設、あるいは支援部隊の新編はあるのか回答を求める。</p> <p>通信網、送電線(海底ケーブル含む)、上下水道等や連絡道路の敷設の計画とこれに伴う環境への影響についても示されるべきであるが極めて具体性が乏しい。ゆえに方法書に反対する。</p>	<p>馬毛島基地(仮称)を整備するに当たっては、種子島において、隊員等が居住するための宿舎や馬毛島の施設の安定的な運用及び適切な維持管理を目的とした施設の整備を計画しており、令和3年12月20日に公表した「馬毛島基地の施設配置案、種子島の施設整備、環境保全措置の検討状況について」でお示ししたとおりです。</p> <p>また、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
22	<p>「馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価方法書」に対して2021年3月25日付で提出した意見書で「米国以外の軍隊の使用はあるのかも回答を求める」としたが、回答がない。あらためて、米国以外の軍隊の使用はあるのか見解を求める。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第4章 481番において事業者としての見解をお示しました。</p>
23	<p>「馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価方法書」に対して2021年3月25日付で提出した意見書で「ヘリモードの場周経路は、固定翼機の場周経路とは異なるはずであり、それぞれのコンターも予測されるべきだ」と指摘した。「ヘリコプターの運用も踏まえた上で、環境影響評価を行いました」と見解が示されたが、V-22輸送機の変換モードの経路が示されていない。固定翼モードからヘリモード、或いはヘリモードから固定翼モードに変換される際の場周経路、位置、高度、ルートまたはコンター等も示されるべきだ。</p> <p>米海兵隊ですら沖縄へMV-22を配備する際に環境レビュー等でモード切り替えの位置、高度等についての基準を示している。</p>	<p>航空機騒音の予測については、ヘリコプターの運用も踏まえた上で、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
24	<p>「馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価方法書」に対して2021年3月25日付で提出した意見書で空母艦載機以外の米軍機による使用もあるのか等について尋ねたところ、「現在の計画において、米軍は、空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、具体的な計画はありません。」との見解が示された。</p> <p>「現在の計画において」「具体的な計画はありません。」の「現在」とはいつの時点なのか。</p> <p>将来的に米軍から要請があれば、FCLP以外の米軍の訓練もありうるのか。</p> <p>容認されるとすれば、その根拠は日米安保条約と日米地位協定が根拠となるのか。</p>	<p>お尋ねの「現在」は、準備書を公告した令和4年4月20日時点となります。空母艦載機着陸訓練(FCLP)以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、現時点で具体的な計画はありません。</p>
25	<p>馬毛島基地における訓練では空砲を含め弾薬、爆発物の炸裂等を伴う訓練・演習予定はあるのか。炸薬による土壌汚染は検討しないのか。</p>	<p>お尋ねのような訓練について、現時点で具体的な計画はありません。</p>
26	<p>パラシュート降下訓練の影響も予測評価すべき</p>	<p>馬毛島における自衛隊の訓練による影響については、空挺降投下訓練を含め、現時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測及び評価を行ったものを準備書にお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
27	<p>方法書では「当該飛行場は一般的な運航が行われる…」とあるが、自衛隊と米軍の訓練期間を合わせれば、年間150日以上訓練が行われることから、「一般的な運航」という説明は妥当しない。</p>	<p>「防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(以下、「主務省令」という。)で定めた一般的な事業の内容と本事業の内容を比較し、一般的な運航と判断しました。本比較については準備書 5-4(568)でお示しました。</p>
28	<p>さらに施設の運用にあたっては、自衛隊機の飛行回数は夜間(午後10時以降)は含まれないにも関わらず米軍の運用(FCLP)には夜間が相当数含まれると想定しています。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)の運用については、現時点で想定される時間別の飛行回数を含めて準備書にお示しました。</p>
29	<p>施設の更なる縮小をご検討ください。 豊かな自然を未来に残すため、寄付を募り、買い取るといった事業に従事しております。 植物が生えていれば「自然」というのではなく、植物だけでなく棲んでいる動物や土中の微生物など、生態系がサイクルとして成立がしている状況を「豊かな自然」として未来に残していただきたく思います。 単に面積を縮小するのではなく、海岸からの距離、標高、地形など同じ島の中でも環境は様々だと思います。いろいろな条件の場所を残していただけるとよいと思います。 混迷を極める世界情勢の中、国防の重要性は重々承知しているつもりではございますが、島に棲んでいる動植物もまた同じ命として守っていただけることを強く切望するものでございます。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。 馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
30	<p>(資料)馬毛島における施設整備(説明会等でのご質問とその回答)14ページでは、「基本的には既存の航空路を使いながら、海上を飛行する」と回答しており、(資料)馬毛島における航空自衛隊戦闘機デモフライト2ページでも、「新田原基地から離陸した機体が馬毛島に向かう際は、米軍がFCLPで岩国基地から馬毛島に向かうまでの経路(基本的に海上)と同じように、飛行することを予定しています。」と回答しています。 これに反して、あらまし11ページ記載の飛行ルートは、大隅半島(陸上)を通過しています。準備書では、訓練で使われる通常ルートを示すと認識しておりますが、これは記載ミスでしょうか。</p>	<p>「馬毛島における施設整備(説明会等でのご質問とその回答)」及び「馬毛島における航空自衛隊戦闘機デモフライト(確認飛行)」のお尋ねの部分は米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)に係る経路についてお示したものであり、「馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価準備書のあらまし」11ページに記載の飛行ルートは自衛隊の航空機の飛行ルートをお示しました。</p>
31	<p>「汚水排水計画」及び「廃棄物処理」に関しては、工事期間内は一定の管理ができたとしても、供用段階で想定どおりの環境配慮が可能か疑わしい。沖縄など各地の米軍施設をめぐって消火剤に含まれる有機フッ素化合物PFAS(Per-andPolyfluoroalkylSubstances)の汚染が報じられるように、火薬・爆薬や航空機に関する軍事基地特有の有害物質(放射性物質を含む)の使用・廃棄が考えられ、今後も新種ないし未知の有害物質が扱われる蓋然性は否定できない。まして、被攻撃事態には適正処理の余裕もないだろう。そうした軍事施設の特異性を直視しない環境影響評価は無意味である。</p>	<p>自衛隊施設から生じる廃棄物については、関係法令を順守し適切に処分します。</p>
32	<p>「施設の運用」の自衛隊運用では、定期便及び特別便を想定している。 具体的な定期便の機種と回数を明記すべきです。また、特別便も可能な限り内容を明記しなければ適切な評価ができません。</p>	<p>現時点で想定される運用計画に基づき、予測及び評価を行い、準備書にお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
33	<p>北西方向及び南島方向のコースと、北東方向及び南西方向のコースが設定されている</p> <p>2つのコースの周回幅が大きく異なります。その理由も説明されておらず、コースによって騒音発生も異なることが想像されますが、その違いが予測・評価に示されておらず、十分に納得できる内容ではありません。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)の飛行経路は、飛行方式や風向き等を踏まえて米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。馬毛島における FCLP は4～6機程度で行われることが想定されており、その際の飛行経路をお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定する等して予測を行いました。</p>
34	<p>150名以上の自衛官が勤務するが、荒天時閉じ込められる懸念がある。</p> <p>一刻を争う災害救助の任務者が、被災者になってはとんだお荷物である。</p>	<p>馬毛島基地(仮称)に設置する施設については、所要の災害対策等を講じてまいります。</p>
35	<p>第4章 4-1 住民等意見の概要及び事業者の見解の中で、航空機騒音予測について「コースのばらつきの程度を加味して予測を行っている」との見解を示しているが、元航空自衛官からは「夜間の飛行では10～20秒の誤差は常識である。飛行速度時速360kmで種子島の方向に1～2km延長した場合騒音がどうなるかの検証が必要」との情報が寄せられている。一昨年の防衛省による住民説明会では誤差を含めた最大飛行経路を示したとの説明はなく「戦闘機は飛行経路上を飛ぶ」との説明がなされている。防衛省住民説明と準備書の見解には矛盾があり、飛行経路を最低でも1～2km延長した場合の予測と評価を示すこと。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p> <p>なお、航空機騒音の予測に際しては、航空機の飛行態様によって飛行コースがばらつくことがあることから、飛行コースとして標準的な1本のコースを設けるだけでなく、コースのばらつきの程度を加味して予測を行っています。</p>
工事概要		
36	<p>馬毛島に大規模港湾建設が準備されているが、深刻な海域破壊が想定されるが、これも環境アセスメントの対象外となっている。これは大規模施設建設に伴う環境アセスメントの法の主旨に違反している。これが許容されれば事業者にとって環境アセス法を骨抜きにする手法で違法である。</p>	<p>港湾施設の整備は、公有水面の埋立てを行う計画はないこと等から、環境影響評価法で定められた対象事業に該当しません。他方、港湾施設の整備は、馬毛島における自衛隊施設整備事業の一部として実施するため、環境影響評価法の対象である飛行場及びその施設の設置と併せて、環境影響評価を行うこととしたものです。</p> <p>港湾整備が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
37	<p>馬毛島で工事中の騒音、粉じん、水の濁りは、予測条件が全く記載されていない。</p>	<p>工事中の水の濁りの予測条件は準備書資料編にお示しました。工事中の騒音及び粉じんの予測条件はお示しました、頂いた御意見に配慮して、評価書の作成において適切に対応します。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
38	<p>方法書への「“1)係留施設等…本施設への人員、燃料、資機材等の海上輸送、艦艇の停泊及び補給等を目的とした係留施設等を設置します。係留施設等の具体的な内容については、防波堤、一般栈橋、燃料栈橋、消波堤防、接続施設等を設置することとしています。2)揚陸施設…緊急時の揚陸、輸送、訓練等のために、救難機やエアクッション艇(LCAC)等の揚陸施設を設置します。”p13とあるが、台風の被害が大きいこの地域の特性から波浪条件からの検討及び海域など自然環境に対する検討が示されていないため、不適切な計画である。」との意見に対し“港湾施設については、波浪条件等を検討の上、設計するとともに、港湾整備が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。”p471とあるが、“波浪条件等を検討の上、設計する”という内容は準備書のどこにもない。虚偽見解である。また“港湾整備が環境に及ぼす影響”は、“施設の存在及び供用時については、尿尿及び生活排水を污水处理施設に集めて合併処理浄化槽方式で污水处理を行った後、海域へ直接放流する污水处理施設計画を予測の前提としました。”p974と、排水しか予測していないが、大規模な係留施設等により、閉鎖海域が出来ることについての検討は水質でも流況でも全くされていない。この見解は虚偽に近い。</p>	<p>港湾整備が流況に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行っており、準備書においてお示ししました。なお、係留施設等のうち、一般栈橋や消波堤防は、海水の通過が可能な構造を計画しており、係留施設等の内外で海水の通過は生じます。</p>
39	<p>方法書への「工事概要として“本事業における工事計画に係る具体的な内容については、今後の検討を踏まえて決定することとなりますが、現時点で想定される工事概要を表-2.2.1に示します。”p19とあるが、環境影響評価に必要な工事量、搬入ルートぐらひは記載すべきである。“自動車類交通量は、一般国道58号が多く、昼間12時間自動車類交通量は、827～10,448台、24時間自動車類交通量は、1,009～13,164台となっています。”p297とあり、通常の道路と比べて、交通量は少ないといえる。こうした交通量の少ない種子島に、いったいどれだけの工事運搬車両が追加されるのかが心配である。事業計画で種類別の搬入量、搬入ルート、搬入台数を示し、どの道路、どの港湾にどの程度の影響を与えるかが判断できるようにすべきである。」との意見に対し“搬入ルートや施工量等については、準備書第6章にお示ししました。”p473とあるが、準備書に示すことは予測条件として当然のことである。問題は方法書段階でこうした情報がなかったため、調査・予測・評価方法に対する意見が出せなかったことである。関係者として正式に意見を出せるのは、この準備書に対してだけとなる。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
40	<p>準備書で“自動車類交通量は、一般国道58号が多く、昼間12時間自動車類交通量は、827～10,448台、24時間自動車類交通量は、1,009～13,164台となっています。”p297とあり、通常の道路と比べて、交通量は少ないといえる。こうした交通量の少ない種子島に、いったいどれだけの工事運搬車両が追加されるのかが心配である。準備書で“工事中の資材及び機械の運搬に用いる船舶の運航及び種子島島内において用いる工事用車両の運搬ルートは図-2.2.29に示すとおり計画しています。”p40とあるが、種子島の西之表港のほか、種子島中央の浜津脇港、約30km南の種子島南端島間港を利用する計画になっている。なぜこのように多くの港を利用するかの理由が分かるように、それぞれの運搬船規模、搬出入物、その量を明記すべきである。</p>	<p>工事計画、資機材等の搬入計画をもとに、各予測地点の月別の資材及び機械の運搬に用いる車両の1日当たりの運行台数を算定するなど、工事用資材の搬出入(船舶によるものを含む。)による影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
41	<p>準備書で“自動車類交通量は、一般国道 58 号が多く、昼間 12 時間自動車類交通量は、827～10,448 台、24 時間自動車類交通量は、1,009～13,164 台となっています。” p359 とあり、通常の道路と比べて、交通量は少ないといえる。こうした交通量の少ない種子島内に、3つの港を行き来する運搬車が追加されるが、西之表港から約 30km 南の島間港までの交通が発生するような工事計画は避けるべきである。</p>	<p>工事中の資機材の搬入による影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
42	<p>方法書への「“工事工程…本事業に係る工事工程については、全体として概ね 4 年程度の工期を想定しています。ただし、早期の運用開始を目指し、最低限必要となる施設については先行して完成させることを目指します。なお、今後詳細な検討を行うことから、工期は変更となる可能性があります。” p19 とあり、早期運用開始といいながら工期も不明というおかしな表現であるが、ともかく、最低限必要となる施設については先行して完成させるとして、たとえば、飛行場だけは先行完成させるという意味が示されている。このようなことを公表するのは環境影響評価制度を冒涇するものであり、方法書は撤回すべきである。」との意見に対し“本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測、及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。” p466 とあるが、環境影響評価制度を説明しただけで、未熟な計画段階での方法書は撤回すべきとの意見に答えていない。工期等を準備書に示すことは予測条件として当然のことである。問題は方法書段階でこうした情報がなかったため、調査・予測・評価方法に対する意見が出せなかったことである。関係者として正式に意見を出せるのは、この準備書に対してだけとなる。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
43	<p>準備書の図-2.2.19(4)工事進捗図(20～21ヶ月目) p35 で始めて“調整池”8箇所(内、1か所は図にはあるが注書きなし)が“施工中”が出てきて、図-2.2.19(5)工事進捗図(26～28ヶ月目) p36 で、全ての“調整池”9箇所(1箇所は着手、8か所は施工中)がそろったが、調整池の完成があまりにも遅すぎ、これでは工事中の泥水がそのまま海に流出してしまう。</p> <p>汚水排水計画で“工事中及び洗機排水処理施設からの処理水は、水質汚濁防止法で規定される排水水質基準を満足させた上で海域へ放流する計画としています” p26 は虚偽説明なのか。</p>	<p>調整池が完成するまでの工事中の濁水対策として、濁水処理設備、仮設沈砂池の設置等の環境保全措置を講ずることとしています。</p> <p>水の濁りや水の汚れの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
44	<p>準備書の海上ボーリング調査は、“令和 2 年 12 月 21 日～令和 3 年 2 月 4 日に実施され” p105 とあるので、その直後の令和 3 年 2 月 19 日から方法書が縦覧されており、明らかにこれは事前調査としての概況調査であり、調査方法に問題があれば、現地調査をやり直す必要がある。ところが、示された結果は海上ボーリング調査による柱状図(No. 27 地点)だけであり、N 値はほとんどが 50 以上の良い例だけである p105。ところが海上ボーリング調査は 37 地点も行っており p106、普天間飛行場代替施設(辺野古)のように、護岸の直下に豆腐並みに地盤があり、将来的に沈下する危険が問題になっている。そうした問題が生じるかどうかを検討するため、すべてのボーリング調査結果を追加すべきである。“資料編”にも含まれていない。</p>	<p>馬毛島周囲の地質状況については、ボーリング柱状図のほか、土壌及び地盤の状況を、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
45	<p>方法書への「“自動車類交通量は、一般国道 58 号が多く、昼間 12 時間自動車類交通量は、827～10,448 台、24 時間自動車類交通量は、1,009～13,164 台となっています。” p297 とあり、通常の道路と比べて、交通量は少ないといえる。こうした交通量の少ない種子島に、いったいどれだけの工事運搬車両が追加されるのかが心配である。事業計画で示すべきである。」の意見は無視され、意見がなかったことになっているが正式に取り上げ、見解を示すべきである。</p> <p>準備書 p41 によれば、工事ルートは一般国道 58 号海岸沿いで島間小学校や岩岡小学校の脇を走行する県道 588 号（野間島間港線）を計画しているので、その旨ぐらいは見解にも記載すべきである。一般国道 58 号の 24 時間自動車類交通量は、514～528 台とさらに少ない。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第4章 51 番において事業者としての見解をお示しました。</p>
46	<p>方法書への「騒音の調査…地点 4 は種子島の南端の島間港…であるが、ここから地点 1 に近い西之表港まで往復 2 車線の国道 58 号を…車両の運行を想定しているのか。それとも県道 588 号…で南種子町立島間小学校や中種子町立岩岡小学校の脇を想定しているのか。車両と船舶の運行ルート、積出港、運搬資材名と想定重量毎に事業計画で明記すべきである。車両の運行による騒音調査地点で地点 3 と地点 4 の間の間に 1 地点追加して、国道 58 号か県道 588 号かルートが理解できるようにすべきである。また、種子島東側の地点 2 は何のために設定したのか。“田之脇港にいたる”とあるが、こんなところまで資材等を運搬する必要があるのか。」との意見に対し“環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。” p496 とあるだけで、何の見解もない。本文の騒音（自動車騒音）予測地点で工事車両ルートは示しており、種子島中央の国道 58 号ではなく、海岸沿いの県道 588 号を計画しているので p855、その旨ぐらいは見解にも記載すべきである。計画の県道 588 号は島間小学校や岩岡小学校の脇を走行することを知らせないようにしているのか。</p> <p>また、基本的な積出港、運搬資材名と想定重量毎に事業計画で明記すべきについては無視されているし、種子島東側の地点 2 は“田之脇港にいたる”とあるが、という疑問については調査地点から削除されている（理由は不明である）。こうしたことを丁寧に見解で記載すべきである。</p> <p>ちなみに、準備書では“対象事業実施区域と種子島の間及び種子島島内において多くの資材及び機械を安全かつ周辺の交通に影響を及ぼさないという最小限のルートを計画しています。” p707 とあるだけで、図 6.1.1 工事の資材及び機械の運搬ルート p708 にも、西之表港、浜津脇、島間港間の工事車両ルートは記載してあるが、各港から馬毛島へ運び出すという矢印があるだけで、もちろん、そこから何をどれだけ運び出すか、その理由などは全くない。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第4章 188 番において事業者としての見解をお示しました。資機材の運搬計画については、準備書にお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
47	<p>技術的助言の内容として“準備書段階では、調査結果や予測手法等について、専門家等に技術的助言を受けました。” p687として、ウミガメ類(大学)の専門家から“馬毛島の東側に係留施設が造られると、西側の砂が東側に移動し、西側の砂浜の砂がさらに減少する可能性がある。東側の係留施設は海水が通過するような構造が良い。今後、西側の砂浜の変化について注視することが望ましい。” p696とあるにもかかわらず、東側の係留施設は全て中詰めのカートンであり、海水が通過するような構造にはなっていない。この助言に従い、東側の係留施設は海水通過が可能な構造とすべきである。この助言に従わないなら、最低限、それに対する見解を示すべきである。</p>	<p>専門家等の技術的助言も踏まえ、係留施設等のうち、一般栈橋や消波堤防は、海水の通過が可能な構造を計画しています。</p>
48	<p>船舶・建設機械の稼働計画で“工事に用いる建設機械は周辺環境への影響を低減するため、排出ガス対策型、低騒音・低振動型の積極的な導入に努めます。” p700とあるが、積極的な導入に努めるだけでは、意味がない。努力さえすればいいことになる。工事発注条件に、排出ガス対策型、低騒音・低振動型が指定されている場合には、その建設機械を使用することを明記すべきである。</p> <p>また、大気汚染物質排出量のNOx：窒素酸化物のエンジン排出係数原単位(g/kW・h)、PM：粒子状物質のエンジン排出係数原単位(g/kW・h)は、“排出ガス未対策型の原単位に設定しました。” p767、p768とあるのは、積極的な導入に努める意思が無いことを示している。エンジン排出係数原単位は、排出ガス対策型の原単位とすべきである。</p>	<p>大気質への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。工事に用いる建設機械は周辺環境への影響を低減するため、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の積極的な導入に努めます。</p>
49	<p>予測方法の(a)資材及び機械の運搬に用いる車両の運行で、予測交通量は想像以上の台数である。特に大型車が毎日8時から17時まで、14ヶ月目には毎時間42～48台も通過することになる。馬毛島から最も離れた種子島の南端の島間地区の方が48台/時となっているが、一般車両は1～8台/時である。しかも休日も平日と同じ台数である p737～p750(大気) p861～p868(騒音)。特定建設工事であれば休日は工事禁止であるのに、車両運行は例外だからと居直るのではなく、このような無茶な工事はやめ、休日は工事をやめ、もっと平準化すべきである。</p>	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質及び騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
50	<p>4年次に計画され、NOx等の排出量が2倍近くになる仮設栈橋撤去は環境に大きな負荷を与えるため、馬毛島の動植物への影響について十分な予測・評価・環境保全措置を検討すべきである。仮設栈橋の撤去だから急ぐ必要もなく、工事平準化のため、撤去期間8か月を2倍にするなどの環境保全措置をとるべきである。</p>	<p>仮設栈橋の撤去を含む港湾施設の整備が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示しました。</p>
51	<p>準備書の工事進捗図20～21ヶ月目で始めて“調整池”8箇所の施工中が出て来るだけだが、“調整池”は工事の最初に着工すべきである。これでは工事中の泥水がそのまま海に流出してしまう。</p>	<p>調整池が完成するまでの工事中の濁水対策として、濁水処理設備、仮設沈砂池の設置等の環境保全措置を講ずることとしています。</p> <p>水の濁りや水の汚れの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
52	<p>準備書内に記載されていた環境影響の調査範囲について、馬毛島周辺となっておりますが、その範囲で問題ないのでしょうか。範囲の設定の根拠をお伺いしたいです。特に、海の影響は、広範囲に及ぶと認識しています。</p> <p>2021年11月に起こった小笠原諸島付近での海底火山の噴火によって発生した軽石が1000km以上はなれた沖縄まで流され、環境に影響を及ぼしています。</p> <p>馬毛島は世界自然遺産の屋久島と距離が近く、馬毛島基地（仮称）建設事業の影響が世界遺産の自然に影響を及ぼさないか危惧しております。</p> <p>環境影響の調査範囲の根拠や屋久島への影響の考慮などありましたら、ご提示いただけますと幸いです。</p>	<p>屋久島町及び南大隅町については、馬毛島から30km以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えておりますが、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書においてお示しました。</p>
53	<p>馬毛島基地（仮称）建設事業による自然環境への影響調査は、継続して行うべきものと考えています。</p> <p>工事がどのように環境に影響を与え、変化しているのか経過を調査する予定はあるのでしょうか。</p> <p>また、その過程で、環境への影響が予測や基準より大きい場合、工事の中止や中断の判断、指揮はどのように行う予定でしょうか。</p> <p>馬毛島基地（仮称）建設事業を進めていく過程で、自然環境への悪影響があるとわかった場合の対応について伺いたいです。</p> <p>また、その基準についてもどのように定めているのでしょうか。</p>	<p>本事業の環境影響評価に係る選定項目としたもののうち、環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態を把握するための事後調査を行うとともに、事後調査の対象にしなかったものについても、事業の実施による周辺環境への影響の程度を把握するため、工事中及び供用時に自主的に環境監視調査を実施することとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>事後調査等の結果を踏まえて、必要な措置を講じていきます。</p>
54	<p>準備書第4章において、「造成には、基本的には馬毛島内の土砂を用いる計画です。なお、一部の工事では、島外から搬入される砂を用いる計画ですが、鹿児島県等から許可を得た砂採取業者から適切に調達することとしています」の見解が示された。</p> <p>「一部の工事」で想定される工事とは、「馬毛島内の土砂」との使い分けの基準とは何か。</p> <p>検疫は第三者の介入が当然と考えるが、検疫の業者等選定はどのような基準・手続きで進める計画か。検疫の内容は何か。</p> <p>また、「鹿児島県等」の「等」とは何か。九州圏内か、それともそれ以外からの調達も想定しているのか。</p>	<p>造成には、基本的に馬毛島の土砂を用いる計画です。島外から搬入される砂については、港湾工事におけるケーソン中詰め等に利用する計画としています。調達にあたっては、関係法令に基づき適切に対応します。建設資材の調達先については、実際に工事を受注した業者において、工事の仕様書に定められた仕様を満たす建設資材を市場から選定していくものと承知しています。</p>
55	<p>仮設栈橋について仮設とはいえ3本の巨大な人工構造物である。これだけを見ても着工後は、ひっきりなしに資材の運搬船が行き交う景色が思い浮かび、生活船・漁船への影響の不安がよぎる。</p> <p>仮設栈橋の着工から撤去までの数年間の海岸・海中のかく乱による生態系への影響・海砂の浸食・堆積による地形の変化推移、漁業への影響等、より詳細な調査を求める。</p> <p>基礎捨石は全撤去せず一部人工礁として残すとするが、どれだけ残せばどのような影響があるのか、科学的知見による予測評価を明示されたし。</p> <p>袋材とはどのようなものか。経年劣化・撤去作業の際、プラスチックゴミ、有害物質をバラ撒くことになりやしないか心配する。</p>	<p>港湾施設の整備が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。工事期間中や供用後3年程度の期間、海域動物や海域植物等の事後調査を実施します。また、袋材は、網状の袋に石材を詰めた材料を指しています。</p> <p>この網状の袋の材質は、ポリエステル繊維やポリエチレン繊維等の耐久性に優れた材質です。仮設栈橋の撤去作業を行う際は、袋材の損傷防止に十分配慮した作業に努めることとします。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
56	<p>方法書への意見「“一般環境中の放射性物質の状況…西之表市の1地点において…調査が実施されています。”とあるが、馬毛島でも調査が必要である。核弾頭搬入、貯蔵の放射能漏れ、事故…事前調査が必要である。」に対して“我が国は非核三原則を守るとの基本方針を堅持しており、我が国の意思に反して核兵器が持ち込まれることはありません。”と核兵器に限定した空想的見解であるが、原子力艦船の寄港、核廃棄物の搬出入なども考えられるため、馬毛島での放射性物質の現地調査をすべきである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設については、我が国の南西地域における防衛態勢の充実の観点から、陸海空自衛隊の訓練施設、大規模災害等における後方支援施設及びFCLPの施設として活用することとしており、原子力艦船の寄港や核廃棄物の搬出入は想定されていません。</p>
大気質		
57	<p>「大気質」については、特に航空機の運航に係る予測結果を図面で示している。年平均コンター図は、2つの飛行コースに沿って予測されているのか、不明です。また、図面では、大隅半島及びトカラ列島が外されており、不適切な評価です。</p>	<p>大気質への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>なお、大隅半島やトカラ列島については、馬毛島から30km以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響と同様に、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えております。</p>
58	<p>FCLPの訓練期間は短期間に集中して行われるため、その期間中の窒素酸化物、浮遊粒子状物質等は年間を平均して算出した計算値をはるかに超え、相当の値に上ると考えられ、影響は無視できないと考えられる。年間の平均的な運用だけでなく、短期間に集中的に運用される状態での影響をも予測すべきである。</p>	<p>航空機の運航に伴う大気質への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
59	<p>方法書への「“現況が把握できる代表的な地点…現地調査地点1：西之表市街地（西之表市）” p415（NO2、SPM、SO2）だけであるが、航空機の運航により大気項目が大きく変化する恐れがあるため、現地調査はもっと多くの地点で行うべきである。例えば、“資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道…4地点1：西之表市街地（西之表市）、2：庄司浦地区（西之表市）、3：浜津脇地区（中種子町）4：島間地区（南種子町）” p420 ぐらいは現地調査に追加すべきである。」との意見に対し“大気質については、県知事意見等も踏まえ、調査地点を追加しました。” p488 とあるので、現地調査1地点を2地点に増加させただけであるが、基本的には了承する。本来は、～の理由で浜津脇地区（中種子町）だけを追加しました、と見解に丁寧に記載すべきである。</p>	<p>大気質への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
60	<p>環境影響評価の項目の選定で、炭化水素、ベンゼン等を“知事意見を勘案し、航空機の運航により炭化水素、ベンゼン等が発生し、周辺の大気環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。”p570と方法書から追加されたが、“燃料消費量及び排出係数は、防衛省提供資料等を基に設定した。”p793とあるように、予測条件の大事な排出量の基になる資料が防衛省提供資料等とあり、科学性、公明性を求める環境影響評価とは異なる。防衛省の資料とはいえ、排出係数などは軍事機密になりえない。出典とともに公表すべきである。</p> <p>また、表-6.2.1.51 航空機（エンジン）に係る対象化学物質排出量の対 THC 比率では“「航空機ジェットエンジン排出物の実測とその測定結果」（航空環境研究 No. 3, 1999）を基に作成。同文献の測定対象エンジンは、JT9D-7R4D 型である。”p794と基本的な文献は示しているが 1999 年の古い文献では信用できない。同文献の測定対象エンジンは、JT9D-7R4D 型というのは、古い型のジェット戦闘機に用いてあるためにこうした言い訳を書いているのではないかと。現在、F-35 ステルス戦闘機には P&W（プラット&ホイットニー）社の JT9D-7R4D 型ではなく、F135-PW-100 ターボファンエンジンが使われている。また、表-2.2.2 主な航空機の性能諸元（自衛隊）p15、表-2.2.4 主な航空機の性能諸元（米軍）p16 の搭載エンジンに、JT9D-7R4D 型を用いた航空機はない。</p> <p>いずれにしても、予測条件の出典を明らかにし、誰が見ても納得できる形にすべきである。また、ICAO など最新の資料を用いるべきである。</p>	<p>航空機の大気汚染排出係数については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に設定した上で準備書においてお示しました。準備書 6-2-79 (793) の燃料消費量及び排出量は航空機の製造メーカーから提供された値を採用し、値が存在しない航空機については同程度の機種値を採用し、これらの値を示しております。また、準備書 6-2-80 (794) の表-6.2.1.51 のベンゼン等については防衛省や航空機の製造メーカーが測定結果をほとんど保有していないため、一部を除いて既存の研究事例を参考に THC の比率を配分しました。なお、ベンゼン等の寄与値はバックグラウンド濃度に比べて数桁小さい値となっており、現況濃度とほとんど変わらないものと予測しております。</p>
61	<p>大気汚染（窒素酸化物浮遊粒子状物質硫酸化物炭水化物、ベンゼン等）の調査地点は、西之表市街地（西之表市）だけであったが、“知事意見を勘案し、調査地点を追加しました。”p579、粉じん等も p583 とあり、浜津脇地区（中種子町）を追加して、方法書の 1 地点を 2 地点に増加させたことは評価できるが、工事中の大気予測では“現地調査地点における 4 季の現地調査結果の平均値を算出し、バックグラウンド濃度としました”p773 としながら、No. 1 西之表市街地、No. 3 浜津脇地区、No. 4 島間地区、No. 5 住吉地区が示してあり、備考で No. 3、No. 4、No. 5 は全て、No. 3 浜津脇地区の現地調査結果を安易に用いている。No. 4 島間地区、No. 5 住吉地区でも現地調査して、その値を用いるべきである。</p>	<p>No.4 島間地区、No.5 住吉地区のバックグラウンド濃度については、現地調査を行った西之表市街地及び浜津脇地区の地域の状況と比較し、類似した環境のバックグラウンド濃度を採用しました。</p>
62	<p>大気予測条件（航空機）は、燃料消費量（kg/（基・h））だけで稼働時間 h が無い。また、運行モード（テイクオフ：離陸、クライム：上昇、クルーズ：巡航、アプローチ：進入）の継続時間も無い。アイドル（発着までの移動・進入後の移動）は排出係数と稼働時間が欠落している。</p>	<p>航空機の運航に伴う大気質への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>対象事業実施区域のある馬毛島は離島であり、種子島の住居等と約 10km 程度離れていることから、航空機の陸上での走行時の影響は限定的であるため、計算の対象外としました。</p>
63	<p>基地運用後の大気汚染についても評価すべきです。</p>	<p>大気質への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
64	<p>方法書への「大気（粉じん）調査は“西之表市街地（西之表市）調査地域における粉じん等の現況が把握できる代表的な地点” p418 とあるが、積降ろし、積出し港でも、土砂、コンクリート骨材鉄材等による粉じんの恐れがあるため、現地調査、予測調査は、西之表市街地 1 か所だけではなく、荷積みが想定される p420、p432 西之表港、浜津脇港、島間港、田之脇港を追加すべきである。」の意見は無視され、意見がなかったことになっているが正式に取り上げ、見解を示すべきである。</p> <p>結果的に道路沿道の 2 地点の予測だけで、大気（粉じん）は p821～p832 が呼び込めないため調査 2 地点までしかわからない。結果が不明なため、9 章の総合評価で確認すると、結果は粉じん等は 0.118～0.955t/km²/月（総合評価 p2257）となり、いずれも目標値を下回ると予測しているが、積降ろし、積出し港でも、土砂、コンクリート骨材鉄材等による粉じんの恐れがある点が予測条件に加味されていない。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第4章 154 番において事業者としての見解をお示しました。</p>
65	<p>方法書への「評価の手法（大気質）で“…粉じん等（降下ばいじん量）の参考値」と予測結果を比較…評価します。” p502 とあるが、粉じん等（降下ばいじん量）の参考値の出典だけが、他の 2 基準（環境庁告示）のようなことが記載していない。いかにも環境基準として定められているかのように印象付ける姑息な手法であり、出典を明記すべきである。」</p> <p>との意見に対し“方法書に記載した粉じん等（降下ばいじん量）の参考値の出典は「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律の施行について」（公布日：平成 2 年 7 月 3 日、環大自 84 号）です。” p510 とあるが、</p> <p>総合評価では“粉じん等に係る環境保全の基準又は目標は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」…に記載の降下ばいじんに係る参考値としました。” p2257 と孫引き資料となっている。どちらが正しいのか。</p> <p>また、(2) 調査結果 1) 文献その他の資料調査結果 2) 現地調査結果の p820 から p832 までが、電子データでは白紙しか呼び出せない。いちいち現地まで縦覧図書を見に来いということか。至急電子データを修復するとともに、2022 年 4 月 28 日公表“誤記又は不明瞭な記述を以下のとおり修正します。”のように修復を公表し再度意見書の提出を求めるべきである。</p>	<p>方法書に記載した粉じん等（降下ばいじん量）の参考値の出典は「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律の施行について」（公布日：平成 2 年 7 月 3 日、環大自 84 号）ですが、準備書の総合評価における降下ばいじんの参考となる値は、建設機械の稼働により発生する降下ばいじんについて、国等で整合を図るべき基準及び目標が定められていないことから、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に記載の降下ばいじんに係る参考値を評価を行う目安として設定しました。</p> <p>なお、九州防衛局のホームページに掲載している馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書に関し、令和 4 年 5 月 13 日、欠落しているデータを修正した旨、公表しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
66	<p>方法書への「降下ばいじん量に係る参考値（10 t /km²/月）は、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の第7条のスパイクタイヤの使用の禁止を適用する第5条の地域指定要件であり、環境基準のように一般環境で適用するような性格のものではなく一種の規制基準的なものである。また…「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」平成2年7月3日環大自83号で、「指定に当つては、…健康影響又は生活環境影響に関する具体的な事例、降下ばいじん量、交通量、スパイクタイヤ装着率等を勘案し、総合的に判断することとする。」までしか決めていない。国土交通省の「道路環境影響評価の技術手法」でも、「国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標は示されていない。」と明言しながら、「なお、回避又は低減に係る評価については、建設機械の稼働による降下ばいじんにおける参考値として、10t/km²/月が考えられる。これは、次のようにして設定されたものである。環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした 20t/km²/月が目安と考えられる。一方、降下ばいじん量の比較的高い地域の値は、10t/km²/月である。これらの差である 10t/km²/月を参考値とした。…」p2-3-30 というものであり、値に意味があるかのような印象を与えているだけである。」との意見に対し“降下ばいじんの参考となる値は、建設機械の稼働により発生する降下ばいじんについて、国等で整合を図るべき基準及び目標が定められていないことから、評価を行う目安として設定しました。”p510 とあるが、参考値（10 t /km²/月）は、スパイクタイヤの使用が禁止されるような事態の基準であり、道路騒音・振動の要請限度のような水準であり、他の2項目のように環境基準と同列にはできない。</p>	<p>降下ばいじんの参考となる値は、建設機械の稼働により発生する降下ばいじんについて、国等で整合を図るべき基準及び目標が定められていないことから、評価を行う目安として設定しました。</p>
67	<p>大気予測条件で工事車両の“排出係数の算出に用いる走行速度は、予測地点における規制速度としました。”p751 とあるが、出典の「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月国土技術政策総合研究所資料第714号）p2-1-19によれば「予測に用いる走行速度は、…法定速度、又は規制速度を予め設定できる場合にはその速度を基本とする。ただし、この場合、沿道環境の保全の観点から適切な値を用いることができる。」とされ、解説*5で「自動車専用道路の場合、沿道環境の保全の観点から、必要に応じ法定速度（又は規制速度）よりも10km/h程度高めの走行速度とすることができる。また、一般道路の場合は、適切な値は、法定速度60、50、40km/hに対し、一般道路の平均走行速度の目安としてそれぞれ、45、40、30km/hを設定することができる。」とされている。いずれも沿道環境の保全の観点から排出係数が大きくなるように推奨している。これに従えば、走行速度50km/hのNo.1西之表市街地及びNo.5住吉地区は、40km/hの排出係数、走行速度40km/hのNo.3浜津脇地区及びNo.4島間地区は、30km/hの排出係数を用いて、それぞれ排出係数を大きめにとることが推奨されている。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月国土技術政策総合研究所資料第714号）において、「法定速度、又は規制速度を予め設定できる場合にはその速度を基本とする」とされていることを踏まえ、排出係数の算出に用いる走行速度を設定しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
68	<p>大気予測結果：(a)資材及び機材の運搬に用いる車両の運行で“二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄は、いずれも環境基準値を下回ると予測しました。”p773とあるが、環境基準ぎりぎりまでは環境負荷を与えてもいいという考えが伺われる。清浄な大気環境に4～7割の濃度負荷があるような計画についての評価をすべきである。</p> <p>例えば、NOxの予測結果(14ヶ月目、平日)はNo.1こそバックグラウンド濃度 0.006ppm に対し、年平均 0.00613ppm と 1.02 倍になる程度だが、No.3、No4、No5、はバックグラウンド濃度 0.001ppm に対し、0.00150～0.00177 と 1.5 倍～1.8 倍にも上昇する。</p>	<p>大気質への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書にお示しました。</p>
69	<p>粉じん(工事中)の予測は、現地調査の2地点(西之表市街地、浜津脇地区…方法書から追加 p582)に2地点(住吉地区(西之表市)、島間地区(南種子島町))を泥縄的に追加しているが、追加2地点は現地調査を行っていないため、“環境保全目標である降下ばいじんに係る参考値を下回っています。”p831 という不十分な評価しか出来ない。この参考値は規制基準的なもので守れるのが当たり前の値である。こうした正常な地域では、予測値がどれだけ現況値に影響を与えるかが最も重要であり、その評価をするため、追加2地点の現地調査が必要である。</p>	<p>粉じん等の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
70	<p>予測方法は(a)資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じん等 p825 とあるように、工事車両だけを対象としているが、大気質のNOxのように、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行として“船舶が種子島周辺を航行し、周辺の大気環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。”p570 とし、西之表港、浜津脇港、島間港での、NO2、SPM、SO2 の等濃度線を示している p778～p786。のように、船舶航行、船舶・車両への積込みによる粉じんも予測・評価すべきである。</p>	<p>粉じん等の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
71	<p>“粉じん等の予測計算は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省…)に基づき…工事用車両の通行帯を面発生源として考え、分割された小領域の面積に応じた降下ばいじん発生量から、予測地点での一風向における降下ばいじん量を下記の式により計算しました。”p826 と仰々しい予測式が示されているが、“予測の手法：事例の引用又は解析とし、粉じん等(降下ばいじん量)について、経験式により予測しました。”p822 と異なっている。準備書のなかで食い違った予測の手法がある。この原因を明らかにし、正しく修正すべきである。</p> <p>なお、表-5.2.2(2)調査及び予測の手法(大気質(粉じん等))：(2)予測の手法で“予測の基本的な手法：事例の引用または解析とし、粉じん等(降下ばいじん量)について、経験式により予測しました。”p583 とやはり、経験式で予測したとある。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」において、「この予測手法は、発生源の種類(工事の種別等)毎に実測データを基に気象条件(風向・風速)を考慮した解析により設定した発生量を表す係数、および距離による拡散と気象条件を考慮した解析により設定した拡散を表す係数を用いて、ブルーム式を基本とする経験式により予測を行う」こととされており、準備書では一貫して経験式をお示しました。</p>
72	<p>工事車両の排出係数(大気NOx、SPM)が過少に計算されている。</p>	<p>大気質への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
73	<p>粉じん（工事）は、基準降下ばいじん量(a)は出典によれば「舗装路」なら、0.0140であるが、「舗装路+タイヤ洗浄装置」は0.0007と1/20に降下ばいじん量が減少する。当初からの環境保全措置としてタイヤ洗浄施設ありとして予測すべきである。</p>	<p>タイヤ洗浄施設が無いと想定しても、環境保全目標である降下ばいじんに係る参考値を下回ると、予測しています。</p> <p>なお、工事の実施に伴う資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等の発生による環境影響の更なる低減を図るため、タイヤ洗浄施設を設置するなどの環境保全措置を講じます。</p>
74	<p>大気質について、工所用車両や航空機などの通行に係る予測結果として、各々の数値は下回る予測している。環境保全措置4点の中の一つに「通勤車両台数の低減のため、工事関係者には公共交通機関の利用を奨励…」とあるが、工事に使われる車両・区間・走行台数などが示されていないのにどの公共交通機関を利用しようとしているのか示すべきです。現在の交通機関を使うことで、勤務時間内に勤務地へ行けるのか？勤務終了後に利用できる公共交通機関はいくつありますか？車両や航空機からの排ガス・粉塵・大気汚染・などの影響が適正に評価されているとは思えない。やり直すべきです。</p>	<p>公共交通機関の利用については準備書にお示ししましたが、工事の進捗等により公共交通機関の利用区間、利用する対象等が変わってくるため、状況に応じて最適な交通機関を利用することとなります。</p> <p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
騒音		
75	<p>海域動物の評価で“屋久島に到達する航空機騒音の最大騒音レベル（LA, Smax）は、30.5～33.3dBと予測されており、産卵環境の変化はほとんどないと考えられます。”p1775とあるが、屋久島での最大騒音レベル値は、準備書本体のどこにも記載がない。</p> <p>無理に読み取れば、予測の前提（施設の存在及び供用）の“資料編「6.3 騒音」に示しますように施設の存在及び供用時における航空機騒音（ピーク騒音レベル：LA, Smax）の予測結果は以下のとおりです。”p1750で示される表-6.3.1 航空機騒音の最大騒音レベル（LA, Smax）予測結果で、屋久島のNo.10 宮之浦が33.3dB、No.11 安房が30.5dBという結果であるが（資6-3-7）、予測手順で各格子点の最大騒音レベル（LA, Smax）を求めることしかなく、あとは、機種別に音響データがあるだけで、具体的な予測手法は示さず、突然結果だけが示してある。</p> <p>また、等騒音レベル線が110～60dBまでしか記載ないが（資6-3-8～6-3-16）、30dBまで拡張し、屋久島に届くようにすればそれなりに納得できるかもしれない。</p>	<p>最大騒音レベルの予測手法、予測結果については、資料編6-3-4～6-3-16にお示しました。</p>
76	<p>FCLP:恒久的施設は、生活者の活動に迷惑、特に騒音被害はないこと(米国；FCLP 禁止)と、捉えています。私は、厚木基地の近くに住んでいました。疑問に思っていました。それは、この騒音被害は、米軍が日本のためにやって居るのだから、我慢をと言っていますが、この騒音被害が米国の仕業！と思っている人を増やしています。我慢して欲しい、戦前基地があった所を優先せざるを得ないという理由でした。馬毛島に新しく作るのをおかしいのではないですか、法律に触れるのではないのでしょうか？</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
77	<p>騒音の心配があります。近隣諸島や海の生き物にどれくらいの影響があるのでしょうか？</p>	<p>海域生物に対する航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
78	<p>とても自然豊かな場所に戦闘機の大きな音が聞こえる日々は近くに住んでる方の生活にも多大な影響を与えてしまうと思います。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
79	<p>本準備書によれば、日米合同の運用に供される馬毛島基地（仮称）の航空機飛行回数は年間合計 28,900 回に及ぶが、その飛行ルートが本準備書の描くように都合良く種子島を避けられるか極めて疑わしい。軍事施設の本質から不測の事態が日常茶飯事であることや、日米地位協定の元で米軍が飛行のフリーハンドを持ち、事前に合意したルートなどを無視する例が多発する実態に照らすと、供用段階における騒音その他の環境影響は、本準備書の想定をはるかに超えるだろう。2008 年 9 月 6 日付の南日本新聞に、防衛省が西之表市長（当時）に FCLP 訓練空域の最大半径が 45km だと答えたことと記載されたことに関し、本準備書は事実を否定するが、信ずるに値しない。方法書に対する意見書の多くが求めたとおり、少なくとも硫黄島での FCLP に伴う各種の詳細データを取得・開示し、環境影響評価プロセスをやり直すべきである。</p>	<p>騒音状況等は環境によって変わります。航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定する等して予測を行いました。</p>
80	<p>説明会会場でも多くの市民が懸念を抱き、質問していましたが、「想定していないから」ではなく、種子島・屋久島上空を飛行した場合の予測値を示してください。</p> <p>また、この騒音予測が、現在硫黄島で実施されている訓練のように、1 度の飛行訓練時に、数機が上空を旋回しながら訓練が実施されている状況を考えると、その訓練状況を前提とした調査結果を示すべきだと考えます。</p> <p>842P では、昨年実施された「デモフライト」での測定値が示されています。実際の「FCLP の予定『経路』を飛行させた」としてはいますが、実際の訓練と飛行『内容』は違ったにも関わらず、（このことは、防衛省自身が、FCLP を再現したものではないと説明会の会場でも発言し、認めています）ここでは、まるで訓練内容を再現して実施したかのような報告となっています。</p> <p>888P から始まる戦闘機系の音響データの中で、水平飛行の場合のデータでも、多くの機種において、1 km 地点で 80dB となっています。訓練の飛行ルートを見ると、コースによっては、かなり種子島に接近するにも関わらず、時間帯補正等価騒音レベル（Lden）を用いた予測結果（表-6.3.31）を導き出すにあたり、様々な要因の平均値を求めていく計算式を用いていることから、表面上は基準値以下となる数値を導き出しているという印象を受けます。実際は、年間の飛行回数が 28,000 回を超え、また深夜 3 時まで及ぶことを考えると、再度、現在の硫黄島での実施時に測定している数値を元に、現実的運用に即した各時間帯において、また訓練内容に準じた予測値を提示すべきです。「デモフライト」の実施実態に続き、この準備書においても住民に対して不誠実な予測だと言えます。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。</p> <p>騒音状況等は環境によって変わります。航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p> <p>なお、馬毛島における航空自衛隊戦闘機デモフライトは、施設整備後の戦闘機の飛行状況や音の状況について、住民の皆様にご体感いただくために実施しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
81	<p>「騒音」の調査、予測及び評価において、航空機運航に係る時間帯等騒音レベルを示し、すべての予測地点で基準値を下回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 『航空機の運航』とあるが、定期運航しているものではない戦闘機訓練は、そもそも発生する騒音レベルが異なるため、この表記は適切ではありません。 あらかし、また地元説明会でも、防衛省は基準値を下回ったと示していますが、本編資料編の「最大騒音レベル」についても、また表 6. 11. 41 など馬毛島周辺の騒音レベルについて住民に対する誠実な説明とは言えません。特に、馬毛島での騒音や低周波音などの予測と評価、また馬毛島近海の、特に飛行コース直下とその付近の予測・評価が欠けており、明かに重要な部分が欠落した準備書となっています。 馬毛島での地上音が全く調査検討されていないのは、重大問題です。軍事基地周辺では、エンジンテスト音など地上音の方が、飛行中よりも長時間に及ぶなどの被害の実例がでています。評価対象としない、科学的根拠による説明が不足しています。 自衛隊飛行訓練については、高度を(457m～152m)としており、米軍の高度(370m～180m)よりも低いと説明されています。そのようなデモフライトすら行っていない中で、今回の準備書内容は承知できません。 音響データに示されているアフターバーナー使用の場合は、FA18 及び EA18 のみが示されているが、実際の訓練は FA15、F2、等他の機種も NLP 等で使用されるはずであり、これら対象機種すべての数値を示し、加算すべきであり、これを行っていない予測は信頼性が低い。 防衛省は航空機騒音・低周波音測定評価地を馬毛島除くと回答している。しかし、馬毛島には市有地、私有地、共有地が存在しており、その近海及び海岸域で漁師らが漁業を営み、ブルーツルースで釣りを楽しむ観光客、さらには高速船など定期航路も運行していることから、これは準備書として重大な欠陥です。 馬毛島周辺での漁業及び高速船やフェリーなど、不特定多数の国民がコース直下の甚大な爆音や低周波音、大気汚染などから身体に異常をきたす恐れのある深刻な影響を受けることが、調査・予測・評価されておらず、またその保全措置も皆無であることは、重大な欠陥です。 騒音被害によって、軍事基地周辺の住民からは、危機感や威圧感が感じられ、その被害は、睡眠不足、疲労感、聴力の減退、会話の中断、ラジオやテレビの視聴困難、電話の中断、耕運や漁労の障害、さらに乳幼児や病人に及ぼす影響が大きいとされており、これらへの対策が一切検討・講じることが示されていません。 飛行機騒音の予測結果を、57 d B を基準値としています。が、そもそも受忍限度については広島高裁判決(2010年5月20日)が示しているように、夜間と日中では異なる。馬毛島における訓練時間帯が深夜3時までという設定もあるように、予測結果を、時間帯によっても示すべきであり、基準値の範囲内にあるとする評価は認められない。 保全措置も、アイドリングストップなどは国民のマナーであって大規模工事に対する対策とは言えません。・車線幅が少ない島内の道路事情を勘案すれば、5台以上もしくは交通の妨げになるような隊列移動は避けるのがマナーです。また、交通量がそもそも少ない島内の道路は、多くの場所が法定速度 60 k m となっており、法定速度で大型車両が通行するのは大変危険であり、また環境保全上も問題です。単に法を順守するだけではすまされません。自主的な速度規制及び運航規則をあらかじめ明らかにすべきです。 	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、継続時間も加味した音響データを用い予測及び評価を行っています。航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p> <p>「航空機騒音に係る環境基準について」に基づく、「地域の類型」は、都道府県知事が指定することとされています。その上で、航空機騒音の評価に当たっては、より厳しい I 類型の基準値(57デシベル以下)と比較しています。最大騒音レベルの予測コンターについては、音響データ等を基に、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)の飛行経路上を FA-18 戦闘機が飛行する際に瞬間的に聞こえる音の範囲及び大きさの予測を参考までにお示したものです。なお、対象事業実施区域のある馬毛島は離島であり、種子島の住居等と約 10km 程度離れていることから、エンジン試運転などの地上騒音の影響は極めて小さいことが明らかであるため、予測の対象外としました。</p> <p>馬毛島内における航空機騒音の影響については、島内に個人所有の建物はあるものの、公共インフラが整備されておらず、居住に不適さない地域であると認められる中で、これまで環境現況調査等を行う過程において、個人所有の建物に居住実態は確認できなかったこと、また、法人所有の建物はあるものの、馬毛島において建設業を営むためのものであり、今後、本件事業の受注業者が設置・使用する事務所、仮設宿舍等と何ら変わりはないことなどを踏まえ、予測及び調査を行っていません。</p> <p>また、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行(船舶航行も含む)に伴う大気質、粉じん等、騒音及び振動の発生による影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
82	<p>最大騒音レベルの予測は西之表市、中種子町のおよそ半分にあたる地域で 60 dB を超えている。この騒音が深夜に及ぶのであるから、人のメンタルに及ぼす影響は大きなものがあり、特に病院や施設の入院入所者のメンタルヘルスへの影響は大きい。</p> <p>心の病を患う人はもとより健康な人にとっても夜間深夜の騒音は不眠などを招き、病状や症状が悪化するおそれがある。人の健康への影響が予測評価されていない。</p> <p>動物への影響も不確実な予測があり、予測が十分ではない。</p> <p>年間の平均的な飛行による騒音で評価し影響なしとしているが、住民が気になるのは瞬間的な騒音であり、短い期間に集中して行われる訓練時の騒音をも予測評価すべきである。</p> <p>FCLP は想定コースのみを飛行するのでそれ以外のコースをとるのは緊急時を除きまれにしかないというが、現実には全国でしばしば予定のコースを外れて飛行している。理由は運用上のことでとって明らかにしない。</p> <p>住民が心配するのは通常の深夜の飛行騒音ももちろんのことだが、予定外の島上空を通過する場合のきわめて大きな騒音を体験したことがなく、危惧しているのである。</p> <p>まれなケースではあるが、「コースを外れることがある」ことを事業者も認めているわけだから、想定内ということになる。想定内であるから丁寧に予測評価すべきである。</p> <p>もし評価しないなら、この計画は白紙撤回すべきである。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。既存の航空機の騒音のデータ等を用いたシミュレーションにより予測及び評価する手法は、他の飛行場や民間空港においても行われている手法であり、「航空機騒音に係る環境基準について」に基づく、客観的なデータを用いた予測手法です。</p> <p>米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)は、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練であるため、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p>
83	<p>騒音調査の在り方も納得がいきません。戦闘機による騒音は、とても大変なものだと岩国基地周辺に住んでいる人に聞いたことがあります。</p> <p>実際の事前集中訓練や FCLP や CQ の訓練をしているその場に視察に行き、実際の騒音を体感するべきだと思います。ぜひ嘘やごまかしではなく、事実は事実として伝えてほしいと思います。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>また、施設整備後の戦闘機の飛行状況や音の状況について、住民の皆様にご体感いただくため、令和 3 年 5 月にデモフライトを実施しました。</p>
84	<p>騒音予測が FCLP に限って示されているが、通年的に実施予定の大きな騒音を発生させる F35B の発着艦訓練についても騒音予測と評価を実施すべきである。F35B の発着艦訓練施設はマゲシカの生息地の中心(コアエリア)として残される南西部のまとまった二次草原と隣接しており、マゲシカへの生息環境に大きな影響を及ぼすと考えられる。</p> <p>また、馬毛島周辺の騒音エリアがさらに拡大し、漁業への影響が準備書よりも大きくなる可能性がある。よって、F35B の発着艦訓練による騒音の予測と評価を明らかにし、準備書を作成しなすことを求める。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
85	<p>青森県小川原湖では米軍機が燃料タンクを投棄したり、地元への事前通告なしで湖面ぎりぎりまで高度を下げて低空飛行をするなど、身勝手なことを重ねているにもかかわらず、今年5月訓練水域が150倍に拡大された。山梨県では甲府市上空で、陸地上空ではないはずの空中給油が、米軍によって行われた。沖縄県では、保育園や小学校・中学校の敷地内に米軍機の部品落下が相継いだ。そのため、米軍機が上空を通るたびに、子どもたちが授業を中断して避難するという事態が日常化している。これは、教育権の侵害にとどまらず、児童を恐怖にさらす児童虐待の状態と言える。</p> <p>このように傍若無人に振る舞う米軍に、馬毛島という訓練場を与えれば、直近の種子島は言うにおよばず、世界遺産の屋久島や近隣の島々に、多大な悪影響を及ぼす事には目に見えている。これらの島々に暮らす人々に対し、騒音や排気ガス等の影響を配慮した上で、どのような飛行経路・時間帯で飛行訓練をするのかを、明らかにすべきである。</p>	<p>航空機騒音の影響や航空機の運航による大気質への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p>
86	<p>“予測の概要…工事の実施に伴う資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により、騒音(自動車騒音)の発生が考えられます。”p853とあり、種子島内での自動車騒音の予測しかないが、馬毛島内での工事での建設機械による騒音を予測すべきである。馬毛島の工事中騒音については、鳥類のうちシロチドリだけを対象に予測しているがp1644、他の鳥類、両生類、魚類、マゲシカなどの哺乳類などに影響を与えるはずなのに無視している。</p> <p>さらに重要なことは工事中の騒音予測条件が全く記載されていないにもかかわらず、予測結果を使って評価していることである。図-6.11.12 シロチドリの確認地点と工事中のピーク時における騒音範囲で“※重要な種の保護の観点から、確認位置については表示しておりません”p1646は理解できるが、図には緑色の線で騒音レベル(dB)が示されている。予測条件(予測時期、使用建設機械の種類、位置、騒音発生量など)を示したうえで、騒音レベルの予測結果ぐらひは隠さずに示すべきである。</p> <p>また、表-6.3.10 騒音に係る予測の概要(工事中)“予測対象時期等:資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する騒音に係る環境影響が最大となる時期としました。”p853とあるが、広い敷地の工事全体で騒音発生量が最大の時期だけを選定しているようであるが、遠くの建設機械騒音は距離減衰で影響が少なく、敷地の近くの建設機械からの影響が大きく影響するため、事業敷地外で緑地の残る馬毛島南西部、北東部などを対象にできるよう、個々に近接する大規模発生源を対象に予測すべきである。</p>	<p>陸域動物、海域動物、陸域生態系及び海域生態系への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。工事中の騒音予測結果は6-11-42(1626)、6-12-54(1722)、6-15-46(1946)、6-16-29(2031)に示しています。また、陸域生態系の予測結果において、シロチドリ以外にもミサゴ、ノスリ、シカ、ホオジロに対する工事中の騒音の予測結果を示しています。工事中の騒音予測条件は、頂いた御意見に配慮して、評価書の作成において適切に対応します。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
87	<p>方法書への「調査対象地域において、環境騒音は測定されていません。」p75とあるが、そのすぐ後に、自動車騒音が4路線で調査され、環境騒音とみなせる背後地騒音測定結果が示されている。中種子町納官で国道58号から40m離れた点でLeq 昼間49dB、夜間43dBであり、32m離れた中種子町野間でLeq 昼間46dB、夜間41dB、31.9m離れた中種子町坂井でLeqは測定していないが、90%レンジ下端値は他の2点と同程度。出典は「道路近傍及び背後地の騒音測定結果」（鹿児島県より資料提供）と静寂な騒音環境である。このために、航空機騒音を評価するには単純に航空機騒音の環境基準や防音助成基準にこだわるのではなく、現状の静寂さを十分加味した評価が必要である。」との意見に対し“環境騒音の調査地点について、県知事からの御意見を踏まえて追加し、その調査結果についても準備書第6章にお示ししました。”p490とあるが、“対象事業実施区域内1地点、種子島8地点、屋久島2地点、大隅半島1地点の計12地点”p834で環境騒音を調査しているにもかかわらず、評価は“資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による自動車騒音の予測結果は最大65.0dBで、いずれも環境基準及び要請限度の値を下回りました。”p892と、環境基準との単純な比較だけである。現地調査の静寂な環境騒音からどのように変化するかを評価すべきである。</p>	<p>騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
88	<p>方法書への「航空機騒音の調査地点が“1対象事業実施区域、2浦田地区（西之表市）、3大崎地区（西之表市）、4西之表市街地（西之表市）、5住吉地区（西之表市）、6浜津脇地区（中種子町）、7小平山地区（南種子町）”p423とあるが、種子島の西側だけであるため不十分である。自衛隊機、米軍機が運行するようになると、馬毛島から10km離れた地点だけではなく、15km離れた東側にも影響を与える。」との意見に対し“航空機騒音（環境騒音）の調査地点は道路から離れている場所としています。”p490だけであるが、“県知事からの御意見を踏まえて追加し”合計7地点を、屋久島2地点、大隅町1地点を含め、種子島6地点を8地点で計12地点に増加させておりp837、838、839、840、一定は了承するが、種子島は依然として西側だけという問題は残っている。</p>	<p>航空機騒音の調査地点については、種子島の土地の利用状況を考慮し、環境保全の配慮が必要な住居等が比較的多く立地する地点を選定しました。その上で、航空機騒音については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
89	<p>方法書への「航空機騒音の予測の基本的な手法は“「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則」…第1条に規定する算定方法とします。” p424 とあるが、この施行規則第1条は「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第8条の防衛省令で定める算定方法は、次の算式により時間帯補正等価騒音レベルを算定する方法とする。」とあり、…住宅防音工事への助成基準が、航空機騒音の環境基準と同じ手法で、時間帯補正等価騒音レベル (Lden) が示してあるだけである。航空機騒音の環境基準と比較するのは当然としても、方法書という以上、航空機騒音の予測の基本的な手法として、自衛隊機及び米軍機の騒音データ、飛行経路・高度、飛行時間帯、飛行回数をもとに、航空機騒音を予測するというを記載しなければいけない。」の意見は無視され、意見がなかったことになっているが正式に取り上げ、見解を示すべきである。</p> <p>ちなみに、“航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。既存の航空機の騒音のデータ等を用いたシミュレーションにより予測及び評価する手法は、他の飛行場や民間空港においても行われている手法であり、「航空機騒音に係る環境基準について」に基づく、客観的なデータを用いた予測手法です。” p492 と記載してあるが、準備書の予測の手法は“「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則」（昭和49年総理府令第43号）第1条に規定する算定方法としました。” p870 と同じままである。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第4章 176 番において事業者としての見解をお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
90	<p>方法書への「航空機騒音の環境基準と比較するのは当然としても、そのもとになるピーク騒音レベルについて予測・評価し、直観的に理解できるようにし、評価に当たったの目標値は、現況の静寂な騒音状況、土地利用状況を勘案して設定すべきである。また、軍用機の離発着、訓練飛行という特殊性を考慮すると、「衝撃音」いわゆるソニックブームを対象として環境影響評価の項目として選定し、予測・評価を行うべきである。これらが無いようでは方法書と言えない。再提出して意見を求めるべきである。」との意見に対し“適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。ピーク騒音レベルについても、予測結果を準備書においてお示ししました。”p494 とあるが、ピーク騒音レベル、衝撃音の予測は行っていない虚偽の見解である。</p> <p>せいぜい、(オ)機種別の音響データで“スラントディスタンス（航空機（音源）から観測点までの距離）と騒音レベル（単発騒音暴露レベル（LAE））の関係を表した”p888、889 だけである。単発騒音暴露レベル（LAE）は、航空機騒音を環境基準と対比するための計算過程で必要なものであり「現象時間が限られている単発性の騒音のエネルギー的な総量（A 特性音圧の瞬時値の 2 乗の時間積分値）を評価するための量」JIS-Z-8731 であり、航空機通過時に発生する騒音の全エネルギーと等しいエネルギーをもつ継続時間 1 秒の定常音の騒音レベルのことであり、ピーク騒音レベルや衝撃音ではない。</p> <p>また、この単発騒音暴露レベル（LAE）は予測しただけであり、意見の「予測・評価を行うべき」には答えていない。通過時に発生する騒音の全エネルギーを継続時間 1 秒の定常音の騒音レベルにした単発騒音暴露レベルは、100m 離れても戦闘機 FA35A/B の離陸時に 128dB、着陸時や水平飛行時に 110dB、アフターバーナー時には 130dB というひどさである p888。これをピークレベルに換算すれば予測でき評価も可能なはずである。</p> <p>あたかも意見を取り入れているかのような表現はやめ、素直にピーク騒音レベルや衝撃音の予測・評価をすべきである。</p>	<p>最大騒音レベル(LA,Smax) については、予測結果を準備書資料編においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
91	<p>方法書への「航空機騒音の予測の基本的な手法が“「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則」（昭和49年総理府令第43号）第1条に規定する算定方法とします。”p424と住宅防音工事への助成基準としている…が、評価の手法では、“「騒音に係る環境基準について」…及び「航空機騒音に係る環境基準について」…と予測結果を比較する…”p502と当然のことが書いてある。但し、現在飛行場もないため、航空機騒音の環境基準の類型指定はされていない。まず、この類型指定をするための作業を明記すべきである。</p> <p>また、環境基準のLdenで評価するのは当然であるが、1日の平均的な航空機騒音だけでなく、そのもとになる「ピーク騒音レベル」、「衝撃音」いわゆるソニックブームについて予測し、直観的に理解できるようにし、評価に当たっての目標値は、現況の騒音状況、土地利用状況を勘案して、騒音規制法の建設工事の規制基準値を参考に設定すべきである。</p> <p>ちなみに、動物生態系だけでは、馬毛島での最大騒音レベルが示されており、島全体が105dBで囲まれ、滑走路直下では130～135dBとなりp1963、動物生態系への評価に使用されている。種子島についても、これと同様に最大騒音レベルを予測できるはずであり、人間に対する影響評価を行うべきである。</p> <p>さらには、ホバリングやエンジンテストは、時間帯ごとの発生回数、騒音継続時間についても示し、その予測値を、通常の「騒音に係る環境基準について」…の①一般の環境基準で評価すべきである。」との意見に対し“航空機騒音の環境基準の類型指定については、環境影響評価とは別に検討されるものと認識しています。その上で、航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。”p511とあるが、“航空機騒音の環境基準の類型指定については、環境影響評価とは別に検討される”では不親切である。せめて「交通に起因して生ずる騒音に係る地域の指定に関する事務は、都道府県知事が地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務として行う」ことを明記すべきである。</p> <p>また、航空機騒音の評価についてピークレベル等やホバリングやエンジンテストについての提案をとり上げない理由を明記すべきである。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>「航空機騒音に係る環境基準について」に基づく、「地域の類型」は、都道府県知事が指定することとされています。その上で、航空機騒音の評価に当たっては、より厳しいI類型の基準値(57デシベル以下)と比較しています。</p> <p>最大騒音レベル(LA, Smax)については、予測結果を準備書資料編においてお示しました。また、馬毛島基地(仮称)において、いわゆるソニックブームを発生させるような訓練の実施は想定していません。</p> <p>なお、対象事業実施区域のある馬毛島は離島であり、種子島の住居等と約10km程度離れていることから、エンジン試運転などの地上騒音の影響は極めて小さいことが明らかであるため、予測の対象外としました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
92	<p>①航空機は天候に左右されるので、飛行コースは鉄道の線路のようにはいかない。</p> <p>②環境基準はW 7 0 以上は騒音としているが、防衛省はW 7 5 以上 でないと騒音として認めがらない。</p> <p>③早朝・夜間の航空機騒音はW値が低くてもあたりが静かなので、騒音として感じる。</p> <p>④基地は時の政権によって変貌する。新田原基地は昭和32年操縦学校分校として開設されたが、現在は航空自衛隊最強の部隊と言われる305飛行隊（F15戦闘機）、今年度中には米軍弾薬庫・米軍燃料庫・米軍庁舎・倉庫・米軍機用誘導路・駐機場が完成される予定。F35Bステルス戦闘機部隊を配備する計画があります。</p>	<p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p> <p>既存の航空機の騒音のデータ等を用いたシミュレーションにより予測及び評価する手法は、他の飛行場や民間空港においても行われている手法であり、「航空機騒音に係る環境基準について」に基づく、客観的なデータを用いた予測手法です。</p> <p>本事業は、このような手法によって、航空機騒音について、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>なお、航空機騒音の予測に際しては、航空機の飛行態様によって飛行コースがばらつくことがあることから、飛行コースとして標準的な1本のコースを設けるだけでなく、コースのばらつきの程度を加味して予測を行っています。</p>
93	<p>「準備書」は、「FCLPの飛行経路については、FCLP時に空母艦載機の飛行経路を種子島からできる限り遠ざけるよう配慮する必要がある」と指摘している。また「滑走路を主たる風の方向に近い北北西方向に設定することで、滑走路を島内に配置することが可能となり、FCLPにおいて種子島上空の飛行を回避することができる」と記述されている。</p> <p>しかし、種子島上空の飛行経路は回避されても騒音は回避されない。</p> <p>これは、さんざん爆音被害を受けてきた地元住民としての肌で感じている実感と同時に現実でもある。</p> <p>「準備書」で示されている飛行経路は、種子島全体に甚大な騒音被害が及ぶことはほぼ間違いない。とりわけ当地の主たる風の方向となっている北西～西北西方向の風下となる中種子町や南種子町などは計器飛行方式での飛行の進入路となるときにはすさまじい爆音となる。まるで雷に打たれるようである。様々な健康被害も懸念される。</p> <p>また南西方向の風向きになった時の飛行経路は、ほぼ西之表市全域を直撃するすさまじい爆音被害の発生が予測される。いずれにしても日常生活を破壊し、健康被害をもたらす耐えがたい騒音被害は免れない。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
94	<p>「準備書」は、空母艦載機着陸訓練 (FCLP) の予定経路を飛行させた航空自衛隊戦闘機 F-15 デモフライトの騒音の測定結果を掲載し、47～77dB としている。しかし 2 日間のデモフライトですべてを予測することなど到底不可能である。深夜に及ぶ FA18 スーパーホーネットのすさまじい「タッチ&ゴー」訓練を実測したデータとはまるで違うものである。</p> <p>ちなみに第 4 次厚木基地騒音訴訟が提訴された前年の 2006 年度で、NLP (夜間離着陸訓練) による 70dB 以上の騒音は 95 回を数え、最高音 100.0dB であった (測定場所は滑走路南端 1.8 km)。また、同年の厚木基地における 1 年間の騒音測定値 (測定場所は同地点)、70dB 以上は 19,127 回、その内 80dB 以上は 7,297 回を数え、100dB 以上は 942 回で、年間最高音は 116.0dB である。</p> <p>FCLP の中でもとりわけ、連続した深夜に及ぶ夜間離着訓練「NLP」は、人間の健康な生活に欠かせない「睡眠」を破壊し、人間の生存そのものを脅かす「殺人的」なものである。2 日間の「デモフライト」のような生易しいものでなく周辺住民に深刻な生活と健康破壊をもたらしている。それゆえ、全国各地で住民訴訟となり、環境破壊の実態が明らかになっているのである。</p> <p>この点でも「準備書」は、きわめて非科学的な結果の予測であるといえる。</p>	<p>航空自衛隊戦闘機によるデモフライトは、施設整備後の戦闘機の飛行状況や音の状況について、住民の皆様は体感いただくために実施したものです。</p> <p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
95	<p>騒音 (航空機騒音) で “ (知事意見もあったので、しぶしぶ) 屋久島町 2 地点、南大隅町 1 地点にも自主的な調査地点 (図-5.2.3 参照) を設計し 12 地点としました。” p588 とあり、予測結果は時間帯補正等価騒音レベル (Lden) を航空機騒音の環境基準 (A 類型) と比較してあるが、まず、大気、騒音 (自動車騒音)、低周波音、と同様に、現地調査結果を示すことが重要である。</p> <p>その上で、その現況騒音が馬毛島の軍事訓練にどう影響されるかを検討すべきである。単純に環境基準を下回るからいいという結論では、環境基準までは何をしてもいいという考えで、環境影響評価の精神から大きく外れる。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p> <p>なお、準備書において、騒音 (環境騒音) にかかる現地調査の結果をお示しました。</p>
96	<p>“表-6.3.5 航空自衛隊戦闘機デモフライトの音の測定結果” p843 で、種子島でのジェット機騒音最大値を測定しているが、予想通り大きな騒音である。5 月 16 日日中に ④合同庁舎で 69dB、②大崎地区で 65dB、⑤住吉地区で 61dB、5 月 25 日日中に ①浦田地区で 65dB、②大崎地区で 64dB、④合同庁舎で 65dB、と軒並み 60dB を超え、5 月 25 日夜間には ⑧浜津脇地区で 77dB、④合同庁舎で 71dB と 70dB を超えた。こうした結果をもとにして、航空機騒音の評価は環境基準の Lden、だけでなく、正式に最大騒音レベルの予測も行って評価すべきである。資料編には最大騒音レベルの予測結果を載せただけで評価が全く行われていない。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p> <p>既存の航空機の騒音のデータ等を用いたシミュレーションにより予測及び評価する手法は、他の飛行場や民間空港においても行われている手法であり、「航空機騒音に係る環境基準について」に基づく、客観的なデータを用いた予測手法です。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
97	<p>航空機騒音(予測手法)は、予測の基になる単発騒音暴露レベル(LAE)の算定方法でLOAEの読み取り方法が不明。また、ΔLNF:航空機の方による指向性を加味した補正量[dB]、ΔLairspeed:移動速度補正量[dB]、ΔLG-direc:離陸滑走後方の指向性補正量[dB]、ΔLEGA:地表面影響による超過減衰量[dB]、ΔLothers:その他の補正量[dB]が全く示されていない。</p>	<p>単発騒音暴露レベルの算出における補正量は、飛行経路上のセグメントごとに数値が変わることから、網羅的に示すことは困難ですが、算出に当たっては、米国のIntegrated Noise Model(INM)、欧州のEuropean Civil Aviation Conference(ECAC)Doc 29を参考としています。</p>
98	<p>航空機騒音は環境基準のLdenの予測評価をしているが、資料編の最大騒音レベル予測を本篇に戻し、資料編の予測と現地調査のデモフライトの結果を比較すべきである。</p> <p>例えば④合同庁舎で日中69dB、65dB、夜間66dB、71dBであったが、資料編の予測では、それ以上の70~75dBと読み取れ、詳しい分析が必要である。また、デモフライトでは夜間騒音の方が大きかったが“日中は有視界飛行(飛行高度約180m)、夜間は計器飛行(飛行高度約370m)”なら、夜間騒音はもっと小さくなるはずである。この分析も必要である。</p> <p>この予測コンターが正しいとしても、種子島の西半分は最大60dBを超える影響があり、予測結果について人間への評価をし、必要な環境保全措置を検討すべきである。また、この結果を50、40、30dBと拡大し、屋久島、大隅町の予測が分かるようにすべきである。さらに、馬毛島(海域生物)での最大騒音レベルの予測図を含めるべきである。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p> <p>既存の航空機の騒音のデータ等を用いたシミュレーションにより予測及び評価する手法は、他の飛行場や民間空港においても行われている手法であり、「航空機騒音に係る環境基準について」に基づく、客観的なデータを用いた予測手法です。</p> <p>航空機騒音の影響に係る予測及び評価については、我が国において航空機騒音を予測及び評価する際に用いられるLdenで、想定される飛行経路や飛行の頻度等を踏まえて実施しているものであり、適切であると考えています。</p>
99	<p>陸域動物の重要な種に係る予測の概要で、表-6.11.41(2)予測の前提(飛行場及びその施設の有無及び供用)といいながら、“施設の有無及び供用時における航空機騒音(LA, Smax)について予測を行いました。予測結果は以下に示すとおりです。”p1651と、飛行場周辺の予測結果が示してあるが、大事な航空機騒音の予測条件の音源位置、機種別騒音パワーレベル、最大はどの機種かなどが全く示されていない。これでは環境影響評価準備書とは言えない。</p> <p>航空機騒音の予測手順p875では、音源データ、飛行経路から各格子点のLAE(単発騒音暴露レベル)を求め、飛行回数(時間帯別)から各格子点のLdenを求めることになっているが、音源データはスラントディスタンス(航空機から予測地点までの距離)に応じた単発騒音暴露レベルであり、最大値とは異なるp877。機種別の音響データp888~889は、航空機から予測地点までの距離別の単発騒音暴露レベルであり、最大騒音レベルではなく、この馬毛島内の飛行場周辺の予測結果には使えない。</p>	<p>航空機騒音の最大騒音レベル(LA, Smax)の予測条件は、準備書資料編6.3にお示ししました。</p>
100	<p>西之表市上空を飛行する場合の騒音測定をやるべき。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)は、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練であるため、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
101	<p>馬毛島基地計画の発端となったのは、現在硫黄島で実施している FCLP の移設問題である。そして、かつての訓練場所であった横田基地では、周辺の住民に重大な騒音被害を引き起こして、硫黄島に移設することを余儀なくされたことも周知の事実である。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。その結果、全ての予測地点で基準値を下回ると予測しました。</p>
102	<p>環境影響調査書で予測された騒音は鹿児島県の条例基準を超えているのではないのでしょうか？他の基地騒音が問題になっている地域を考えると、予測値以下になることは考えにくいです。天候で音圧は変わります。音の受取手の体調が良くない場合には数値の問題ではなく、音が不快になり病気を進行させる可能性があります。調査書では 50 デシベルほどになると書かれていましたが、深夜の 50 デシベルは相当うるさいですし、厚木では現に 100 デシベル以上出ており問題になっています。(会場で説明されていた方はマイクを通して 50dB 程度で話していました。説明会会場の前から 4 列目で眠れますか?)</p> <p>また、調査結果以上に住民が迷惑を被った場合、どのように補償するのでしょうか？</p> <p>住民が納得する対応ができない場合は、建設中止を念頭においてください。</p>	<p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。既存の航空機の騒音のデータ等を用いたシミュレーションにより予測及び評価する手法は、他の飛行場や民間空港においても行われている手法であり、「航空機騒音に係る環境基準について」に基づく、客観的なデータを用いた予測手法です。</p> <p>本事業は、このような手法によって、航空機騒音について、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>環境影響評価準備書においては、全ての予測地点で基準値を下回ると予測しました。その上で、事業の実施による運用後の周辺環境への影響の程度を把握するため、馬毛島の施設の運用開始後から3年程度、航空機騒音等に関して自主的な「環境監視調査」を実施する予定です。</p>
103	<p>「騒音」の調査・予測・評価において、航空機運航に係る時間帯等騒音レベルはすべての予測地点で基準値を下回った、とあるが、戦闘機の訓練は、発生する騒音のレベルが他の航空機と違う。旅客機などと比較した表をつけるなどして、戦闘機の騒音を体験したことのない一般市民にも、もっとわかりやすく明記すべき。</p>	<p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p> <p>既存の航空機の騒音のデータ等を用いたシミュレーションにより予測及び評価する手法は、他の飛行場や民間空港においても行われている手法であり、「航空機騒音に係る環境基準について」に基づく、客観的なデータを用いた予測手法です。</p> <p>本事業は、このような手法によって、航空機騒音について、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
104	<p>子どもの就寝時間は午後 8 時～9 時ごろが通常で、午後 10 時は夕方ではなく夜間に該当するのではないかと。今でさえ、自宅にいと真夜中にどこかから聴こえる航空機の音で睡眠を妨げられたり、子どもが怖がったりするが、調べてもわからず、戦闘機の訓練なのではないかと怖い思いをしている。また日中でも、周辺島民への影響として、例えば学校の授業などを中断せざるを得ない程の騒音が発生する可能性など、その影響、具体的な対策について検討し明記すべきである。</p>	<p>準備書においてお示した飛行回数の表に記載の時間区分は、「航空機騒音に係る環境基準について」に基づいています。</p> <p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
105	<p>地点 5 住吉と地点 6 浜津脇では航空機騒音地域類型 I の環境基準 57dB を超え、高度の不快感を訴え率 72%HA は 30%を超える。環境基準 57dB 以上となり 72%HA が 30%を超える地域は、地点 5 と地点 6 を含む西之表市南西地域から中種子町北西地域に及ぶと予測される。</p>	<p>航空機騒音の影響に係る予測及び評価については、我が国において航空機騒音を予測及び評価する際に用いられるLdenで、想定される飛行経路や飛行の頻度等を踏まえて実施しているものであり、適切であると考えています。</p>
106	<p>準備書が馬毛島基地（仮称）周辺に描く 57dB コンターは、環境基準地域類型 II 62dB コンター、あるいは防衛施設周辺整備法第 1 種区域 62dB コンターに相当すると予測される。</p> <p>環境基準の 57dB となり 72%HA が 30%を超える範囲が種子島に及ぶことを避けることが環境影響評価の上で必須である。このためには飛行ルート、飛行高度、飛行回数の再検討が不可避である。</p>	<p>航空機騒音の影響に係る予測及び評価については、我が国において航空機騒音を予測及び評価する際に用いられるLdenで、想定される飛行経路や飛行の頻度等を踏まえて実施しているものであり、適切であると考えています。</p>
107	<p>方法書への「評価の手法（騒音）で“「騒音に係る環境基準について」…及び「航空機騒音に係る環境基準について」…と予測結果を比較することにより、環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価します。” p502 とあるが、…どちらがどの基準をあてはめるかを明記すべきである。特に道路騒音については「騒音に係る環境基準について」を適用すると思われるが、この環境基準は、①一般の環境基準、②ただし書きの道路に面する地域の環境基準、③特例としての幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下）があることまでは告示されているが、幹線交通を担う道路の定義は、…2001 年 1 月 5 日環大企第 3 号で通知されているだけであり、高速道路、国道、県道、4 車線以上の市道などである。しかし、この特例の環境基準については、広島高裁判決（2010 年 5 月 20 日）の最高裁決定により「昼間屋外値が LAeq65dB を超える場合…受忍限度を超える…」とし、損害賠償を認容し、損害賠償に関する騒音の基準は完全に確定した。判決で確定した受忍限度を 5dB 上回るような特例の環境基準は廃止すべきものであることを理解し、さらに、欧州WHOが日本の基準より 20dB 低い夜間の交通騒音基準を提唱していることを考慮したうえで、適正な評価基準に変更すべきである。」との意見に対し“評価の基準については、評価対象ごとに準備書第 6 章にお示ししました。” p511 とあるが、全く意見に答えず、準備書では道路騒音について③特例としての幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を適用している。</p>	<p>評価の基準については、評価対象ごとに準備書においてお示ししました。工事中の資材および機械の運搬に用いる車両の運行による騒音については、いずれの予測地点も国道及び県道の沿道であることから、騒音に係る環境基準に基づき、幹線交通を担う道路に近接する空間における基準値と比較し評価しました</p>
108	<p>騒音（工事車両）の予測条件で“走行速度は…予測地点における規制速度としました。” p868 とあるが、出典の「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」 p4-1-17 によれば「予測に用いる走行速度は、…法定速度、又は規制速度を予め設定できる場合にはその速度を基本として設定する。ただし、この場合、沿道環境の保全の観点から適切な値を用いることができる。」とされ、解説*5 で「沿道環境の保全の観点から、必要に応じ法定速度（又は規制速度）よりも 10km/h 程度高めに設定した速度のことをいう。」とされている。この解説に従い、現地調査結果も参考に規制速度よりも 10km/h 程度高めに設定すべきである。これに従えば、走行速度 50km/h の No. 1 西之表市街地及び No. 5 住吉地区は、60km/h の排出係数、走行速度 40km/h の No. 3 浜津脇地区及び No. 4 島間地区は、50km/h を用いて、それぞれ騒音パワーレベルを大きめにとることが推奨されている。</p>	<p>「法定速度、又は規制速度を予め設定できる場合にはその速度を基本として設定する」とされていることを踏まえ、排出係数の算出に用いる走行速度を設定しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
109	<p>騒音（工事車両）の評価で“資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する自動車騒音…予測の結果、工事中の騒音レベル（LAeq）は 59.4～65.0dB で、いずれも環境基準及び要請限度の値を下回りました。また、騒音レベルの増加分は 0.7～5.9dB でした。” p868 とあるが、こんな地域で環境基準等を守るのは当然のことであり、静寂な現況がどの程度の騒音にさらされるのかを評価すべきである。環境基準等まではどんなに汚してもいいという考えで評価することはやめるべきである。大気と異なり、騒音レベルの増加分が示してあるのだから、少なくともその評価を行うべきである。</p> <p>特に No.4 島間地区(14ヶ月目、休日)では、工事車両により騒音レベルの増加分が 5.9dBp869 と最大であるが、休日まで工事車両を使用することはやめるべきである。</p> <p>また、予測位置が歩道 3.8m 側であり p859、歩道 1.5m 側ではもっと大きな値になるのでその予測も追加すべきである。</p> <p>“工事の実施に伴う資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による自動車騒音の予測結果は、いずれも環境保全目標である環境基準を満足します。” p893 も同様である。</p>	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する自動車騒音の影響については、環境基準値を下回ると予測していますが、環境影響の更なる低減を図るため、環境保全措置を講じてまいります。なお、歩道 1.5m 側は海側であり、住居等環境保全対象が存在しないことから、予測は行っておりません。</p>
110	<p>騒音（自動車騒音）で住吉地区の現地調査は 63、63、63、62dB（4季調査をエネルギー平均すると、62.8dB）であるが、予測の現況騒音レベルは 63.1dB としている。現地調査の最大が 63dB なのに、なぜそれ以上の 63.1dB なのか。</p>	<p>自動車騒音の予測結果における現況騒音レベルは、6-3-25(857)にお示ししたとおり、秋季の調査結果を採用しました。なお、現地調査結果では整数値として 63dB とお示しましたが、予測にあたっては、現況騒音レベル、工事中騒音レベル及びその増加分が読み取れるよう、整数化する前の 63.1dB を使用しました。</p>
低周波音		
111	<p>回転翼機の運用と低周波音の健康に及ぼす影響。</p> <p>低周波音の影響には個人差が大きいと言われるが、低周波音や超低周波音による人体への影響として、心血管系（血圧、心拍数など）の変化や、集中力の欠如、めまい、倦怠感、睡眠障害、また鼓膜の圧迫感、振動感などによる心理的影響が報告されている。</p> <p>木更津市（千葉県）の騒音測定調査データによれば、V-22 オスプレイの低周波は特定の周波数で音圧 100dB を超えて記録されている。他の回転翼機と比較しても極めて高い。</p> <p>「準備書」は航空機の低周波音については、一切言及されてない。これは重大な欠陥といえる。</p>	<p>低周波音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
112	<p>方法書への「低周波音の調査地点が、航空機騒音の調査地点と同じ7地点であり、設定根拠が“FCLPの飛行経路近傍”p427ということだが、馬毛島から10km離れた地点だけではなく。低周波音は波長が長いので遠くまで伝搬するが、どの範囲まで低周波音が伝搬するのか不明なため、15km離れた東側にも影響を与える可能性がある。しかも軍用機のため、運行ルートも飛行高度も非正常であり、あらゆる場合を想定した調査が必要であり、種子島の東側、屋久島、南大隅町を追加すべきである。」との意見に対し“屋久島町及び南大隅町については、馬毛島から30km以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えておりますが、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書第6章にお示ししました。”p496とあるが、屋久島町及び南大隅町で自主的な環境騒音の調査をすることにしたのは、一定評価できるが、意見では種子島の東側も追加を求めている。低周波音ではないが、航空機騒音Ldenの予測コンターp891では、屋久島町及び南大隅町より、種子島の東側の方が影響が大きくなっている。屋久島町及び南大隅町は追加し、種子島の東側を追加しなかった理由を明記すべきである。</p>	<p>低周波音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p> <p>その結果、種子島の西側にある調査地点のいずれの地点においても指標値を下回っていることから、種子島の東側に低周波音の影響が及ぶことはないと考えています。</p>
113	<p>方法書への「評価の手法（低周波音）で“種々の影響に関する調査研究に基づく睡眠影響、心理的影響、物的影響に関する科学的知見による目安値と予測結果を比較することにより、…評価します。”p502とあるが、その出典を明記すべきである。</p> <p>「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月、環境省）には、「心身に係る苦情に関する参照値」とともに、「物的苦情に関する参照値」も記載されている。さらに、「手引き」には、それぞれの参照値が基本的には1/3オクターブバンド音圧レベルごとの値が定められており、4.2心身に係る苦情に関する評価方法は(1)G特性で92dB以上であれば、20Hz以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられる。(2)低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベルを表2と比較し、参照値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられる。(3)上記(1)、(2)のどちらにも当てはまらなければ、低周波音問題の可能性は低い。その場合には、100Hz以上のp8-11音や地盤振動などについても調査を行い総合的に検討する。とされており、(1)、(2)、(3)まとめて評価することになっている。しかし、通常的环境影響評価では(1)の「G特性で92dB以上であれば…苦情の可能性が考えられる。」だけを不十分に適用している。…」の意見に対して“準備書において、出典をお示ししました。”p512とあるが、あまりにも不親切である。</p> <p>準備書p928によると、①心理的影響（「環境アセスメントの技術」1999年8月）「圧迫感・振動感の閾値」、②生理的影響（「超低音（聞こえない音）」1994年：G特性音圧レベルで100dB、③物理的影響（騒音制御Vol.23No.51999年10月）：[建具のがたつきの閾値である。このうち②のG特性音圧レベル100dBは、1994年の文献であり、2004年の環境省の「低周波音問題対応の手引書」では92dBとされており、古すぎる根拠で比較するのはおかしい。また、①心理的影響、③物理的影響はいずれも1999年の文献であり、2004年の環境省の「低周波音問題対応の手引書」を用いるべきである。</p>	<p>低周波音については、環境基準等の規制値がないことから、種々の影響に関する調査研究に基づく睡眠影響、心理的影響及び物的影響に関する科学的知見による指標値と比較を行い評価しています。</p> <p>なお、「低周波音問題対応の手引書」の適用範囲は、「工場、事業場、店舗、近隣の住居などに設置された施設等の固定発生源からの低周波音により、物的苦情及び心身に係る苦情が発生している場合とする」と示されており、航空機のような移動発生源は適用範囲外であると認識しております。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
114	<p>“航空機の運航による低周波音の予測結果は、いずれも環境保全目標である指標値を満足します。” p929 とあるが、予測は、バックグラウンド低周波音を追加するともっと大きくなり、評価結果も変わる可能性がある。</p> <p>例えば、②のG特性音圧レベル100dB(1994年文献)は、「低周波音問題対応の手引書」(2004年環境省)では92dBとされており、「G特性音圧レベルは72～88dB」p928と予測されているが、バックグラウンド低周波音を追加すると、新しい基準を超えるかもしれない、再検討を求める。</p> <p>③物理的影響(騒音制御1999年)は「低周波音問題対応の手引書」(2004年環境省)でも採用されている値と同じであるので問題ないが、①の心理的影響(「環境アセスメントの技術」1999年)は、環境省が「苦情申し立てがあった場合に、低周波音によるものかどうかを判断する目安となる値(参照値)」として示している値より、20dB近く大きくなっているため、予測結果と比べると、20Hz～31.5Hzでは、この目安を超える地点が多くなる。</p>	<p>低周波音については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>なお、「低周波音問題対応の手引書」の適用範囲は、「工場、事業場、店舗、近隣の住居などに設置された施設等の固定発生源からの低周波音により、物的苦情及び心身に係る苦情が発生している場合とする」と示されており、航空機のような移動発生源は適用範囲外であると認識しております。</p>
115	<p>V-22は低周波を発生する。訓練をすれば馬毛鹿や鳥類に低周波による被害をあたえることが容易に推測される。低周波による被害調査をすべきである。</p>	<p>低周波音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
116	<p>航空機低周波音(予測条件)は、出典の内容を正しく理解したのか疑問がある。準備書でAH-1は、20Hzで最大となっているが、「普天間…評価書」p6-5-19ホバリング時では10Hzで最大などと周波数構成が異なっている。また、絶対値も「普天間…評価書」より5～10dB過少に見積もっている。</p>	<p>100m換算音圧レベルに関し、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書」については、6-5-31ページに記載の飛行時における100m換算音圧レベルを、「成田空港の更なる機能強化 環境影響評価書」については、参考資料「2.4. 低周波音」2.4.2. 予測のための基礎データ収集」を参考としました。</p>
117	<p>低周波音(航空機)の予測は、単純に航空機からの低周波音を伝播理論式で計算しているだけだが、騒音、振動、大気、水質のように、現況の値にどれだけプラスされるのかを予測すべきである。地点別の1/3オクターブバンド中心周波数の分析結果は何のために現況調査したのか。</p>	<p>準備書6-4-8(902)～6-4-10(904)にお示した図-6.4.3は、調査地点別の1/3オクターブバンド中心周波数の分析結果を示したものです。</p> <p>低周波音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
118	<p>表-6.11.41(3)予測の前提(飛行場及びその施設の使用及び供用)といいながら、“施設の使用及び供用時における航空機運航に伴い発生する低周波音について予測を行いました。”p1652も同様に大事な低周波音の予測条件の音源位置、機種別騒音パワーレベル、最大ほどの機種かが全く示されていない。これでは環境影響評価準備書とは言えない</p>	<p>低周波音の騒音予測条件については、準備書6-4-16(910)～6-19(913)にお示しました。</p>
119	<p>低周波音は、環境の保全に係る目標との整合性が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この準備書には「低周波音は環境基準などの規制値がない」と記しており、この「目標値との整合性」の表記は不適切です。 ・馬毛島における予測値と対策が明らかではありません。 ・低周波音からの健康障害を明記するべきであり、その対策、事後調査としての対応が必要です。 	<p>低周波音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。低周波音については、環境基準等の規制値がないことから、種々の影響に関する調査研究に基づく睡眠影響、心理的影響及び物的影響に関する科学的知見による指標値と比較を行い評価しています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
120	<p>人、動物についての低周波の影響の予測は、平均的な運航による予測では不十分である。FCLP の深夜に及ぶ飛行機の運航が及ぼす影響は特別に予測評価すべきである。</p>	<p>航空機騒音及び低周波音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
振動		
121	<p>方法書への「評価の手法（振動）で“「道路交通振動の要請限度」と予測結果を比較することにより…評価します。” p502 とあるが、これは、振動規制法第 16 条で「限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」という重大事態であり、このような値を満足するから問題ないと評価するような環境影響評価なら必要なくなる。環境基本法に基づく環境基準がないし、規制基準もないから、もっと緩やかな値でも要請限度で評価しようという姿勢は間違いである。少なくとも、科学的知見に基づく「人が振動を感じ始める値（振動感覚閾値 55 デシベル）」以下の値とすべきである。…」との意見に対し“評価においては、「道路交通振動の要請限度」と予測結果を比較しました。なお、参考として、「人が振動を感じ始める値（振動感覚閾値 55 デシベル）」も記載しました。” p512 とあるが、準備書で、振動感覚閾値 55dB は“1) 環境影響の回避・低減に係る評価の(a) 環境保全措置の検討”のなかで“道路交通振動の予測結果は最大 41.2dB で、人が知覚できる最小のレベルの値を下回りました。” p947 にあるだけで、“2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価”では、道路交通振動の要請限度との不十分な比較しかない。目標として振動感覚閾値を示し、基準又は目標との整合性に係る評価で用いるべきである。</p>	<p>評価においては、「道路交通振動の要請限度」と予測結果を比較し、測地点全てにおいて予測結果は「道路交通振動の要請限度」を下回りました。また、参考として、人が鉛直振動を知覚できる最小レベル（感覚閾値：55dB 程度）と予測結果も比較し、予測地点全てにおいて予測結果は人が鉛直振動を知覚できる最小レベルを下回りました。なお、これらの結果について、準備書 6-5-14(944)にお示ししました。</p>
122	<p>“道路交通振動の予測結果は最大 41.2dB で、人が知覚できる最小のレベルの値を下回りました” p947 とあり、“予測結果は、環境保全目標である要請限度の値を下回っています。以上から、工事の実施に伴う道路交通振動の影響については、環境保全の基準又は目標との整合性が図られているものと評価しました。” p948 とあるが、この地点は No. 4 島間地区の工事開始後 14 か月目：休日であり、車線幅員 6m、道路幅員 11.7m しかない道路で、一般車両は 1～8 台/時であるところに大型車が 48 台/時、休日も平日と同じ台数である p739(大気) p862 (騒音)。このため、現況の道路交通振動より、16.3dB も増加する。特定建設工事であれば休日は工事禁止であるのに、車両運行は例外だからと居直るのではなく、このような無茶な工事はやめ、休日は工事をやめ、もっと平準化すべきである。</p>	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動の影響については、要請限度を下回ると予測していますが、環境影響の更なる低減を図るため、環境保全措置を講じてまいります。</p>
水質		

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
123	<p>方法書への「“洗機場…航空機に付着した塩分や汚れを洗い流すための洗機場を設置します。これらの塩分や汚れの処理方法については、今後の詳細検討の結果等を踏まえ、適切に計画します。” p12 とあるが、洗機場排水の性状（用いる洗剤、溶剤の種類及び成分）が不明なため、適切に計画するとする根拠が乏しい。また、洗機場排水には、通常の汚水処理浄化槽では処理できない物質（グリース、ベンゼン等）があり、対応できる処理施設が必要である。処理水が海域に排出されることによる影響（温度変化、注入塩素による影響、処理できない有害物等）をきちんと予測対象とすべきである。特に、ベンゼンは揮発性の有機物質であり、水からは容易に揮散することから大気汚染についても配慮する必要がある。さらに、洗機場排水の飛沫対策が検討されていない。」との意見に対し“洗機場からの排水については、適切に処理した上で排水します。” p471 だけであるが、準備書では“航空機に付着した塩分や汚れを洗い流すための洗機場を設置します。” p12 だけとなったが、方法書 p12 で“これらの塩分や汚れの処理方法については、今後の詳細検討の結果等を踏まえ、適切に計画します。”とあった、この重要な処理方法は削除されたが復活させ方法書の“今後の詳細検討”の結果を追記すべきである。</p>	<p>洗機場からの排水については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。また、洗機施設排水処理フローを準備書においてお示しました。</p>
124	<p>949P から始まるこの項目ですが、施設供用後の予測に関して「合併浄化槽」での浄化後の直接海域への放流を前提にしています。今、沖縄の米軍基地周辺自治体では、PFAS などの機体洗浄に使用される泡消火剤が起因と考えられる水質汚濁が問題になっていますが、使用される「合併処理浄化槽方式」がどのような処理能力を持ったものを想定されているのか、また、その過程で浄化処理されない物質について、また汚水処理施設に集約できなかった場合の対応について調査・予測してください。</p>	<p>馬毛島基地(仮称)において使用する消火剤についても、関係法令や各種計画を踏まえ、適切に管理していくこととしています。汚水処理施設からの排水量及び排水水質については、6-6-33(981)に記載しました。汚水排水は、汚水処理施設で排水水質基準を満足させた上で放流する計画としています。</p>
125	<p>水質は、工事中の濁りは局所的な範囲として予測し、飛行場の施設の供用に係る予測結果は、基準値を下回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理水の排水位置が葉山港から南の「大浦」付近としています。漁業への影響が測られていません。 ・汚水対策は今後基地存在する以上、常に監視すべきものであって、その対策を具体的に示さなければ、十分な保全対策ではありません。 	<p>洗機排水施設からの排水は、構内の洗機排水処理施設にて、水質汚濁防止法で規定される排水水質基準を満足させた上で放流する計画としています。その上で、施設の使用及び供用時に汚水処理施設から排出される水の汚れ及び降雨等による水の濁りについては、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
126	<p>滑走路のタイヤの削れによる粉塵、海域へ流出したときの影響が不十分である。</p> <p>機体の洗浄廃水などの排出により、トコブシなど、漁業への影響、風評被害が懸念される。</p>	<p>大気環境(粉じん等)及び水環境の生物への影響、洗機場からの排水については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
127	<p>方法書への「…汚水排水計画については、今後の詳細検討の結果等を踏まえて計画しますが、現時点においては、本施設内で生じる汚水を処理するための汚水処理施設（浄化槽）を設置することを想定しています。汚水処理施設で処理され、排水基準を満たした処理水は、配管を通じて近隣の雨水調整池に排水された後、雨水排水と共に適切に放流することを想定しています。」p17。「雨水排水計画…海域への放流に当たり、基本的には、雨水調整池に一旦貯留させるとともに、放流する流量を調整することを想定しています。」p18とあるが、汚水・雨水の排水計画さえないようでは方法書と言えない。排水基準を満たして放流するから任せてくれと言うことでは環境影響評価と言えない。汚水・雨水の量、汚濁状況、放流先を示して、この馬毛島の周辺水質に影響を与えないような処理方式・処理量を示し、意見を求めるべきである。</p> <p>特に、燃料施設…貯蔵タンク、タンカーからの受入施設、燃料を給油車両及び一般車両に移すための施設、燃料移送設備…火薬庫…防火訓練もふくめ、使われる消火剤…に適した汚水処理施設が必要である。」との意見に対し“本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。”p471とあるが、準備書に示すことは予測条件として当然のことである。問題は方法書段階でこうした情報がなかったため、調査・予測・評価方法に対する意見が出せなかったことである。関係者として正式に意見を出せるのは、この準備書に対してだけとなる。</p> <p>なお、準備書の(b)汚水排水計画 p26で“汚水処理方式については、合併処理浄化槽方式を採用します。浄化槽で処理した排水は、「鹿児島県浄化槽事務取扱要領」（令和2年3月、鹿児島県）の水質基準によるものとし、BOD20mg/L以下、大腸菌群数 3,000 個/cm³以下にして、直接放流します。”とあるので、5)水質汚濁に係る p420、421には、水質汚濁防止法の規制だけではなく、鹿児島県浄化槽事務取扱要領の内容を記載すべきである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。</p> <p>雨水排水等の水質への影響を含め、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。なお、浄化槽で処理した排水に係る基準については、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
128	<p>汚水排水計画が具体化され、準備書で“計画1日最大汚水量は約582m³/日となります。…汚水処理方式については、合併処理浄化槽方式を採用し…、BOD20mg/L以下、大腸菌群数3,000個/cm³以下にして、直接放流します。航空機を洗浄する洗機施設は駐機場に隣接して1箇所設置…洗機施設では、…水による洗浄を行い…航空機の汚れを洗剤や溶剤を用いて手洗いで洗浄します。使用する洗浄剤は、界面活性剤類を主成分とした液体洗浄剤…2機洗機…1日当たり80m³の洗機排水が発生し…洗機排水処理施設を設置します。…工事中及び洗機排水処理施設からの処理水は、水質汚濁防止法で規定される排水水質基準を満足させた上で海域へ放流する計画としています”p26とあるが、工事中及び洗機排水処理施設は水質汚濁防止法の規制対象とならないが、規模と性質から判断して、水質汚濁防止法の排水水質基準を満足させるという約束を確実に守るための排水処理施設の位置、性能、規模を明記すべきである。</p> <p>例えば、自動式車両洗浄施設は水質汚濁防止法の規制対象であるが、航空機を洗浄する洗機施設は厳密に言えば規制対象外になりそうであるが、より大規模なので、常識的に自動式車両洗浄施設と同じ排水基準を適用するということである。また、給水計画の浄水処理施設は1万m³未満/日の490m³/日であるため、厳密に言えば規制対象外であるが、鹿児島県公害防止条例第2条第3項第4号で「上水道の浄化の用に供する砂ろ過施設：浄水能力の和が1日当たり1万m³未満のもの」を「汚水に係る特定施設」としていることもあり、法の排水基準を適用するということである。</p>	<p>洗機排水施設からの排水は、構内の洗機排水処理施設にて、水質汚濁防止法で規定される排水水質基準を満足させた上で放流する計画としています。排水処理施設は、飛行場支援施設等のエリア内に計画しています。洗機排水処理施設の性能及び規模は、1日80m³の洗機排水の発生に対応した仕様を計画しています。</p>
129	<p>準備書で“施設の存在及び供用時の水質予測においては、汚水処理施設からの汚水処理水の排水(図-6.6.5)を考慮しました。”p980とあり、供用時は汚水処理施設(合併処理浄化槽)1か所からの排水しか予測対象としていないが、位置は飛行場支援施設に近い南の仮設棧橋の北となっている。しかし、図-2.2.17汚水処理水、雨水の放流位置p27では、汚水排水位置は、馬毛島の最北端となっている。合併処理浄化槽の位置はといった、どこなのか。</p> <p>また、事業内容に示された雨水排水、汚水排水、汚水及び雨水排水10か所からの排水はすべて予測条件に含めるべきである。</p>	<p>予測対象とした汚水処理施設は、飛行場支援施設等のエリア内に計画しています。その上で、施設の存在及び供用時の汚水処理施設からの排出並びに土砂による水の濁りの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>なお、その他の汚水処理施設は計画汚水量が1m³/日と少量であることから予測対象としていません。</p>
130	<p>準備書の1)水質の状況で、“調査対象地域において…海域の置いては、西之表港海域が、COD等に係る環境基準A類型に指定されています。…溶存酸素量(DO)については…指定されている類型の基準を”p86としているが、3)水質汚濁に係る環境基準“対象事業実施区域は、類型指定がなされていません。”p386とあるが不正確である。対象事業実施区域の馬毛島周辺では類型指定がされていないが、工事ルートの搬出入港として西之表港海域が、COD等に係る環境基準A類型に指定されていると表現すべきである。</p> <p>また、工事中の水質調査の手法の調査地域は“対象事業実施区域及びその周辺の海域、及び対象事業実施区域内の河川としました。”p609では不十分であり、搬出入港での水質について調査・予測・評価を行うべきである。</p>	<p>水の汚れについては、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
131	<p>方法書への「水象 1) 河川及び湖沼の状況…種子島の河川、湖沼（長谷の池、宝満の池）、西京ダムだけであり、対象事業実施区域の馬毛島の河川が全く調査してない。名称もないような小河川と思われるが、水の汚れの調査地点の設定根拠では“工事が行われる東側（南側）の海域に流入する河川”として“R3、R4、R6、R10”の4地点を記載している。この4河川を追加すべきである。また、保安林のある馬毛島の西側には河川はないのかも明記すべきである。」（p560）の意見を指摘したため、“馬毛島では河川に係る既存の資料がないため、現地調査を行い、その結果を準備書第6章にお示ししました。”と、この4地点を追加した現地調査としたことは評価できる。ただし、“海域14地点（健康項目は海域の改変区域の近傍及び河川の河口近傍の8地点）、河川4地点としました（図-5.2.6参照）。”p607等とあるだけで、保安林のある馬毛島の西側には河川はないのかも明記すべきについて見解を示していない。</p> <p>また、準備書で、供用時の評価p1124は、環境基準、水産用水基準との比較であり、現地調査での良好な水質を環境基準等までは汚しても良いという姿勢である。何のための現地調査なのか。</p> <p>さらに、“T-N濃度、T-P濃度の変化は汚水処理排水位置の近傍を除き、環境基準値を下回ると予測しました”p1124とは、汚水処理排水位置の近傍で、TN、TPの環境基準を超えると修正し、必要な環境保全措置を検討すべきである。</p>	<p>水の汚れについては、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p> <p>なお、保安林のある馬毛島西側には常時流水がある河川は確認されておりません。</p>
132	<p>知事意見24“化学的酸素要求量（COD）だけではなく、海域及び河川においては、調査を行う「生活環境の保全に関する環境基準」（環境基準生活環境項目）の全てについて行うこと。なお、予測を行わない項目は、その理由を明確に準備書に記載すること。”に対する見解24で“全窒素及び全りんについては、予測対象として追加しました。その他の生活環境項目については、環境監視調査において確認することから選定しませんでした。”p559とあるが、予測もせずに事後に監視調査するのでは意味がない。きちんと予測をし、監視結果が予測を守れているかを確認する必要がある。</p>	<p>主務省令においてはCODを対象とされていることから環境影響評価項目として方法書段階から選定しており予測及び評価を行いました。汚水処理施設からの排水は排水基準を満たしたうえで排水するため、その他の生活環境項目については、環境監視調査において確認することとしましたが、全窒素及び全りんについては、富栄養化の一因ともなることから、補足的に予測及び評価を行いました。</p>
133	<p>環境影響評価の項目の選定で“飛行場の施設の供用※2：注6「※2」は、飛行場施設以外の施設の運用の際に実施される訓練を環境影響評価の対象に含みます。”p569とあり、土砂による水の汚れが方法書から追加されたことは評価できるが、内容は期待外れで不十分である</p> <p>“施設が存在及び供用により発生する濁りが、対象事業実施区域周辺海域の水質に影響を及ぼす可能性が考えられることから…事業者により実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避・低減することを目的として、以下のとおり環境保全措置を検討しました。・改変後は、植生基材吹付等により、すみやかに裸地面を保護し、濁水の流出を抑制します。”p1215と、訓練を含むと言いながら、陸上の濁水対策として裸地を緑化することに矮小化している。周辺海域を含めた訓練のエアクション艇操縦や水陸両用訓練などは、海域の水の汚れを引き起こし、馬毛島の海岸の自然破壊、ウミガメの産卵上陸、オカヤドカリなど動植物の圧損・忌避を生み出すため禁止すべきである。</p>	<p>水の濁りや水の汚れの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
134	<p>環境影響評価の項目の選定で、土砂による水の濁りについて“知事意見を勘案し飛行場施設の供用に伴い濁りが発生し、周辺の水環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。” p572 と方法書から追加されたが、予測・評価項目は、主務省令の参考手法により COD、県知事意見を踏まえて全窒素及び全りん（の 3 項目）のみであり、pH、底層溶存酸素量について予測・評価しない理由を書くべきである。</p> <p>また、予測結果で夏季、冬季“供用時の T-N 濃度、T-P 濃度は、汚水処理排水位置の近傍を除き、環境基準値を下回ると予測しました。” p1003、つまり、汚水処理排水位置の近傍では環境基準値以上となることを白状しているが、その範囲を水質濃度分布図（図-6. 6. 19(1) 供用時の水質濃度分布（夏季 COD、第 1 層 [0~2m]） p1004~以下、夏季 T-Np1014~、夏季 T-Pp1024~、冬季 CODp1064~、冬季 TNp1074~、冬季 TPp1084~）で示すだけでなく、文章で明記すべきである。例えば、「第 1 層 [0~2m]」を中心に、汚水処理排水位置から、約 200m 沖合までが環境基準値以上となる」というように、具体的な文章で示すべきである。</p> <p>なお、水質濃度分布図で比較した TP 環境基準の 0.02mg/l ではなく、0.03mg/l だけ赤字ゴシックにしているのは、ここまでが環境基準を超えるだけと誤解させるので、0.02mg/l も赤字ゴシック修正すべきである。</p> <p>さらに、騒音などと異なり、水質濃度変化も図で示しており、現況よりどれだけ多くなるかを図示しているのはよいが、その結果も、「現状の良好な水質が倍程度に悪化する」などと評価すべきである。</p>	<p>主務省令においては COD を対象とされていることから環境影響評価項目として方法書段階から選定しており予測及び評価を行いました。汚水処理施設からの排水は排水基準を満たしたうえで排水するため、その他の生活環境項目については、環境監視調査において確認することとしましたが、全窒素及び全りんについては、富栄養化の一因ともなることから、補足的に予測及び評価を行いました。予測結果については、引き続き分かりやすい記載に努めます。</p>
135	<p>水の濁りについて“知事意見を勘案し、調査地点を追加しました。” p611 として、4 地点（地点 10、11、12、13）を追加したことは評価できるが、大事な汚水処理水の排水位置の前面海域の調査地点が含まれていない。せいぜい、追加された地点 11 が近いといえれば近いが、入り江が 2 つ離れた場所である。</p> <p>この地点は、方法書で汚水処理水装置の設置場所を示さなかったため、意見も出せなかったものであり、事業者に全面的責任がある。直ちに水質の調査地点を再追加すべきである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。</p> <p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
136	<p>飛行場及びその施設の存在及び供用による水質について、“(b) 環境保全の基準又は目標との整合性…T-N 濃度、T-P 濃度の変化は汚水処理排水位置の近傍を除き、環境基準値を下回ると予測しました。以上から、環境の保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価しました。” p1124 とあるが、T-N 濃度、T-P 濃度は汚水処理施設の近傍では環境基準を上回るということであり、その内容を、「汚水処理施設から沖合 400m まで幅 1km に渡り環境基準を超える」など、正確に文章化すべきである。</p> <p>その上で、“(a) 環境影響の回避・低減の検討…汚水処理施設において適切に処理されることから、…水の汚れが環境に影響を及ぼす影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しました。”とあるが、これだけ現況を悪化させることを防ぐため、汚水処理施設の設計を見直し、事業者の実行可能な範囲内で低減を図るべきである。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で準備書にお示しました。</p> <p>具体的には、化学的酸素要求量 (COD)、全窒素 (T-N)、全りん (T-P) の水質濃度分布は、汚水処理排水位置の近傍を除き、基準値を下回ると予測しました。</p> <p>汚水排水は、汚水処理施設で排水水質基準を満足させた上で放流する計画としています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
137	<p>工事中に発生する濁りの評価で“工事中に発生する濁り…影響を低減するため、…以下のとおり環境保全措置を検討しました。・改変後は、植生基材吹付等により、すみやかに裸地面を保護し、濁水の流出を抑制します。” p1214と、陸上工事だけを対象としているが、影響は海上工事の方が大きく、基礎捨石施工中の水質汚濁防止膜の展張、捨石付着土砂の洗浄など、事業者により実行可能な回避・低減策を再検討すべきである。</p>	<p>水の汚れの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書にお示しました。</p> <p>基準値を上回るのは局所的な範囲と予測されましたが、環境影響の更なる低減を図るために環境保全措置を講じます。</p>
138	<p>準備書で“整備した区域からの雨水については、調整池に一旦貯留させ、放流する流量を調整します。雨水の放流位置は図-2.2.17に示す” p27 とあるが、放流位置だけではなく、調整池の位置、その規模（根拠も含む）を明記すべきである。また、燃料施設からの漏えい、航空機事故による燃料漏れなどにより調整池が汚染される場合も想定した水質モニタリング計画を示すべきである。</p>	<p>調整池の位置・規模は、準備書にお示しました。</p> <p>水の濁りについては、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示しました。</p>
139	<p>“海上工事に伴い発生する水の濁り（平常時）発生量…SS 発生原単位…ガット船による基礎捨石及び被覆石投入は 12.47kg/m³、グラブ船による基礎捨石投入は 3.62kg/m³…注）発生原単位は、「港湾工事における濁り影響予測の手引き」（平成 16 年 4 月、国土交通省港湾局）を参考に設定しました。” p1142 とあるが、発生原単位は予測の基本となるものであり、慎重に検討する必要がある。</p> <p>出典によれば、ガット船捨石工は 2 例だけであり 3.57kg/m³と 18.67kg/m³だけである。この 2 例を参考に、どのように 12.47kg/m³を設定したのか。</p> <p>少なくとも、使用するガット船、グラブ船の規模（形式）、取扱い土砂の成分、施工量 m³/h を示して、出典と比較できるようにすべきである。また、これに該当しない場合はその設定方法を示すべきである。</p>	<p>SSの発生原単位(W)の値の設定方法について、W は準備書の同頁に記載されている式(=W0×R/R0)を用いて設定しています。</p> <p>式中の W0 については、ガット船については手引き資料_表-5.3.1(5)の型式「199t」、「300t」の 2 例の、「発生原単位 w0(t/m³)」を単純平均して求めています。</p> <p>グラブ船については、型式「5m³」、「4m³」、「3.3m³」の 3 例の「発生原単位 w0(t/m³)」をそれぞれ単純平均して求めています。</p> <p>式中の R0 についても、手引き資料の同表の「取り扱い土砂(シルト・粘土分[%])」について、同例で単純平均して求めています。</p> <p>式中の R については、「6.8 底質 6.8.1 調査」に示した現地の海域の底質の中砂以下の粒径加積百分率を参考に設定しています。</p>
140	<p>“予測対象時期については、SS 発生量、発生位置、工種、護岸工事の進捗等を勘案して、1 年次 1 ヶ月目の 1 ケースとしました。” p1143 とあり、SS の合計発生量が最大の日を設定しているが、仮設栈橋と係留施設は場所も時期も異なり、全体として係留施設の工事の方が SS 発生量は多くなる。現に“SS 発生位置及び発生量（1 年次 1 ヶ月目）” p1144 では係留施設の南防波堤と北防波堤を施工中である。もっと深くて捨石量も多い先端の東沖防波堤、東防波堤を施工する 1 年次 6 ヶ月目なども予測ケースとすべきである。</p> <p>また、工事中の SS 予測結果（1 年次 1 ヶ月目、夏季、日最大値、第 1 層[0～2m]） p1153 を見ても、係留施設の南防波堤、北防波堤を中心に SS が南北に流出しているが、最奥の東沖防波堤、東防波堤施工では、もっと沖合で水の汚れが発生するはずである。</p>	<p>工事箇所別の局所的な濁りの拡散範囲は、工事場所によって異なりますが、予測の対象時期は工事計画全体の中で捨石の量が最も多く、最も濁りが発生すると考えられる 1 年次 1 ヶ月目を対象としております。そのため、他の期間では、1 年次 1 ヶ月目よりも濁りの拡散範囲としての影響は小さくなるものと予測されます。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
141	<p>工事中に発生する濁りの評価で“環境保全の基準又は目標との整合性…工事に伴い発生する水の濁り…日平均濃度の寄与濃度 2mg/L 以上の濁りは、工事実施周辺の局所的な範囲と予測されました。…以上から、工事に伴い発生する水の濁りについて、環境保全の基準又は目標との整合性は図られていると評価しました。” p1214 とあるのは、詭弁である。工事実施周辺の局所的な範囲とはいえ、“「水産用水基準(2018 年版)」(社団法人日本水産資源保護協会、平成 30 年)には、「人為的に加えられる懸濁物質は 2mg/L 以下であること。」と定められており、SS 濃度については 2mg/L 以下を環境保全目標としました。” p1214 と自らが定めた環境保全目標に明らかに適合していない。事業者により実行可能な回避・低減策を再検討すべきである。</p>	<p>水の汚れの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示しました。</p> <p>基準値を上回るのは局所的な範囲と予測されました。</p>
底質		
142	<p>工事中の水の濁りの評価で“底質…(b)環境保全の基準又は目標との整合性…堆積については、海域工事では工事月の月当たりの堆積は、主に施工場所近傍の限られた範囲内で堆積すると予測され…海域工事の堆積厚の予測では、1 ヶ月間同じ場所で SS が負荷され続けた場合の結果であり、実際には工事の進捗に合わせて移動することから、1 ヶ月あたりの堆積量は小さくなると考えられます。以上から、工事に伴い発生する土砂の堆積について、環境保全の基準又は目標との整合性は図られていると評価しました。” p1238 とあるが、虚偽の説明である。海域工事は 1 か月以上続くことが、第 2 章対象事業の目的及び内容で明らかである。例えば工事進捗図で、北防波堤先端は 1～2 ヶ月で工事着手 p32、9～10 ヶ月 p33 でも施工中となっている。38～43 ヶ月 p37 でやっと完了となっている。南防波堤も 1～2 ヶ月で工事着手 p32、26～28 ヶ月 p36 でやっと完了している。</p> <p>そもそも、こんな虚偽の言い訳を記載するぐらいなら、架空の予測手法ではなく、水の汚れの SS 発生量は 1 日当たりで求めているのだから、施工場所毎に施工日数を積算し、正確な堆積層厚を求めるべきである。</p>	<p>工事は 1 ヶ月以上続きますが、6-8-18 (1234)に記載したとおり、予測の対象時期は工事計画全体の中で捨石の量が最も多く、最も濁り(SS)による堆積が発生すると考えられる 1 年次 1 ヶ月目を対象とし予測をしました。</p>
流況		
143	<p>流況の調査地点は“知事意見を勘案し、工事が行われる港湾施設近傍を代表する地点。”として、W2、W4 を追加し、W1 を移動したが p618、仮設栈橋といえども工事中の問題があるため、仮設栈橋 A は W1、仮設栈橋 B は W2 と調査地点としたはずである。それにもかかわらず、仮設栈橋 C の調査地点がない。せいぜい北側 200m の WB が“砕波後の波浪を把握する地点。”(方法書 p449)として考えてあるだけなので、仮設栈橋 C についても流況の調査地点を追加すべきである。</p>	<p>港湾施設の整備が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しております。</p> <p>調査地点は、流況の予測に際し、現況再現を行う代表的な地点を設定しております。仮設栈橋 C については、W3 の地点で係留施設及び仮設栈橋 C の代表点としており、この値を用いて適切に予測をしました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
144	<p>予測結果：a)下げ潮時及び上げ潮時で“下げ潮時は、島東部の港湾施設周辺では等深線に沿った北向きの流れとなっていますが、港湾施設の存在によりその流れが妨げられ…東沖防波堤の内側では流速が減少し、沖合では増加する傾向となっていました。上げ潮時は、…東沖防波堤～南防波堤の形状に沿った西側に巻き込むような流れに変化し…、沖合では増加する傾向となっていました。また、島の南部では、西側からの流れが揚陸施設による水深変化の（この間違い？）によって、流れが沖合（南側）へ迂回する傾向がみられ…、島南部でも流速の増加域が見られました。施設からの汚水処理水の排水先周辺では存在時に比べて大きな流れの変化はみられず、…影響はほとんどないものと考えられます。” p1376 とあるが、抽象的な言葉だけである。続く“b)恒流（平均流）：全体的な恒流（平均流）の変化は、上げ潮時と同様の傾向で、流速変化は小さい傾向でした。…恒流（平均流）では、港湾施設のごく周辺では局所的には0.2m/s程度の流速減少がみられますが、±1～±0.03m/sの流速変化が大半を占めています。” p1377 と、局所的に0.2m/s流速減少と値を示しているのと同様に、下げ潮時及び上げ潮時についても値を示すべきである。例えば、夏季下げ潮時の第1層では、東沖防波堤の外側では0.15m/s以上の上昇、内側では△0.15m/sと予測されることを明記すべきである。</p> <p>さらに、こうした流況の変化が、海底地形だけではなく、動植物への生息・生育環境にどのような影響を与えるかを評価すべきである。</p>	<p>波浪、流れの変化による海域生態系をはじめとする環境への影響については、準備書 6-15-57(2059)～6-16-74(2076)にお示しました。</p>
145	<p>“1)環境保全の基準又は目標：流況に係る具体的な基準又は目標はありませんが、鹿児島県環境基本計画…「当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保に努めます。」と記載されており、これを環境保全の基準又は目標とします。” p1526 とあるにもかかわらず、“2)環境保全の基準又は目標との整合性：流況の変化による自然海岸への影響はほとんどなく、流況に及ぼす影響は低減されていると考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合性は図られるものと評価しました。” p1526 とあるが、流況に及ぼす影響は、東沖防波堤の外側では0.15m/s以上の上昇、内側では△0.15m/sと予測されるケースもあることから、「多様な生物の生息・生育環境の確保に努めます。」の基準又は目標との整合性をなぜ守れるのかを説明した上で評価すべきである。</p>	<p>海域生態系をはじめとする環境への影響については、準備書 6-15-57(2059)～6-16-74(2076)にお示しました。</p>
146	<p>流況の予測範囲は88の書類の2枚目 6-9-42(1280)頁で「予測地域は、流れ、波浪及び海底地形の変化の特性を踏まえて流れ、波浪及び海底地形の変化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」とされているが、示されている結果の範囲が狭い。例えば、91の書類の2枚目 6-9-164(1402)頁で南東方面の影響がどの範囲まで広がっているのか分からない。</p>	<p>流況の予測範囲については、港湾施設周辺の変化をわかりやすくお示すため、図を用いて準備書 6-9-53(1291)及び6-9-54(1292)にお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
147	<p>流況は、波高及び海底地形の変化は港湾施設の近傍に限られ、大きく変化しないと予測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季と冬季に分けた現況調査では、台風や爆弾低気圧など、1～2年間程度の現況調査では測れません。特に不規則な自然要因は離島では大きく影響します。 ・防波堤など港湾施設に対する影響を予測評価するのではなく、巨大な構造物によって付近で漁をする漁業や漁業者の安全について、予測し、保全対策が必要です。 	<p>波高については、高波浪の状態をとらえることを目的に夏季に2か月間の調査を行いました。また、予測に際しては、過去の10年分の統計データによる高波浪時の予測や過去15年間の年最大波、異常波浪のデータを用いた波浪の変化の予測を行っており、港湾施設の存在による変化についても予測し6-9-269(1507)～6-9-285(1523)にお示しました。</p> <p>環境影響評価は、事業の実施に当たり、環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を評価するものです。本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行いました。</p>
148	<p>流況の変化等を予測しているが、シロウト目には分かりづらい。</p> <p>潮流の変化、海砂の浸食・堆積による海底の変化、それらによる生態系への影響、さらに漁業への影響が小さいと考えられず、不安な点だけである。より詳細な調査を行い、分かりやすい説明を求める。</p> <p>加えて、事後調査をしないのは全く解せない。これだけ巨大な人工建築物であるから、環境負荷を継続調査して、対策をおこたってはいけない。</p> <p>US軍の原子力空母の入港できる容積があるのか否か。</p>	<p>港湾施設の整備が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。また、工事期間中や供用後3年程度の期間、海域生物や底質等の事後調査を実施することとしています。</p> <p>なお、米空母を含め、現時点では、米軍の艦艇の使用について具体的な計画はありません。</p>
電波障害		
149	<p>方法書への「電波障害の…予測の基本的手法は“テレビ電波（デジタル放送）の受信状況の予測は、航空機の飛行による遅延波障害について、文献その他の資料及び現地調査結果から定性的な方法により行います。” p453とあり、あまりにも抽象的である。定量的に予測すべきである。</p> <p>例えば、一般財団法人電波技術協会…高精度の遅延波障害予測手法を確立し…関西国際空港建設計画に関するテレビ電波障害調査も行っており、電波障害の定量的予測は可能である。」との意見に対し“電波障害の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。” p497とあるが、これでは見解と言えない。準備書を確認すると“予測の手法：テレビ電波（デジタル放送）の受信状況の予測は、航空機の飛行による遅延波障害について、シミュレーションにより障害発生時間を算出しました。” p1535と、しぶしぶ定量的予測を行っている。意見を取り入れ、遅延波障害を定量的に予測しましたと見解で書くべきである。</p>	<p>準備書は、方法書についての鹿児島県知事の意見を勘案するとともに、その他提出頂いた御意見に配慮して作成しました。いずれにしても、電波障害の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
150	<p>方法書への「評価の手法（電波障害）」で「予測結果（航空機の運航に伴うテレビ電波障害の発生程度）及び環境保全措置の検討結果等を踏まえ実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価します。」p503 とあるが、環境保全措置として、住宅の防音工事助成制度を参考資料として紹介するとともに、その制度をどのように改良するかを示すべきである。」との意見に対し「電波障害の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。なお、環境保全措置として、種子島に可能な限り影響を与えないような、滑走路の位置と米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路としています。」p512 とあるが、「(a)環境保全の基準又は目標：国又は鹿児島県による電波障害に係る環境保全目標や環境基準はないことから、現状の電波受信状況を維持することを目標としました。」p1584 とあるにもかかわらず、予測結果は現状の電波受信状況との比較さえしていない。</p> <p>また、環境保全措置として、住宅の防音工事助成制度及びその改良内容を参考資料として紹介することについての意見への見解を示すべきである。</p>	<p>電波障害の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p>
151	<p>調査及び予測の手法（電波障害）は「方法書では定性的な方法としていましたが、定量的な予測手法を採用しました。」p622 とあり、定性的から定量的と準備書で大きな変更を行ったが、なぜ、定性的予測でいいとしていたのに定量的予測に変更したかの理由が示されていない。知事意見でも「航空機の運航に伴う電波障害について、西之表市の意見を踏まえ、調査地点及び予測手法の追加を検討し、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。」p560 とあるため、せめて大気、騒音、水質などのように「知事意見により」変更したぐらいは明記すべきである。</p> <p>また、調査地点を 10 地点から 11 地点に増加させたが「FCLP の飛行経路近傍で、国上地区におけるテレビ電波を受信する住居等が比較的多く立地する地点。（No.1 浦田地区が共聴エリア内であったため、調査地点を追加しました。）」p622 とあるが、No.1 浦田地区が共聴エリア内のため電界強度を調査する程度で済むため、予算に合わせて 1 地点追加した程度である。</p> <p>なお、現状の電波受信状況が画像評価○と×だけであり、「△ブロックノイズや画面フリーズあり」p1531 がないのか。品質評価が A と E だけであり「B 良好、C おおむね良好、D 不良」p1532 がないのか。常識的には不自然な調査結果である。何か理由があるのか。電界強度は品質評価 A は 47.8～78.3dB、品質評価 E は 32.4～42.1dB の記載しかないが p1634、電界強度 42.1dB を超え、47.8dB 未満が品質評価 B～D になるのか。それぞれの説明を追加するとともに、受信状況調査結果を予測結果と対比すべきである。</p>	<p>電波障害の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、定量的予測を準備書においてお示ししました。また、現地調査の結果、画像評価で「△ブロックノイズや画面フリーズあり」はなく、品質評価で「B 良好、C おおむね良好、D 不良」はありませんでした。品質評価は、6-10-6(1532)の表-6.10.7 デジタル放送の品質評価基準に示す内容で評価されます。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
152	<p>“施設が存在及び供用：1)環境影響の回避・低減に係る評価：・いずれの予測ケースにおいても、種子島には航空機の運航に伴う電波障害の影響はないものと予測されます。…さらなる環境保全措置は講じないものとします。” p1584 とあるが、主風向の時のケース 1 (①訓練、1200ft、KC767)、ケース 2 (①訓練、1500ft、KC767)では、飛行コースが予定通りであればという前提でも、障害発生時間が 1 秒以上が、飛行コースの両側にそれぞれ 2～3km で発生することになる。コースが約 3km ずれば、種子島に電波障害が発生するが、訓練内容の変化、気象の変化などで飛行コースを外れる危険性、必然性を考慮し、電波障害の環境保全措置を検討すべきである。</p>	<p>電波障害の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)は、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p>
153	<p>電波障害は、航空機の運航に伴う電波障害は無いと予測 ・航空機のコース直下で電波障害は発生しています。米軍訓練は日米地位協定を前提とし真夜中 3 時までの訓練を予定していることから、種子島上空を通過する場合の仮説をしっかりと調査予測評価しなければ、環境全体への予測は成立しません。 ・馬毛島及びその周辺海域での電波障害が欠けているのは、重要な瑕疵です</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)は、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練であるため、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。 なお、電波障害の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
154	<p>種子島、屋久島の中継局は大隅からの電波を受信し、島内各家庭に向けて放送している。大隅から各島への電波への影響が評価されていない。低空飛行の影響は少なからずあると考えられる。</p>	<p>電波障害の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
生物全般		
155	<p>馬毛島の河川や湿地では、動物種としてヒメフチトリゲングロウ(絶滅危惧 II 類 VU: 環境省レッドリスト)・コガタノゲンゴロウ(絶滅危惧 II 類 VU: 環境省レッドリスト)・ミズスマシ(絶滅危惧 II 類 VU: 環境省レッドリスト)・ガムシ(準絶滅危惧種 NT: 環境省レッドリスト)・コガムシ(情報不足 DD: 環境省レッドリスト)・ニホンイシガメ(準絶滅危惧種 NT: 環境省レッドリスト)・ミナメダカ(絶滅危惧 II 類 VU: 環境省レッドリスト)・ヒメヒラマキミズマイマイ(絶滅危惧 IB 類 EN: 環境省レッドリスト)、植物種としてマルミスブタ(絶滅危惧 II 類 VU: 環境省レッドリスト)・スブタ(絶滅危惧 II 類 VU: 環境省レッドリスト)・イトモ(準絶滅危惧種 NT: 環境省レッドリスト)・ミズネコノオ(絶滅危惧 II 類 VU: 環境省レッドリスト)等の希少種が確認されている。その多くの場所が改変区域内であり、生息環境は変化・消失すると判明している。環境影響評価によると、大抵の動物種(昆虫類等)は自主的な移動が可能であるとされる。また、主な生息環境である水域は残存し、供用後も改変区域内に生息環境が存在することから、個体群は維持されると予測されている。 水生動物は、その多くが移動能力的に低く、人為的な攪乱があった場合、地域個体群の維持が困難である。また、水生昆虫類等の動物種とは違い、魚類や沈水もしくは抽水植物等は、当然ながら移動ができず、改変区域内では死滅を免れない。これらの要因から見て、水域の開発に手を付けるべきではない。</p>	<p>水生動物については、生息環境の減少による影響を受け、移動性が低く、又は、国・県の絶滅危惧 II 類以上に該当する種を移動の対象とし、改変区域外の水域への移動を行うこととしております。この水生動物の移動作業に際しては、同時に捕獲された他の重要な種についても、積極的に改変区域外への移動を行うこととしております。 また、沈水・抽水植物については、生育環境の減少による影響を受け、馬毛島の個体群が失われると、鹿児島県の個体群が存続できない場合に該当する、国・県の絶滅危惧 II 類以上に該当する種について、移植または記録保存を行います。 加えて、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
156	<p>植物の伐採、除去により、貴重なマゲジマの野生生活環境が脅かされ、海に放出される岩石、土、化学物質によって海が汚染され多くの海中生物が中長期的に棲みかを失っていく事が懸念されます。そのエコシステムに結び付いた動植物も悪影響を受けます。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
157	<p>マゲシカ等の国際的に貴重な生態系と驚くべき多様な生態系が損壊される恐れが大きい。生態系の現況調査に対して、鹿の調査の専門家の意見に耳を傾けていただきたい。環境予測が不確実性が残るとしているが、破壊されることが明らかである。これについて専門家の知見が求められる。環境破壊を前提として建設工事は違法である。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
158	<p>マゲシカ等の貴重な生態系を壊す恐れがあります。大いなる環境破壊となることも否めません。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
159	<p>マゲシカの頭数は増えたものの、マゲシカの生息環境は10年前よりも悪化し、個体群の維持にとって深刻な事態になっていると調査結果が出ているとの事です。</p> <p>これ以上人間が生態系を破壊する事を反対します。</p> <p>人間活動が原因により、地球上の6割もの生物が絶滅したと米科学誌「サイエンス・アドバンシズ」に掲載された論文で発表されました。</p> <p>人間の事業開発によって、生態系、環境面に深刻な問題が起きている事などから、これ以上進めることを反対します。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
160	<p>マゲシカの生息環境への影響の調査について、「生息数の推定」が出ているが、調査業務にあたった委託先が、生息数調査について、アルバイトの人たちを連れてきて「目測調査」なるものを行ったといわれている。本来、マゲシカのみならず、島全体、周辺の動植物などへの「調査」は、学問的な調査の蓄積がすでに存在し、その上で、馬毛島やマゲシカについても国立公園、天然記念物などへの指定が提起された経緯もあるのである。委託先の行った生息数調査についての生の実施方法や実施した人員についての学術的素養や経験などの有無など報告書の公表を求めるとともに、防衛省や現政府の意向、要望からは独立した立場の学術関係者の集団、集合体による、生息環境の十分な調査の実施を求めます。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
161	<p>馬毛島の固有種であり環境省のレッドリストに登録されているマゲシカや準備書に記載はないものの、民間のイルカクジラ研究所によると、ザトウクジラが数多く目撃されている。</p> <p>固有種の生き物がいる地域での開発は、生物の多様性を損なう働きを引き起こし、ひいては人類である、自分たちが自分たちの首をしめていることにつながりませんか。</p> <p>近くの海域で、数十年前と比べると、漁獲量が激減していることを耳にしています。</p> <p>豊かな自然の恵みを享受する、食を通してであったり、大自然の中で過ごす時間があったり。</p> <p>ひとにとってとても大切な営みのひとつです。</p>	<p>生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p> <p>なお、海洋哺乳類については、環境現況調査で確認されておりません。</p>
162	<p>動植物に対する影響に関しても評価が安易に済まされているように感じます。</p> <p>あらまし 18 ページには・保全対象種として選定した両生類の卵・幼生、爬虫類及び希少性の高い魚類、淡水、陸産貝類は、直接改変の影響を受ける個体を、改変を受けない類似した水域環境へ移動します。</p> <p>と記載されておりますが保全対象種は環境適応しにくいいためその土地に何らかの理由で根付いています。</p> <p>類似した水域環境であれば生きていけると言う考えは保全対象種に対する理解が不足しているように感じます。</p>	<p>陸域動物の水生動物及び水生植物の生息・生育環境については、馬毛島基地(仮称)が整備された後も残存する6-11-41(1625)に記載した水辺環境を想定しています。このほか、島東部や島南西部の訓練区域にも水辺環境は残存することが想定され、必要に応じ移動先の候補地として追加することとしていることから適当と考えています。</p>
163	<p>騒音による海、空の生物に対する影響をどのようにお考えでしょうか？</p> <p>馬毛島、種子島、屋久島には多くの渡り鳥もやってきます。</p> <p>またクジラやイルカ、亀の生息地でもあり回遊地でもあります。</p> <p>音に敏感なこれらの生物に与える影響は甚大だと考えます。</p> <p>屋久島にはクジラとイルカの研究をしている方がいらっしやいます。</p> <p>ぜひその方から話を聞いてみてください。</p>	<p>陸域動物及び海域動物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示ししました。海洋哺乳類については、環境現況調査で確認されておりません。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
164	<p>方法書への「陸域動物の調査及び予測の手法で“注：飛行場の施設の供用に係る環境影響評価の調査及び予測の手法については、今後決定される訓練の内容を踏まえて検討します。” p458、陸域植物 p473 とあるのは、どのような意味を持つのか。今後決まる訓練内容によっては、この方法書では想定できない事態が生じるのではないか。例えば、影響を与える場所として馬毛島の陸海域において実施される可能性のある訓練（エアクッション艇操縦、水陸両用訓練など）は、馬毛島の海岸の自然破壊、ウミガメの上陸・産卵、オカヤドカリなど重要な動植物の圧損・忌避を生み出すため禁止すべきであるにも拘わらず、今後決定される訓練の内容を踏まえて検討しますというのは未来永劫環境影響評価をしないということと同義語である。この注書きは削除すべきである。」との意見に対し“想定される訓練内容をもとに、予測及び評価を行い、その結果を準備書第6章にお示ししました。” p512 とあるが、そもそも、方法書の“今後決定される訓練の内容を踏まえて検討します”では、意味がない・削除すべき、への見解になっていない。</p> <p>さらに、実際はこの部分は準備書で削除されている（調査及び予測の手法（動物（陸域動物）p625～633、調査及び予測の手法（動物（海域動物）p634～643）。それなら、素直に不適當な文章は削除したと記載すべきである。なお、“今後決定される訓練の内容”は、方法書以後に変更されたのかも記載すべきである。</p>	<p>準備書は、方法書についての鹿児島県知事の意見を勘案するとともに、その他提出頂いた御意見に配慮して作成しました。その上で、現時点で想定される訓練内容をもとに、予測及び評価を行い、その結果を準備書においてお示しました。</p>
165	<p>馬毛島基地（仮説）建設環境影響評価準備書（以下準備書とする）において馬毛鹿及び馬毛島の陸生・海生動植物の保護・保全が十分になされているとは思えない。</p> <p>馬毛鹿は環境省レッドリストに日本鹿の絶滅の恐れのある地域・個体数として評価されている。</p> <p>基地建設計画書によると馬毛鹿には自然が残る可能性は全くないものと推測される。馬毛鹿が生き残れる可能性は極めて低い計画になっている。馬毛鹿を保護・生息させるためには自然保護地域を大幅に増やすことが必要です。馬毛鹿が生き残れるように計画を変えるべきです。</p> <p>また、馬毛鹿の固有生物の保護についても準備書では十分な説明がなされていません。</p> <p>陸生生物については、ヤクイモリなどの両生類が生息していることが確認されています。基地建設によってこれらの生物が生息していた水流域などが無くなったり切断されることは明白です。どうやってこれらの生物を保護・生息させるのか明らかにすべきです。鳥類のハヤブサ、サシバ、ハチクマなどの渡りの一時滞在や馬毛島での生息が確認されています。航空機の離発着訓練がなされれば航空機の飛来や騒音、低周波によってこうした鳥類の生息が危機にさらされます。どのような手段でこうした鳥類の生息を維持するのが説明がなされていません。具体的に説明すべきです。</p> <p>そしてまた、海生生物については馬毛島周辺はトコブシなどの好漁場を守る計画がなされていません。海生生物を保護する具体的な計画の作成をするべきです。</p>	<p>陸域動物及び海域動物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示しました。</p>
166	<p>種子島周辺の漁業への影響、マゲジカなど生態系への影響、観光や移住などの島の活性化への影響などの島の活性化への影響など、調査・予測・評価の作業を適切に実施すべきです。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
167	<p>陸・海域動・植物、陸・海域生態系の評価は“～～重要な種の生息状況に及ぼす影響は、最小限にとどめるよう十分配慮されている、…目標との整合性は図られているものと評価しました”と同じ文章であるが、目標としている鹿児島県環境基本計画の「人的要因による新たな種の絶滅の防止」及び鹿児島県自然環境保全基本方針の「事前評価が行われ、計画に反映され、住民の理解を得て行われるよう努める」により、それぞれの対象について緻密に検討すべきである。</p>	<p>陸域及び海域動植物と生態系については、それぞれの項目で予測対象種を選定し、予測及び評価を行いました。具体的には、陸域動物で118種、海域動物で48種等において、影響があると予測された種については、それぞれの種に適した対策を講じることで影響を最小限に低減するように配慮することとしており、項目別の評価として、準備書にお示しました。</p>
168	<p>保全対象種とした両生類の卵・幼生、爬虫類、希少性の高い魚類・淡水・陸産貝類は、類似した水域環境への移動を行うというが、移動先は島東部の複数の池を候補として考えている程度であり、そこは大規模な係留施設により人員と物資の出入りが常時あり、適当とは思われない。また、係留施設の中央にある大型塊状サンゴ（オオハナガタサンゴ）、重要な種（オキナワハマサンゴ）を代償措置として適切な場所に移植・移築を行うという程度であり、場所さえ決めていない。このような不十分な環境保全措置なら、計画の廃止、縮小、位置変更を検討すべきである。</p>	<p>陸域動物の水生動物及び水生植物の生息・生育環境については、馬毛島基地（仮称）が整備された後も残存する6-11-41(1625)に記載した水辺環境を想定しています。このほか、島東部や島南西部の訓練区域にも水辺環境は残存することが想定され、必要に応じ移動先の候補地として追加することとしています。</p> <p>なお、オオハナガタサンゴとオキナワハマサンゴの移植・移築場所は、事業により直接改変されない類似環境であり、同種が確認された場所を計画しています。</p>
169	<p>陸域動物の環境保全措置（工事中）として“保全対象種として選定した両生類の卵・幼生、爬虫類及び希少性の高い魚類、淡水、陸産貝類については、直接改変の影響を受ける個体の改変を受けない類似した水域環境への移動を行います。…あわせて淡水貝類、手甲殻類、…水生昆虫等ほかの重要な種の水生動物の移動も積極的に行います。・移動先は、改変区域外であり水生植物が生育している魚類や水生昆虫等の生育に適していると考えられる島東部の複数の池を候補として考えています。”1665とあるが、島東部は海岸から外部フェンスまでの200～500mが改変されないとはいえ、大規模な係留施設ができ、海岸まですべて対象事業実施区域となり、常時人員と物資の出入りがあるところであり、適当とは思われない。</p> <p>そもそも、島東部の複数の池は、どこにあり、その水質、水深はどうかぐらひは調査した上で明記すべきである。水質調査範囲の図 p952 では、こうした池は調査対象になっていない。</p>	<p>陸域動物の水生動物及び水生植物の生息・生育環境については、馬毛島基地（仮称）が整備された後も残存する6-11-41(1625)に記載した水辺環境を想定しています。このほか、島東部や島南西部の訓練区域にも水辺環境は残存することが想定され、必要に応じ移動先の候補地として追加することとしています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
170	<p>環境保全の基準又は目標との整合性として、陸・海域動植物、陸・海域生態系の全てが“工事の実施、飛行場及びその施設が存在及び供用による……重要な種の生息状況に及ぼす影響は、最小限にとどめるよう十分配慮されていると考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価しました”とコピーした文章であるが、環境保全の基準又は目標は、鹿児島県環境基本計画の「人的要因による新たな種の絶滅…の防止が図られています」及び鹿児島県自然環境保全基本方針の「影響の予測、代替案の比較等を含めた事前評価が行われ、それが計画に反映され、住民の理解を得て行われるよう努める」とあり、種の絶滅が無いこと、事前評価の計画への反映、住民の理解が主要、ということであり、それぞれの対象について緻密に検討すべきである。</p> <p>陸域動物 “工事の実施 p1666、飛行場及びその施設が存在及び供用 p1668”</p> <p>海域動物 “工事の実施 p1781、飛行場及びその施設が存在及び供用 p1784”</p> <p>陸域植物 “工事の実施 p1832、飛行場及びその施設が存在及び供用 p1784”</p> <p>海域植物 “工事の実施 p1898、飛行場及びその施設が存在及び供用 p1900”</p> <p>陸域生態系 “工事の実施 p1993、飛行場及びその施設が存在及び供用 p2001”</p> <p>海域生態系 “工事の実施 p2081、飛行場及びその施設が存在及び供用 p2083”</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
171	<p>馬毛島にはニホンジカの亜種マゲシカが数百頭生息しています。準備書には、マゲシカの個体群再生産への影響への調査、予測、評価が適切になられていません。さらに、馬毛島周辺海域はトビウオ漁をはじめトコブシ、キビナゴ、アサヒガニ、アオリイカ、イセエビ他の好漁場です。馬毛島基地の建設によって、漁業にもたらす被害についての調査・予測・評価が準備書では不十分です。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で準備書にお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。なお、港湾施設整備に当たっては、漁業への影響に配慮して海上工事を行います。港湾施設整備に伴い、漁業経営上被る損失については、適切に補償を行う考えです。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
172	<p>基地建設とその後の騒音や汚染物質等で、馬毛シカを始め、陸上と海域の貴重な動植物が影響を受ける。評価書では、「影響は最小限にとどめられる云々」「環境保全の基準又は目標の整合性は図られる」と評価しているが、信頼に足る確たる説明はなく評価に値しない。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
173	<p>馬毛島は、宝の海と呼ばれており西之表在住の漁師の方の話によると、四季にわたり馬毛島付近で漁をすると生活に困らない水揚げがあると聞いています。</p> <p>本事業を進めていくことにより海藻や苔類・プランクトンが生息できなくなるのは明らかです。水質・陸海域動植物・海域生態系についても、調査・予測・評価をゼロからなり直し、宝の海を、第一次産業を推奨すべきです。</p>	<p>海域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
174	<p>馬毛島周辺に住む陸上、海中の動植物の生態系は、馬毛島の近隣のみならず広範囲に結び付いてエコシステムを形成しています。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
175	<p>ミサゴ、ノスリ、シカ、ホオジロをはじめ多くの動植物の騒音、低周波音の影響や航空機の航行へのストレス、とても大きなものがあるのではないかと心配しています。</p> <p>馬毛島では、生き物と基地は共存できないのではと思います。</p> <p>リスクを最大限に発表してほしいです。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
176	<p>動植物に対する保全対策も「捕獲して移動させる」「移植又は記録して保存」などとなっているが、そもそもそういったことが、自然の生態系をこわしているのではないのでしょうか。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
177	<p>屋久島は、私の友人、知人が暮らす地です。</p> <p>また、屋久島は旅を通して、住まう方以外の人生にいろんなものをもたらしてくれる場所です。</p> <p>生物や植物に与える影響があることがわかっており、または不確実性のある情報がある中、</p> <p>長年の保全によって維持されてきた環境に手を加えることに慎重になって頂きたいという願いがあります。</p> <p>生物の生態や、植物の生態を現状復帰できる明確な見通し、もしくはより改善できる方策をセットにした計画をご検討いただきたいと深く願っております。</p>	<p>屋久島町については、馬毛島から 30km 以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えております。</p> <p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
178	<p>基地建設が馬毛島の生態系に与える影響について、十分な調査がされていないこと、一度失った生態系は二度と同じにはならないことから、今回の基地建設には反対です。人間以外の動植物たちの声無き声を、どうかないものにしてください。</p> <p>私たちはつながり合って、支え合って生きています。戦争に備える基地を造るために、今ある貴重な生態系を壊すことは、私たち自身の住まいを壊していくこととなります。基地建設の見直しを心から望みます。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
179	<p>戦闘機関連使用の際、騒音による生き物たちに大きな影響があるのではないかと。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
180	<p>基地建設に伴う陸上・海中生物への環境破壊、個体数の減少、生存への危機が懸念される事業であり、自然環境保護の観点から逆行している。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
181	<p>馬毛島と種子島住民は歴史的にも深い繋がりがあり、様々な形で利用してきた。馬毛島の固有種であるマゲシカなどとの共生、自然観察、近隣での漁業などが行われており、入会権も認められている。基地建設によって馬毛島などの固有種の絶滅や、馬毛島の自然を利用した自然教室や観察会などもできなくなる。基地建設による騒音による漁場への影響や、基地からの様々な廃棄物による海洋汚染などによる漁業被害が生じる。基地建設による馬毛島及び周辺海域の環境への影響評価、歴史的・文化的な影響評価が不十分であり、基地建設は環境破壊であるとともに、地域の産業や教育環境の破壊、文化の破壊である。</p>	<p>環境影響評価は、事業の実施に当たり、環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を評価するものです。</p> <p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
182	<p>重要な種についての影響が問題ではなく、すべての動植物への生態系全体への影響が問題なのである。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
183	<p>調査期間があまりにも短期間で季節変化のある動植物を把握できていない点は重大な欠陥である。</p> <p>島嶼は渡り鳥など季節性の動物にとっても重要な中継地点であり、広範な国土に大きな影響を及ぼしかねない。年間を通じた調査が不可欠であり、拙速は許されない。</p>	<p>動物については繁殖期、植物については花期等調査対象の生態を踏まえながら四季を通じた1年間の調査を行いました。</p>
184	<p>今回の事業は、馬毛島や周辺の陸海域における人的生活、経済的活動、そうしてマゲシカなど動植物の生態系に対して夥しい影響を及ぼすものであり、それら生活環境・経済活動および自然生態系に取り返しのつかないダメージを与えるものと思われます。私は、本事業の環境に及ぼす弊害が多すぎることから、事業を中止し、本来馬毛島が持つ他に代えがたい貴重な自然的財産を今以上に豊かにする途（みち）を強く求めます。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
185	<p>馬毛シカ他、動植物に及ぼす影響がいかなるものか、その調査、評価が適切になされていない。</p>	<p>馬毛島のニホンジカを含め、生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
陸域動物(全般)		
186	<p>「陸域生態系」ミサゴについては、工事箇所と営巣地の距離から繁殖に影響を与える可能性があるとして予測。</p> <p>航空機の航行については、ミサゴ・ノスリは衝突の可能性が否定できない高度での飛行が全体の30%程度ある。</p> <p>同様に「シカ」については、工事の実施に係る予測及び飛行機及びその施設の有無及び供用に係る予測は、個体数の変化の予測には不確実性が残る。</p>	<p>ミサゴについては、工事直前に踏査を行い、繁殖が確認された場合は、繁殖が終了するまでは営巣箇所周辺を避けるように建設機械の稼働計画や資機材運搬車両等の運行計画を調整し、繁殖期の車両や人の立ち入りの制限に努めることとしています。</p> <p>バードストライクについては、航空機の運航に伴う影響を低減するための環境保全措置を講ずることとします。</p> <p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講ずるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
187	<p>貴重な自然と絶滅のおそれのある島固有種マゲシカがいる島に基地の建設をするのをやめてください。</p> <p>鹿には暑い日差しや嵐から身を守る森林やきれいな水、もちろん空気も必要です。</p> <p>基地の大きな騒音や排気ガスなど自然環境の汚染も心配です。</p> <p>鹿以外の生物もそこにいます。生き物が最低限暮らしていけるよう、森や湧水を最大限残すこと。出来る限り自然の部分を残してほしいです。それは騒音も同じです。</p> <p>地球温暖化防止の為、絶滅危惧種保護のために、どうか森の保存をお願いします。</p> <p>どうか動物の棲家をこれ以上奪わないでください。</p> <p>自然は破壊すれば元には戻りません。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
188	<p>今回基地を建設予定とのことですが、私は反対です。 マゲシカ及び馬毛島に生息している植物や動物の生態について、配慮されていないと感じます。</p> <p>さらに、マゲシカは絶滅のおそれのある地域個体群として登録されているのにそこに生息している場に基地をわざわざ作る意味がありますか？ なぜ人間都合でわざわざ動物たちがいる場所に基地を作らないといけないのでしょうか？ 生き物たちの棲家や餌を奪うという事は、人間社会でいう虐待に繋がります。 基地が出来れば飛行物に慣れていない生き物たちが怯え、ストレスになり死に絶滅するのではないかと素人ながら思います。 どうか、基地建設を中止にしてください。 これ以上生き物たちを苦しめないでください。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。 馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
189	<p>今回の準備書の内容では、マゲシカの生存を守るのに十分とは言えないと考えます。 朝日新聞の記事でも取り上げられていましたが、防衛省は過去にも辺野古で結論ありきの「アセスメント」と批判される保全策が並べたことがあるとあり、重大な環境被害をうんでおり、環境保全を第一優先としていない可能性があります。 マゲシカが固有種であるかどうかにかかわらず、生態系を崩すこと自体が環境に悪影響を与え、ひいては地球温暖化等の重大な問題に繋がります。 これ以上の基地建設は必要でしょうか。どうしても必要なら市街地近くに建設すべきで、自然環境に影響を与える地域への建設はやめてください。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。 馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
190	<p>シロチドリやオカヤドカリなどについて移動・移植が保全措置としてあげられている。多くの種は現在、各種の生息可能な場所に、今の密度で生息していることに理由があり、新たな環境において多数の個体が生存できるかは、かなり疑問が残る。また移動予定地、移植予定地の環境を調査する必要もある。 また「河川と海を行き来する水生生物については、河川と海の接続性を失わないよう配慮する」などあいまいな記述が多いが、いずれも実効性の高い環境保全措置の適用を望む。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。 馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。</p>
191	<p>陸域動物の重要な種に係る予測の概要で、“工事中（建設機械の稼働・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時）のピーク時における騒音の予測値は、表-6.11.34に示すとおり、改変区域の（にの間違い？）近い範囲では75～80dB、そのほかは65～75dBでした。” p1644とあるが、表-6.11.34と言いながら、予測の前提という表題で予測結果だけを突然示し、予測条件の音源位置、機種別騒音パワーレベルが全く示されていない。これでは環境影響評価準備書とは言えない。 表-6.11.34(1)予測の前提(工事の実施):改変区域 p1623はいいとしても、表-6.11.34(2)予測の前提(工事の実施):粉じん予測結果 p1624も予測条件を示すべきである。</p>	<p>ご指摘の予測の前提については、6-11-40(1624)にお示ししました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
192	<p>方法書への「“鳥獣保護区…馬毛島は全域が馬毛島鳥獣保護区に指定されています。” p360、“保安林…馬毛島においても保安林が指定されています。” p364 としており、保安林に指定されている区域以外のほとんどが事業区域となっている。動植物にとってねぐら、採餌場として重要な鳥獣保護区、保安林がなくならないように、事業計画を立てるべきである。保安林が事業区域外だから問題ないということではなく、近接する事業地がコンクリートで覆われ雨水も流れてこないようになっては保安林が維持できない。“鳥類の重要な種…23 科 39 種の鳥類が確認されました。このうち重要な種は、ヨシゴイ、ヒクイナ、シロチドリ、メダイチドリ、ツバメチドリ、ベニアジサシ、ミサゴ、ハヤブサの 8 種が確認されました。ミサゴについては、島の北西側と南西側の 2 箇所です。確認しました。” p167 とあり、保安林内で生息する鳥類にも配慮した計画にすべきである。」の意見は無視され、意見がなかったことになっているが正式に取り上げ、見解を示すべきである。</p> <p>対象事業実施区域は、馬毛島のほとんど全域（北西の港湾 2 か所と南西の港湾 1 か所を除く p349）であり、その面積：約 718hap6 であり、改変面積については、最大で約 497ha の計画 p30 のため、馬毛島の緑地がほとんどなくなってしまふ。事業計画を最小限に縮小すべきである。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第 4 章 13 番において事業者としての見解をお示しました。</p> <p>改変区域については、陸域動物の生息範囲の消失面積を最小化するため、改変面積を可能な限り抑えることとしています。また、工事で改変された区域の緑化工事を速やかに実施し、陸域動物が利用できるようにします。</p>
193	<p>調査地点の設定の根拠で、鳥類のレーダー調査 1 地点の追加、コウモリ類の現地調査 7 地点追加・超音波自動録音追加、オオヤドリ類の調査 13 地点追加（知事意見による） p630、陸域動物の調査方法、調査地点が大きく追加された。海域動物についても、水中音（連続観測調査、原水調査）の追加 p636、海域生態系の調査 14 地点追加 p669 など、方法書があまりにも杜撰であった証拠である。知事意見や住民意見にもなかった鳥類のレーダー調査、調査地点、水中音調査は、なぜ今頃追加したのか、不十分な調査方法であった原因を分析し明記すべきである。</p> <p>環境影響評価法では、方法書の委託事業者名は記載義務がないため、委託業者は不明であったが、準備書では法による委託事業者名は記載義務があるため、第 10 章で委託業者を記載している（p2333）が、この準備書の委託が（その 5）であるため、方法書も（その 3）とか（その 4）で、同様の委託業者が作成した可能性が高いが、この委託業者の業務実績は確認して、委託したのか。杜撰な方法書の原因はどこにあったのか？</p>	<p>方法書手続における県知事意見等を踏まえ、鳥類レーダー調査地点、海域生態系の調査地点や水中音調査地点を追加しました。</p> <p>準備書は、方法書についての鹿児島県知事の意見を勘案するとともに、その他提出頂いた御意見に配慮して作成することとしており、適切に対応しました。</p>
194	<p>陸域動物の調査結果で“1) 文献その他の資料調査結果：主な陸生動物に係る生物相の状況：陸域動物の既存資料（概況調査）の結果…調査範囲内において、合計 113 種が確認されました” p1600 とありながら、“2) 現地調査結果：主な陸生動物に係る生物相の状況：…調査範囲内において、合計 712 種が確認されました。” p1606 とあり、陸生動物は概況調査で 113 種しか確認できず、正式な現地調査では 712 種も確認された。いかに環境影響評価法違反の事前の概況調査が不十分で手抜き調査であったかが伺われる。</p> <p>たとえば、調査地域で確認された重要な種（陸域動物（主な陸生動物）のうち、鳥類は、概況調査で 8 種だが、現地調査 24 種と 3 倍の重要な鳥類が確認されている p1618。このような概況調査は準備書から削除すべきである。</p>	<p>概況調査は、環境影響評価方法書作成にあたり、馬毛島における動植物の生態情報に係る既往知見が少ないことから、情報を把握するために実施したものです。また、現地調査は、環境影響評価準備書において予測及び評価をするために実施したものです。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
195	<p>陸域動物の予測結果で“ミサゴ及びシカについては、陸域生態系の注目種（上位種、典型種）として選定したことから、「6.15 陸域生態系」に予測結果を記載しました。”p1636 とあるが、陸域生態系は、その典型的な種が他の生態系とどのような関係を持つかを検討するものであり、それぞれの種への重要な種の生息状況の変化を予測するのは、この部分で記載すべきである。そうしないと、どのような動物にどう影響を与えるかが総合的に判断できない。</p>	<p>陸域生態系については、主務省令において、上位性、典型性、特殊性の視点から注目すべき種を選定した上で影響を把握することになっており、今回、上位種としてはミサゴとノスリ、典型種としてはシカとホオジロを対象に選定した上で予測及び評価しました。</p> <p>なお、これらの上位種や典型種については、陸域生態系の項において他の生態系との関係やそれぞれの生息状況への影響を予測及び評価していることから、陸域動物の項において、予測及び評価をお示しすることはしていません。</p>
196	<p>個体生物の保護に対しての計画もないまま実行しているためどう影響するか調査・予測を行うべきだ。</p>	<p>生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
197	<p>馬毛島での調査時に、コウモリ類は草地や樹林地で確認され、改変区域内でも1箇所確認されたとある。準備書にはコウモリ科との表記しかされておらず、種の特定はなされていない。当地では、ユビナガコウモリ（環境省は選定していないが各地域単位で絶滅が危惧される）やヤマコウモリ（準絶滅危惧種 NT：環境省レッドリスト）等が生息する可能性を認めず、準備書でも県指定レッドリストに該当する可能性ありと記載している。一方で、「コウモリ類は、まれに飛来するとの要因から、改変によるコウモリ科の個体群への影響は小さい。」と予測もしている。</p> <p>コウモリ科という大雑把な特定しかなされていない状況下で、事業による影響を評価すべきではない。希少種である可能性を認めない以上、まずは、種の特定をすべきではないか。少なくとも、それまでは保護を行うべきだろう。</p> <p>「コウモリ類は、まれに飛来するとの要因から、改変によるコウモリ科の個体群への影響は小さいと予測されます。」と記載されており、事業を進めても大丈夫だと評価されているが、「コウモリ類は、まれに飛来する。」という、その根拠は何か。コウモリが10km程度の渡りを行うのか。</p>	<p>コウモリ類については、音声調査から30-60kHz帯で鳴くコウモリ類が確認されています。30-60kHzで鳴くコウモリ類にはアブラコウモリ、ユビナガコウモリ、モモジロコウモリ等がありますが、合計161日間の調査期間の中で散発的に確認されたのみであり、馬毛島にはまれに飛来するのみで主要な生息地ではないと考えられます。このため、改変によるコウモリ科の個体群への影響は小さいと予測しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
198	<p>マゲシカ他の種における今後の推移について、「不確実性が残る。」との表記が多分に見られる。これはつまり、「やってみなければ判らない。」という実情を表しているものであり、環境影響評価になっていない。既に絶滅が危惧される希少種については、多少の攪乱であっても、絶滅へと進みかねないのは周知の事実である。後のモニタリングと対応策を講じることで、最大限の対処努力をすると記載されているが、それでは「後の祭り」になる可能性を否めないだろう。その、「後の祭り」状態になることを避ける為に環境影響評価を行うのではないか。「不確実性が残る。」との表記が多分に見られるのは、環境影響評価ができていない証明であると考ええる。改めて、しっかりとした環境影響評価を行うべきではないか。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
199	<p>陸域動物に対しては、環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲で環境影響の低減が図られる。</p> <p>また、陸域植物に対しては、生育環境の改変の影響が大きいと想定されるものについては、移植又は記録保存。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全対象種を移動させることが保全対策となるのか、実証すべきであり、それが無い場合は十分な保全対策とは言えません。 ・島全体が鳥獣保護区に指定されていることから、複数年間の現況調査が必要であり、今回の準備書では不十分です。特に渡り鳥や蝶類などの回遊する生物についての調査・予測・評価、さらに保全対策が取られていません。 ・植物の保全対策は、絶滅もしくは大きな痛手を受けても何ら結果について何も担保されていないのだから、保全対策とは言えません。 	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>また、移動・移植後の動植物については、事後調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p> <p>引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
200	<p>シカの餌の量を調査するのに半年しか調査していない。</p> <p>シカの餌資源調査で表 6.15.2 (2) (p 6-15-3 (1903) の調査方法中コドラート内外で 20 cm² のシバを刈り取りシバの生産量を算出したとあるが、20 cm² は小さすぎないか。</p> <p>鳥との衝突は全国の空港の中央値は 6.0 回/年に比べて、馬毛島では 20.8 回/年と予測されており高い値となっている。事故の危険性が高いということになる。</p>	<p>改変区域については、陸域動物の生息範囲の消失面積を最小化するため、改変面積を可能な限り抑えることとしています。また、工事で改変された区域の緑化工事を速やかに実施し、陸域動物が利用できるようにします。</p> <p>餌資源量調査のコドラートの大きさは、20cm × 20cm (400cm²) であり、コドラート内外でそれぞれ 400 cm² のシバを刈取っており、十分な大きさを確保しております。餌資源量調査の結果は変わりませんが、評価書の作成において適切に対応します。</p> <p>餌資源量調査の手法は、既往研究においても用いられている一般的な手法であり、専門家にも確認し、適切であることを確認しています。</p> <p>また、鳥類と航空機との衝突による影響については、現地調査の結果、馬毛島と全国の渡りの傾向を踏まえて予測を行いました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
201	<p>マゲシカの生息環境のおよそ 49%が減少すると予測がなされているが、それによる個体数の減少について相応に推移するとしているが、数値が全く示されていない。餌場や生息面積の減少によって予測結果で「不確実性が残る」とあるのは、「わからない」、「予測できない」、「場合によっては絶滅するかもしれない」ということであろう。マゲシカの騒音に対する反応について不確実性が残るとある。これもわからないということだ。</p> <p>ミサゴ、ノスリ、ホオジロなどについて、影響を受けることが予測されているが、これも、不確実性が残るとされている。</p> <p>確実に推計ができるようになるまで調査を行うべきで、それが環境影響評価ではないのか。絶滅するかもしれないということそのような表現にしているのだから、そのような状態で影響ないと評価すれば、事業完成後、運用にあたって取り返しのつかない事態にもなりかねない。環境影響評価の趣旨からいってきちんと影響がないといえるようになってから評価書を作成すべきだ。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p> <p>陸域生態系調査では、生態系を構成する各種を対象とした調査を行うのではなく、主務省令において、注目すべき種として上位性、典型性、特殊性の視点から影響を把握することとなっております。今回、鳥類については、上位種としてミサゴとノスリ、典型種としてホオジロを馬毛島の生態系を代表する対象種として選定し、予測及び評価しました。その上で、鳥類については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で、準備書においてお示しました。</p>
202	<p>準備書を読ませていただき、現時点で可能な調査をしていただいたように感じています。</p> <p>ただ準備書にもあるように、動植物への行動や生存への影響が懸念される可能性があることが示されています。</p> <p>居住域の移動について言及されている箇所もありますが、居住域の移動は一般的にもその定着が出来たのかの判断をするのに、相当の時間が必要とされます。</p> <p>また馬毛島の固有種についてはこの島での生存が大事で、今回の調査では基地の長期的な影響が分からない中、絶滅の危険がないとは言えないように感じています。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
203	<p>当該準備書を閲覧したが、屋久島種子島の個体群との遺伝的な距離が検討されておらず、島嶼個体群という特徴のある動植物の保全のための検討としては全く不十分である。国土の生物多様性資源を保全する観点から、孤立性の高い島嶼においては遺伝的特性の検討が重要と考えるがどのような見解か。</p>	<p>島しょ部における遺伝的特性の把握は重要であると認識しております。このため、シカについては、馬毛島の集団遺伝学的な特徴を明らかにすることを目的にDNA分析を実施しました。その結果、種子島と馬毛島の個体群は、最も遺伝的に近いこと、馬毛島の個体群に特有の対立遺伝子はないことなどが明らかになりました。馬毛島の個体群と屋久島、種子島それぞれの個体群との距離は準備書 6-15-33(p 1933)にお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
204	<p>造成後、個体群の存続可能性を十分に評価していないと考える。特に全島を利用して個体群を存続させているマゲシカなど哺乳類の保全をどのようにはかるのか、見解が示されていない。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
205	<p>陸域動物の環境保全措置（飛行場及びその施設の存在及び供用時）に“さらに、以下に示す環境保全措置を講じることによって、陸域動物の重要な種の生息状況へ及ぼす影響を低減する効果が期待できます。” p1667として、“希少性が高いオカヤドカリ類については、供用時の車両によるロードキルが生じる可能性があることから、海岸部の道路に侵入防止柵を設置” p1667、“ニホンウナギについては、河川の途中を道路等の構造物が横断する場合は、管渠等を埋設して流れを分断しないように配慮” p1667、“夜間照明は、照射範囲を限定したり、光源として主にLEDを使用すること等” p1668は、工事中の環境保全措置と同様に、事業計画そのものにすでに含まれている。それを前提に予測した結果をさらに低減するための環境保全措置として、同じことを繰り返すのは、対策がいかにも多いと勘違いさせる姑息な手段である。これらの部分は削除すべきである。</p>	<p>オカヤドカリ類については、工事車両によるロードキルが生じる可能性があることから、海岸部の道路に侵入防止柵を設置し、ロードキルを防ぐことや、海岸部の改変区域の周囲に侵入防止柵を設置し、改変区域外の海岸部に移動させるといった環境保全措置を講じることとしております。その結果、実行可能な範囲内で環境影響の低減が図られていると評価しました。</p> <p>河川部での横断構造物の形状や夜間照明の種類の詳細についてはあらかじめ事業計画に含まれておらず、環境への配慮の上仕様を検討することとしております。</p> <p>河川部での横断構造物の形状や夜間照明の種類の詳細についてはあらかじめ事業計画に含まれておらず、環境への配慮の上仕様を検討することとしております。</p> <p>夜間照明に伴う光条件の変化については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。馬毛島で使用する夜間照明の仕様及び配置については、馬毛島に生息する動植物への影響を低減させるため、現場状況や既存文献を踏まえ選定しました。これらについて、準備書 6-11-63(1647)にお示しました。</p>
陸域動物(オカヤドカリ)		

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
206	<p>飛行場及びその施設が存在及び供用で、a) 生息環境の減少として“各重要な種への影響予測は「6. 11. 2. 1 工事の実施」で実施しました。なお、工事中の改変面積…供用時と比べると広く…重要な種への影響は、工事の影響よりも小さくなると考えられます。海岸部に生息する地表徘徊性種であるオカヤドカリ類については、供用時の車両によるロードキルが生じる可能性があると考えられます。”p1655とあり、予測結果は“本種は、海岸部や海岸に近い林内で確認されました。改変区域内では3箇所を確認され、これらの地点において生息環境は変化・消失し個体は変化・消失すると予測されました。ただし、主な生息環境である海岸域は残存することなどから、個体群は維持されると予測されます” p1642とあるだけで、主な生息環境である海岸域は残存するから問題ないとしているだけであるが、十分な環境保全措置を検討する必要がある。</p> <p>環境保全措置として“オカヤドカリ類については、工事車両によるロードキルが生じる可能性があることから、海岸部の道路に侵入防止柵を設置…海岸部の改変区域の周囲に侵入防止柵を設置し、改変区域内のオカヤドカリ類を採捕し、改変区域外の海岸部に移動します。” p1665とあるが、侵入防止柵の設置範囲、構造、材質を明記すべきである。また、最も根本的な環境保全措置として、影響のある訓練内容を廃止・縮小することを検討すべきである。</p>	<p>オカヤドカリへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
207	<p>「改変区域内のオカヤドカリ類は、影響を受けない工事区域に移動します」とありますが、目を凝らしてようやく見つけられるような小さい彼らを一定数保護するのはトラップを用いたとしても大変な労力かと思います。本当に生態を破壊しない保護が可能ですか？評価結果にある「実施可能な範囲」というのは、どの程度の規模をいうのでしょうか。生息しているだろう数のうち何割か捕まれば良いということでは、意味があるのか疑問です。</p>	<p>オカヤドカリ類については、工事車両によるロードキルが生じる可能性があることから、海岸部の道路に侵入防止柵を設置し、ロードキルを防ぐことや、海岸部の改変区域の周囲に侵入防止柵を設置し、改変区域内のオカヤドカリ類を採捕し、改変区域外の海岸部に移動させるといった環境保全措置を講ずることとしています。その結果、実行可能な範囲内で環境影響の低減が図られていると評価しました。</p>
陸域動物(シカ)		

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
208	<p>馬毛島の固有種であるマゲシカは、環境省のレッドリストにおいて「絶滅の恐れのある地域個体群」とされている。開発による餌の減少や騒音等により絶滅危惧種であるマゲシカの生息環境への影響が懸念されるが、準備書における保全方法が不明確・不十分であり、マゲシカの頭数は確実に減少し、絶滅につながるおそれがある。そのため、基地建設事業には反対である。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲や改変面積や餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
209	<p>馬毛島に生息するニホンジカの亜種とされる「マゲシカ」について、1917P、1924Pにて、島内に700～1,000個体程度のシカが生息していると調査結果をまとめていますが、長年マゲシカの調査研究に携わっているT氏の2021年3月時の調査で、推定個数320頭と報告されている頭数が、今回の準備書内では大幅に増加している点においても、信頼性の高い調査が実施されたのか、疑問が残ります。また、このT氏の研究によると、マゲシカが馬毛島という特殊な限定された場所で、その頭数を維持してきた環境を考えると、現在の森林部分を造成し、島の沿岸地域でのみ生息させるという計画は、これまでのマゲシカの個体数維持に必要な最低限の環境条件を無視し、生息エリアを限定させることによる影響は、1955Pでも指摘しているとおり「不確実性を伴う」とされることから、現在の個体数からの減少は必須であり、もともと環境省のレッドリスト『絶滅のおそれのある地域個体群』に指定されていることを考えると、準備書のまとめにおける「環境保全への配慮が適正」とならないと指摘します。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
210	<p>マゲシカ対策は環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲で環境影響の低減が図られると評価。</p> <p>環境省が絶滅危惧種に指定してするマゲシカは、その個体数を含む現況調査結果として推定値の幅が大きすぎて、信頼できる現況調査とは言えません。示されている保全対策も成果目標も、努力目標であるとの表記が付されている以上、「低減が図られる」との評価そのものが成立しません。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲や改変面積や餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
211	<p>方法書への「陸域動物の調査…島の固有種マゲシカなど希少生物の絶滅の危機を回避するため、特別な調査が必要である。そもそも、動物については植物のような文献調査がなく、突然、…「概況調査」…で「馬毛島に生息するシカを対象に調査を行いました。」p167として、ニホンジカより黒っぽく、体が一回り小さい固有亜種マゲシカを、一般的なシカ程度と感じさせているので、正確な文献調査が必要である。環境省レッドリストには「絶滅の恐れのある地域個体群」として登録、2011年の調査では推計約280頭。体が小さく、雌雄で住み分けたり、出産抑制するなど食料に限られる島の環境に適応。そもそも、自衛隊が島を買収する前に、地権者が大規模な違法開発を行ったため、マゲシカの生息地は半減。それに応じて個体数も半減したため「絶滅の恐れのある地域個体群」に認定された。これを陸域生態系の調査で“典型性…地域を特徴づける環境(草地・森林・海浜等)に生息するシカ及びホオジロを選定し、以下の調査を行います。”p482として、絶滅のおそれのある地域個体群マゲシカをシカと称して調査するだけでは全く不十分である。」との意見に対し“馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。”p526とあるが、これでは見解と言えない。準備書の現地調査では“令和3年4月19日～4月23日(春季)、令和3年6月27日～6月30日(夏季)、令和3年11月1日～11月5日(秋季)、令和3年12月2日～12月3日、12月5日～12月6日(冬季)”p1589に“哺乳類…目撃法、フィールドサイン法、トラップ法、自動撮影法”p1591と、他の哺乳類と一括して同一の調査を行っただけであり、毎季節「シカ1種類」が確認されたp1609というだけで、頭数も調査していない。「絶滅の恐れのある地域個体群」に認定されているマゲシカとして特別な調査を行うべきである。</p>	<p>馬毛島のニホンジカについては、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、個体数調査を含め、食性調査、利用環境調査、餌資源量調査、DNA分析調査の調査を実施し、その結果を準備書にお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
212	<p>馬毛島の多様な生態系のシンボルとも言うべきマゲシカに馬毛島基地（仮称）の建設と供用がもたらす環境影響、特に個体群再生産への影響の調査、予測、評価が準備書では適切になされていないことを指摘する。</p> <p>マゲシカに対する環境影響の調査、予測、評価の結果は、準備書第6章調査結果の概要並びに予測及び評価の結果の6.15陸域生態系に記述されている。その要点は、事業者が別途示した「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書のあらまし」で知ることができる。</p> <p>そこで「あらまし」であるが、その23頁は、工事の実施に係る予測結果を述べている。</p> <p>その上で事業者は、シカを含む陸域生態系の注目種を保全するために講じる措置をいくつか列挙し、最後に、予測には不確実性が残ることから個体数モニタリングを行うとしている。そしてこれらの環境保全措置を講じることに、実行可能な範囲内で環境影響の低減が図られていると評価しました、としている。</p> <p>事業者は、「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価方法書」において、すべての環境要素について「環境影響の評価に際しては、環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価します」としている。ここで問題となるのは下線を施した部分であり、これはベストを尽くせば結果がどうであれ許容されるという逃げである。事業を許容するという結論ありきのアワセメントであると言わざるを得ない。</p> <p>本件事業の環境影響評価作業を実施しているのは委託先であるが、同社が実施した辺野古新基地建設事業の環境影響評価において同社は、辺野古・大浦湾のジュゴンについて今回の「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価」におけるマゲシカと同様の論理展開を行い、新基地建設の工事と新基地の存在と供用がジュゴンにもたらす環境影響は実行可能な範囲内で低減が図られていると事業にゴーサインを出した。しかし辺野古・大浦湾に生息していた3頭のジュゴンA、B、Cは、工事途中の現在、すでにその生存が確認されない状態になっている。委託先は、辺野古新基地建設事業の環境影響評価において犯したこの過ちを、今回の「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価」では回避できているということを、積極的に論証する必要がある。その論証が出来ない限り、マゲシカの個体群再生産について、この準備書は適切な調査、予測、評価が出来ていないと断じざるを得ない。</p>	<p>主務省令において、防衛省が行う飛行場及びその施設の設置等の事業における環境保全措置等に関する指針等として、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避・低減する観点から検討すべきものと定められており、本事業においても、かかる観点から環境影響評価を行っております。</p> <p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
213	<p>陸域生態系の環境保全措置（工事中）について“シカについては、工事による生息環境の減少により、改変面積や餌資源量に相応して個体数が推移することが予測されますが、不確実性が残ります。…工事…騒音については、警戒行動、騒音レベルの低い方への移動等が生じる可能性があるものの、シカに対する音による影響について複数の報告例があり不確実性が残ります。” p1986として、生息環境の減少、工事騒音により、個体数の減少、警戒行動・避難移動はあるが、不確実性が残るという結論で、環境保全措置も適当にという姿勢は改めるべきです。</p> <p>このため“シカについては、仮設柵を馬毛島南北に設置し、工事期間を通じて改変を行わない「保全区域」を作ります…仮設柵には「ワンウェイゲート」を10箇所程度設置し、シカが工事が行われる島の東側から保全区域への移動を常時可能な状態とします。なお、…必要に応じ人為的な追い出しを実施…改変区域内の樹木伐採等の植生改変はなるべく段階的に行うことで、シカの生息環境の変化を可能な限り緩和し…また、伐採木の葉等をシカの餌資源として利用することで、改変に伴う餌資源の消失を緩和します” p1986～1987と、仮設柵、餌資源の消失緩和しかありません。未改変地域（工事中は、馬毛島の39.2%p1986、供用後は49.2%4/28準備書修正）で、餌資源もないところで、環境省レッドリストの「絶滅の恐れのある地域個体群」としての「固有亜種マゲシカ」が生き残れるとは思えない。</p> <p>そもそも、自衛隊が島を買収する前に、地権者が大規模な違法開発を行ったため、マゲシカの生息地は半減。それに応じて個体数も半減したため「絶滅の恐れのある地域個体群」に認定されたものである。もっと大胆な環境保全措置として、事業の縮小、廃止を検討すべきである。“事業計画時当初は馬毛島面積の約87.8%にあたる対象事業区域全域を改変する計画…その後、特にシカの生息環境を確保する目的から可能な限り改変区域の絞り込みを行い、現在計画している工事中の改変区域（馬毛島面積の約60.8%）に縮小しました” p1986とあり、事業の縮小、廃止は出来るはずである。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>森林等の改変面積については、可能な限り縮減する計画としております。緑化はシカの餌資源となるシバ群落の創出に着目している一方で、基材としては改変区域内の表土の活用も予定していることから、木本を含む現存する島内の植物種が生育し、将来的には樹林環境が復元されることも想定されます。</p> <p>周縁部の回廊については一部「細い」箇所も存在しますが、現状において、海岸部でもシカの利用が多く確認されています。このことから、狭い部分の存在にかかわらずシカの分布域の連続性（コリドー）として機能するものと考えています。いずれにしても、個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
214	<p>陸域生態系の環境保全措置（存在・供用）について“シカはシバを主な餌資源として利用していることから、シバ群落の創出を優先します。工事開始前のシカの年間採餌量と同程度量を確保するために、シバ群落を約12ha以上創出することを目指します。…飛行場へシカが進入しないように、飛行場外周は柵を設置し、適切に管理します。” p1995～1996とあるが、餌資源のシバ群落はどの範囲に計画しているのか、計画出来るのかの検討もない。飛行場外周の柵は管理上当然であるが、マゲシカを締め出すことになる。</p> <p>なお、事業計画に含まれる環境保全措置として“島の周縁部には移動の支障となるような構造物は設置せず「コアエリア」を結ぶ「コリドー」として位置付け、シカの分布域の連続性を確保します。” p1994とあるが、東側一帯は係留施設（燃料護岸を含む）、東揚陸施設などがあり、基地との連絡道路があるはずだが、この道路は、どこに、どんな規模で計画されるのか、それはマゲシカが通過できるような道路なのかを追記すべきである。</p>	<p>緑化により創出可能な二次草原の範囲は準備書6-15-100(2000)にお示しました。また、周縁部にはシカの移動の支障となるような構造物は設置せず分布域の連続性（コリドー）を確保します。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
215	<p>馬毛島の鹿が、どれくらいの希少価値があるのかの専門的なことは分かりませんが、種子島の人ならだれでも、タストン・エアポート社が馬毛島の灌木を切り倒し、滑走路予定の土、岩を掘り起こして植生が大幅に変わったことは知っています。</p> <p>特定の狭い地域を馬毛鹿の生息地域とすることは、とても生育条件が悪くなり、現在でも生存頭数が激減しているうえにさらに減少するでしょう。</p> <p>更に、島をぐるりと回る管理道路を作るとなれば、この生育条件が更に極端に悪くなることは明らかです。止めるべきです。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲や改変面積や餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
216	<p>(あらまし p 20～24) 「陸域植物・陸域生態系・海域生態系」で岳之越(71m)や川が馬毛島の豊かな動植物の生命の源になっている。今回の建設事業はそれらに壊滅的被害を与えるものであり、移植や記録保存を行うことで馬毛島の豊かな自然が守られていくとは到底いえない。特にマゲシカは環境省が絶滅危惧種に指定しており、防衛省にもその保護について真剣に考えてほしい。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
217	<p>日本哺乳類学会が提出した方法書に対する意見への対応について、昨年、日本哺乳類学会は本件の方法書に対する意見書を提出し、馬毛島におけるニホンジカ（以下シカと言う）をはじめとした哺乳類の存続をはかるために、それを保証するに足る土地面積と環境を確保する必要性を述べた。また、その検討のために必要な最低限の情報項目とデータを得るための調査方法を提示した。</p> <p>当学会が指摘した事項に関して、準備書において十分な対応が行われているとは評価できない。しかし、島の面積の約 88%を改変するとした当初の計画が、工事中の最大改変面積で約 61%、工事完成後に外周フェンスで囲われる区域が約 51%に縮小されたことから、シカをはじめとした哺乳類を保全するための条件の一つが、十分とは言えないまでも生まれたと認識している。また、シカ等の保全を踏まえた工事の進め方に関する概略案が示されたことは、保全施策の具体的検討を進めるための出発点になり得る。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
218	<p>ニホンジカの個体数推定について、定点観察と踏査による個体確認により見通しの良い地域の個体数を調査し、センサーカメラによる撮影動画を用いた REST 法により樹林地内の生息密度を推定し、両者を合わせて島全体の個体数を算出したとされているが、データと個体数算出の手順が全く記載されていないので、説明が必要である。とくに、センサーカメラによる推定密度は数日間にわたる撮影頻度に基づくが、個体観察によるカウント数はある限られた時間における目撃頭数そのものであり、データの質が異なる。また森林と開放的な空間との間でのシカの移動は当然想定され、目撃されたシカが森林内のカメラにも撮影されていることが考えられる。これらの問題をどのように扱ったのか説明が必要である。</p>	<p>個体数の算出に当たり、直接観察可能な範囲においては、定点観察及び踏査により確認した個体数を用いました。また、視認の難しい森林等では REST モデルを用いた間接的な方法により個体数を推定し、これらの合算から島内の個体数を推定しております。この推定手法は、専門家の意見も踏まえた上で採用したものであり、その調査結果を準備書においてお示しました。</p>
219	<p>表 - 6.15.8 (p.1924) の確認個体数の性格（性・年齢区分の構成）が不明である。調査日に目撃した総個体数なのか、重複して目撃されたと思われるものを除いた個体数なのか、後者の場合であればどのように重複個体の除去を行ったかを説明する必要がある。</p>	<p>定点観察及び踏査により重複して目撃されたものを除外した個体数をお示しました。この手法は、一般的な調査手法であるものの、専門家の意見も踏まえた上で採用したものです。</p>
220	<p>センサーカメラを用いた個体数推定は森林内だけを対象に行われている。しかしセンサーカメラは全島に 44 台設置されており、森林外においても森林内と同様の方法で設置されていたのであれば、それら全てのデータを用いて REST 法による全島の密度推定が可能なはずである。</p>	<p>個体数の算出に当たり、視認の難しい森林等では REST モデルを用いた間接的な方法により個体数を推定しました。他方、直接観察可能な範囲においては、REST モデルに基づく密度推定ではなく、定点観察及び踏査により実際の個体数を確認しました。直接確認を基本として、視認が困難な箇所を REST モデルにより補完するこの手法は、専門家の意見を踏まえて採用したものです。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
221	シカの DNA 分析調査について準備書では、DNA 分析調査の結果として馬毛島の個体群に特有の対立遺伝子は確認されなかった旨が記述されている (p. 1933) が、方法書に対する当学会の意見書に述べられているように、本個体群の保全上の最も重要な点は、「奈良時代から生息が知られ、面積わずか 8.4 km ² の小島嶼で長期間維持されてきた自然個体群である。この集団は、九州本土のシカとは異なる様々な島嶼個体群の特徴と歴史性を持つ重要な地域個体群であり、将来にわたって保存されるべきで… (中略) …環境省レッドリストにニホンジカ (Cervus nippon) の「絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)」として評価されていることにある。	DNA 分析は馬毛島のニホンジカの集団遺伝学的な特徴を明らかとすることを目的に実施しており、分析結果の妥当性については専門家のご確認をいただきました。その結果、馬毛島の個体群に特有の対立遺伝子は確認されておりません。 その上で、馬毛島のニホンジカについては、絶滅のおそれのある地域個体群であることは認識しており、それを踏まえて準備書においても重要な種として取り扱っております。 馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
222	準備書における DNA 分析では糞を用いて分析を行っている。糞を用いたマイクロサテライト分析では、アリアルドロッピングというエラーが起こることが多く、タイピングを誤る可能性がある。そのため糞をサンプルとして使用する場合は、複数回タイピングをして正解を決めることが通常である。また、今回の分析で使用したマイクロサテライトの座位が多型性に富んでいなかった可能性も考えられる。これら进行评估するためにも、より詳細な手法の説明が必要である。	本分析では、解析精度を担保するため、1つのマーカーにつき1検体当たり3回以上反復して対立遺伝子データを決定しています。また、各マイクロサテライトマーカーの対立遺伝子数は2~14となっており、既報 (Tamate et al. 2000、島村ほか 2020)と同程度でした。このことから、本解析で用いた16マーカーは、分集団の推定に有効なマーカーであると推察されました。これらの手法は科学的に確立したものであり、専門家からも妥当なものであるとの評価を得ています。
223	環境に関する調査について44地点のセンサーカメラによる撮影データは、馬毛島におけるシカの土地利用頻度の空間的分布状況を表す指標として利用できるため、その解析を行うべきである。環境区分ごとの利用状況に加え、保全区域および事業実施区域における調査地点ごとの現在のシカによる利用頻度を解析することで、工事による影響を空間的に評価する資料となる。	各センサーカメラにより撮影した範囲は3m ² と比較的狭く、センサーカメラの設置条件による影響を受けている可能性があることや、シカが移動性の高い動物であることも踏まえ、地点ごとの利用頻度ではなく、環境区分ごとに利用頻度を把握することで島内の分布状況を推定することとしました。この手法は、専門家の意見を踏まえて採用したものです。
224	準備書では、糞分析による食性調査、センサーカメラによる植生別の利用状況、シバの生産量の測定に基づく餌資源量調査が行われ、これ等の結果から馬毛島における現在の環境収容力の検討が行われている。この試算はシカ個体群の保全を検討する際の資料の一つではあるが、環境収容力はシバ草原のみの生産量では検討できない。方法書に対する日本哺乳類学会の意見書では、シカの主要食物となりうる林床植生の被度と高さを測定して食物資源量の評価を行うことを提案したが、このような調査は行われておらず、とくに樹林地のデータはない。島内数カ所に残存する樹林地の林相や林床植生の状況は季節風の影響もあって極めて異なっており、中でも低質である北西部の樹林地 (低木林含む) と湧水に恵まれる南東部の樹林地の調査と評価が必要である。	馬毛島のニホンジカが消費するシバを含むイネ科草本の餌は6-15-26 (1926)に記載のとおり全体の82%程度であり、馬毛島のニホンジカは、食物の殆どをシバに依存していることが確実と考えられます。そのため、専門家の意見も踏まえ、馬毛島の環境収容力はシバの生産量に着目して評価することが適切であると判断し予測及び評価を行いました。

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
225	<p>シカが高密度で生息する場合、林床植物の減少、不嗜好植物の残存または拡大、裸地化など様々な現象が起こることが知られるが、それらは評価されていない。基地施設の完成後にシカの生息地となる予定の、工事によって改変されない地域を対象として、上記の点を調査し、生息地としての評価を行っておく必要がある。</p>	<p>シカが高密度となることで生息地の植生が変化する可能性については準備書6章において、例えば「ススキ群落等が、長期的にはシバ群落に変化していく可能性が考えられます。」等と記載しております。シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移や植生の変化の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリング及び現存植生の調査を実施します。個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
226	<p>シカ個体群の保全施策に関する準備書の記載が断片的であり、十分な情報が整理されて記載されているとはいえない。たとえば、工事開始前の植生区分別面積、工事中の植生改変が最大となった際の植生区分別面積、工事完成後の供用時の植生区分別面積とそのうちの植生復元・回復を行った面積などは基本的な情報であるが、まとめた表として掲載されていない。このような保全策の検討に必須の基本情報を整理して分かりやすい表にまとめるなど、必要な資料を補足すべきである。</p> <p>また、「供用時のシカの分布域概況」と題した図-6.15.35 (p.1998) では外周フェンスで囲われた基地の外側の環境について現在の植生をあてはめている。</p> <p>しかし、図-6.15.37 (p.2000) を見ればわかるように、工事期間中に改変される土地面積は供用時のそれよりも82haほど広く、この部分は植生の回復が図られて現在とは異なる植生に変化するはずである。図-6.15.35にはそのことが反映されていない。このような誤りや不正確な点を修正する必要がある。</p>	<p>馬毛島のニホンジカは、食物の殆どをシバに依存していることから、シバ群落の面積の変化や生産量等についての基本的な情報をまとめたうえで予測及び評価を行いました。また、工事中に改変された範囲が供用後に工事前と同様な環境になるかについては不確実性が残ると認識しております。供用後どのような植生が成立するかは不明であるため、準備書では現存植生をもとに予測しました。なお、事後調査として植生モニタリングを実施し、植生状況について分かりやすい資料に整理し、事後調査の結果を踏まえて、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
227	<p>予定されている基地建設工事期間は4年間で、その後の事後調査実施は3年間とされている。工事のために一時的に改変した土地に植生を回復することが計画されているが、植栽完了時点ではなくそれが定着し更新が行われる条件が整った時点完了と見なすべきであること、シカの個体群と生息環境の変化についても予測が難しく不確実性が高いとされていることから、事後調査実施期間はもう少し長く設定する必要がある。</p> <p>なお、シカ個体群などの生物とその生息環境のモニタリングは、本アセスメントにかかわる事後調査期間が終了した後も継続する必要があるので、別途その体制を検討すべきである。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。事後調査期間については、準備書において、「供用後3年程度行い、生息状況が安定したことを確認した後に終了する。」と記載しております</p> <p>事後調査期間については、準備書において、「工事中及び供用後の環境の状態を把握するための調査を実施し、当該事後調査結果に基づいて環境保全措置の効果も踏まえてその妥当性に関して検討し、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て、必要な措置(既存の措置の見直しや追加の措置等)を講じます。」と記載しており、必要に応じて調査期間が長くなることも想定しております。</p>
228	<p>シカからみた場合、植被があり利用可能な面積は、着工前が817ha(全島100%)、工事期間中320ha(39%)、工事が完了し基地として供用される時点が402ha(49%)と変化する。準備書の環境収容力の検討結果(上述のように、これについては問題が多く、そのまま採用することはできないが)では、供用時のシカの生産量は工事着工前の4割弱に減少すると推定されている。工事期間中にシカが利用できる空間と資源量は工事の進捗に応じて変化する。それに連動してそれぞれの時点で環境の劣化を招くことなしに無理なく生存できるシカの頭数も変わり、最終的には現在よりかなり少ない頭数でシカ個体群とその生息環境の維持を図るといったシナリオが想定される。いくつかのシナリオにおいては、工事期間中のシカ個体群の存続可能性分析(PVA)を実施しておくことが望ましい。特にシカの生息可能地域が著しく減少する工事中の期間がクリティカルなポイントであることを踏まえる必要がある。工事の進行に対応してシカ個体群と生息環境がどのように変化するか不確実性が高く予測が難しい場合は、きめ細かいモニタリングを行うこと、それぞれのフェイズにおける管理目標と管理方針を決めて対応することが求められる。この点に関する準備書の記載内容は、まだラフなスケッチのレベルにとどまっており、そのまま実行できるものではない。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数については、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査としてきめ細やかな個体数モニタリングを実施します</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
229	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間中は島の東側に仮設柵で区切られた「保全区域」を設定し、そこへ工事区域内のシカの一部を退避させる計画となっているが（図-6.15.32、p.1991 参照）、この仮設柵の扱いは慎重に再検討すべきである。保全区域は工事完成後もシカの生息地となるので、シカによる植生への影響の増大は避ける必要がある。その場合、保全区域に収容できるシカの数に限られることとなり、仮設柵の東側から保全区域にシカを引き入れることの是非が問題となるかもしれない。その結果、現在とは逆に仮設柵の役割は、工事区域から保全区域へのシカの侵入を防ぐことになる可能性もある。 ・ 保全区域で収容できるシカ個体数が少ない場合には、工事期間中における仮設柵より東側のシカの取り扱いが問題となる。工事が行われている中でどこにどの程度の個体数が生息可能なのか、改変区域の中では工事の進行に伴ってシカの生息可能空間は激減するが、それに対してシカには手を付けず自然減を見守るのか、積極的に個体数をコントロールするののかといった問題が生じる。 ・ 工事中に改変した土地のうち、供用時に外周フェンスの外側となる部分は緑化する計画であるが、シバ草原の創出に重点を置くことされており、森林については触れられていない。しかしシイ・カシ等の常緑広葉樹二次林は、シカにとって秋季から冬季の重要な餌となる堅果類を供給するほか、とくにメスと子にとって重要なシェルターの役割を果たすので、森林の復元、造成も計画すべきである。生息地環境復元（とくに森林造成）においては、最高地（岳之越）の麓から発生する湧水とその流路（河川）の確保を同時に行い、生息地の質を高めることが望ましい。 ・ 島の周縁部をシカの移動が可能な状態としたことは評価されるが、外周フェンスと海岸との距離が極度に狭い場所がある。周縁部のコリドーとしての利用状況をモニタリングし、コアエリアとした南西部の草地と北西部の樹林地の間でのシカの個体の行き来が確保されているかを確認し、十分でない場合は拡幅等により状況を改善すべきである。 	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>森林等の改変面積については、可能な限り縮減する計画としております。緑化はシカの餌資源となるシバ群落の創出に着目している一方で、基材としては改変区域内の表土の活用も予定していることから、木本を含む現存する島内の植物種が生育し、将来的には樹林環境が復元されることも想定されます。</p> <p>周縁部の回廊については一部「細い」箇所も存在しますが、現状において、海岸部でもシカの利用が多く確認されています。このことから、狭い部分の存在にかかわらずシカの分布域の連続性（コリドー）として機能するものと考えています。</p> <p>いずれにしても、事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
230	<p>工事の進行に対応したシカの個体群管理と環境管理を進めるためには専門的な知見と検討が必須であるため、専門家による検討会等を設置し、工事開始前の実施計画策定から工事が完成し供用されるまでの期間において、工事計画内容やモニタリング計画、モニタリング結果の分析・評価、施策の修正などについてアドバイスを受けることが必要だと考える。</p>	<p>専門的な知見と検討が必須であることから、個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ複数の専門家等から適時の指導・助言を得ることとしています。このような対応を講じることによって、専門的な知見を基にした必要な措置を検討し、適正に実施していくこととしています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
231	<p>供用開始後の馬毛島における自然環境の保全と管理について、準備書に対する意見という趣旨からやや外れるが、供用開始後における馬毛島の自然環境の保全と管理について、意見を述べる。</p> <p>シカをはじめとした馬毛島の自然については、前述したようにその変動予測の不確実性が高いので、基地の供用開始後も長期にわたるモニタリングが必要である。とくにシカについては個体数の増減や植生への影響の増大などが生じる可能性があり、その場合管理目標と管理方針を明確にした施策を実施する必要がある。そのためには、上記3の1)の⑤と同様に、事後調査実施期間を含む供用開始後においても、専門家による検討会等を設置することを提案する。馬毛島におけるシカ等の保全・管理は、防衛省（熊本防衛支局）の責任において実施することが適切だと考える。それは防衛省が馬毛島の土地所有者・管理者であり、島への立ち入りには強い規制がかかると考えられる（少なくとも自由に立ち入ることはできない）からである。この点では、欧米諸国、特に米国の軍用地における自然環境管理が参考になる。米国の軍用地ではサイクス法（TheSikesAct, Anacttopromoteeffectualplanning, development, maintenance, andcoordinationofwildlife, fish, andgameconservationandrehabilitationinmilitaryreservations）により、関係機関との合意に基づく統合自然資源管理計画の策定が義務付けられており、専門家の配置が進められている。</p>	<p>本事業の環境影響評価に係る選定項目としたもののうち、環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態を把握するための事後調査を行うとともに、事後調査の対象にしなかったものについても事業者が事業の実施による周辺環境への影響の程度を把握し、その結果に基づいて適切な環境保全措置を講じることを目的に、工事中及び供用時に自主的に実施する環境監視調査を行います。</p> <p>これらの調査について、専門的な知見と検討が必須であることから、必要に応じ個別の専門家等から適時の指導・助言を得ることとしています。</p> <p>このような対応を講じることによって、専門的な知見を基にした必要な措置を検討し、適正に実施していくこととしています。</p>
232	<p>飛行場外周を柵で囲い適切に管理して、飛行場へのシカの侵入を防ぐとされているが、その徹底と侵入が起きた場合の処置をあらかじめ決めておくことが重要である。国内でも千歳空港、丘珠空港ではシカの侵入事例が発生しているし、北米では空港内での航空機とシカの衝突事故がかなり発生している。</p>	<p>国内でのシカ侵入事例等を参考に、シカの侵入を防ぐための適切な高さの外柵を設置致します。また、必要に応じ専門家による助言を得ながら、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
233	<p>滑走路について、「要約書」2-6(8)では、主滑走路2,450メートル、横風用滑走路1,830メートルとし、オーバーラン300メートル×2(両サイド)となり、それぞれ3,050メートル、2,430メートルとなる。</p> <p>要約書「配置図」2-7(9)をみるかぎり野生のシカと言えども縦横に走り回ることが出来ないのではないかと。「事後調査及び環境監視」で「実施しません」ではなく、今後も継続して調査するべきではないでしょうか。</p>	<p>島北西部の樹林地と南西部のまとまった草地をシカの生息地の中心(コアエリア)として残し、島の周縁部には移動の支障となるような構造物は設置しないことでシカの分布域の連続性(コリドー)を確保します。また、個体数をモニタリングする事後調査を実施します。</p>
234	<p>配置図を見る限り、マゲシカが住めるのは、事業実施区域外の島の南西部、北西部のわずかな面積である。その面積で、数百頭のマゲシカが個体群を維持できるのか、食料を供給できるのかについて、どのような調査、予測、評価をするか、本件方法書には触れられていない。本件方法書をマゲシカの個体群維持の観点から調査、予測、評価するのかを記述して再提出できないならば、本件事業の白紙撤回を求める。</p> <p>馬毛島基地(仮称)建設事業に係る県環境影響評価準備書〔要約書〕で上記意見への熊本防衛支局の見解を探したが見当たらないので、準備書の「あらまし」を開いた。「あらまし」の「4 調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置、陸域生態系2/2：シカ」が該当する事項を記しているが、矛盾だらけである。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
235	<p>マゲシカの生息地域が基地建設によって更に大きく狭められることが予想されます。これは、人間のエゴによる環境破壊そのものであって、絶対許されないことです。</p>	<p>島北西部の樹林地と南西部のまとまった草地をシカの生息地の中心(コアエリア)として残し、島の周縁部には移動の支障となるような構造物は設置しないことでシカの分布域の連続性(コリドー)を確保します。また、工事期間中は仮設柵を馬毛島南北に設置し、その西側は改変を行わない「保全区域」とし、仮設柵には「ワンウェイゲート」を設置し、シカが工事が行われる島の東側から保全区域への移動を常時可能にします。更に、シカの生息環境を改善するため、裸地の緑化を実施します。</p>
236	<p>生息域の減少などでシカなど生物への影響は避けられないとの予測結果が出ています。騒音によるストレスも心配です。絶滅危惧種であるマゲシカなど希少な生物や生態系の保護が不十分なので基地建設を進めるべきではないと思います。</p> <p>また、基地があることで攻撃対象になった場合に環境がどうなるのかということも予測するべきではないでしょうか。</p> <p>私が未来に残したいのは軍事基地ではなく自然豊かな地球です。</p>	<p>環境影響評価は、事業の実施に当たり、環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を評価するものです。</p> <p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
237	<p>馬毛島に生息している「絶滅のおそれのある地域個体群」であるマゲシカの生息には森林と隣接する草地が必須です。</p> <p>「島北西部の樹林地と南西部のまとまった二次草地」を細いコリドーでつなぐのではなく、コアエリアの樹林地と南西部を、樹林地と同等の幅で一体化したコアエリアとしてください。</p> <p>マゲシカの保全区域が既に分断されてます。森林と草地は隣接していなければ意味がありません。保全区域が保全のための区域となるよう、マゲシカの生態に合わせて設定してください。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>森林等の改変面積については、可能な限り縮減する計画としております。緑化はシカの餌資源となるシバ群落の創出に着目している一方で、基材としては改変区域内の表土の活用も予定していることから、木本を含む現存する島内の植物種が生育し、将来的には樹林環境が復元されることも想定されます。周縁部の回廊については一部「細い」箇所も存在しますが、現状において、海岸部でもシカの利用が多く確認されています。このことから、狭い部分の存在にかかわらずシカの分布域の連続性（コリドー）として機能するものと考えています。いずれにしても、個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
238	<p>工事期間中、資材置き場や仮設プラントを造るため、島の6割に当たる497ヘクタールをアスファルトで覆うなどし、完成後は基地敷地の415ヘクタールをフェンスで囲い、外側の82ヘクタールは絶滅危惧種であるマゲシカが生息できるよう芝を張るとあります。一方、シカは林縁の動物で暑い日差しや嵐から身を守る森林も必要であるため、島中央の小高森や豊富な湧水の部分の保全は必須と考えます。具体的にどの部分を残せばマゲシカが生き残れるかは、長年マゲシカを研究してきた研究者でないとわかりません。そこで、以下のことを要望します。</p> <p>A) 基地設計の際には専門家との協議を行うこと B) 草地造成にあたっては外来種を入れないこと C) 森林部や湧水部を最大限残すこと</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>現地における生態系に変化を与えないようにするため、改変区域内の表土を活用するとともに、可能な限り島内の在来種を緑化材として用いた草地の創出を行います。</p> <p>また、工事中に造成された仮設沈砂池を残置し、調整池とあわせて十分に水深を確保した開放水面を新たに創出することで、シカが水飲み場として利用できるようにします。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
239	<p>準備書は、「シカの施設内への侵入を防ぐ外柵を滑走路や施設周囲に限定して設置することにより、現在計画している供用時の改変区域を馬毛島面積の約 50.8%に縮小し、シカの生息・生育範囲として馬毛島面積の約 49.2%を確保しました。」としているが、生息に適した森林や草地がどの程度確保されていて、コリドーなどで生息地相互に行き来が可能なのになっているのか、その結果、マゲシカの生息への影響は具体的どのように予測しているのか、と言う点についての考察が全く欠けている。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
240	<p>戦闘機爆音もたらす、マゲシカへの身体的影響には全く触れていないが、きわめて不適切である。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
241	<p>マゲシカが劣悪な島の環境の中で生息しているのは、マゲシカが安全適正な環境を自から獲得したから生存できているのであって、人がマゲシカの生態系を移動させて長く生息するかは疑問です。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
242	<p>馬毛島にはマゲジカという種子島と馬毛島にしかいない固有種の鹿が生活しています。</p> <p>この小さな島に戦闘機が年間24000回の離発着をすると、騒音の問題、生活範囲の問題、餌の問題などマゲジカの存続に影響がないはずがありません。</p> <p>マゲジカは世界にたった二か所しかない独特の生態系を持っています。貴重な存在です。</p> <p>また、日本ではトキの絶滅、高知県のカワウソの絶滅などに対し「失われた命は戻らない」と環境省自然環境局も明確に発信しています。マゲジカの生態とその保護など、当準備書についての環境省の明確な判断をまずはお聞かせください。防衛省の基地建設と環境省の考え方に少なくとも今のままでは整合性が見られません。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p> <p>なお、本資料は事業者としての見解をお示しするものです。</p>
243	<p>馬毛島の固有種であり、環境省レッドリストに登録されているマゲシカの保全方法が不明確・不十分であるため、鹿の調査の専門家の意見に耳を傾けて頂き、基地移設の白紙を切に願います。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
244	<p>馬毛島基地化を念頭に置いた環境影響評価では、マゲシカの扱いが、最も注目を集める事案の1つとなっている。30年以上に渡り、マゲシカを研究するT氏は、上陸調査が可能だった2000年の時点で、約570頭のマゲシカが馬毛島で生息していたと推定している。また、2021年3月のヘリコプターセンサス調査では、約320頭であると推定している。しかしながら、今回の環境影響評価では、約700～1000頭の推定生息密度となっている。T氏と環境コンサルタントの情報が、共に正しいとすると、この1年で2～3倍の頭数に増加したことになるが、1年もしくは各年または数年おきに1頭しか子を産まないシカの生態から見てあり得ない。調査結果に著しい差があることを考えると、マゲシカ研究者であるT氏か、影響予測を行った環境コンサルタントのどちらかが、調査の手法または解析の時点で大きな間違いを犯したという結論になる。環境コンサルタントとT氏の調査において、マゲシカ推定生息密度に著しい差があることに関し、一般的には、30年以上の経歴を持つT氏の解析が信頼を得るだろう。結果的に、環境コンサルタントが導き出した数値に信憑性がないという印象が強まり、国民側には不審と懸念が残る。影響評価への信頼が根幹から揺らぎ、再調査の必要性が指摘される展開になるだろう。どちらの解析が正しいのか、その結論を出すべきである。マゲシカ生息推定密度に関し、専門家の見解との間に、著しい差がある以上、防衛省もしくは環境コンサルタントは、自身の調査の正当性を示さねばならない。でなければ、本当に再調査が必要になる。まずは、調査データを公表すべきではないか。</p> <p>マゲシカの研究者であるT氏は、「餌資源量等、馬毛島のキャパシティを考えると、さすがに密度1000頭というのはあり得ない。」と発言している。マゲシカ推定生息700～1000頭という情報を公開した防衛省側としては、どう反論するのか。</p> <p>馬毛島の個体数密度は、約86～122個体/km²、北海道の洞爺湖中島で53～84個体/km²（梶2018）、宮城県の金華山島で47個体/km²（伊藤1972）、長崎県の野崎島で61個体/km²（土肥1989）、沖縄県阿嘉島で18～39個体/km²（遠藤2008）等のデータを列挙した上で、「現在馬毛島のシカは、ほかの島しょ部と比べ、高密度で生息している。」と説明がある。しかし、森林開発前の、環境的に最も適していたと推測される2000年より、森林を失った現在の方が、シカ密度が高いという説明には無理がある。防衛省側は、どう反論するのか。</p> <p>マゲシカ生息推定密度に関し、専門家の見解との間に、著しい差がある以上、防衛省側は明確な説明をすべきである。最終的な結論における整合性を図ることができないのであれば、T氏を調査員に含めた形での再調査を求める。</p>	<p>個体数の算出に当たり、直接観察可能な範囲においては、定点観察及び踏査により個体数を確認致しました。また、上空からの視認が難しくヘリコプターからのカウントが困難と考えられる森林等ではRESTモデルを用いた間接的な方法により個体数を推定し、これらの合算から島内の個体数を推定しております。この推定手法は、専門家の意見も踏まえた上で採用したものであり、その調査結果を準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
245	<p>「馬毛島とその周辺に生息するシカの集団遺伝学的な特徴を把握するために、馬毛島、種子島、屋久島、福岡県朝倉市、鹿児島県薩摩川内市、阿久根大島（人為的な移入）の6箇所（6集団）で、糞等を用いたDNA分析調査を行った。」「6箇所採取したシカの糞のDNAを分析した結果、馬毛島のシカは、種子島と阿久根大島の集団に帰属することが判った。」と記載されている。</p> <p>馬毛島のマゲシカは、極端な閉鎖環境で、雌雄の棲み分けなどによって個体群を維持するなど、ユニークな密度自立抑制システムを独自に構築している。そのような要因から、個体群としての重要性が認められており、環境省は「馬毛島のニホンジカ」を、「絶滅のおそれがある個体群」としてレッドリストに掲載した。環境省と防衛省側のスタンスが相反している実情を、国民にどう説明するのか。</p> <p>マゲシカのDNA解析の目的は何か。「馬毛島のマゲシカが絶滅しても、種子島や阿久根大島に生息しているから大丈夫。」との趣旨か。</p> <p>島しょの閉鎖的な環境下における、シカという大型哺乳類の全頭調査、そして生態の把握が可能な場所は、世界でも日本の馬毛島とスコットランドのラム島の2箇所しかない。一方のラム島は、国を挙げての保護政策が取られており、世界的に価値を認められている。生物学的な多様性が注目され、重要課題であるとされる状況下、日本もラム島の保護政策を見習うべきではないか。</p>	<p>DNA分析は馬毛島のシカの集団遺伝学的な特徴を明らかにすることを目的に実施しました。</p> <p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>なお、島しょ部でのシカの個体数調査は、日本国内では北海道洞爺湖中島、宮城県金華山島、長崎県野崎島、沖縄県阿嘉島等で実施されていると認識しております。</p>
246	<p>現在の保護区案では、マゲシカの生息域を保全するのに十分とは言えません。マゲシカはオスが草地、メスと子供が森林に棲み分けているので、ただ土地を残すだけでは保全できません。シカは草原の動物ですが、正確に言うと林縁の動物と言えます。食料を確保し、日差しや風雨から身を守る森林も必要になってきます。マゲシカの推定生息数が700～1000頭とされている根拠もよく分かりません。調査の詳しい内容を開示して頂きたいです。</p> <p>加えて島の生態系を守るうえで湧水が存在する部分の保全は必須です。人工的に造成した池でシカの飲み水を確保するだけでは不十分です。既に潰されてしまった川や森林をある程度復元する必要もあると思います。また緑化を施工する草地造成にあたっては、外来種を絶対に入れないように配慮して頂きたいです。島のどの部分を残し、マゲシカが生き残れる環境をどのように保全するかは、長年マゲシカを研究してきた研究者に調査して頂くのが良いと思います。島の生態系の現状が正確にわからないと、基地建設と環境保全の両立は難しいかと思えます。マゲシカをはじめ多くの生物が絶滅してしまったら取り返しがつきません。基地設計には研究者と防衛省の協議が必要なはずです。どうか早急に研究者への入島及び調査の許可をお願い致します。尚、今回の準備書には、マゲシカは遺伝子的に馬毛島固有のシカではないという記述があります。遺伝子そのものよりも、閉鎖環境に適応した生態系が独自に維持されてきたこと、島特有の個体群が存続してきた歴史に重要な意味があると思います。これほど小さい面積に数百頭のシカの群れが維持されてきた場所は世界でも例がありません。また環境省は「地域個体群」としてレッドリストで扱っており、生物多様性の観点から貴重な存在と言えます</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
247	<p>マゲシカの生息数は、700～1,000頭（86～122頭/km²）と推定され、国内の島嶼に生息するシカとしては高密度で生息していると記述されている。かなりの高密度のマゲシカ個体群に対して、工事により生息環境の約61パーセント（草地・林地ともに約65パーセント）が改変されることである。準備書ではすべて「改変」という言葉が使われているが、生物の側からみれば生息環境の「破壊」である。島の約90パーセントが事業実施区域で、将来の供用時には約50パーセントがフェンスに囲まれた軍事基地になり、さらに外周道路も建設されており、マゲシカの生息可能な環境はたいへん狭小な状態になるうえに、至近距離で轟音の離着陸訓練が行われることになる。準備書では、マゲシカの生息数推定を定量的に行っているが、影響予測、評価では得られた数値は使われず定性的な表現にとどまっている。例えば「生息環境の減少により、改変面積や餌資源量に相応して個体数が推移することが予測されますが、不確実性が残ります」というような表現が多い。かなりあいまいで、マゲシカの生息数が減るのか、増えるのか、変わらないのかは極力言わないようにしているように見える。食物資源量の推定では「概ね950個体を超えると餌量が不足するとの予測」としながらも、ここでも不確実性が残ると付け加えている。このように、予測は不確実性が残るが、環境保全対策と事後の個体数モニタリングにより、実行可能な範囲で環境影響の低減が図られているので、事業の実施に問題はないという結論に導くのであれば、もはや、現状を調査し、環境影響を予測し評価するという科学的な環境アセスとは異なるものである。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
248	<p>マゲシカに関する予測と評価、保全措置は、おおまかに言うと次のようである。すなわち、生息域の減少については、工事は一斉に行われないので、工事中であっても改変区域の一部はマゲシカが利用できる。個体数は改変面積や餌資源量に相応して推移すると予測されるが、個体数の変化については不確実性が残る。島内では概ね950頭を超えると餌量が不足すると予測されるが、不確実性が残る。植生の改変はなるべく段階的に行い生息環境の変化を可能な限り緩和する。仮設柵を島の南北に設置し、西側～南西側に改変を行わない「保全区域」をつくり、ワンウェイゲートを設置して人為的にマゲシカを追い込む。図-6-15.32に仮設柵の位置を示してあるが、柵の構造や距離、「保全区域」の面積は示されていない。また、図-6-15.35では、外周フェンス外部（基地の外側）の南西部をコアエリア、それ以外の外周フェンス外側の狭い範囲をコリドーとして機能する範囲としている。これがマゲシカに対する保全措置である。しかし、工事の進行に伴い、マゲシカの生息環境は次第に狭められ、最終的には軍事基地の外周フェンスの外側のみで、ここには外周道路が建設されている。しかも島の周辺部の狭く細い部分であるため、コリドーとして役に立つのか疑問である。また、コアエリアは「訓練区域」とされ、海岸には水陸両用車等の「揚陸施設」が建設される。これでは「保全区域」とはなり得ない。最終的に、マゲシカにとって好適な採食場所、食物資源量、カバー（森林等隠れ場所）がどれくらい残るのかは、マゲシカ生残数に影響する重要な問題である。しかし、準備書では、これらについてはまったく触れていない。少なくとも、利用可能な食物資源量やカバー面積をもとにキャリングキャパシティを求めて、700～1,000頭（86～122頭/km²）とされている現在のマゲシカ（絶滅のおそれのある地域個体群）の生息数が、どのくらいまで減少するのか推定し、軍事基地建設による影響予測をするべきである。「予測には不確実性が残る」と逃げてはならない。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
249	<p>美しい島の6割に手を入れてしまうことは、島全体の生物にも多大なる影響を与えてしまう大きな問題だと考えます。</p> <p>マゲシカは絶滅危惧種にしていされており、他の生物との資源の取り合いとなって、マゲシカどの生物も生息ができなくなってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>基地問題は難しい問題ではありますが、環境を大幅に汚染してしまうのではなく、現状でどうやって運用していくかを考えるべきかと思います。</p> <p>人に置き換えて考えてみてください。日本の国土の6割を他国に奪われてしまったら、現在の人口では生きていけないのではないのでしょうか。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
250	<p>「工事の実地に係わる予測結果」及び「飛行場及びその施設の存在及び供用に係わる予測結果」には「シカに対する工事に伴う騒音の影響については、警戒行動、騒音レベルの低い方へ移動等が生じる可能性があります、音の影響に係わる報告例は不確実性が残ります」「シカに対する空港機の運搬により発生する騒音・低周波音・訓練に伴う車両等の出入りや騒音については警戒行動、騒音レベルの低い方への移動等が生じる可能性があります、音の影響に係わる報告例は複数あり不確実性が残ります」と書かれています。</p> <p>騒音による野生動物への影響は諸外国で研究が行われ、人為的な騒音や振動などは、野生動物に甚大な悪影響を与えることが明らかになっています。米国国務省国立公園サイトには「軍用機が頻繁に訪れる騒がしい地域を避けています」と書かれており、野生動物が騒音による多大なストレスを受け、「これらの影響が冬の天候、病気、食糧不足などの他のストレス要因と組み合わせられると、健全な影響が公園内の野生生物の健康と活力に重要な影響を与える可能性があります」と書かれています。</p> <p>野生生物にストレスがかかると、野生動物の行動や食欲、繁殖、睡眠などの様々な影響を野生動物に与え、最悪出生率が減少することがあり、そのストレスは次の世代にも影響を与えます。</p> <p>島の大半を基地建設とする今回の馬毛島基地化は、マゲシカ以外の多様な生物に悪影響を与え、島の環境事態を大幅に改変するものであります。</p> <p>マゲシカについては、メスは島の中央部で生活と子育てをしており、オスは潮風により植物が乏しい海沿いで生活をしています。</p> <p>このことから、島の中央部を開発し基地とすることは、マゲシカが生存不可能になる可能性が極めて高いと言えます。</p> <p>「環境保全措置（主なもの）」に、「緑化をできるだけ速やかに施工し、シカの生息地を改善します」と書かれていますが、基地は島の中央部に建設されることから、その周辺の緑化を行うと捉えられますが、これは、潮風や強風などの影響で、人間が想定しているほど単純なものではありません。シカにとって生活がしやすい生息地改善は、馬毛島に基地が建設された時点で不可能です。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
251	<p>個体数の推定では複数の手法が用いられているが、それらがどのように組み合わせられて準備書の推定値となっているのが不明であり、過去の調査結果との比較もできない。特に、馬毛島ではシカは島周縁部（とくに崖地）に発達するブッシュ帯を通過して移動しており、直接観察による個体数計数においてそれら（シカの移動・周回の習性）によるダブルカウントを考慮して推定値を出しているかどうか不明である点が問題である。よって、アセスメントで行った調査および分析の方法とデータなど根拠となる情報を十分に公開し、広く複数の専門家を加えた検討を再度行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮に個体数が実際に 700～1000 頭いるとして、施設供用後にシカの生息地が半分になれば、シカの個体数もおおよそ半分に減少する可能性が高い。そうなれば、種の保存法で LP に指定されたこの個体群の個体数がようやく回復してきたにもかかわらず、それを本事業で国自身の手により再度激減させることは避けるべきである。よって、施設供用後のシカの生息地面積をさらに広く確保する努力をされたい。 個体数の動態予測について、“不確実性がある”とだけ記していることは不誠実である。生息地の量と質が低下すれば個体数が減少することはほぼ明らかであり、そうなれば当然絶滅リスクは上がる。馬毛島のシカ集団の動態予測に必要なパラメーターのいくつかは実測値で提供の用意があるので、それらを元に、PVA もしくはシナリオ分析に基づいた科学的議論をすべきである。 	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
252	<p>・シカが“シバ草原に主に生息する”“シカが主に草本を食べている”という理解は誤りである。確かに現象としてはシバ草地に多く見られるかもしれないが、シカは草地と森林の両方がないと生存できない動物である。前地権者による大規模開発により森林の大半が失われ、しかも高まった採食圧で林床が失われている可能性もある。このような現状ではシカは草地にいるしかないが、しかしそれゆえ残存する林地を保全・復元する必要性は極めて高い。よって、極小個体群の動態を安定化させるためにもシカ保全地域は残存および復元する森林を多く含めた形にデザインし直すべきである。</p> <p>・上記の理由から、特にコアエリアは、メスと子にとっての避難場所としての機能を高めるために、河川（前地権者が違法に埋め立て・整地した場所の復元を含む）を中心に森林植生の復元を大規模に行い、森林率を 50% 近くまで高める必要がある。</p> <p>・供用後に島の周縁部を回廊としてシカに開放することはよいが、森林と草地の間を日周移動するシカにとって、その幅は表土流出等を招かないためにも最低でも 100～200m 以上必要である。よって回廊部分については幅を 100～200m 以上確保し、かついわゆる外周道路などによって攪乱されない配慮が必要である。</p> <p>・シカの食物の確保については、シバ等の草本を主体とすると一時的に増加率を高め、高まった採食圧により植生を衰退させるおそれがある。よって、大きな密度変動を招かないために、森林林床における分散型の食物確保を進める必要がある。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>森林等の改変面積については、可能な限り縮減する計画としております。緑化はシカの餌資源となるシバ群落の創出に着目している一方で、基材としては改変区域内の表土の活用も予定していることから、木本を含む現存する島内の植物種が生育し、将来的には樹林環境が復元されることも想定されます。周縁部の回廊については一部「細い」箇所も存在しますが、現状において、海岸部でもシカの利用が多く確認されています。このことから、狭い部分の存在にかかわらずシカの分布域の連続性（コリドー）として機能するものと考えています。いずれにしても、個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
253	<p>・本個体群の保全上の主要な意義は、遺伝学的特性ではなく、その歴史と生態学的特性にある。馬毛島と種子島の集団は遺伝学的には極めて近いことが知られているが、準備書によれば種子島個体群にはマゲシカ以外の集団由来の遺伝子が混ざっている可能性が示唆されており、純粋なマゲシカ集団として馬毛島個体群を安定的に維持させる意義も大きい。</p> <p>・今回用いたサンプル数等を考えると今後馬毛島固有の遺伝学的特徴が見出される可能性もあり、遺伝学的特徴についての早急な結論は控えるべきである。また、繰返し回数など今回の解析に用いた手法の詳細が明らかでなく、馬毛島固有の遺伝学的特徴が見られなかったという結論の信頼性も不確かである。</p>	<p>本分析では、解析精度を担保するため、1つのマーカーにつき 1 検体当たり 3 回以上反復して対立遺伝子データを決定しています。また、各マイクロサテライトマーカーの対立遺伝子数は 2～14 となっており、既報 (Tamate et al. 2000、島村ほか 2020) と同程度でした。このことから、本解析で用いた 16 マーカーは、分集団の推定に有効なマーカーであると推察されました。この 16 マーカーを用いて、6 集団 143 個体分の DNA サンプルを分析した結果、馬毛島の個体群に特有の対立遺伝子は確認されませんでした。また、STRUCTURE 解析の結果、6 箇所のサンプルは「①馬毛島、種子島、阿久根大島」、「②屋久島」、「③朝倉市、薩摩川内市」の 3 集団に帰属することがわかりました。この結果は、大泰司 (1986) や Goodman et al. (2001) の報告を支持するものでした。</p> <p>これらの手法は科学的に確立したものであり、専門家からも妥当なものであるとの評価を得ています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
254	<p>森林部の利用状況・食性・食物現存量、死体回収による個体群の性齢構成、発信機調査による行動圏および日周移動、等を明らかにしなければ、保全区域のデザインや供用後の個体群動態を議論することはできない。よってこれらの調査を真摯に、つまり年次変動が議論できるよう3年間以上行い、その上でシカ保全のあり方を議論すべきである。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
255	<p>シカの保全区域のデザインと質の確保策を見直し、そのために岳之越周辺の保全と森林・河川再生を行い、コアエリアとすること。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>島北西部の樹林地と南西部のまとまった二次草地をシカの生息地の中心(コアエリア)として残し、島の周縁部には移動の支障となるような構造物は設置しないことでシカの分布域の連続性(コリドー)を確保します。また、シカの生息環境を改善するため、裸地の緑化を実施します。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
256	<p>生息域の減少などでシカ(マゲシカ)など生物への影響は避けられないとの予測結果が出ています。にもかかわらず、「影響を最小限にとどめるよう十分配慮されている」との理由で「環境保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価」することは無理があります。</p> <p>実際、何をもち、どんな対策で影響を最小限にとどめるのでしょうか?このまま工事を強行すれば、現時点でも分断されている島内の森林がさらに減少し、絶滅が危惧されるマゲシカの世代交代(出産・成育・棲息)を保証できるとは思えません。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
257	<p>馬毛鹿です---馬毛島を代表する希少な馬毛島での適応生物学上観察貴重種です。</p> <p>飛行場建設で殆どの餌場を奪われます。ほんの僅かに残る周辺緑地だけでは、騒音等環境悪化もあり激減するのは一目瞭然です、疑いようがありません。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
258	<p>①馬毛島に生息する馬毛鹿について、環境省は「絶滅が危惧される地域個体群」に指定しているが、準備書ではこのことに一言も触れていません。環境省のこの指定は、「絶滅の恐れが無いように環境保全すべき」との立場を意図しているものと理解しています。そして絶滅が危惧される状況に至った要因として、島内陸部の豊かな場である草地帯一帯を(違法な)開発により失ったことによるとしています。</p> <p>現状とその原因についてまず明らかにすべきです。</p> <p>②現在の生息数は700～1000個体としていますが、極めて正確さを欠いています。専門家による長期にわたる調査結果によると、最高は500個体余り、違法開発により激減し現在は350個体余であると、教示されています。</p> <p>工事の実施に係る予測結果、施設の存在及び供用に係る予測結果はいずれも不確実性が残るとして、予測すること自体を放棄しています。環境影響調査と評価結果では「実行可能な範囲内での環境影響の低減が図られている」としています。これは「できる範囲でやればたとえその結果が最悪絶滅してもかまわない」と評価しているとも受け止められる内容です。「絶滅の恐れがある地域個体群」が安定して生息し、個体群として維持継続できる環境を整えていくことが事業者としての最低の責任であり、防衛省の無責任な評価は断じて認められません。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
259	<p>馬毛島の島内及びその周辺海域に生息する多様な生物たちの保全について、「予測には不確実性が残る」との文言が多用されている。また、都合の悪い予測結果には、この文言を用いているように感じる。すでに民間業者によって馬毛島の自然がかなり破壊されているが、基地建設工事中及び完成後、生物たちはさらに過酷な環境に追い込まれる。例えば700～1000個体とされるマゲシカは生息域が狭められる上に、彼らにとって必要な草原部から森林部という生存環境の多様性が奪われてしまう。各種生物についてそれぞれの専門家による現地調査を行うべきである。</p>	<p>馬毛島のニホンジカを含む生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
260	<p>環境省から絶滅の恐れがある地域個体群に指定されている「マゲシカ」が1300年以上も生息し続けた馬毛島の環境は研究対象として世界的にも希少価値の高い場所と聞いている。基地整備はその馬毛島の環境を根底から破壊し、マゲシカを絶滅の危機に陥れる。</p> <p>準備書の「表-6. 11. 41(2)予測の前提(飛行場及びその施設の存在及び供用)」によると滑走路を中心に最高135dBもの騒音が発生する。準備書では騒音や餌資源の減少などにより個体数の推移には不確実性が残ることから、環境保全措置として個体数モニタリングを行うとしているが、日常的に戦闘機のタッチ・アンドゴーが行われ、餌資源が大きく減少する島でマゲシカが安定的に生息し続けることは不可能と考えるので、基地計画は撤回すべきである。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>具体的には、シカの個体数は、生息可能範囲、改変面積及び餌資源量に相応して推移することが予測されますが、シカの個体数や採餌状況が変化し、それにより植物の生育等に影響を与え、植生が変化する可能性があることなどから、個体数の推移の予測には不確実性が残ります。</p> <p>そのため、生息範囲の確保や、生息環境を改善するための裸地の緑化といった保全措置を講じるとともに、工事中及び供用後の状態を把握するため、事後調査として個体数モニタリングを実施します。</p> <p>個体数のモニタリング等の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を検討し、適正に実施してまいります。</p>
陸域動物(ネズミ類)		

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
261	<p>小型哺乳類の調査について、ネズミ科動物がフィールドサイン（ソテツの実の食痕）で確認されているが、在来種（アカネズミなど）なのか外来種（ドブ、クマ、ハツカネズミなど）なのかは動物相の保全を考えるうえで重要な事項である。地上性の小哺乳類については、少なくとも2000年まではジネズミ以外確認されていないので、さらに調査を行って生息状況を明らかにすることが必要である。</p>	<p>事後調査において、ネズミ類を含めた哺乳類の生息状況を把握することとしています。</p>
陸域動物(貝類)		
262	<p>今回の調査では、スナガイ（準絶滅危惧種 NT：環境省レッドリスト）・ウチマキノミギセル（絶滅危惧 II 類 VU：環境省レッドリスト）・タネガシママイマイ（準絶滅危惧種 NT：環境省レッドリスト）・ツバキカドマイマイ（情報不足 DD：環境省レッドリスト）等を含む、陸産貝類が27種確認されている。</p> <p>陸産貝類は移動能力的が低いことから、地域ごとの特色を持つという、多様性を示す結論に至っている。それぞれの集団が小さいことから、人為的な攪乱があった場合、地域個体群はたやすく消滅するだろう。しかも、しっかりとした同定の及んでいない種が多く、調査に注力した場合、著しい地域個体差が確認されるなど、新種や固有亜種等の発見に繋がる可能性を否めない。そのような状況下にある以上、せめて希少種が確認された馬毛島内の地区だけでも、環境を保存すべきではないか。</p>	<p>改変区域内での確認割合が大きく個体群に影響すると予測された重要な種のうち、陸産貝類は希少性が高いツバキカドマイマイ及びウチマキノミギセルを保全対象種として選定し、環境保全措置として直接改変の影響を受ける個体の改変を受けない類似した水域環境への移動を行います。なお、措置に際しては、タネガシママイマイやヘソカドケマイマイ等の対象種以外の重要な種の陸産貝類についても積極的な移動を行います。また、移動先については専門家の意見を踏まえ選定します。</p>
263	<p>淡水産貝類のドブシジミ属が確認されているが、種名が確定されていない。本土のドブシジミと同一種でなければ、新種（固有種）となる可能性を否めない。これは方法書に対する意見書提出の時点で指摘されていた事案である。</p> <p>再調査を行うことで、淡水産貝類のドブシジミ属の種名を確定すべきではないか。少なくとも種名が確定するまでは、現状のまま保護すべきである。</p>	<p>ドブシジミ属は、今回の調査で種名を確定できておりませんが、馬毛島周辺で生息する可能性のあるドブシジミ及びオキナワドブシジミは、いずれも鹿児島県レッドデータブックの「分布上留意種」であることから、重要種として取り扱い、予測対象種としております。ドブシジミ属は、主な生息環境である水域は残存すること、供用後も改変区域内に生息環境が存在することなどから、個体群は維持されると予測しております。</p>
264	<p>陸域動物の評価：環境保全措置で“改変区域内での確認割合が大きく個体群に影響すると予測された重要な種のうち、両生類のニホンアマガエルとニホンアカガエル、及び爬虫類のニホンイシガメは水域環境に強く依存し移動能力が低いこと、加えて魚類のニホンウナギ、淡水貝類のヒメヒラマキミズマイマイ、陸産貝類のツバキカドマイマイ及びウチマキノミギセルは希少性が高いことから、保全対象種として選定しました。” p1664 とあるが、“改変による個体群への影響はありと予測されます。” p1643 というヒメモノアラガイ（80.0%）が欠落しており、追加すべきである。</p>	<p>水生動物については、生育環境の減少による影響を受け、移動性が低く、又は、国・県の絶滅危惧 II 類以上に該当する種を移動の対象とし、改変区域外の水域への移動を行うこととしております。この水生動物の移動作業に際しては、同時に捕獲された他の重要種についても、積極的に改変区域外への移動を行うこととしております。</p>
265	<p>準備書によれば、陸産貝類の記録種が34種とのことであり、小さな島にもかかわらず陸産貝類相が極めて豊かであることがわかります。</p> <p>環境保全措置として「事業者の実行可能な範囲で、直接改変の影響を受ける個体の改変を受けない類似した水域環境への移動を行います。」とありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改変を受けない範囲がそもそも限られること ・移動先の環境収容力には限界があり、既にその場所に生息している個体がいるのであれば移動により個体密度が増加し生存率が下がることが予想され、また、元々その移動先に生息していない種であればその場所にいない理由（環境が不適であるなど）があると考えられ、移動は無意味であることが容易に予想されます。従って、建設事業自体を中止すべきと考えます。 	<p>貝類への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
陸域動物(水生生物)		
266	<p>準絶滅危惧種であるドジョウについて、準備書では生息が確認されなかったようであるが、場所により生息している可能性は高いと思われる。その点で、2名の専門家による技術的助言(表-5.4.2(2)・表-5.4.2(8))はいずれもすでに絶滅していると予測しているが、これは極めて無責任な発言であり、ドジョウが生息している可能性のある湿地等を今後しっかり調査し、保全措置を講ずるべきである。</p>	<p>ドジョウについては、環境現況調査で確認されておりません。水生動物の移動に際して確認された場合は、専門家に相談の上必要な措置を講ずることとします。</p>
陸域動物(鳥類全般)		
267	<p>航空機の鳥との衝突として“…全空港における鳥衝突率年平均の中央値は7.2回”とあるが、海上自衛隊とアメリカ海兵隊が共同使用する岩国飛行場の鳥衝突率は23.7回/10000離着陸と平均より相当多いためこの値にすべきである。このため、“航空機の年間飛行回数は、約28,900回…航空機と鳥との衝突数はおよそ20.8回/年と予測”とある衝突数は3倍以上の68.5回/年とすべきである。</p>	<p>鳥類と航空機との衝突による影響については、現地調査の結果、馬毛島と全国の渡りの傾向を踏まえて予測を行いました。</p>
268	<p>鳥類の予測は重要な23種のうち、17種が“生息環境は変化・消失すると予測されました。…本種は飛翔力があり移動能力が高いこと、本種は馬毛島では一時的な飛来と考えられる”と、6種(ヨシゴイ、オオメダイチドリ、セイトカシギ、アカアシシギ、ベニアジサシ、ブッポウソウ)が“改変区域内での確認地点はないこと”ことから、いずれも“個体群は維持されると予測されます。”p1637、1638と、あまりにも皮相な予測である。</p> <p>例えばニホンアマガエルは“改変区域内での確認割合が77.9%と大きいことから、改変による個体群への影響はありと予測されます。”ニホンアカガエル(64.1%)、ニホンイシガメ(67.6%)p1638、ウチマキノミギセル(66.7%)p1641、ヘソカドケマイマイ(100%)、ツバキカドマイマイ(87.5%)p1642、ニホンウナギ(66.7%)、ヒメモノアラガイ(80.0%)p1643も“改変による個体群への影響はありと予測されます。”とあり、鳥類の場合と結論が違っている。</p> <p>大部分の鳥類は、生息環境が消失しても、主な生息環境は残存するし、移動してしまうから個体群は維持されるという無責任な予測ではいけない。残存する生息環境は狭すぎるし、馬毛島のような生息環境は移動しても見つからない。</p> <p>また、改変区域内での確認が無ければ問題ないという予測結果も、改変区域外は非常に狭く、そこへの工事による排ガス、騒音、振動、低周波音による影響を総合的に検討すべきである。</p>	<p>鳥類を含む陸域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。また、排ガス、騒音、振動、低周波音による影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
269	<p>陸域動物の環境保全措置(飛行場及びその施設の使用及び供用時)に“馬毛島を通過する鳥類については、定期的に飛行場を車両で巡回しながら銃器(空砲)や防除機器を利用して鳥を追い払うバードパトロールを実施することで、航空機との衝突を防ぎます。”p1667とあるが、そもそも、鳥類が平和に飛翔している場所に軍事空港を計画することが間違いである。どうしても計画したければ、飛行回数を減少させることしかなく、バードパトロールで鳥類を追い払うなどは環境保全措置として認められない。</p>	<p>我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増す中で、自衛隊の活動・訓練拠点となるとともに、日米同盟の抑止力・対処力の維持・強化にも資する施設を、南西地域に早期に整備することが必要です。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p> <p>また、バードパトロールは国内の主要な空港やその周辺で、鳥類と航空機との衝突を未然に防止するために行っており、有効性が確認されていることから、環境保全措置として効果が期待できるものと評価しています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
270	渡り鳥等の移動経路にもあたりますので、野鳥類の保護とともに安全のため、特に営巣や渡りへの影響の防止、バードストライクの防止に、ご尽力ください。	鳥類への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
271	<p>表-6.11.38(1) および(2) では、23種の鳥類に関して影響予測を述べている。鳥類調査ではラインセンサス法により種と個体数を記録しているはずであるが、個体数に関する分析の記述はなく、種に関する一般的、定性的な記述のみである。影響予測は「重要な種の分布および生息状況の変化の程度」という項目に記述されているが、一般的な記述とともに、すべてに「本種は飛翔力があり移動能力が高いこと、本種は馬毛島では一時的な飛来と考えられることなどから、改変による影響はほとんどなく、個体群は維持されると予測される」という同一文章がコピペされている。</p> <p>まったくお粗末と言わざるを得ない。ここで言う「個体群」は意味不明であり「個体群は維持される」と言っても無意味である。「一時的な飛来」と軽んじているが、その種にとって渡りの中継地なのか、分散過程の移動なのか、新たな生息地への進出なのか、生態的意味を考えなければ評価は難しい。この表の記述は、影響予測の体をなしていない。</p>	四季を通じた調査の結果、鳥類の重要な種の多くが数例の確認であったことから、これらは一時的に馬毛島に飛来した個体と考えられ、主要な生息地ではないと考えられます。なお、工事中・供用後も、鳥類が確認された草地や樹林環境、海浜部等の生息環境はいずれも一定範囲が残存しています。また、排ガス、騒音、振動、低周波音による影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
272	鳥類の調査対象として、ミサゴ、ノスリ、ホオジロの3種が対象としています。生態系の調査として3種は、明らかに少なすぎます。適正な環境影響評価とは言えません。	<p>陸域生態系調査では、生態系を構成する各種を対象とした調査を行うのではなく、主務省令において、注目すべき種として上位性、典型性、特殊性の視点から影響を把握することとなっております。今回の鳥類について、上位種としてミサゴとノスリ、典型種としてホオジロを馬毛島の生態系を代表する対象種として選定し、予測及び評価をしました。なお、馬毛島には特殊性に該当する種(洞窟環境や湧水等に強く依存するもの等)は確認されておりません。</p> <p>その上で、鳥類への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で、準備書においてお示しました。</p>
273	鳥類・・・営巣、繁殖への影響は「不確実性が残る」。これまた他人事。わずかに残された緑地や樹木など。この劣悪な環境で営巣などするはずはない。すぐさまどこかへ飛んでいってしまう。特に鳥類にとっての環境保全とは現状しかない。少しでも手を加えられたら環境保全とは言えない。	鳥類への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
274	<p>鳥類では83種、特に希少種であるシロチドリを上げて評価されたことになっていましたが、希少種のみならず、渡りを行う鳥類のことを考えた予測、評価が必要なのではないかと感じています。ヒトの影響が少ない島嶼部は、渡り鳥の貴重な中継地点となっていることが多く、広大な水域を飛行して移動する鳥類にとって、島の存在はコンパス的役割を含め、貴重な休息のポイントとして欠かせないものです。大きな飛行機の往來の回数が今よりも増えることになれば、渡りを行う鳥類への影響は否定できないのではないかと考えます。馬毛島のみならず、周辺の種子島、屋久島、さらには、口永良部島、三島村までもその範囲が広がる可能性も十分考えられると思います。今回の調査では、“繁殖”の期間に着目した評価となっていました、繁殖のためには生存していることが大前提であり、繁殖のために渡りをする鳥類の調査も検討していただきたいと思います。実際に馬毛島では、サシバなどの渡りの猛禽類の飛來が観測されています。彼らの飛行ルート上に馬毛島が存在している可能性があるとの報告もあります。地球はヒトだけのものではありませんし、移動能力の高い鳥類は安全な場所への誘導、定着が困難であるとも考えられますので、移動するだけでは、彼らの生育環境を確保できるとは言えないのではないのでしょうか。</p>	<p>渡り鳥への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示しました。四季を通じた調査の結果、鳥類の重要な種の多くが数例の確認であったことから、これらは一時的に馬毛島に飛來した個体と考えられ、主要な生息地ではないと考えられます。また、渡り鳥の調査はサシバの渡り時期に合わせて実施しました。確認個体は20個体程度のサシバの小群の渡りに含まれるものであり、大きな群の渡りは確認されませんでした。既往調査における馬毛島のサシバの確認数(600個体/10日)は、1日に10,000個体以上が連日確認されている宮崎県金御岳に比べて明らかに少ないことから、馬毛島はサシバの主要な渡りルートから外れていると考えられます。同様にハチクマについては、主要な渡りルートは九州から朝鮮半島及び大陸の間であることが知られており、現地調査では春季に1例のみの確認であることから、馬毛島は重要な中継地には該当しないと考えています。このようなことから、事業による渡り鳥への影響は限定的と考えています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
275	<p>陸域動物の予測結果（存在・供用）で“島内で繁殖する鳥類等は長期間同所で活動することから、生息状況に変化があるものと考えられます。調査地域においてはシロチドリの繁殖を確認しました。…アジサシ…営巣時…670dB程度で警戒、85dB で羽ばたきや飛び去る等の反応…シロチドリはアジサシと類似した環境にも繁殖する…85dB を超過する範囲が島内全域となっています。このため、航空機による騒音はシロチドリの行動に影響する可能性があると考えられます。” p1655 とあり、シロチドリは最大騒音レベル 85dB の爆音により、シロチドリは馬毛島では繁殖しなくなる可能性があることを承知しているのだから、充分な環境保全措置を検討する必要がある。</p> <p>環境保全措置（工事中）として“鳥類の重要な種であるシロチドリの繁殖（抱卵）が確認された場合は、繁殖中断のリスクを回避するために、必要に応じロープ等を設置し、孵化期まで周辺での車両や人の立ち入りの制限に努めます。” p1665 とあるが、“必要に応じ…努めます”という曖昧な言葉ではなく、巣作り、繁殖（抱卵）の確認方法（調査開始日、頻度、調査範囲、調査者）、ロープ等の設置を明記し、“必ず…します”と環境保全措置を確実に実施することを明記すべきである。記載されている環境保全措置は、航空機発着時に鳥との衝突があっては危険なので、出来るだけ鳥類はいなくなしてほしいという願望が現れている。</p> <p>また、島内で繁殖する鳥類等の生息状況に変化があるとしているのだから、現地調査では、島内で繁殖する鳥類の状況を把握し、結果を示すべきである。シロチドリ以外にも繁殖している鳥類はないのか。繁殖だけではなく、採餌などの生息環境にも大きな影響を与えるはずであり、その点も予測すべきである。</p> <p>なお、“航空機による騒音はシロチドリの行動に影響する可能性があると考えられます”という曖昧な予測結果ではなく、シロチドリ等は爆音により繁殖、生育出来なくなる可能性があることと明記すべきである。</p>	<p>シロチドリへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>鳥類については繁殖期を含めた各季調査を実施しています。鳥類の重要な種として、シロチドリのほか、ミサゴについて島内での営巣を確認しており、6-11-60（1644）、6-15-21（1921）の調査結果に記載したとおりです。また、上位性注目種であるミサゴについては「行動範囲調査」や「繁殖状況調査」を行い、採餌・探餌等に関連する行動の位置、巣立ちの状況等を確認しており、6-15-21（1921）の調査結果に記載したとおりです。また、これらの情報を基に予測及び評価を行っています。</p>
276	<p>飛行場及びその施設の存在及び供用：予測結果で、(e) 訓練用車両・船舶の運行として“訓練では、水陸両用車（AAV）や中型、大型トラック等が最大数十台走行することが想定されています。…騒音については、島内で繁殖する重要な種である鳥類のシロチドリへの影響が想定されます。ただし、訓練に伴い発生する騒音は、航空機騒音より小さいと想定されること、シロチドリの確認位置のほとんどが訓練区域から離れていること等から（図-6.11.12）、訓練によるシロチドリへの影響は限定的であり、生息状況は維持されると予測しました。” p1662 とあるが、図-6.11.12 シロチドリの確認地点と工事中のピーク時における騒音範囲は“※重要な種の保護の観点から、確認位置については表示しておりません” p1646 とあるので、鹿児島県の環境影響評価専門委員、環境省などで確実に検討していただきたい。</p> <p>また、シロチドリの確認位置のほとんどが訓練区域から離れていると言っても、水陸両用車（AAV）や中型、大型トラック等が訓練場所への往復で、シロチドリの生育場所を通過することで衝突・圧損・忌避避難することはないのか。</p>	<p>シロチドリへの影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p> <p>シロチドリについては確認位置から予測評価を行っています（重要な種の保護の観点から位置は図示しておりません）。水陸両用車（AAV）や中型、大型トラック等は往来を含め主な走行範囲は訓練区域及び揚陸施設のある島の南側海岸部等であり、シロチドリの確認位置からは離れています。このことから、影響は限定的と考えております。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
277	<p>(あらし p 18) 「陸域動物」で環境保全措置に「工事中にシロチドリの繁殖が確認された場合は、繁殖中断のリスクを回避するために、孵化期まで周辺での車両や人の立ち入り制限に努めます」とあるが、現実的にそのようなことが可能なか疑問が残る。また工事後の対策については明記されていないため、陸域動物についてこれが十分な保全対策であるとはいえない。</p>	<p>シロチドリの繁殖(抱卵)が確認された場合は、繁殖中断のリスクを回避するために、必要に応じロープ等を設置し、孵化期まで周辺での車両や人の立ち入りの制限に努めます。なお、シロチドリの確認例の多くが改変区域外の海浜や裸地であるため、工事による影響は限定的と考えます。また、事業開始後に、事後調査を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を講じます。</p>
278	<p>予測結果では生物への影響が避けられないと示されている。例えば「シロチドリの行動に影響が発生する可能性がある」としている。しかし、「影響は、最小限にとどめるよう十分配慮されていると考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価」とされている。これは評価として誤りだ。</p>	<p>生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
279	<p>調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置の項目では、「鳥類の重要な種であるシロチドリについては、供用時の騒音により、行動に影響が発生する可能性がある」と予測。また供用時に航空機との衝突(バードストライク)が生じる可能性がある」と予測しています。</p>	<p>シロチドリを含む鳥類への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。バードストライクについては、航空機の運航に伴う影響を低減するための環境保全措置を講ずることとします。</p>
280	<p>陸域動物の予測結果(存在及び供用)として“騒音については、島内で繁殖する重要な種である鳥類のシロチドリへの影響が想定されます”とあるが、そもそも、鳥類の繁殖状況が、現地調査の結果には記載されていない。繁殖場所の特別な調査をし、評価に反映させるべきである。ミサゴについても同様である。他の鳥類についても繁殖状況を調査していなければ再調査すべきである。</p>	<p>鳥類については繁殖期を含めた各季調査を実施しています。鳥類の重要な種として、シロチドリとミサゴについては島内での営巣を確認しており、その情報を基に影響の予測及び評価を行っています。なお、6-11-53(1637)及び6-11-54(1638)は鳥類の重要な種の確認位置と生息状況の変化について整理しており、シロチドリの繁殖については6-11-60(1644)に記載しています。また、ミサゴについては陸域生態系調査として6-15-21(1921)に記載したとおり巣立ちの状況などを調査しています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
281	<p>飛行場及びその施設の存在及び供用：予測結果で、e) 訓練用車両・船舶の運行として“騒音については、島内で繁殖する重要な種である鳥類のシロチドリへの影響が想定されます。ただし、…生息状況は維持されると予測しました。” p1662 とあるが、そもそも、鳥類の繁殖状況が、現地調査の結果には記載されていない。調査方法 p1591 はラインセンサス法と定点調査法で種名、個体数等を記録、任意調査法で、確認された鳥類の種名、個体数等を補足的記録とフクロウの夜間調査、船舶レーダーによる飛翔高度調査だけであり、繁殖状況をメインにしてはいない。図-6. 11. 12はシロチドリの確認位置と工事中のピーク時における騒音範囲 p1646 であり、繁殖場所ではない。確認位置と繁殖場所は異なっており、繁殖場所の特別な調査が必要である。</p> <p>少なくとも、表-6. 11. 38(1) 予測対象種の影響評価の予測結果の一覧表：重要な種の分布および生息状況の変化の程度 p1637、1638 には、繁殖場所の確認状況を記載すべきである。例えば、シロチドリは“本種は、海岸の砂浜は岩礁、内陸部の裸地などで確認されました。改変区域内では3箇所を確認され、これらの地点においては生息環境は変化・消失すると予測されました。ただし、主な生息環境である海浜・裸地は残存すること、本種は飛翔力があり移動能力が高いことなどから、個体群は維持されると予測されます” p1637 とあるだけで、繁殖の状況は一言も触れていない。しかし“馬毛島で繁殖する猛禽類のミサゴについては、繁殖地が改変されずに残存しますが、工事箇所と巣との距離から、繁殖に影響を与える可能性があるかと予測しました。” p1986 と、ミサゴの繁殖状況を記載しているが、現地調査結果には記載されていない。</p> <p>また、他の鳥類についても繁殖状況を調査したのならその結果を記載し、していなければ再調査すべきである。</p>	<p>鳥類については繁殖期を含めた各季調査を実施しています。鳥類の重要な種として、シロチドリとミサゴについては島内での営巣を確認しており、その情報を基に影響の予測及び評価を行っています。なお、6-11-53(1637)及び6-11-54(1638)は鳥類の重要な種の確認位置と生息状況の変化について整理しており、シロチドリの繁殖については6-11-60(1644)に記載しています。また、ミサゴについては陸域生態系調査として6-15-21(1921)に記載したとおり巣立ちの状況などを調査しています。</p>
282	<p>馬毛島では、過去にベニアジサシ（絶滅危惧 II 類 VU：環境省レッドリスト）やエリグロアジサシ（絶滅危惧 II 類 VU：環境省レッドリスト）といった、希少な渡り鳥の営巣が確認されている。</p> <p>過去に確認されたエリグロアジサシが、「調査地域で確認された重要な種」の項に記載されていない。今回の調査では確認されなかったという要因から、無記載であると推測するが、その希少性を鑑みて調査注目種に選定し、改めての調査を実施すべきではないか。</p> <p>アジサシ類に限らず、今回の調査期間内に動態が確認されなかったとしても、営巣が毎年のことではなく、各年もしくは数年おきである可能性を否定できない。絶滅危惧種の営巣行為における重要性を考慮するならば、複数年の影響評価調査が必要ではないか。</p>	<p>鳥類をはじめ、動植物調査では既往調査結果を踏まえ調査を実施しました。鳥類調査は繁殖期を含めた各季において実施し、アジサシ類についても過去に確認された種を認識した上で営巣・生息状況を、概況調査を含めて調査しました。その結果6-11-53(1637)に記載しているとおり、アジサシ類はベニアジサシが馬毛島周辺の海上で確認されたのみであり、島内での営巣は確認されておりません。また、島内での繁殖が確認された鳥類の重要な種の調査結果は6-11-60(1644)、6-15-21(1921)にお示しました。</p>
283	<p>エリグロアジサシ、ベニアジサシの営巣評価がありません。</p>	<p>鳥類をはじめ、動植物調査では既往調査結果を踏まえ調査を実施しました。鳥類調査は繁殖期を含めた各季において実施し、アジサシ類についても過去に確認された種を認識した上で営巣・生息状況の概況調査を含めて調査しました。その結果6-11-53(1637)に記載しているとおり、アジサシ類はベニアジサシが馬毛島周辺の海上で確認されたのみであり、島内での営巣は確認されておりません。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
284	<p>この準備書では、渡り鳥に関する影響評価がまったくされておられません。</p> <p>当該地域は日本～南西諸島を経由する渡り鳥の重要な通過ルートである可能性があり、鳥類の中には夜間に渡りをする種も少なくありません。</p> <p>8月にはすでに南帰が始まっている季節ですし、渡り鳥において定期的なバードパトロールはほとんど意味をなさないものと思われます。</p>	<p>渡り鳥への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>バードパトロールは国内の主要な空港やその周辺で、鳥類と航空機との衝突を未然に防止するために行っており、有効性が確認されていることから、環境保全措置として効果が期待できるものと考えています。</p>
285	<p>滑走路予定に位置する岳之腰は毎年渡り鳥が飛来してきます。山を削った場合、旅の途中休息に寄れません。貴重な安息の地です。</p>	<p>渡り鳥への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
286	<p>今回の影響評価調査では、重要保護種とされるチゴモズ（絶滅危惧 IA 類 CR：環境省レッドリスト）をはじめ、24種の希少鳥類が馬毛島で確認されている。一方、防衛省が公表した予測によると、馬毛島における戦闘機の年間飛行回数は2万8900回であり、単純計算でも、1日の平均が79回以上の飛行訓練という結論になる。（現時点で想定される最大の年間飛行回数は、自衛隊が約2万3500回、米軍が約5400回。飛行は離陸・着陸を各1回、連続離着陸のタッチ・アンド・ゴーは1回と数える。）</p> <p>連続離着陸のタッチ・アンド・ゴーが、これほど高密度で繰り返される場所は、他に例を見ない。防衛省は、定期的なバードパトロールにより、バードストライクを避けるとするが、その程度の作業で、航空機との衝突を防ぐことが可能なのか。しっかりとした根拠の提示と、より詳細な説明を求める。</p> <p>騒音等の攪乱により、確認されている希少鳥類が、その生活圏であるはずの馬毛島から消失するのではないか。留鳥にとっても渡り鳥にとっても、その1拠点の消失は、とてつもないダメージとなる。その予測を念頭に置いた、環境影響評価をすべきである。</p>	<p>鳥類への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>四季を通じた調査の結果、鳥類の重要な種の多くが数例の確認であったことから、これらは一時的に馬毛島に飛来した個体と考えられ、主要な生息地ではないと考えられます。このため、事業による影響は限定的と考えています。</p> <p>バードストライクについては航空機の運航に伴う影響を低減するための環境保全措置を講ずることとします。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
287	<p>鳥類に関しては、調査日数・回数が少ないため、馬毛島の鳥類相を十分に記載してはいないとみられる。鳥類にとっての馬毛島の地理的特性、生態的特性に関する記述はまったくない。例えば、猛禽類のサシバの渡りに関する記述はみられない。表-6.11.1(1)には、出現種としてサシバはリストにあるが、記録は春季のみである。秋の渡りを見逃したのだろうか。本州以南で繁殖するサシバは秋の渡りが目立ち、10月には九州南端の佐多岬から馬毛島、種子島、屋久島を経由して多数が群れで琉球列島に沿って南下する。過去の文献によれば、上昇気流によって馬毛島上空を巡回・飛翔するサシバが約10日間の調査で600羽近く記録されている。このようなサシバの渡りに対して、米軍機のFCLPや自衛隊機の訓練飛行がどのような影響をおよぼすのか、影響予測も評価もなされていない。また、9月にはアカハラダカの渡りがあるが、これについても記述がない。秋の渡りの時期に当たる10月に、レーダーによる鳥類の飛行高度調査が行われているが、種は区別できず、バードストライクの予測にのみ用いられている。バードストライクの発生は、他の空港と同じ程度と予測している。しかし、特定の時期に大きな群れで、島上空の上昇気流に乗って渡りをするサシバの生態的特性と軍用機がタッチアンドゴー等の激しい飛行訓練を行う軍事飛行場という事業特性を無視している。まったく不十分な調査、核心を欠いた影響予測である。</p>	<p>鳥類への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示しました。</p> <p>鳥類の重要な種の多くが数例の確認であったことから、これらは一時的に馬毛島に飛来した個体であり、主要な生息地ではないと考えられ、よって調査対象地域における生息は維持されると考えられます。</p>
288	<p>渡り鳥の中でもサシバやハチクマなどの重要な中継地と考えられる調査がありません。</p>	<p>渡り鳥への影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で、準備書にお示しました。</p>
陸域動物(昆虫類)		
289	<p>飛行場及びその施設の使用の存在及び供用：予測結果で、(d)夜間照明に伴う光条件の変化として“飛行場の供用時における主な照明施設…滑走路、飛行場支援施設や格納庫等の各施設照明設備及び施設外周フェンス沿いの照明設備が挙げられます。…夜間照明の影響がある範囲は限定的であること、周囲に光が拡散しない措置をとること、光源には主にLEDを使用すること等から、飛行場供用時の夜間照明に伴う光条件の変化による集光性昆虫類への影響は限定的であり、生息状況は維持されると予測しました。”p1662とあるが、予測の前提は、灯火(滑走路灯)は滑走路沿いに直線的に配置、街灯(LED街路灯)は飛行場支援施設等と格納庫で、建物周辺に配置p1653とあるだけで、どこに何個、どれだけの照度のものを設置するのかさえ不明である。また、LEDは省エネの観点からは進められるが、それが直接、集光性昆虫類への影響を少なくするとは言えず、光の色と明るさ(電球色、昼白色、昼光色)をどう設定するかで変わるものであり、そうした検討がされていない。これでは夜間照明の影響がある範囲は限定的と判断はできない。この程度の予測では“集光性昆虫類への影響は限定的であり、生息状況は維持されると予測しました。”p1662のまとめは納得できない。もっと予測条件を具体化すべきである。</p>	<p>飛行場の供用時の夜間照明に伴う光条件の変化については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、馬毛島の各施設で使用される夜間照明の仕様及び配置については、馬毛島に生息する動植物への影響を低減させるため、現場状況や既存文献を踏まえ選定しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
290	<p>陸域動物の環境保全措置（工事中）に“予測された影響を低減すること、または上述した環境保全措置の効果をより良くすることで環境への影響をさらに低減することを目的とし、以下の環境保全措置を講じることとします。” p1664 として、照明について“…陸上工事に伴う夜間照明を行う場合は、照射範囲を限定したり、光源として主にLEDを使用すること等により、照明による陸域動物への影響防止に努めます。” p1665 とあるが、“夜間照明は工事箇所周辺等、安全管理上必要最小限の範囲に限定して設置し、光源には主にLEDを使用します。” p1647 と、事業計画そのものにすでに含まれている。それを前提に予測した結果をさらに低減するための環境保全措置として、同じことを繰り返すのは、対策がいかにも多いと勘違いさせる姑息な手段である。この部分は削除すべきである。</p> <p>なお、LED にすれば、夜間照明対策になるという論理そのものがおかしいことは、*151 で指摘したとおりである。</p>	<p>夜間照明に伴う光条件の変化については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、馬毛島で使用する夜間照明の仕様及び配置については、馬毛島に生息する動植物への影響を低減させるため、現状状況や既存文献を踏まえ選定しました。これらについて、準備書 6-11-63(1647) にお示しました。</p>
海域動物(全般)		
291	<p>海域動物の評価で“航空機の運航による騒音の発生による影響が想定されるのは、ウミガメ類（アカウミガメ、アオウミガメ）が考えられます。” p1775 とあるが、航空機騒音の影響はウミガメ類にしかないという根拠はどこにもない。少なくとも、魚類に多くの影響を与えるはずであり、3章の周囲の概況で、馬毛島周辺での漁場として、カンパチ、キビナゴ（1本釣り、延縄、刺網） p345 があり、漁業にも影響を与えるはずである。魚類に対する評価も追加すべきである。</p>	<p>海域生態系への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
292	<p>私は屋久島にてウミガメ保護の仕事に携わったことがあります。熊毛地区に産卵に来るアカウミガメは、絶滅危惧種であり個体の減少化に現在歯止めがかかっておりません。それは産卵環境の悪化が一因であることは否定ができないと保護活動にかかわって痛感しております。</p> <p>アカウミガメは光に敏感で、上陸を止めたりすることが多々あります。夜間訓練や基地建設がどのような悪影響を及ぼすのかは未知数ですが、良い影響を与える可能性はないと思われます。この件に関する調査は必要だと思います。</p> <p>影響がない浜へ行くだろうという意見もございますが、以前に産卵した浜に回帰しているケースは多々あり他の浜へ行かずに何度も何度も産卵のために特定の浜に固執して上陸を繰り返す可能性があります。個体が激減してからでは遅いと思います。</p> <p>他のマゲシカやザトウクジラを含む多くの海洋生物に関しても同じような懸念が持たれます。</p> <p>基地建設の結論ありきではなく、自然や海洋環境も含めて我が国の国土ですから今一度立ち止まり入念な調査をお願いいたします。</p> <p>その調査結果が基地建設が環境に及ぼす影響が大であれば建設の中止をお願いいたします。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしていきます。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
293	<p>馬毛島周辺は冬の間(12月～4月)、北からザトウクジラの群れが産卵と子育てのためにやってきます。</p> <p>騒音問題をはじめとして甚大なる被害が出ると思われます。</p> <p>それ以外にも夜間訓練を行うと、光に敏感で馬毛島を産卵場に行っているアカウミガメやアオウミガメが上陸をやめたり、産卵しないなどの悪影響が出ます。</p> <p>さらに海への影響として水質汚染などからサンゴの死滅や海の生態系への大きな影響が出ると予測されます。</p>	<p>航空機騒音や光条件の変化に伴う影響も含め、海域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>なお、海洋哺乳類については、環境現況調査で確認されておりません。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
294	私は屋久島に住んでいますが、何度も鯨やイルカや海亀を見えています。そのクジラやイルカや海亀の生態系に対して、基地建設による騒音や訓練での騒音などが影響をおよぼすのではないかと思いますので、しっかりと調査を行っていただきたいです。	ウミガメ類への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。 なお、海洋哺乳類については、環境現況調査で確認されておりません。
295	調査地点の設定の根拠で、海域生態系の調査地点を 14 地点 (T5～T8、I1～I10) 追加し、I1～I10 は全て防波堤の設置予定区域となっている。しかし、一番規模の大きな係留施設の東沖防波堤、東防波堤、南防波堤には、調査地点はなく、せいぜい根元の消波堤防で C6 が設定してあるだけである。I1～I10 を追加する理由なら、係留施設の東沖防波堤、東防波堤、南防波堤も調査地点とすべきである。	係留施設の東沖防波堤、東防波堤、南防波堤はインベントリー調査ではなく、ライン調査及び分布調査を実施しました。 南防波堤については、防波堤沿いにライン調査測線を設定し調査を実施しました。また、東防波堤と東沖防波堤については、サンゴ類の詳細な分布調査を実施しました。
296	海域動物（水中騒音：供用時）は、“空中及び水中の音圧レベル…予測条件や予測結果は資料編に示します。”とあるが、資料編の空中から水中への騒音の伝播についての予測手法は係数 c1、c2 がなく不明である。また、予測対象は FA-18E/F だけなので、エアクッション艇操縦訓練、水陸両用訓練等の騒音、海面近くでホバリングするヘリコプター騒音も追加予測すべきである。	空中から水中への騒音の伝搬の予測手法は、資料編の 6-12-272 にお示しました。 また、ヘリコプター系の騒音は準備書 6-3-56、57 に示したとおり戦闘機系に比べて小さいことから騒音が大きい戦闘機系で予測しています。
297	表-6.11.41(6) 予測の前提（飛行場及びその施設の存在及び供用）“供用時において想定される訓練の内容は以下に示すとおりです。機動展開訓練範囲において、水陸両用車 (AAV) や中型、大型トラック等が最大数十台程度走行することが想定されています。” p1654 とあるが、何の予測のための前提かわからない。 “この訓練では、水陸両用車 (AAV) や中型、大型トラック等が最大数十台走行することが想定されています。これによる主な影響要因としては、騒音、粉じんの発生、植生の変化が考えられます。” p1662 で、訓練による騒音、粉じんの発生、植生の変化を評価しようということらしいとまでは分かるが、揚陸施設もあり、海中での訓練があるため、アカウミガメ、サンゴなど海域動植物への影響も評価すべきである。	表-6.11.41(6)は、飛行場及びその施設の存在及び供用による、陸域動物の重要な種の予測の前提をお示したものであることを準備書 6-11-65(1649)においてお示しました。海域動物、海域植物、海域生態系への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
298	現地調査結果の (a) 主な海域動物に係る生物相の状況で“現地調査において、合計 2,712 種の海域動物が確認されました。分類群別には、動物プランクトン 134 種、魚卵 145 種、稚仔魚 132 種、底生動物 1,720 種、魚類 599 種、サンゴ類 173 種、ウミガメ類 2 種が確認されました。” p1685 と非常に多様な海域動物が生息している稀有な海域であることが理解できる。このような海域に軍事基地の爆音をまき散らし、エアクッション艇操縦訓練、離着水訓練及び救難訓練、水陸両用訓練、救命生存訓練などで水中を騒がせるような事業は廃止・縮小すべきである。	我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増す中で、自衛隊の活動・訓練拠点となるとともに、日米同盟の抑止力・対処力の維持・強化にも資する施設を、南西地域に早期に整備する必要があります。 このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。 現時点で想定される訓練内容に基づき、海域動物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
299	<p>海域動物の予測の水の濁りについては、予測の前提“「6.7 水の濁り」で工事中のピーク時における SS 拡散について予測を行いました。…東揚陸施設においては、ピーク時には工事が実施されておらず、実際には床掘により濁りが発生します。負荷量を算出した” p1719 とあり、工事中のピーク時（1年1ヶ月目）という原則にとらわれず。工事場所ごとの最大時を検討していることは、騒音予測と異なり、環境影響評価としては望ましい方法であり評価できるが、全く別の予測であるため、その予測時期、対象機器、汚れ発生負荷量、などの予測条件、予測結果を明記すべきである。</p>	<p>水の濁りによる海域動物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。頂いた御意見に配慮して、評価書の作成において適切に対応します。</p>
300	<p>海域動物の予測の騒音については、予測の前提“「6.3 騒音」で工事中のピーク時における建設機械の稼働、船舶の航行による騒音の発生状況について予測を行いました。建設機械の稼働により発生する騒音の予測結果は以下に示すとおりです。” p1722 と、手軽に「6.3 騒音」の工事中ピークだけを予測条件としているが、騒音は距離減衰があるため、遠くでどんな騒音があろうとも影響はほとんどない。海域動物の予測の水の濁りと同様に“…東揚陸施設においては、ピーク時には工事が実施されておらず” p1719、東揚陸施設のように工事時期や建設機械が異なったりすれば、全体工事のピーク時とは全く違う結果になるため、場所ごとに近接する大型建設機械での予測を実施すべきである。</p>	<p>最大騒音レベル騒音(LA, Smax)を踏まえた上で、場所ごとに予測を行いました。</p>
301	<p>海域動物の予測の騒音について“予測対象とした FA-18E/F が計器飛行方式巡航時（高度 1200feet（約 366m））、有視界飛行方式巡航時（高度 600feet（約 183m））の水平飛行時及び着陸時（海上における最低高度 60m）を想定し、空中及び水中の音圧レベルを予測しました。予測条件や予測結果は資料編に示します。飛行経路直下の音圧レベル断面図を以下に示します。” p1751 とあるが、資料編には、空中での騒音の予測条件や予測結果は示してあるが、空中から水中への騒音の伝播についての予測手法が示されていない。“FA-18E/F による空中及び水中における音圧レベル” p1751 はどの様に算出されたかは不明であり、そのまま予測結果を信用することはできない。</p> <p>また、予測対象としたのは FA-18E/F だけであるが、エアクション艇操縦訓練、離着水訓練及び救難訓練、水陸両用訓練、救命生存訓練などで海面近くでホバリングすることで水中を騒がせるので、それらに使用するヘリコプターによる騒音も追加予測すべきである。</p> <p>さらに、水平飛行時及び着陸時（海上における最低高度 60m）の騒音は、海面からの距離が少なくなるため重要な予測になるが、その予測結果を追加し、評価をすべきである。海域動物の予測の前提（施設の存在及び供用）で“水陸両用車の喫水は最大 2.1m であり、最低水面から水深 2.1m の範囲で、水陸両用車が海底に接触する可能性があります。” p1756 として、予測しているのに騒音が対象にならないのはおかしい。</p>	<p>空中から水中への騒音の伝搬の予測手法は、資料編の 6-12-272 にお示しました。</p> <p>また、ヘリコプター系の騒音は準備書 6-3-56(888)、6-3-57(889)に示したとおり戦闘機系に比べて小さいことから騒音が大きい戦闘機系で予測しています。</p> <p>訓練用車両・船舶の航行による海域動物の影響については、予測結果は 6-12-92(1760)にお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
302	<p>(あらし p 19)「海域動物」環境保全措置として「現地調査時に重要種が確認された地点において種とされる海域動物を人力捕獲することでその生態系が守られるのか。多様な生物が多様に関係することで生態系が守られていることを考えると、重要種だけを人力捕獲するという対策は保全対策として考えると、重要種だけを人力捕獲するという対策は保全対策として意味がない。</p>	<p>海域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。環境保全措置における底生動物の移動対象については、専門家の技術的助言を踏まえて、移動能力の低い貝類や甲殻類等の重要な種5種を選定しております。なお、重要種以外の種も含めた海域生態系への影響についても、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
303	<p>人が増え生活することによる環境の変化が海遊生物やほかの島々に与える影響、そして世界が繋がっている、海への影響。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
304	<p>環境省により生物多様性の観点から重要度の高い海域として選定されていることも踏まえて、生物の生息の有無や産卵場の位置等を確認するため、調査時期及び日数を適切に設定することを望みます。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>調査期間については、産卵期等を踏まえながら1年間の四季を通じた調査を行いました。予測及び評価では事前の概況調査の結果も加えて行っており、専門家の意見も頂いた適切なものであると認識しております。</p>
305	<p>「海域動物」についても「改変区域のみで確認された重要な種のうち、移動能力が低い底生動物5種について、生息環境が減少する予測。サンゴ類分布域、重要な種及び大型塊状サンゴの一部が失われる。FCLPの航空騒音については、夜間訓練時に上陸したウミガメ類は忌避する可能性がある。</p>	<p>海域動物への影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示しました。移動能力が低い底生動物5種やサンゴ類の重要な種及び大型塊状サンゴについては、施設の存在及び供用に伴う影響を低減するための環境保全措置を講ずることとします。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
306	<p>地域の代表種である「トコブシ」を、「その他貝類」でひとまとめにするのは、乱暴で不適切ではないですか。トコブシの多くは、馬毛島近海から採れるものであり、鹿児島県を代表する旬の味覚として、県や漁協が力を入れて広報しています。</p>	<p>海域動物への影響については、現地調査や既存資料において確認された48種類の重要な種を対象として評価を行いました。これらの海域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。なお、港湾施設整備に当たっては、漁業への影響に配慮して海上工事を行います。港湾施設整備に伴い、漁業経営上被る損失については、適切に補償を行う考えです。</p>
307	<p>海域動物は、工事実施によって生息状況が変化するとおそれがあると予測するものや、サンゴの一部が失われると予測。ウミガメ類は産卵期のうち夜間訓練が10～20日程度と限られている、産卵ピークの時期からずれている、他にも産卵場が存在するなどから、馬毛島及び種子島における産卵は保持されると予測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬毛島の海域動物に対する保全措置も、それらの生存を保証する内容ではありません。特に保全対策の成果目標を明らかにしなければ、保全措置の意味がありません。 ・馬毛島はこれまで熊毛海域で随一優れた漁場であり、水産資源の豊かさは歴史が証明しています。それらを踏まえた上で海域動物に対する現況調査は、漁師らの聞き取り、文献調査など幅広く行うことが可能であるにもかかわらず行われていないため、海域動物調査は明らかに不十分です。 ・佐賀県での防衛省による漁業への影響調査と比較して、あまりに貧相な調査結果です。馬毛島海域でのこれまでの漁業の歴史を、そして、ナガラメ漁など今でも主要漁場であることに對し、この準備書は誠意も努力する姿勢すら感じられません。 ・鹿児島県はウミガメ保全条例を定めています。馬毛島のウミガメの産卵場が失われる可能性を示唆する保全対策は、保全対策とは言えません。 	<p>海域動物については、環境現況調査や既存資料において確認された48種類の重要な種を対象として評価を行いました。これらの海域動物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。なお、港湾施設整備に当たっては、漁業への影響に配慮して海上工事を行います。港湾施設整備に伴い、漁業経営上被る損失については、適切に補償を行う考えです。</p> <p>また、ウミガメ類への影響については、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示しました。</p>
308	<p>今回の調査では時間の関係、調査費の関係もあるのだと思いますが、調査対象が限られているようにも感じています。</p> <p>他の海洋生物についても更なる調査を希望します。</p>	<p>海域動物については、表-6.12.28にお示した重要な種の選定基準をもとに、環境現況調査や既存資料において確認された48種類の重要な種を対象として評価を行いました。これらの海域動物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
309	<p>「事後調査」サンゴ・ウミガメ類に関してです。東側に豊かなサンゴ礁が広がっています。“サンゴ類の移植先での生育状況欄、潜水目視調査”とあります。そもそも事後調査が工事を担保する事はありませんし、サンゴ移植そのものが未だ確立されておりません。成功率は2、3割とも言われ、サンゴ学会でも工事に合わせた、安易にサンゴ移植を考えるのはサンゴ保全を危くし、移植事業ありきに反対しますと2008年既に声明が出されています。このような多数多様サンゴ移植はその保全に反し、環境保全意識から外れます。同じく“ウミガメ類の移植先での生育状況、踏査による目視調査”とありますが、ウミガメが上陸できる環境保全がなされているとは到底思えません。</p>	<p>港湾施設の位置は、サンゴ分布位置を考慮して検討し、環境影響の回避、低減を図りました。また、サンゴへの影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>ウミガメ類については、工事中及び供用後の上陸状況を把握するために事後調査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を講じます。</p>
海域動物(ウミガメ類)		
310	<p>方法書への「海域動物の調査期間で“ウミガメ類の上陸時期を考慮し、実施します。”p464とあるが、技術的助言の内容で“当該海域のウミガメ類の産卵期は4～9月で5～7月に特に集中している。このため5～7月は上陸調査を行うべきである。”p505と具体的助言を受けているのだから、その内容を踏まえた調査方法を記載すべきである。」との意見に対し“ウミガメ類の上陸調査は5月から8月にかけて行いました。”p505と素直に意見を取り入れているので了承するが、準備書では“アカウミガメの上陸足跡やボディーピットが馬毛島の北西側で確認されました。”p1682と、ウミガメの上陸しか記載がないが、分布調査として“魚類及びサンゴ類の調査時に水中を遊泳するウミガメ類を目視確認しました。”p1673とあるので、分布調査の結果も記載すべきである。また、産卵後の子亀の行動、その時の光源の状況、他動物による捕食などによる生残率の調査も必要である。</p>	<p>ウミガメ類への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
311	<p>準備書では、水質汚染、土壌汚染は「ほとんどありません」と楽観し、あたかも漁業等への影響はないかのように結論を誘導したいように見受けられるが、巨大な光の影響を全く考慮していない。そこをどう説明するのだろうか。</p> <p>もともと、馬毛島海域は西之表の漁民が漁業権を有する海域であるが、単純に彼らに補償をすればいいとの話ではない。屋久島の漁業への悪影響も懸念される。</p> <p>さらに、孵化後のウミガメの赤ちゃんへの影響も懸念される。準備書では「ウミガメの上陸する浜は利用区域の反対側であるので影響はほとんどない」と楽観視しているが、子亀への影響は無視されている。誕生した子亀は夜、明るい海の方へと進む習性があるが、海よりも明るい光源が後背地にあるため、海とは逆の陸地の方へ向かうのではないのだろうか。</p>	<p>ウミガメ類を含め、海域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>夜間照明を用いる場合であっても、西部の砂浜と滑走路等の施設との間には保安林を含む樹林帯や高低差があることから、この砂浜に光は殆ど到達することはなく、夜間に接岸、上陸するウミガメ類や孵化した仔ガメの行動に対する影響は生じないと予測しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
312	<p>環境影響評価の項目の選定で“飛行場の施設の供用※2: 注6「※2」は、飛行場施設以外の施設の運用の際に実施される訓練を環境影響評価の対象に含みます。” p569 とあり、“動物、植物、生態系が方法書から追加されたことは評価できるが、内容は期待外れで不十分である。</p> <p>例えば、海域動物について環境保全措置で“ウミガメの産卵期は4～9月（ピークは6～7月）であり、夜間訓練時に上陸した個体は忌避する可能性があります”としながら、“FCLPの訓練が行われる期間は計10～20日程度と限られていること、訓練時期は基本的には5月及び8月であり産卵ピークの6～7月ではないこと、他にも産卵場が存在することから、馬毛島及び種子島における産卵は保持されると考えられます。” p1782 と非常識な結論を出し、追加の環境保全措置さえ検討していない。</p> <p>このため“施設が存在及び供用により海域動物の重要な種の生息状況に及ぼす影響は、最小限にとどめるよう十分配慮されていると考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価しました。” p1784 という評価になっている。</p>	<p>現時点において想定される訓練内容を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、準備書にお示しました。</p>
313	<p>“海浜部（砂浜域）においてウミガメ類が産卵のために上陸しているかについて、目視観察により上陸足跡やボディーピットの有無を確認しました。” とあるが、孵化した子亀の位置、数量も把握し公表すべきである。卵は50～80日で孵化するので、5月～8月まで毎月2回調査すれば、孵化した子亀も確認できるはずである。海域へ無事にたどり着いた子亀の数量、障害物または捕食者の状況も調べ、産卵に本当に適した場所かどうか調べるのが普通である。</p>	<p>ウミガメ類への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示しました。</p>
314	<p>海域動物の既存資料（概況調査）で“図-6.12.9 ウミガメ類の産卵適地及び上陸確認位置”で“※重要な種の保護の観点から、確認位置については表示していません” p1682 とあるが、アカウミガメの上陸地点はその通りであるとしても、産卵に適した場所、可能性は低い産卵可能な場所については、図-6.12.6 ウミガメ類の調査位置 p1678 で示しており、ほとんどこの全地域が該当することは誰でもが想定できることであり、産卵に適した場所、産卵可能な場所については秘密にする必然性はなく、公開すべきである。あまりにも上陸確認地点が少ないため隠したと疑われる。</p> <p>なお、現地調査では、海域におけるウミガメ類の確認位置としており、“※重要な種の保護の観点から、確認位置については表示していません” p1705 としているが、秘密ではない産卵適地は記載しておらず、確認位置だけなので、この表現でもやむをえない。</p>	<p>アカウミガメの上陸確認位置が示されているため、図-6.12.9 は非公開としました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
315	<p>海域動物の評価で“種子島の西海岸では花里地区、石寺地区、能野地区、長浜地区においてウミガメの上陸・産卵が確認されており（NPO 法人日本ウミガメ協議会、2019、2020、2021）、これらの場所に到達する航空機騒音の最大騒音レベル（LA, Smax）は75dB程度が予測されます。”p1775とあるが、資料編（資 6-3-12）の飛行経路④では、種子島の西海岸（西之表港）に、80dBが到達している。この周辺の海浜に（花里地区、石寺地区、長浜地区）にウミガメの上陸・産卵があり、75dB程度と影響を過少に評価しているが、修正されたい。</p> <p>なお、陸域生態系：予測の前提（航空機の運航）p1963で、飛行場周辺の最大騒音レベルが示されているが（飛行ケースは不明・最大と思われる）、島から1km離れて100dBとなっており（馬毛島内航空機の最大騒音レベル）、離着陸時には、これらの等騒音レベル線より大きな騒音になると思われる。確認し、評価を修正されたい。</p>	<p>種子島の西海岸でウミガメの上陸・産卵が確認された、花里地区、石寺地区、能野地区、長浜地区では航空機騒音の最大騒音レベルが70～80dBの間にあることから、75dB程度と表現しました。なお、最大騒音レベル（LA, Smax）については、予測結果を準備書資料編においてお示しました。</p>
316	<p>海域動物の環境保全措置で“航空機騒音については、自衛隊の航空訓練は、現時点において、夜間訓練を行う計画はありませんが、FCLPは基本的に5月、必要に応じてさらに8月に計10～20日間程度の夜間訓練（20時～3時）が予定されています。”p1782とあるが、こうした大事な事業内容が第2章対象事業の目的及び内容で、全く記載されていない。</p> <p>FCLPに関するものは、2.2.6対象事業に係る施設の運用の2)米軍の運用（FCLPの場合）で、“模擬甲板でのタッチアンドゴーを繰り返す…飛行回数…飛行経路…”p21～p22だけである。少なくとも、「5月、必要に応じ8月に計10～20日間程度の夜間訓練（20時～3時）を予定」という事業内容を第2章に追加すべきである。評価するために突然FCLPの訓練期間を記載するのはあまりにも邪道である。</p> <p>なお、“ウミガメの産卵期は4～9月（ピークは6～7月）であり、夜間訓練時に上陸した個体は忌避する可能性があります。産卵期4～9月のうちFCLPの訓練が行われる期間は計10～20日程度と限られていること、訓練時期は基本的には5月及び8月であり産卵ピークの6～7月ではないこと、他にも産卵場が存在することから、馬毛島及び種子島における産卵は保持されると考えられます。”p1782との評価はあまりにも、楽観的である。FCLPの訓練時期は基本的には5月及び8月という計画は約束できるのか。</p>	<p>これまでの訓練実績を踏まえれば、基本的に5月、必要に応じてさらに8月に米軍の空母艦載機着陸訓練の実施が想定されています。ウミガメの産卵期は4～9月（ピークは6～7月）であり、夜間訓練時に上陸した個体は忌避する可能性があります。産卵期4～9月のうちFCLPの訓練が行われる期間は計10～20日程度と限られていること、産卵ピークの6～7月ではないこと、他にも産卵場が存在することから、馬毛島及び種子島における産卵は保持されると考えています。</p>
317	<p>「他にも産卵場が存在することから～」とあるが、他にもあると言いだしたら何でも出来てしまうのではないか。他にも基地はあると思う。</p> <p>ウミガメは産卵上陸地の夜間の光を嫌うが、騒音のことしか明記されていないが、調査されているのか。</p>	<p>夜間照明を用いる場合であっても、西部の砂浜と滑走路等の施設との間には保安林を含む樹林帯や高低差があることから、この砂浜に光は殆ど到達することはありません。</p> <p>また、海上工事に伴い夜間照明を用いる場合には、可能な限り影響を受ける範囲を限定します。また、夜間に作業を行わず停泊している船は法令で定められた外周灯等の灯火以外は特に光を照射することはありません。</p> <p>そのため、夜間に接岸、上陸するウミガメ類や孵化した仔ガメの行動に対する影響は生じないと予測しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
318	<p>ウミガメの産卵について、上陸箇所が西側であるため影響が少ないとは言えない。騒音だけでなく、光に対しても敏感な生き物です。産卵のため上陸しようとしているウミガメの視界に、基地の光や飛行機の光が入るとそれだけで警戒して上陸をやめてしまい、結果、卵を海に捨ててしまうことになりかねません。また、日中は島周辺で餌を食べて過ごすため、海岸を工事して、海洋環境を変えることは、結果ウミガメの生活環境にインパクトを与えるのではないかと。</p>	<p>夜間照明を用いる場合であっても、西部の砂浜と滑走路等の施設との間には保安林を含む樹林帯や高低差があることから、この砂浜に光は殆ど到達することはないと、夜間に接岸、上陸するウミガメ類や孵化した仔ガメの行動に対する影響は生じないと予測しました。また、改変区域外にも生息環境は広く残されていることから、生息環境の変化はほとんどないと予測しました。</p>
319	<p>ウミガメや海洋生物に関する調査および評価が十分でないと考えます。</p>	<p>海域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
320	<p>私の暮らす屋久島にも毎年、産卵のためにウミガメが上陸しますが、 馬毛島も同様にウミガメが産卵の為上陸します、夜間訓練を行うと、ウミガメの産卵の機会を妨げてしまうと思います。 その他、馬毛鹿や国の天然記念物に指定されているオカヤドカリなど貴重な生命の危機にも繋がると思われます。 また、屋久島では冬季に近海にくるクジラについても調査が進んでおり、ザトウクジラを含む多くの海洋哺乳類が生息しています。それらの生物についても調査が必要であると考えます、従って基地建設による自然破壊が予測される為、建設自体を中止とすべきです。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。 海洋哺乳類については、環境現況調査で確認されておりません。</p>
321	<p>環境省のレッドデータブックでは、アカウミガメは絶滅危惧 IB 類 (EN) に、アオウミガメは絶滅危惧 II 類 (VU) に登録されています。 これらの種の貴重な繁殖場所となっている屋久島から約 50km の馬毛島海上にて、各種の航空機の離着陸や航空機を使用した各種訓練により、発せられる音、光のウミガメへの影響を継続的に調査いただき、わずかでもウミガメへの影響が見られる場合には、基地使用の見直し並びに飛行訓練の中止をお願いしたく存じます。</p>	<p>海域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。 ウミガメ類については、工事中及び供用後の上陸状況を把握するために事後調査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を講じます。 一方、屋久島町については、馬毛島から 30km 以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えておりますが、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書においてお示ししました。</p>
322	<p>米軍の訓練時期が 5 月と伺いちょうどウミガメの産卵時期なり、深夜の飛行訓練で光を発することはウミガメへの出産の影響は必ずあるのではないかと考えています。 屋久島上空は飛ばないというお話でしたが、種子島付近でもウミガメの産卵は確認されております。 このことを考慮いただき、今一度基地計画の見直しを検討いただきたいと思います。 国境離島における防衛の重要性も理解できますが、近い将来のことだけでなく遠い将来についてもお考えいただけることを望みます。</p>	<p>産卵期 4～9 月のうち FCLP の訓練が行われる期間は計 10～20 日程度と限られていること、訓練時期は基本的には 5 月及び 8 月であり産卵ピークの 6～7 月ではないこと、他にも産卵場が存在することから、馬毛島及び種子島における産卵は保持されると考えられます。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
323	<p>屋久島は日本で一番アカウミガメが産卵のために上陸する浜があります。</p> <p>私は彼らのいのちのはじまりの場所を奪いたくはありません。</p> <p>防衛という観点からみると国民を守る防衛省のお考えは深く理解できますが、もっと大きな未来を見据えた世界的な防衛を是非お願いしたいと考えます。</p> <p>多国間とのせめぎ合いの今世も、いよいよ終盤です。実戦戦争世界を離脱して、資本主義を卒業して。新たな価値観を世界に示せる防衛庁であってほしいです。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>ウミガメ類を含め、海域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
324	<p>馬毛島近海では、アオウミガメ（絶滅危惧 II 類 VU：環境省レッドリスト）とアカウミガメ（絶滅危惧 IB 類 EN：環境省レッドリスト）の生息が確認されている。また、この 2 種は鹿児島県の保護条例に制定されている他、IUCN（国際自然保護連合）の絶滅のおそれのある種のレッドリストにも掲載され、世界的に保護の網が掛けられている。確認されているウミガメ 2 種は、馬毛島南西部に位置する砂浜を産卵上陸地として利用している。世界的に砂浜が消失する状況下では、ウミガメが利用可能な産卵地の存在は非常に貴重かつ重要である。ウミガメは夜間の産卵上陸時に、海浜部周辺で騒音があると上陸しない場合や、上陸後にも海に戻ってしまう恐れがある。準備書でも、「航空機騒音・低周波音の発生による影響が想定されており、夜間訓練時に上陸した個体は忌避する可能性がある。」旨が記載されている。</p> <p>「産卵期 4～9 月のうち FCLP の訓練が行われる期間は計 10～20 日程度と限られていること、訓練時期は基本的には 5 月及び 8 月であり産卵ピークの 6～7 月ではないこと、他にも産卵場が存在することから、馬毛島及び種子島における産卵は保持される。」と記載されている。それはつまり、「産卵ピークの 6～7 月ではない。」「他にも産卵場が存在する。」から大丈夫という理屈になっている。しかしながら、5 月や 8 月であっても、多くの個体が産卵を目的に上陸することは広く知られている。また、「他にも産卵場が存在する。」という見解に対しても、「ウミガメは同じ浜に回帰し、産卵を行う。との指摘がある。何かしらの障害により上陸ができない場合は、「海中で卵を産み落とし、その卵は死滅する。」とのこと。それらの情報を鑑みるならば、ウミガメに関する環境影響が正しく評価されていないという結論になるのではないか。ならば、改めての調査・評価を行うべきである。</p> <p>訓練区域となる予定地が、ウミガメが産卵上陸する南西部の砂浜に隣接している。現状では、訓練の予定がないという要因から、環境影響の評価対象になっていないようだが、訓練区域に制定されている以上、いずれは何らかの訓練が行われるだろう。ならば、ウミガメの動態への影響を否定できない。「現状では、訓練の予定がないから評価のしようがない。」ではなく、ありとあらゆる訓練を想定した影響を、しっかりと評価すべきではないか。</p>	<p>ウミガメ類を含め、海域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>また、現時点で想定される訓練内容に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
325	<p>亀・・・ウミガメへの影響は笑ってしまう。「上陸区域は工事区域から離れている」。冗談じゃない。カメほど敏感な動物はいない。わずかな明かりでも上陸を避けてしまう。一度上陸して産卵が始まるともう人が寄っても明かりがあっても関係ない。ひたすら産卵する。基地のわずかな明かり、FCLP の爆音の轟く中で海岸に近寄ってくるだろうか？カメに聞くしかない。「産卵期を外せる」。これもアセスの期待でしかない。</p>	<p>ウミガメ類への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
海域動物(クジラ)		
326	<p>馬毛島近海は、ザトウクジラを含む多くの海洋哺乳類が生息しています。</p> <p>また、屋久島では 2021 年 12 月から 2022 年 4 月までに 628 頭のクジラが目撃されました。</p> <p>屋久島で目撃されているクジラは主にザトウクジラです。</p> <p>しかし、評価準備書にはクジラのごとは全く記載されていません。</p> <p>クジラは何百キロも離れている個体同士が音を発し聞き合うことでコミュニケーションをとります。</p> <p>工事や基地稼働による騒音が、クジラたちの生態にどのような影響を及ぼすかを調査し、クジラたちの命・健康・生態が損なわれる事がないようにして下さい。</p>	<p>海洋哺乳類については、環境現況調査で確認されておりません。</p>
海域動物(サンゴ類)		
327	<p>概況調査の調査結果では、“12 科 78 種のサンゴ類が確認されました。…重要な種は確認されませんでした” p1683。方法書に基づく正式な現地調査では、“g)サンゴ類(ア)出現種…サンゴ類は、定点調査とライン調査で計 59 種、インベントリー調査で計 171 種が確認されました。” p1699 と概況調査が不備であったことを証明しているが、重要な種については触れていないので、重要な種は確認されなかったと判断せざるを得ないが、ハマサンゴ属が定点調査の夏、秋、冬で確認されていると、さらっと記載しているだけであるが、これが重要な種であるところでも明記すべきである。</p> <p>(3)海域動物の重要な種等 p1714 では、サンゴ類でオキナワハマサンゴが掲げられている。資料集(資 6-12-94)では、ハマサンゴ科のオキナワハマサンゴが夏、秋、冬に確認されている。資料集(資 6-12-257)では、重要な種の確認位置として図は隠されているがオキナワハマサンゴが確認されている。また、評価のための環境保全措置で“大型塊状サンゴ(オオハナガタサンゴ)、重要な種(オキナワハマサンゴ)を移植・移築対象とし” p1782 と、重要な種が存在していることになっている。準備書に矛盾があり、修正すべきである。</p>	<p>6-12-31(1699)の本文中のハマサンゴ属にはオキナワハマサンゴ以外の種も含まれていません。その上で、海域動物の重要な種については、オキナワハマサンゴも含め 6-12-46(1714)にお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
328	<p>現地調査結果の g) サンゴ類で、“改変区域内では、長径 1m 以上の大型塊状サンゴとして、1 ヶ所でオオハナガタサンゴが 3 群体確認されました。” p1701 とあり、大型サンゴが 3 群体確認され、しかもその位置は係留施設予定地のど真ん中である。環境保全措置として計画しているのは、“改変区域内に生息するサンゴ類については、安全かつ効率的に潜水作業の実施できる水深 20m 以浅において、大型塊状サンゴ（オオハナガタサンゴ）、重要な種（オキナワハマサンゴ）を移植・移築対象とし、代償措置として適切な場所に移植・移築を行います。” p1782 という程度で、移植・移築先は適切な場所としかしていない。</p> <p>また、大型サンゴを傷つけずに移植する方法も示されていない。このような不十分な環境保全措置しかないようなら、係留施設計画の廃止、縮小、位置変更を検討すべきである。</p>	<p>大型塊状サンゴのオオハナガタサンゴとオキナワハマサンゴの移植・移築場所は、事業により直接改変されない類似環境であり、同種が確認された場所を計画しています。大型サンゴの移植については、専門家の技術的助言を踏まえ、ゴムチューブ等の空気緩衝材等を用いて傷つけないよう慎重に行う計画です。</p>
329	<p>海域動物の環境保全措置で“改変区域内に生息するサンゴ類については、安全かつ効率的に潜水作業の実施できる水深 20m 以浅において、大型塊状サンゴ（オオハナガタサンゴ）、重要な種（オキナワハマサンゴ）を移植・移築対象とし、代償措置として適切な場所に移植・移築を行います。” p1782 とあるが、代償措置といいながら、適切な場所というだけでは誰も信用しない。どのような条件（水深、水質等）で、それはどこにあるのか、など具体的に示すべきである。オキナワハマサンゴの生態情報は“内湾や港の中等遮蔽的な環境に見られる” p1730 とあるが、オオハナガタサンゴは生態情報もない。こうした状況で適切な場所は選定できない。</p> <p>環境保全措置の一つで“仮設栈橋の基礎捨石については、サンゴ類の付着基盤や底生動物の生息環境として機能するように、仮設栈橋撤去後も残置します。” p1783 と突然出てきたが、まさか安易にこの程度の場所なら移植できると思い込んでいるのではないか。そもそも、仮設栈橋の構造図はなく、馬毛島の水深も調査していないため、この場所の水深さえ不明である。</p>	<p>大型塊状サンゴのオオハナガタサンゴとオキナワハマサンゴの移植・移築場所は、事業により直接改変されない類似環境であり、同種が確認された場所を計画しています。</p>
330	<p>他の基地建設や工事により、サンゴが死滅したり海産物が取れなくなったり、環境への長期的な影響が出ている事例は枚挙にいとまがないかと思えます。</p> <p>変わってしまう環境とその後の影響について、どのように責任を取るつもりなのでしょうか。</p> <p>工事中・工事後の環境保護の具体的な施策につきまして、ぜひご説明願いたく思えます。</p>	<p>海域動物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
331	<p>サンゴは陸上の工事で土が海に流れ込めば必ず影響を受ける。</p>	<p>サンゴ類への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
332	<p>「概況調査では 78 種のサンゴ類が確認されましたが重要な種は確認されませんでした。」と準備書には記載してありましたが、世界のサンゴ礁の 58% が私たち人間の活動によって脅かされている調査報告もあります。国内のサンゴ礁の存亡も深刻化しています。</p> <p>工事や基地稼働による環境汚染、環境破壊がサンゴや海洋生物、漁業にどのような影響を及ぼすかを再調査し、島近海の生態系が損なわれたり、漁業に影響が出ることがないようにして下さい。</p>	<p>海域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
333	<p>改変区域内に生息するサンゴ類については、「安全かつ効率的に潜水作業の実施できる水深 20m 以浅において、大型塊状サンゴ（オオハナガタサンゴ）、重要な種（オキナワハマサンゴ）を移植・移築対象とし、代償措置として適切な場所に移植・移築を行う。」と記載されている。沖縄の辺野古では、埋め立て予定地から外部へ移植された、オキナワハマサンゴ（絶滅危惧 II 類 VU：環境省レッドリスト）のほとんどが死滅した。</p> <p>馬毛島周辺の基地化事業による改変予定区域内では、大型塊状のオオハナガタサンゴやオキナワハマサンゴを移植・移築する計画になっている。しかしながら、沖縄辺野古では、移植したオキナワハマサンゴのほとんどが死滅している。ならば、保全措置としての対策になっていないのではないか。防衛省は、計画を変更するか、別途の保全対策を講じなければならない。少なくとも、その対策が講じられるまでは、手を付けずに保護をすべきであろう。</p>	<p>サンゴ類の移植・移築作業の手法や移植・移築先の選定については、専門家等の指導・助言を得ています。その上で、改変区域外の同様な環境条件の場所に移植・移築して影響の低減を図り、その後、周囲のサンゴ類も含め生息状況について事後調査を実施します。</p>
334	<p>2082P の評価として、「全体の基盤の 3.6%が消失」「サンゴ分布域は 0.3%が消失」と記載し、代償措置として「適切な場所に移設・移築」とあります。</p> <p>辺野古での基地建設工事において、サンゴ群の移設が実施され、そのうち絶滅危惧種の 9 群体のうち 3 群体が死滅や消失したとの報告がなされています。（2019 年 9 月に実施された防衛局環境監視等委員会にて報告）それほど、珊瑚の移設・移築は技術的にもまだ疑問点が多く、かつ、気候変動による大きな影響を受けやすい珊瑚は、すでに壊滅的な状況にあります。</p> <p>一地域の問題、一国の問題の枠を超え、世界規模での保護活動が求められています。よって、珊瑚に及ぼされる影響は基地建設工事だけでなく、そもそも世界的な気候変動の影響をも受けやすい状況になっている中で実施されることであることを認識しなければなりません。2013P にてまとめられているように、数字的にはわずかな消失として「最小限にとどめるよう十分配慮されている」と考えていること自体が問題であり、「環境保全の基準または目標との整合性は図られているもの」と評価される内容ではないと指摘します。</p>	<p>海域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
335	<p>サンゴの生息域に港湾施設、訓練施設が計画されているが、サンゴが生息している箇所も消滅するとされている。</p> <p>サンゴの移植は沖縄でも見られるように実例として失敗しているではないか。</p>	<p>サンゴ類の移植・移築作業の手法や移植・移築先の選定については、専門家等の指導・助言を得ています。その上で、改変区域外の同様な環境条件の場所に移植・移築して影響の低減を図り、その後、周囲のサンゴ類も含め生息状況について事後調査を実施します。</p>
陸域植物		
336	<p>方法書への「調査対象地域では“重要な植物の状況…抽出された植物（維管束植物）は 136 科 663 種、藻類は 20 科 35 種です。” p141 とあり、地域全体は重要な植物の宝庫である。馬毛島は地主のタストーン・エアポート社による乱開発がされたにも関わらず、重要な植物が発見される可能性が大きい。こうした状況を加味した調査方法が必要である。」の意見は無視され、意見がなかったことになっているが正式に取り上げ、見解を示すべきである。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第 4 章 260 番において事業者としての見解をお示ししました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
337	<p>方法書への「“対象事業実施区域においては、西之表市指定の天然記念物として、「ソテツ自生群落」が指定されています。” p375 とあるが、この天然記念物は事業実施区域内にあるため、エアクション艇操縦や水陸両用訓練などの禁止など、何らかの環境保全措置が必要である。」</p> <p>の意見は無視され、意見がなかったことになっているが正式に取り上げ、見解を示すべきである。</p> <p>なお、文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等で“馬毛島に椎ノ木遺跡、馬毛島葉山王龍遺跡があります。” p443 とあり、いずれも改変区域外 p446 であるが、工事による濁水流出などの影響が出ないように配慮する必要がある。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第4章198番において事業者としての見解をお示しました。</p> <p>なお、椎ノ木遺跡及び葉山王龍遺跡は、施設配置案の外に所在しており、工事や施設の存在及び運用による影響があるとは考えておりませんが、いずれにしましても、遺跡の取扱い等については、関係法令に基づき適切に対応します。</p>
338	<p>将来、当該基地が廃止される場合、不要となった構造物を撤去し、防災に配慮した上で基地建設以前の植生への回復を図る措置を講じるべきである。</p>	<p>現時点で、馬毛島基地(仮称)を廃止する計画はありません。</p>
339	<p>長野広美西之表市議の報告によると、馬毛島で見られるクロマツ林では、現在日本中で猛威を振るう、マツ材線虫病(いわゆる松枯れ病)が見られないとされている。長野氏は、その理由を「無人島であるがゆえに、今のところマツノザイセンチュウの侵入が阻まれているからではないか。」と推測している。いずれにせよ、マツノザイセンチュウとマツ材線虫病が侵入していないならば、全国的に見て稀有かつ希少性の高いエリアだと指摘できるだろう。島全域の保護・保全に値する情報である。</p> <p>環境影響評価準備書において、マツノザイセンチュウとマツ材線虫病に関する記述が見当たらない。防衛省は、マツノザイセンチュウとマツ材線虫病を念頭に置いた環境影響評価を改めて実施すべきである。その調査が終わるまでは、新規の侵入防除を目的に、少なくとも物資等の搬入は止めるべきである。</p> <p>環境影響評価を終えた後、マツノザイセンチュウとマツ材線虫病の、馬毛島への侵入が起きていないと判断された場合は、即座にクロマツ林の保護をすべきである。また、マツノザイセンチュウとマツ材線虫病の侵入防除対策を構築すべきである。環境影響評価を行った上で、進入を阻止できないと判断された場合は、少なくとも対策の設立を成し得るまで、基地化工事をストップすべきであろう。</p>	<p>クロマツ群落は、馬毛島内にも植林として広く分布しており、普通種と同様の扱いとしていますが、改変区域については、クロマツ群落を含む陸域植物の生育範囲の消失面積を最小化するため、改変面積は可能な限り抑えることとします。</p>
340	<p>馬毛島では、マメ科植物であるウヅルカンダ(絶滅危惧II類:鹿児島県レッドリスト)の生息が確認されている。国外では台湾・中国・東南アジア・インド(アッサム)・東ヒマラヤに分布する他、国内では大分県蒲江町・鹿児島県馬毛島・奄美大島・徳之島・沖永良部島および琉球(伊平屋島・沖縄島)と、極端な隔離分布をする。九州本土では、大分県蒲江町と馬毛島の2箇所しか確認されておらず、なぜこのような隔離分布になっているのか、その理由は判明していない。また、花粉媒介にオオコウモリの存在が必要でありながら、馬毛島には生息していないなど、生態においても謎に満ちた植物である。</p> <p>ウヅルカンダは、絶滅が危惧されているという要因のみならず、分布や生態の特異性から、研究対象としても重要な種である。しかしながら、改変区域内の消失率は100パーセントになっている。後に移植等の対策が講じられるようだが、現在生息している環境そのものが、貴重かつ重要である。今後の影響を評価するならば、事業そのものの見直しをすべきではないか。</p>	<p>ウヅルカンダについては、改変区域内にあり、やむを得ず消失することが予測されました。そのため、専門家の意見も踏まえて環境保全措置として、標本の採取等の記録保存を行うこととしております。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
341	<p>馬毛島では、ホソバアリノトウグサ（ナガバアリノトウグサ、<i>H. walkeri</i>）の記録がある。1953年に発見されており、アリノトウグサに比べ、より葉が細長いことで区別が可能、馬毛島固有の植物とされてきた。沖縄等に産するナガバアリノトウグサと同種と見なすべきなど、研究者内でも様々な意見があるようだが、いずれにせよ、世界中で馬毛島にしか存在していない植物である可能性を認めない。</p> <p>今回の準備書内には、ホソバアリノトウグサに関する記述が見当たらないが、単に発見できなかったということか。いずれにせよ、この種は大変に重要であるが故に、より重点的な調査を求める。</p>	<p>既往の調査結果も踏まえて行った概況調査及び現況調査では、馬毛島全域を探索しましたが、ご指摘の種は確認されておりません。専門家からは、これまでの調査頻度を考慮するとすでに消失した可能性を指摘されています。</p>
342	<p>草地造成にあたっては外来種を入れない、森や湧水の部分を最大限残すと約束していただきたいです。</p>	<p>現地における生態系に変化を与えないようにするため、改変区域内の表土を活用するとともに、可能な限り島内の在来種を緑化材として用いた草地の創出を行います。</p>
海域植物		
343	<p>海域植物(工事中)環境保全措置として“揚陸施設における床掘による水の濁り…ホンダワラ藻場への影響を低減…汚濁防止柵を適切に使用”とあるが、ホンダワラ藻場の西側の揚陸施設にも適用するのか。また、ホンダワラ藻場を分断する仮設栈橋 B も同様に汚濁防止柵を設置すべきである。さらに、係留施設の中央部に“大型塊状サンゴとして、1ヶ所でオオハナガタサンゴが3群体確認されました”とあるので、係留施設全体の工事でも汚濁防止柵を設置すべきである。</p>	<p>係留施設等の周辺海域は波が荒く、汚濁防止膜を広く展張することができません。そのため、局所的な影響を低減するため、汚濁防止柵を設置します。設置範囲については、特に影響が想定された東側の揚陸施設を対象としております。なお、西揚陸施設では海域の工事はわずかな範囲であることから、濁りの発生による影響は軽微であると考えております。また、オオハナガタサンゴ3群体については移植対象としております。</p>
344	<p>“重要な種(海藻草類)のタンポヤリ、ケコナハダ、ホソバノガラガラモドキ…知見が乏しく、移植や養成管理事例が無いことから、工事前の調査時に事業者の実行可能な範囲で記録保存し、公的学術機関に寄贈する。”とあるが、記録保存した上で、類似した海藻草類の知見をもとに移植を試みるべきである。</p>	<p>重要な種(海藻草類)のタンポヤリ、ケコナハダ、ホソバノガラガラモドキについては専門家の意見を踏まえた上で移植は困難であると判断したことから、記録保存することとしました。</p>
345	<p>「調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置海域植物」の項目の中で、ホンダワラ類藻場があるとされています。それが本当であるなら、大隅諸島内ではおそらくほとんど唯一のものであり、極めて貴重なものです。</p> <p>ホンダワラ藻場はトビウオ類の産卵場としてかつてはこの海域に広く分布し、主要漁業資源を支える重要な生態系を構成していました。現在は消失が進んでおり、もし馬毛島沿岸に残っているとすれば、種子島屋久島の漁業資源の復活を目指す上で、大切に保護し、増殖させる必要があります。</p> <p>しかし、準備書あらましでは、基地建設工事がホンダワラ藻場の消失につながる可能性が明記されており、その対策は効果の保証されていないおざなりなものと言わざるを得ません。</p> <p>一方、ホンダワラ類のものとして添付されている写真は不鮮明なもので、種名が推定すらできないため、調査にあたった事業者の調査種同定技術が信頼できるものかどうか、やや疑わしいと考えます。</p> <p>これらのことから、現状で工事を開始することは、事業として拙速と言わざるを得ません。海藻の種名を再確認し、その方を正確に認識した上で、群落の分布状況を再調査すべきです。</p>	<p>ホンダワラ類への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
346	<p>工事の実施では重要な種 2 種及びホンダワラ藻場の一部については、育成状況が変化する恐れがあると予測されている。</p> <p>飛行場の運用では重要な種 3 種について、育成環境が減少すると予測されている。被度 5%以上のホンダワラ藻場については 2.6ha の育成域が消失すると予測されている。影響は大きいといえる。</p>	<p>海域植物については、環境現況調査や既存資料において確認された 23 種類の重要な種を対象として評価を行いました。これらの海域植物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示しました。</p>
景観		
347	<p>景観に対する環境影響評価について、景観構成要素に占める割合がどう変わるかという観点から影響に対する予測をしている。割合が小さいため影響が少ないという予測であるが、基地の存在については割合の大小ではなく「あるかないか」を重要視する市民が多いことから、対策には十分配慮をしていただきたい。</p>	<p>鹿児島県景観条例に則り、飛行場及びその施設の存在に伴う影響を最小限とするための環境保全措置を講じ良好な景観の形成に努めます。</p>
348	<p>調査地点の設定の根拠で、景観で調査 5 地点を 12 地点に増加、人と自然との触れ合いの活動の場で調査 4 地点を 13 地点に増加と、知事意見“調査地点の選定…追加を検討の上…選定理由を明確に” p563 に従ったものであるが、景観の 7 地点追加理由は、いずれも“対象事業実施区域を眺望できることを確認したうえで、地点を追加しました。” p672、人と自然との触れ合いの活動の場の 9 地点追加理由は、いずれも“比較的人の利用が多いと想定した人と自然との触れ合いの活動の場を追加しました。” p677 と、それぞれ、意味のない選定理由である。知事意見があるから、理由はともかく、どうせ評価や環境保全措置に影響しないから、金と人手を掛ければいいのだから、地点を追加するという姿勢がうかがわれる。いずれにしても方法書が杜撰であり、不十分な調査方法であった原因を分析し明記すべきである。</p>	<p>馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。準備書は、方法書についての鹿児島県知事の意見を勘案するとともに、その他提出頂いた御意見に配慮して作成することとしています。</p>
349	<p>景観予測で“眺望点の利用状況等を勘案し、No.1 よきの海水浴場、No.9 夕暉が丘、No.11 住吉地区の 3 地点については…昼間・夕方の眺望景観の変化を確認しました。”とあるが、工事中の陸上工事に伴う夜間照明、停泊中の船舶外周灯等の影響、米軍による FCLP 夜間訓練の施設照明・航空機灯などの影響が把握できるよう、工事中、供用時のそれぞれについて、大きく変化する夜間の景観予測を追加すべきである。</p>	<p>眺望の対象となる対象事業実施区域が視認できる昼間・夕方について予測を行っております。</p>
350	<p>景観予測として、主要な眺望点の状況：No.3 島間岬 p2097 があり、馬毛島らしきものがはっきりと出ているが、(c) 主要な眺望景観の状況：No.3 島間岬 p2103 では、馬毛島がほとんど確認できず、対象事業実施区域が小さく見える。</p> <p>調査方法は写真撮影で“使用レンズ CanonEF-S18-135mmF3.5-5.6ISSTM…焦点距離 35mm” p2085 とあるが、設楽ダム準備書(見解 p35)では「人の静視野は左右約 60 度、上下約 50 度であり、6×7 版カメラで 75mm レンズを用いた時の画角とほぼ等しいため、写真撮影には、6×7 版カメラ 75mm レンズを使用しました。」とあるし、自然環境のアセスメント技術(Ⅱ)平成 12 年度環境省を用いて、「人の静視野は、一般に 60 度とされており、これは 35mm フィルム 28~35mm レンズで撮影した写真に近い。などの文献と比較して説明すべきである。</p> <p>また、それぞれ、どのレンズを用い、なぜ両者の写真で、馬毛島の大きさが異なるかの説明をすべきである。</p>	<p>眺望点として島間岬の状況を示したものであり、準備書 6-17-13(2097)の写真に写っている島は、屋久島です。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
351	<p>主要な眺望景観の変化で“各眺望点において、飛行場及びその施設の存在に伴い、眺望景観上、人工物の景観構成要素に占める割合が増加しますが、増加の割合は 0.02～0.36%にとどまります。また、自然的な景観構成要素（緑地、岩場・裸地、海）の消失の割合は0.02～0.43%にとどまります。” p2216 とあるが、この景観構成要素の変化には疑問がある。</p> <p>例えば、No.4：フェリー航路（鹿児島～西之表）、No.5：フェリー航路（西之表～宮之浦）、No.6：板敷鼻（西之表市）はいずれも係留施設側であるが、No.4 で海の構成比が-△0.023%と減少、No.7 伊勢神社で-△0.015%と減少している（図には単位が未記載であるが、空が約 50 となっているので%と理解する）。しかし、他の2点は海の構成比の増減はない。なぜ、このような違いが出るのか。</p> <p>そもそも、この予測は通常の視野で検討しているはずだが、異様な馬毛島の軍事基地を確認しようとするときは、凝視するため視野も狭くなり、景観構成要素の変化で、空が 50%、海が 50%弱という構成比は、もっと少なくなり、消失の割合は 0.02～0.43%以上になるのではないか。</p> <p>また、空の構成比が増えるのは、“切土約 220ha 約 1,100 万 m³”を行い、標高 71m が無くなるためであることは理解できるが、緑地の構成比がいずれも減少するのは、動物への環境保全措置として“緑化は可能な限り速やかに施工…改変された区域の緑化工事を速やかに実施”などに反するのではないか。</p>	<p>No.5 及び No.6 の海の構成比も減少していますが、数値上、小数点以下第 3 位までの桁では増減の無い形となっています。</p> <p>景観の予測に際しては、緑化の部分についても、人工物として計上し、景観構成要素の割合を算出しています。</p>
352	<p>景観については、可能な範囲で緑化対策などを講じて、環境影響の低減が図られる。</p> <p>（方法書の意見 75 番）人と自然との触れ合いの場の利用形態等については、ヒアリングや現地踏査により把握し、準備書第 6 章に記載しました。なお、現地調査の中では、馬毛島の自然海岸での磯遊びや磯釣りは確認されませんでした。</p> <p>馬毛島の海岸は全域が自然海岸であり、優れた漁場です。毎年、特に大潮の時期となると漁業権を有しない多数の島民でも、馬毛島の磯遊びを楽しんでいます。この事実を確認していない現地調査は、恐ろしくお粗末な調査と明言します。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
353	<p>フォトモンタージュ法に異論がある。</p> <p>人工物が景観構成要素に占める割合が 0.02～0.36%にとどまる、自然的景観要素の焼失の割合は 0.02～0.43%にとどまるとしているが、これは単に標準レンズでとった写真の全体に対する割合であり、人が景色を見る見方とは異なる。馬毛島を人が見る場合、馬毛島のシンボルとしての岳之腰に視点が集中するのが普通である。つまり望遠レンズで島を覗いたように見るのである。その意味では自然的景観要素の減少割合は相当に大きなものになる。たとえば、富士山が平坦になったようなものである。景観への影響は甚大である。</p> <p>種子島から見る馬毛島の島影は島人の心に定着している。</p>	<p>景観について、航路や種子島側の主要な眺望点からの距離が長いことや、飛行場施設の建物高さが低いことを踏まえ、フォトモンタージュによる景観構成要素の変化等の観点から予測及び評価を行い、準備書にお示しました。</p>
354	<p>維持されてきた自然景観が、人為的に替えられてしまうのは悲しいです。</p>	<p>景観への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書にお示しました。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場		

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
355	<p>人と自然との触れ合いの活動の場に対する環境影響評価について、それぞれの使用回数を一定期間調査し、大気質などの評価結果において基準値を下回っていたことなどを挙げ影響はないと予測されている。基地の存在については「あるかないか」を重要視する市民が多いことから、対策には十分配慮をしていただきたい。</p>	<p>飛行場及びその施設の存在に伴う影響を低減するための環境保全措置を講じ、良好な景観の形成に努めます。</p>
356	<p>調査地点の設定の根拠で、人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点は、方法書で4地点であったが、13地点に増加させた。</p> <p>内訳は、西之表市で7地点（喜志鹿崎、あっぱーらんど、大崎漁港、花里崎漁港、美浜、西之表港、天女ヶ倉、中種子島町1地点（長浜海岸）、南種子島町1地点（島間港）p677であるが、馬毛島内の小学校跡地で2018～2020年、市による青少年の自然との触れ合い事業として「馬毛島体験活動」が行われている。このことは、人と自然との触れ合いの活動の場の現地調査結果の最後に、“また、…馬毛島においては、西之表市主催で馬毛島体験活動が実施されています。平成30年～令和2年に実施された馬毛島体験活動の概要を表-3.1.88に示します。”p318と現地調査もせずに、方法書から追加して記載してある。</p> <p>馬毛島の自然海岸などを磯遊びや磯釣りなどを通して通年楽しんでいることについて、調査地点として追加すべきである。意見75への見解で“現地調査の中では、馬毛島の自然海岸での磯遊びや磯釣りは確認されませんでした。”p477とあるが、現地調査が年間12回だけp2085という貧弱な調査が原因と思われる。</p>	<p>調査地点の選定は、主務省令第23条に基づく参考手法によって行いました。調査地点については、住民の方等からの御意見を踏まえ、板敷鼻、伊勢神社、美浜、夕暉が丘、天女ヶ倉、住吉地区の高台、長浜海岸及び西之表港の8地点を追加しました。</p> <p>調査地点の選定理由、調査の時期及び時間並びに予測手法について、準備書第5章にお示ししました。</p>
357	<p>触れ合い活動の場（工事中）の交通量は、騒音予測、道路交通センサスと異なる。</p>	<p>触れ合い活動の場でお示した交通量は、1日あたりの交通量です。騒音予測に用いた交通量は、騒音の環境基準の時間帯区分である6時から22時までの交通量であり、既存文献の道路交通センサスは7時から19時までの交通量であることから、それぞれ時間帯が異なります。</p>
358	<p>触れ合い活動の場（工事中）の予測結果で“No.2よきの海水浴場、No.10西之表港：工事開始後18か月目で716台/日であり、増加率は現在の平日の交通量10,853台/日の約7%程度となります。”p2173とあるが、7%の基になる現在の平日の交通量は、誰が、いつ何時間の調査をしたかがない。(a)資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する騒音（自動車騒音）の予測条件で、表-6.3.12予測交通量（工事開始後14か月目：No.1西之表市街地、平日昼間）p861で、10,609台/6～22時とある交通量とは異なっている。また、周囲の概況の表3.2.11交通量の状況（平成27年度道路交通センサス調査結果：区間番号10440：一般国道58号：西之表市西之表15158では、昼間12時間自動車交通量は10,448台/12時間とも異なっている。道路交通センサス、騒音予測、触れ合い活動の場の予測条件が異なる様では環境影響評価準備書落第である。</p> <p>なお、“No.3雄龍・雌龍の岩：平日の交通量3,714台/日の約19%程度”p2173も、道路交通センサスでは62740国上安納線の306台/12時間と異なる。“No.12長浜海岸、No.13島間港：平日の交通量795台/日の約53%程度”p2173も、騒音予測では775台/6～22時p862、道路交通センサスでは41740西之表南種子島線の357台/12時間と異なる。”このように、アクセス特性の変化を予測する現況値があらこちらでバラバラの準備書は信頼できない。確認し必要な修正等の措置を求める。</p>	<p>交通量の調査時期は、5-21(585)、6-3-2(834)にお示しています。</p> <p>触れ合い活動の場でお示した平日の交通量10,853台/日は、6-2-23(737)の表-6.2.1.17の一般交通量を引用しており、1日あたりの交通量です。ご指摘の交通量10,609台は、6-3-29(861)の表-6.3.12の一般交通量で、こちらは騒音の環境基準の時間帯区分である6時から22時の交通量であり、それぞれ時間帯が異なります。また、既存文献の道路交通センサスの交通量は7時から19時の交通量となります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
359	<p>触れ合い活動の場（飛行場及びその施設の存在及び供用）の予測結果で“大気質、騒音の予測結果において、環境基準の値を下回っており、景観構成要素の変化も 1%未満にとどまるため、大気質、騒音の発生及び景観変化が人々の活動・利用に影響を及ぼすおそれはありません。” p2174 とあるが、大気質、騒音が環境基準の値を下回っているとはいうものの、清浄な大気、静穏な騒音の現状が大きく変化することについての予測・評価もないため、このような結論は出せない。</p>	<p>準備書にお示したとおり、大気質、騒音の発生及び景観変化が人々の活動・利用に影響を及ぼすおそれはありません。</p>
360	<p>触れ合い活動（工事中）の評価：環境保全措置で“資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート沿道に位置するNo.2 よきの海水浴場、No.3 雄龍・雌龍の岩、No.10 西之表港、No.12 長浜海岸、No.13 島間港については、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行により、現況の交通量から約 7～53%程度増加します。” p2178 とあるが、更なる環境保全措置としては、工事関係者に対して必要な教育・指導、規制速度の遵守等を促す表示板を配置、公共交通機関の利用及び乗合通勤を奨励、適切な整備、工事開始時期や期間等、事前に周知というほとんど役に立たない措置が記載してあるだけである。No.12 長浜海岸、No.13 島間港では、53%も交通量が増えること、また、工事車両でも大型車がほとんどという事実を明記すべきである。例えば、No.13 島間港では、平日昼間に一般車両は 775 台に対し、工事車両の大型車が 384 台もあり、2 台の一般車に 1 台の大型車が入り込む状態になる p862。交通量の少ない種子島南部に影響を与えないよう、島間港の工事車両数を減少させるよう運行計画を再検討すべきである。</p>	<p>工事用資材の搬出入（船舶によるものを含む。）による影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しています。</p> <p>また、通勤車両台数の低減のため、工事関係者には可能な限りの公共交通機関の利用及び乗合通勤を奨励することとしています。</p>
361	<p>「第 5 章環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」の表-5.1.2(2)主な地域特性で、「人と自然との触れ合いの活動の場」には、以下のように記されております。</p> <p>「主たる人と自然との触れ合いの活動の場としては、種子島におけるよきの海水浴場、雄龍・雌龍の岩等 35 箇所が挙げられます。なお、馬毛島においては確認されていません。」</p> <p>しかし、これからの種子島・屋久島を含む熊毛郡の地域活性化にとって、馬毛島の環境は高い可能性やポテンシャルを秘めております。安全かつ安心な青少年野外活動の場とし馬毛島の自然環境を保護・保全しつつ、有効に活用していくことが望まれます。</p> <p>よって、基地建設については反対いたします。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
362	<p>P2175の表(6.1.21)内の予測結果は、地元住民を軽視しているとしか考えられません。</p> <p>「人工物が景観構成要素に占める割合が増加しますが、その割合は0.17%、景観構成要素の消失割合は0.21%にとどまります」「よって影響を及ぼすおそれはありません」とは、本当に腹立たしい限りです。</p> <p>ここで、「景観構成要素」とされている言葉を私たちの習慣に置き換えると、「馬毛島の岳之腰の稜線に落ちていく夕日を眺めること」と言えます。このことは岳之腰が更地にされ、全体的に平地にならされた島では、100%の消失です。</p> <p>また、「人工物が景観構成要素に占める割合の増加」も、「人工物のない穏やかな海を眺めながら子供達を安心して遊ばせること」なのです。そのことがどれほどの価値を持つか、それはそのことに価値を見出している人たちにしか測れないものです。それらを数値化し、勝手に「影響はありません」と解釈することが正しい影響評価と言えるのでしょうか。先にも述べましたが、この調査の時期は新型コロナウイルスによる人の活動が制限された時期でもあります。このことを踏まえても、再度コロナ以前の状況における影響を再調査することと、景観の改変に関する数値化の過小化の改善を要求します。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
363	<p>馬毛島での学習や自然とのふれあい、歴史探索、遺跡発掘など、大事な教育資産である。周辺のサンゴなどは大事な観光資源でもある。現状で保存されるのが最適である。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
廃棄物等		
364	<p>準備書で、2)給排水計画 p25として、(a)上水道計画、(b)汚水排水計画、(c)雨水排水計画があるにもかかわらず、ごみ処理の計画がない。知事意見46、47で(7)廃棄物等に係る影響で“廃棄物については種類ごとの発生量及び処分方法を準備書に具体的に記載すること。…一般廃棄物については、西之表市の意見を踏まえ、発生量の予測を行い、処理方法について事前に種子島広域事務組合と協議すること。</p> <p>また、一般廃棄物の分別及び処理については、西之表市一般廃棄物処理実施計画に則って行うこと。”と指摘され、“廃棄物の推定発生量及び処分方法等についても、準備書第6章にお示しました。…一般廃棄物の処理方法については、施設の運用開始までに適切に協議します。” p563、564とあるので、その内容を、準備書の2.2.6対象事業に係る施設の運用(2)飛行場施設以外の施設の運用の中でも基本的な計画を記載すべきである。</p>	<p>準備書第2章は、対象事業の目的及び内容を記載するものであり、廃棄物の推定発生量及び処分方法等については、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
365	<p>方法書への「“環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由” p406～p411 は、選定する理由は基本的には“～環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定します。”とあるが、廃棄物は“その発生量を把握するため選定します。” p411、温室効果ガスは“、その排出量を把握するため選定します。” p411 と目的が異なる。発生量や排出量を把握するだけでは不十分である。」の意見は無視され、意見がなかったことになっているが正式に取り上げ、見解を示すべきである。</p> <p>なお、予測結果・工事中の廃棄物について、“鹿児島県廃棄物処理計画における一般廃棄物についての目標値(リサイクル率:23.4%)、産業廃棄物についての目標値(リサイクル率:63.9%)、鹿児島県環境基本計画における建設廃棄物に関する環境指標(建設廃棄物再資源化率(アスファルト・コンクリート塊・コンクリート塊):100%)を満足します。” p2194 とあるのだから、評価基準との比較を作成すべきである。また、第9章総合評価でのまとめ p2330 では、供用時も工事中と同じ表現がしてあるので、予測結果・供用時の廃棄物 p2195 についても一般廃棄物だけではなく、産業廃棄物についても評価基準との比較をすべきである。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第4章115番において事業者としての見解をお示しました。</p>
366	<p>鹿児島県廃棄物処理計画の目標は“令和7年度の総排出量目標値は…一般廃棄物:9.2%減である83千トンとする。…産業廃棄物:現状維持となる8,170千トンとする。”であり、リサイクル率などは、その手段にしかすぎない。“廃棄物等に係る環境保全の基準又は目標は、鹿児島県廃棄物処理計画における一般廃棄物及び産業廃棄物についての目標値、鹿児島県環境基本計画における建設廃棄物に関する環境指標としました。”の通り、リサイクル率だけで比較するのはやめ、目標値は総排出量とし、その目標値に対するこの事業の影響を評価すべきである。</p>	<p>廃棄物等の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
367	<p>廃棄物の予測結果で“樹木の伐採による木材発生量…は57,000m³発生すると予測しました。” p2185 とあるが、予測方法が“事業計画及び樹木調査結果から伐採樹木の発生量を算出しました。” p2184 というだけで、全く理解できない。</p> <p>陸域植物の現地調査で“植生…植物相…群落調査…植生図の作成…任意調査法(種名と出現状況を記録)” p1787 とあり、工事中の改変区域図 p1812 があるだけで、伐採樹木の発生量を算出出来るような調査は行っていない。57,000m³発生するというのは、どう算出したのか。</p>	<p>事業計画による改変面積、樹木調査結果の樹木分布の情報から伐採本数を求め、伐採樹木の発生量を算出しています。</p>
368	<p>廃棄物の予測結果で“伐採樹木については、対象事業実施区域内において集積後粉碎(チップ化)したうえで、島外へ搬出し、再資源化に努めます。” p2185 とあるが、陸域生態系の評価(工事中)の更なる環境保全措置として“伐採木の葉等をシカの餌資源として利用することで、改変に伴う餌資源の消失を緩和します。” p1987 は忘れ去られたのか。</p> <p>また、伐採樹木を島外へ搬出することは、産業廃棄物運搬船の問題、搬出先の問題は検討してあるのか、馬毛島内で処理するべきではないのか。</p>	<p>シカの餌とならない枝や幹等については、集積後粉碎(チップ化)し島外へ搬出して再資源化処理する予定です。なお、産業廃棄物の運搬船及び搬出先については、今後、関係自治体との調整に努め、廃棄物処理法等の関係法令を順守し適正に処理する計画です。</p>
369	<p>「廃棄物等」については、「環境保全措置を講じることにより」「環境影響の低減が図られると評価していますが、「島外へ搬出し、資源ごみについては、空き缶や空きビン等の分別を含め、適正に処理・処分する計画」</p> <p>など、まだまだ予測不可能な点が多々あり、慎重な調査・検討をお願いしたい。</p>	<p>発生した一般廃棄物及び産業廃棄物は、島外搬出後、廃棄物処理法等の関係法令を順守し適正に処理する計画です。なお、一般廃棄物の受け入れについては、今後、関係自治体等との調整に努めます。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
370	<p>廃棄物の処理について自治体では焼却量の減少、最終処分場の使用期間の延命を図っている。その努力を足蹴にするものである。</p>	<p>廃棄物の処理方法については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
温室効果ガス等		
371	<p>方法書への「“…鹿児島県が具体的な地球温暖化対策実行計画を定めているので、これを温室効果ガス等の評価基準とすべきである。”との意見に対し“「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」の2030年度CO2排出量目標値は11,500千トンです。本事業の工事期間中の総排出量は約345千トンで目標値の約3%、運用時は約52.4千トン/年で目標値の約0.5%と予測されました。”p513と、CO2排出量目標値を評価基準とすべき、の本題には答えていない。予測結果を示すだけでなく、鹿児島県のCO2排出量目標値があるのだから、これを評価基準にすべきである。</p>	<p>「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」の2030年度CO2排出量目標値は11,500千トンです。本事業の工事期間中の総排出量は約345千トンで目標値の約3%、運用時は約52.4千トン/年で目標値の約0.5%と予測されました。</p> <p>なお、本事業による温室効果ガスによる影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
372	<p>「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」p455は2018年3月に策定されたものであり、2021年10月22日に政府が「地球温暖化対策計画」を策定し、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとしたため、各県は古い計画を慌てて改定しようとしている。鹿児島県も2030年度CO2排出量目標値は11,500千トンの目標を大幅に削減しようとしているはずである。そうした事情、方向性も追加しておくべきである。</p>	<p>準備書においては、現在公表されている「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」を踏まえて評価・検討をしております。</p>
373	<p>方法書への「評価の手法（温室効果ガス等）で“予測結果…及び環境保全措置の検討結果等を踏まえ…評価します。”p503とあるだけだが、環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについても評価すべきである。鹿児島県地球温暖化対策実行計画では“【目標】…2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を24%削減させ、森林吸収による削減効果を合わせて33%削減させることとする。”p391と明記しており、予測の基本的手法では“対象発生源毎に燃料消費量等を把握し、これに排出係数を乗じて二酸化炭素の排出量を算出する方法等により行います。”p500と二酸化炭素排出量を算出するのだから、この排出量が、県の地球温暖化対策実行計画にどのような影響を与えるのかを定量的に示すべきである。」との意見に対し“「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」の2030年度CO2排出量目標値は11,500千トンです。本事業の工事期間中の総排出量は約345千トンで目標値の約3%、運用時は約52.4千トン/年で目標値の約0.5%と予測されました。”p513と準備書に記載してある通りのことが見解であるが、定量的に予測できるのだから、評価基準を鹿児島県地球温暖化対策実行計画にすべきとの意見を取り入れるべきである。</p>	<p>本事業に伴う温室効果ガスによる影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
374	温室効果ガスと人と自然との触れ合い活動の場は、「評価の手法」について触れていないため、環境影響評価法第14条第1項第5号の「環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を「記載した環境影響評価準備書を作成しなければならない。」に違反している。	温室効果ガス及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
375	環境保全措置（工事中）は“資機材運搬計画の工夫により、工事用車両台数、工事用船舶隻数の低減に努めます”の具体化が問われている。環境保全措置（存在及び供用）は、LED照明、空調・電力等の効率運用だけである。年間5万トンもの温室効果ガスを排出する計画は、1トンでも低減努力をしている社会に真っ向から対決している。もっと発生量を削減するため事業計画（飛行、訓練計画）の廃止、縮小を検討すべきである。	本事業に伴う温室効果ガスによる影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
376	環境保全措置（工事の実施）として“高効率な建設機械等の使用を促進”とあるが、低炭素型建設機械が認定されている機種についてはそれを使用することを明記すべきである。国土交通省により2022年3月現在51型式が認定され、ブルドーザ、バックホーはほとんど対応できる。	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による温室効果ガス排出量の低減を図るため、高効率な建設機械等の使用を促進し、温室効果ガス排出量の低減に努めることとしており、準備書においてお示しました。
377	方法書に対する回答306番「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」の2030年度CO2排出量目標値は11,500千トンです。本事業の工事期間中の総排出量は約345千トンで目標値の3%、運用時は約52.4千トン/年で目標値の約0.5%と予測されました。 一事業者が、鹿児島県全体の実行計画で二酸化炭素排出量が工事期間中で3%も増やし、さらに毎年0.5%も排出し続ける見通しについて、示されている保全措置は、国民が等しく負う義務程度であり、実質的な削減措置とは到底認められません。	本事業の実施に伴う温室効果ガスによる影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
378	温室効果ガスが増加するのは確実である。この施設自体の建設そのものは世界の流れに逆行している。	本事業に伴う温室効果ガスによる影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
事後調査		
379	景観・人と自然との触れ合いの活動の場どちらについても、種子島の重要な産業の1つである観光業に大きな影響を与える事項である。にも関わらず事後調査の対象となっていない。令和4年5月10日の西之表市での説明会において、「大気質など周辺環境の事項が事後調査対象となっているため、（重複するという観点から）対象外としている」との質疑回答があった。だが、前述のとおり、基地の存在については「あるかないか」を重要視する市民が多いことから、使用回数の調査などは事後調査対象に含めるべきと考える。仮に使用回数が減少するなどの影響が発生した場合は、西之表市と十分に協議し、対策を取ることと盛り込んでいただきたい。	本事業の実施が環境に及ぼす景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
380	事後調査については「供用後3年程度」とされている。特に生物は気象の影響も受けたりするので5年は必要。 ちなみに例えば大阪府は環境影響評価技術指針で「長期的に影響を把握する必要があると考えられる場合には、対象事業等に係る工事の完了から5年までの間の適切な期間を設定する。」と明記している。	事後調査については他事例などを参考にしつつ、専門家の意見も踏まえ3年程度としておりますが、準備書において、「工事中及び供用後の環境の状態を把握するための調査を実施し、当該事後調査結果に基づいて環境保全措置の効果も踏まえてその妥当性に関して検討し、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て、必要な措置(既存の措置の見直しや追加の措置等)を講じます。」と記載しており、必要に応じて調査期間が長くなることも想定しております。
381	工事が始まってから、ウミガメやクジラ、マゲシカなど、生態系に何らかの影響が出てくる可能性もあると思うが、調査はその都度もしくは継続的に行う予定はあるのか？無いならして欲しい。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。 その上で、本事業の環境影響評価に係る選定項目としたもののうち、環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態を把握するため事後調査を行うこととし、準備書においてお示ししました。
382	本準備書は、希少生物種について供用後の事後調査を3年間行なうと約するが、マゲシカの例で見られるとおり、生息環境との連関において中長期的な個体数動態パターンなどを示す種に対し、3年ではまったく不十分である。より長期の緻密かつ専門的な観察を要する種を同定した上、それらに関しては少なくとも10年にわたる事後調査を強く求める。	事後調査については他事例などを参考にしつつ、専門家の意見も踏まえ、3年程度としておりますが、準備書において、「工事中及び供用後の環境の状態を把握するための調査を実施し、当該事後調査結果に基づいて環境保全措置の効果も踏まえてその妥当性に関して検討し、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て、必要な措置(既存の措置の見直しや追加の措置等)を講じます。」と記載しており、必要に応じて調査期間が長くなることも想定しております。
383	事後調査も必要なものもあるかもしれないが、着工後に調査を継続してそれから対策を考えるでは遅い。環境影響評価の趣旨にも反する。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。 その上で、本事業の環境影響評価に係る選定項目としたもののうち、環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態を把握するため事後調査を行うこととし、準備書においてお示ししました。
384	時間や予算が限られた中での調査と評価ありがとうございます。 ご苦労が多いことと思いますが、貴重な生物種との共存のために、今後も引き続き調査を継続していただきたいと思っております。	馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしております。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。
その他		
385	「馬毛島基地(仮称)建設事業に係わる環境影響評価方法書」に対して2021年3月25日付で提出した意見書で「撤去可能な施設の建設を想定しているのか」について見解を求めたが、「事業者の見解」がない。	方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第4章 537番において事業者としての見解をお示ししました。

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
386	<p>方法書への「a)燃料施設…b)火薬庫」と、危険な施設が多い割に“防火、防災等に関しては、今後の詳細検討等の結果を踏まえつつ、消防法等の関係法令にのっとり、適切に計画します。” p13 とあるのは不十分である。使用する燃料の種類を明らかにし、流出場所ごとの対策を示す必要がある。また、燃料漏れが生じた場合の対策は必須である。</p> <p>さらに、防火用の泡消火剤には有害性が指摘されている有機フッ素化合物 (PFOS) が含まれているものがあり、2021年2月6日に航空自衛隊那覇基地から泡消火剤が流出した事故では、空自の当初の説明とは異なり、有機フッ素化合物 (PFOS) が244 ナノグラム検出され (政府の暫定目標値 50 ナノグラムの約5倍)、防衛省は交換済みが約2万リットル、未交換は約1600リットルと国会答弁をしている (2021年3月21日赤旗)。こうしたことが無いよう、消火剤の成分も公表すべきである。」との意見に対し“燃料施設等には消火設備を整備します。また、地上式燃料タンクの周辺には防油堤を設置します。いずれにしましても、防火、防災等に関しては、消防法等の関係法令に則り、適切に計画します” p471 とあるが、準備書では“防火、防災等に関しては、消防法等の関係法令にのっとり、適切に計画します。” p13 と方法書の文書の“今後の詳細検討等の結果を踏まえつつ、”を削除しただけであり不十分である。使用する燃料の種類、流出場所ごとの対策を明記すべきである。また、燃料漏れが生じた場合の防災対策・防災計画は追加すべきである。</p> <p>さらに、防火用の泡消火剤には有害性が指摘されている有機フッ素化合物 (PFOS) が含まれて、2021年2月6日に航空自衛隊那覇基地から泡消火剤が流出した事故では、防衛省は交換済みが約2万リットル、未交換は約1600リットルと国会答弁をしている (2021年3月21日赤旗)。こうしたことが無いよう、消火剤の成分も公表すべきである。“「防衛省における PFOS 処理実行計画」に基づき、PFOS 含有消火剤等の交換及び処分を進めています。…航空自衛隊馬毛島基地 (仮称) において使用する消火剤についても、関係法令や各種計画を踏まえ、適切に管理していくこととしています。” p471 とどの様な成分の消火剤に交換しているかも曖昧にせず明記すべきである。</p>	<p>燃料施設等には消火設備を設置します。また、地上式燃料タンクの周辺には防油堤を設置します。いずれにしましても、防火、防災等に関しては、消防法等の関係法令に則り、適切に計画します。</p> <p>防衛省・自衛隊は、令和2年2月に策定した「防衛省における PFOS 処理実行計画」に基づき PFOS 含有消火剤等の交換及び処分を進めています。馬毛島基地 (仮称) において使用する消火剤についても、関係法令や各種計画を踏まえ、適切に管理していくこととしています。</p>
387	<p>2.2.5 対象事業に係る飛行場の使用を予定する航空機の種類及び数 p14 で“ただし、上記以外の装備品を使用する可能性があります。”とあるが、“上記以外の装備品”とはどのような意味か、自衛隊用語なら、他の部分で使用し常識的な航空機と表記すべきである。</p>	<p>現時点で馬毛島で実施することが想定されている訓練で使用する主要な機種を記載した上で、異なる機種により訓練が実施される場合もあることをお示したものです。</p>
388	<p>不整地着陸訓練・年間10、離着水訓練及び救難訓練・年間20～50、ヘリコプター等からの展開訓練・年間3、4日、空挺降投下訓練・年間3、4日、災害対処訓練・年間3日について、それぞれについて“※航空機騒音の小さい訓練です。”と注があるが、意味のない文章であり、削除すべきである。せいぜい、年間の訓練日数が少ないというだけであり、騒音が小さい訓練と断定する理由さえ記載していない。</p>	<p>各種訓練に係る航空機騒音について皆様にイメージいただけるよう、航空機騒音の予測及び評価を踏まえて比較的騒音の影響が小さいと考えられるものについて、その旨を付記したものです。</p> <p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
389	<p>不整地着陸訓練・年間10日は“航空機が未舗装の滑走路に着陸する訓練” p18 とあるが、“未舗装の滑走路”という表現はおかしい。2.2.3 対象事業の規模で“滑走路の構造はコンクリート舗装を行う計画です。” p8 とあることと矛盾する。図-2.2.3 施設全体配置図 p9 で、主滑走路と並行して西側に不整地着陸訓練施設と F-35B 模擬艦艇発着艦訓練施設と2本が滑走路と区別して記載してあるので、“未舗装の滑走路”ではなく“未舗装の不整地着陸訓練施設”とすべきである。</p>	<p>特定の施設ではなく、一般的に航空機が離発着する場所を滑走路と表現したものです。</p>
390	<p>方法書への「“自衛隊の運用…航空機を使用した訓練については、連続離着陸訓練、模擬艦艇発着艦訓練、不整地着陸訓練、機動展開訓練、離着水訓練、救難訓練、ヘリコプター等からの展開訓練、空挺降投下訓練、災害対処訓練等を実施することを想定しています”と、考えられる全ての訓練を実施する予定のようであるが“本飛行場の使用頻度、航空機の離着陸における飛行経路及び実施される訓練の内容等の具体的な運用については、今後決定することになります。” p14 と具体的な運用は未定なので、訓練回数・日数・時間帯、訓練場所など、航空機使用以外の訓練の有無など方法書について記載されていないため、どの様な項目の調査、予測、評価が必要かについて意見も出せない。」との意見に対し“航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。” p470 とあるが、準備書の段階で訓練内容を示されても、どの様な調査・予測・評価手法がいいかの判断もできない。方法書でのこうした扱いは法違反に近い。</p> <p>準備書に示すことは当然のことである。問題は方法書段階でこうした情報がなかったため、調査・予測・評価方法に対する意見が出せなかったことである。関係者として正式に意見を出せるのは、この準備書に対してだけとなる。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
391	<p>方法書への「“馬毛島の陸域及び周辺海域において実施される訓練…現時点においては、馬毛島の陸域において実施される可能性のある訓練として、空挺降投下訓練、災害対処訓練、PAC-3 機動展開訓練等を、周辺海域を含めた訓練としては、エアクッション艇操縦訓練、離着水訓練、救難訓練、水陸両用訓練、救命生存訓練等を実施することを想定しています。” p17 と少し具体的にあるが、周辺海域を含めた訓練は、エアクッション艇操縦や水陸両用訓練などは、馬毛島の海岸の自然破壊、ウミガメの産卵上陸、オカヤドカリなど動植物の圧損・忌避を生み出すため禁止すべきである。」の意見は無視され、意見がなかったことになっているが正式に取り上げ、見解を示すべきである。</p> <p>なお、“ウミガメ類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。” p505 とあるが、準備書ではアカウミガメに関する環境保全措置は“・照明施設については、可能な限り砂浜や海面に向けた照射を避けます。” p1782 だけであり、言い訳として環境保全措置の1項目として“・航空機騒音については、自衛隊の航空訓練は、現時点において、夜間訓練を行う計画はありませんが、FCLP は基本的に5月、必要に応じてさらに8月に計10～20日間程度の夜間訓練(20時～3時)が予定されています。ウミガメの産卵期は4～9月(ピークは6～7月)であり、夜間訓練時に上陸した個体は忌避する可能性があります。産卵期4～9月のうちFCLPの訓練が行われる期間は計10～20日程度と限られていること、訓練時期は基本的には5月及び8月であり産卵ピークの6～7月ではないこと、他にも産卵場が存在することから、馬毛島及び種子島における産卵は保持されると考えられます。” p1782 と評価内容まで環境保全措置にしている。環境保全措置がさも多くあるかのような誤解を与えるものであり、修正すべきである。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第4章 213 番において事業者としての見解をお示しました。</p> <p>ウミガメ類への影響についても、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
392	<p>いくつかの内容に環境保全措置の記述があります。しかし具体的な措置内容が記載されていません。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
393	<p>人や機械が自然への影響を与える。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
394	<p>方法書への「“調査対象地域周辺には、大型魚礁が設置事業で5施設、人工礁漁場造成事業で1施設、漁場機能高度化事業で2施設、広域漁場整備事業で5施設、広域漁場整備事業(増殖場)で3施設の計16施設分布しています。” p355 とあり、馬毛島と種子島間の海域に多くの魚礁が設置されている。こうした魚礁へ寄り付く魚類が忌避行動を起こすような軍事基地の建設計画は撤回すべきである。」は無視され、意見がなかったことになっているが正式に取り上げ、見解を示すべきである。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第4章391番において事業者としての見解をお示しました。</p>
395	<p>第4章方法書に対する意見及び事業者の見解(p465～p564)は、ほとんどが「～について…準備書においてお示しました。」だけであるが、内容はないため、準備書のどこに、どう書いてあるのかを確認しなければならない。このような見解では意味がない。意見提出者が最初に見るのはこの見解であり、そこに意見への見解を「どの様を考え、どうすることにした。」と丁寧に記載すべきである。第4章の追加修正を求める。そもそも準備書に示すことは当然のことである。問題は方法書段階でこうした情報がなかったため、調査・予測・評価方法に対する意見が出せなかったことである。関係者として正式に意見を出せるのは、この準備書に対してだけとなる。</p>	<p>馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
396	<p>第4章方法書に対する意見及び事業者の見解は、意見が取り上げられていないものがある。これは番号427「(意見)～いくつかの質問をくくってまとめた質問・意見に答える形は、脚色や忖意がはいる可能性があり、自分の質問・意見への答えがよく分からなくなる弊害が生じ、公平性を欠くことに繋がるので、そのようなやり方は避けてもらいたい。そのようなことのないように、改善を求めたい。」との意見に対し、“環境影響評価法に基づき、本準備書において、一つ一つの御意見に対応する形で見解を記載しています。” p533にも反する。第4章の追加修正を求める。</p>	<p>方法書に対して頂いた御意見については、環境影響評価法に基づき、準備書において、一つ一つの御意見についての事業者の見解を記載しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
397	<p>方法書では、図-2.2.2 滑走路計画図 p8 がなく、図-2.2.1(3)対象事業実施区域（詳細図：空中写真）p7 から滑走路の長さを読み取り、滑走路長さが約 2.8km のため、第 1 種事業として、方法書への意見として「第 2 種事業ではなく、第 1 種事業として環境影響評価すべき」、「配慮書の手続きのない方法書は環境影響評価法違反である」、「第 2 種事業だとしても国として見本を示すべき」と指摘したが、実は、図-2.2.2 滑走路計画図に準備書段階で追加された数値として主滑走路は 2.45km、オーバーラン 0.3km が両側にあり、計 3.05km であることが明らかとなった (p8)。</p> <p>このため、なかったことにされた方法書への意見「第 2 種事業だとしても法手続きは行ったのか『環境影響評価法第 4 条…、第 2 項「…第 2 種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に届出に係る書面の写しを送付し、30 日以上を指定してこの法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続きが行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。」の手続きは行われたのかについても疑念が残る。少なくとも、今回の方法書には、そうした手続きを遂行し、鹿児島県知事からの意見、理由を求めた結果がどうだったか、配慮書を省略し、方法書から手続きを開始する旨の了解が得られたのか記載がない。」を正式に取り上げ、鹿児島県知事との事実関係を調べ方法書を修正追加し、もしその手続きをしていなければ、その手続きからやり直すべきである。</p> <p>九州防衛局の WEB では、令和 2 年 12 月 14 日熊本防衛支局「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価手続きに関する鹿児島県との事前相談について」（2022.4.27 現在抹消された）で“本日、環境影響評価法に基づく第 2 種事業として、馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価手続きに関する鹿児島県との事前相談を開始したことをお知らせいたします。”ことだけはわかるが、事前相談の結果どうなったのか、正式な回答書面を添付し、その意見及びその理由はどうだったかが周知されていない。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第 4 章 321 において事業者としての見解をお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
398	<p>方法書への「“対象事業実施区域の内外に外周道路を整備する計画ですが、当該外周道路は、島内の警備や崖崩れ等の保守点検など、島内の大規模な国有地を良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理することを目的としており、本事業と目的を異にし、かつ、構想及び決定の時期も異なることから、本事業の対象としていません。” p3 とあるが、…道路規模（車線数、延長距離）、事業者、供用時期、などの基礎資料を示すとともに、事業実施区域の内側に入り込む道路の管理、責任体制を示すべきである。</p> <p>また、…アセス対象外と称している外周道路の大部分がこの構内道路等に該当し、東側の飛行場支援施設（隊舎等）から北へ滑走路沿い、南へ係留施設等、燃料施設を結び、西側の訓練施設の外周沿いに計画されており、工事はもちろん、供用後の自衛隊や米軍が使用することは明らかである。このため、土地の改変による動植物への影響が考えられるため、少なくとも事業実施区域内の構内道路（外周道路）の位置を施設配置図 p9 に示すとともに、環境影響評価対象として調査、予測、評価すべきである。…」との意見に対し、“管理用道路については、飛行場等設置の有無にかかわらず、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりませんが、環境影響評価手続とは別に、管理用道路の整備が馬毛島の自然環境等に与える影響について検討することとしています。今後、その結果を踏まえ、環境に配慮しながら、工事を進めてまいります。” p467 とあるが、2.2.2 対象事業実施区域の位置 p3 に、飛行場施設、飛行場関連施設、港湾施設を設置する計画を記載した後に、外周道路の性格が方法書から追加されたことだけはそれなりに評価できるが、事業目的が違って、構想の時期が違って、外周道路は事業区域内にあり、事業区域外も工事、供用時に使用するため“本事業における環境影響評価の対象”とすべきである。</p> <p>環境影響評価の対象としないのであれば、“別に、管理用道路の整備が馬毛島の自然環境等に与える影響について検討する”こととは、誰が、いつ、どのような制度で行うのかを明記すべきである。</p>	<p>環境影響評価法第 2 条第 1 項において、「環境影響評価」とは、「事業」の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価等を行うものとされており、ここでいう「事業」とは、「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更」等をいうものとされています。そして、本事業は、我が国の安全保障の観点から、自衛隊施設として飛行場等を整備し、併せて恒久的な米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）施設として使用させる目的で実施する施設整備事業であるのに対し、管理用道路の工事は、防衛省が所有する馬毛島の広大な土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するという国有財産の維持・管理等を目的として実施する事業です。このように、管理用道路の工事は、馬毛島基地（仮称）建設事業とは目的を異にするなど、両者は別の「事業」であり、また、管理用道路の工事は、法の「対象事業」にも当たらないため、馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価の対象としていません。</p> <p>もともと、管理用道路工事においても、自然環境の保全について適正に配慮して工事を進めてまいります。その際に自主的に講じる環境保全措置については、防衛省のホームページにおいて公表しています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
399	<p>方法書への「鹿児島県西之表市の八板俊輔市長は 2021 年 2 月 2 日、岸信夫防衛相宛てに、同市の馬毛島で進む自衛隊基地建設計画の中止を求める要請書を郵送した。…。また、馬毛島…の漁師 17 人が 11 日、防衛省が同島周辺で実施する海上ボーリング調査の差し止めを求め東京地裁に仮処分を申し立てた。申立書では、調査により広範囲で漁業ができなくなる上、ボーリング工事の足場建設や岩礁破砕によって漁場が荒らされると主張。環境省も同島沿岸の海域を生物多様性の観点上、重要性が高いとみなしており、環境面でも問題があるとしている。…このように、地元市長、地元漁民が反対している計画は撤回すべきである。」との意見に対し“防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。” p517、“馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。” p530 と、教科書的な言葉だけであるが、見解では地元漁民の反対が全く紹介されていない。漁民に対する姿勢を示すべきである。また、「環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。」では、どのような措置を取るのかわからない。準備書としては不十分である。このような記述ですまされるのであれば、「全て環境保全が図られるよう措置します」と記載するだけで環境影響評価が終わってしまうことになる。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。また、準備書は、方法書についての鹿児島県知事の意見を勘案するとともに、その他提出頂いた御意見に配慮して作成しました。</p>
400	<p>方法書への「訓練の激化で、10 km離れた 1 市 2 町の種子島全体にも生活環境悪化がおよび、観光業が成り立たなくなり、漁場が失われ、漁民が生活の糧を失う。このような事業は撤回すべきである。」の意見は無視され、意見がなかったことになっているが正式に取り上げ、見解を示すべきである。</p> <p>漁業、観光業については現地調査だけはそれなりに行われたが、直接的な予測・評価はされていないし、漁業資源に対する工事、訓練による影響も予測・評価されていない。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第4章333番において事業者としての見解をお示ししました。環境影響評価は、事業の実施に当たり、環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を評価するものです。本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行いました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
401	<p>方法書への「“表-4. 1. 4 環境影響評価の項目の選定…注7：表中の「○*」は、今後決定される訓練の内容を踏まえて、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を検討します。” p405 として、陸域動物、陸域植物、陸域生態系だけは、施設の供用の予測手法等は記載していないが、訓練の内容はどんどん変化し、いつまでたっても予測さえできないことになる。大気や騒音のように、大きな影響のあるものも最悪の状態である一定の想定のもとに施設供用について予測するのだから、陸域動植物についても、同様に予測手法等を明記すべきである。</p> <p>施設を設置するのは日本政府（防衛施設庁）、施設を管理し運営するのは在日米軍。しかし、日米地位協定第3条は「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」とされている。設置者がこの環境影響評価でどれだけ様々な対策を講ずると約束しても、利用する米軍はそうした約束を破って好きなことができる仕組みになっている。」との意見に対し“訓練回数等については、準備書第2章にお示ししました。” p465 とあるが、準備書で方法書から変わったのは、陸域動物、陸域植物、陸域生態系の調査の手法で“〔存在・供用時〕：・飛行場及びその施設の存在、・航空機の運航、・飛行場の施設の供用”と、意見に従い、飛行場の施設の供用が追加されたことである p625 等。つまり、訓練内容を決定した？ので、陸域動物、陸域植物、陸域生態系で、施設の供用の予測手法等を記載したとすべきである。</p>	<p>現時点で想定される訓練内容に基づき、陸域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
402	<p>方法書への「“自衛隊機…現時点では、F-15…等の自衛隊機を主に使用することを想定しています。…また、本飛行場における FCLP に伴い、F/A-18、E/A-18、E-2、C-2 等の米軍機を主に使用することを想定” p7 とあるが、方法書である以上、機種ごとに、その飛行経路・高度、飛行時間帯、飛行回数、その主要な騒音、排ガスの原単位を事業内容で示すべきである。施設の維持管理だけは“現時点においては、馬毛島において約 150～200 名程度が施設の管理・運営のため恒常的に勤務し、…併せて、本施設については、米軍による恒久的な FCLP 施設として活用されます。…” p8 とあるが、肝心の空港施設の使用計画、騒音、排ガス原単位がないようでは方法書とは言えない。”との意見に対し“飛行経路等については、準備書第6章にお示ししました。” p470 はとあるが、準備書に示すことは当然のことであるが、問題は方法書段階でこうした情報がなかったため、調査・予測・評価方法に対する意見が出せなかったことである。関係者として正式に意見を出せるのは、この準備書に対してだけとなる。</p>	<p>馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
403	<p>飛行場及びその施設の概要で、“本施設における自衛隊の運用については、現時点においては、馬毛島において約150～200名が施設の管理・運営のため恒常的に勤務し、訓練実施の際には必要な要員が滞在することを想定” p8 と方法書 p8 と同じ内容が繰り返されているが、このような大量な人員は必要がない。</p> <p>“飛行場支援施設…基地の運用支援に必要となる施設（運用支援施設）…を設置します。また、隊員の宿泊等のための施設（宿舎支援施設）として、隊舎、食堂、浴場、厚生施設（医務室、多目的スペース等）、体育館（プールを含む）、運動場、構内道路等を設置します。” p12 とあるが、飛行場支援施設としては、贅沢すぎる施設であり、プールなどはもってのほかである。米軍による FCLP（空母艦載機着陸訓練）に「思いやり予算」の名を借りて、自衛隊施設の整備に莫大な税金を使うのはやめるべきである。施設規模を縮小し環境影響評価をやり直すべきである。</p> <p>また、この部分を拡充し“訓練実施の際には必要な要員が滞在”の具体的人員数を明らかにすべきである。</p>	<p>馬毛島において恒常的に勤務する自衛官の人員数は、施設の管理・運営のために必要となる人員数を想定してお示したものです。また、必要な施設については訓練や隊員の体力錬成の必要性を勘案して決定しています。</p> <p>なお、訓練実施の際に必要な要員は、訓練の内容によって異なります。</p>
404	<p>方法書への「“飛行場支援施設…飛行場の運用を支援するための施設として、管制塔、消防車庫、庁舎、隊舎、倉庫、厚生施設（食堂、浴場、医務室、多目的スペース等）、体育館（プールを含む）、運動場、構内道路等を設置します。” p12 とあるが、“馬毛島において自衛隊施設を整備し、併せて、その施設を米軍による FCLP のための施設として活用することを目的” p3 としているが、飛行場支援施設としては、贅沢すぎる施設であり、プールなどはもってのほかである。米軍による FCLP（空母艦載機着陸訓練）に「思いやり予算」の名を借りて、自衛隊施設の整備に莫大な税金を使うのはやめるべきである。」の意見は無視され、意見がなかったことになっているが正式に取り上げ、見解を示すべきである。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第4章542番において事業者としての見解をお示しました。</p>
405	<p>方法書への「“FCLP が実施される春季分の馬毛島周辺の…風向きは、…南南東より着陸…割合が約 47%、…北北西より着陸する…割合が約 40%” p16 とあり、計器飛行方式…では、種子島に近接することになる。</p> <p>こうした例を他の米軍基地の飛行経路、騒音実績を示すべきである。</p> <p>なお、パンフレット「馬毛島における施設整備防衛省・自衛隊」（発行年月未記載、2020年8月…）では、岩国…、厚木飛行場の騒音の例が等値線図として、馬毛島に置き換えてあるが、住宅防音助成をする 75WECPNL は…種子島には届かないということを説明しているだけで、それ以上の衝撃音があることを隠している。また、現在の空母艦載機の拠点の岩国飛行場の飛行コースは…滑走路に沿ったものではなく、訓練ということもあって、四方八方に広がっている。このような位置に、軍用飛行場建設はやめるべきである。」の意見は無視され、意見がなかったことになっているが正式に取り上げ、見解を示すべきである。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第4章24番において事業者としての見解をお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
406	<p>方法書への「“対象事業実施区域及びその周囲の概況については、既存の資料及び概況調査により把握しました。調査対象地域は、本事業により環境影響を受ける範囲を考慮して、図-3に示す西表市、中種子町、南種子町としました。” p21とあるが、近接する種子島の1市2町だけでは不十分である。特に飛行場という特殊性から、自然豊かなこの地域に、騒音と排ガスを広範囲にまき散らすため、調査対象地域としては、馬毛島から20km圏の屋久島と南大隅町を含むべきである。現に、騒音の現地調査は、“…屋久島町、南大隅町にも自主的な調査地点を設けます。” p423と明言している。」との意見に対し“屋久島町や南大隅町については、馬毛島から30km以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えておりますが、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書第6章にお示ししました。” p474とあるが、騒音に限定した見解も同じ見解である。しかし、調査対象地域にするということは、調査・予測・評価をすることであるため、とりあえず現地調査をしたと言うだけでは不十分である。</p>	<p>屋久島町や南大隅町については、馬毛島から30km以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えておりますが、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書においてお示ししました。</p>
407	<p>方法書への「“対象事業実施区域及びその周囲の概況については、既存の資料及び概況調査により把握しました。” p59とあるが、概況調査の説明は“2)概況調査…対象事業実施区域がある馬毛島における動植物の生態情報に係る既往知見が少ないことから、既往知見から注目される種を対象に、馬毛島の陸域及び周辺海域において概況調査を実施しました。調査の実施内容…陸域では哺乳類のうち「馬毛島のニホンジカ」（以下、「シカ」）、哺乳類（シカ以外）の重要な種、鳥類の重要な種…オカヤドカリ類、植物の重要な種、ウミガメ類、海域ではサンゴ類・藻場の分布状況及び構成種について調査しました。” p223とあり、これは環境影響評価法で禁止されている事前調査に該当する。</p> <p>環境影響評価法第31条（対象事業の実施の制限）「事業者は、第27条の規定による（評価書の）公告を行うまでは、対象事業を実施してはならない。」（現地調査も当然、対象事業の実施に該当する）とされており、「概況調査」は環境影響評価法違反である。</p> <p>しかも調査方法はほとんどが目視観察、現場踏査であり、調査業者名もなく、調査期間は2019年2月、3月、2020年6月に全項目を実施しており p224、信頼に値するものではない。」との意見に対し、“環境影響評価法上、方法書手続の完了前から必要な調査を行うことは制限されていません。方法書手続の完了前から「環境現況調査」を行うことにより、方法書における環境影響評価の項目及び手法の妥当性について、より客観的根拠を示すことができるとともに、調査の結果を方法書段階の検討等に活用できる等、環境配慮の充実化に資するものであると考えています。” p476とあるが、事業者の勝手な言い分である。方法書への意見も勘案し、調査方法が確定してから行うべき調査を、事業者は既に行っており、何のための方法書かと問われることになる。方法書段階では、文献調査で十分である。</p> <p>事前調査について、環境影響評価法を所管する環境省の見解を確認し記載すべきである。</p>	<p>環境影響評価法上、方法書手続の完了前から必要な調査を行うことは制限されていません。方法書手続の完了前から「環境現況調査」を行うことにより、方法書における環境影響評価の項目及び手法の妥当性について、より客観的根拠を示すことができるとともに、調査の結果を方法書段階の検討等に活用できる等、環境配慮の充実化に資するものであると考えています。</p> <p>その上で、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
408	<p>方法書への「“一般環境中の放射性物質の状況…空間放射線測定局の西之表局の1地点において、空間放射線量率の調査が実施されています。…平成24年度から平成28年度にかけては、28～85nGy/hを示しています。”p260とあるが、重要な調査であり、馬毛島でも調査が必要である。核弾頭搬入、貯蔵の放射能漏れ、事故による放射能放出のおそれがあり、そうした事故がない時の事前調査が必要である。」との意見に対し“我が国は非核三原則を守るとの基本方針を堅持しており、我が国の意思に反して核兵器が持ち込まれることはありません。”p482と核兵器に限定した空想的見解であるが、ともかく馬毛島での放射性物質の現地調査は実施しないという結論である。しかし、原子力艦船の寄港、核廃棄物の搬出入なども考えられるため、放射性物質の現地調査をすべきである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設については、我が国の南西地域における防衛態勢の充実の観点から、陸海空自衛隊の訓練施設、大規模災害等における後方支援施設及びFCLPの施設として活用することとしており、原子力艦船の寄港や核廃棄物の搬出入は想定されていません。</p>
409	<p>方法書への「“令和元年の人口は、西之表市で14,980人、中種子町で7,702人、南種子町で5,499人であり、平成27年からの5年間では減少傾向にあります。”p262とあるが、鹿児島県西之表市馬毛島の人口を個別に調査し、人口減の経緯を明らかにすべきである。」との意見に対し馬毛島の過去の人口の推移については、環境影響評価の対象とならないことから、調査していません。なお、人口に係る情報については、準備書第3章に一部記載しました。”p477とあるが、“過去の人口の推移については、環境影響評価の対象とならない”という断定の根拠はなにか示すべきである。また、“なお、人口に係る情報については、準備書第3章に一部記載しました。”というが、これは方法書の(1)人口と全く同じ文章で“西之表市で14,980人、中種子町で7,702人、南種子町で5,499人であり、平成27年からの5年間では減少傾向にあります。”方法書p262・準備書p321であり、この文章では意味がないから馬毛島としての人口推移を調べる必要があると指摘したのである。</p>	<p>環境影響評価の項目の選定は主務省令に基づいています。</p>
410	<p>方法書への「“調査対象地域周辺海域においては、一本釣り、延縄、刺網の漁業が行われており、種子島の北及び南の沖合では、まき網の漁業が行われています。…港湾は20施設指定され…馬毛島には3箇所の地方港湾があります。漁港は19施設指定され…馬毛島には2箇所の漁港があります。”p285と、馬毛島周辺は豊富な漁業資源がある。このことをさらに明確にするため、漁業権、漁港、漁礁の状況だけでなく、産業別事業所数及び従業者数…小規模な業態であることを明記し、漁獲量の推移を魚種別に調査し、記載する必要がある。」との意見に対し“西之表市、中種子町、南種子町の水揚高等の情報については、準備書第3章にお示ししました。”p477とあるが、人口推移と同じ様に方法書と準備書は基本的に同文である。せいぜい3)漁獲高の状況p346が方法書に追加され、西之表市、中種子、南種子の魚種別漁獲高が示してあるだけである。西之表市の総量ではなく、西之表市(馬毛島)の馬毛島岬、玉籠、椎之木の漁獲高を示すべきである。公害の防止に関する法令等にも続く規制基準p397や自然環境法令等による指定状況p422などでは西之表市(馬毛島)と西之表市(種子島)と区別して表現している。これに従うべきである。いかにも意見に対応したかのような見解は許されない。馬毛島に巨大な港湾施設を建設する計画であることから、馬毛島の漁業が小規模な業態であること、馬毛島での漁獲量を追記すべきである。</p>	<p>対象事業実施区域並びにその周囲における自然的状況及び社会的状況については、主務省令第四条に基づき調査しています。西之表市、中種子町及び南種子町の水揚高等の情報については、準備書第3章にお示ししました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
411	<p>温室効果ガスと人と自然との触れ合いの活動については、「評価の手法」について触れていないため、環境影響評価法第14条（準備書の作成）第1項第5号の「環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を「記載した環境影響評価準備書を作成しなければならない。」に違反している。</p> <p>大気、水質、騒音は環境基準、周波音は環境基準等の規制値がないための調査研究等の閾値、陸域・海域の動物・植物・生態系は鹿児島県環境基本計画における基本目標、鹿児島県自然環境保全基本方針における事前評価の実施、景観は鹿児島県景観条例（良好な景観の形成に自ら努める）、廃棄物（工事中・供用）は鹿児島県廃棄物処理計画、鹿児島県環境基本計画における建設廃棄物を評価基準としている（第9章総合評価 p2255～p2332）。温室効果ガスについては「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」の2030年度CO2排出量目標値で評価できるはずであり、人と自然との触れ合いの活動についても、低周波音のように何らかの調査研究等を活用して環境影響評価法第14条に違反しないようにすべきである。</p>	<p>温室効果ガス及び人と自然との触れ合いの活動については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
412	<p>説明会では、医師の方から緊急ヘリと訓練との関係に対する疑問が出されましたが、納得できる説明はありませんでした。緊急ヘリは時間を選びません。訓練の最中（特にFCLP訓練）に緊急ヘリが出動するときに、ヘリのコースが変更させられることは、まさに人命軽視であり本末転倒です。この場合どうするのか、明確に示す必要があるのではないのでしょうか。ドクターヘリや高速船を使った傷病者の本土への搬送時間は、離島に暮らす人々の人命救助に係る問題です。また、種子島、内之浦でのロケット打ち上げへの影響も考慮されていません。</p>	<p>お尋ねのような状況においては、個別具体的な事情を踏まえ、緊急ヘリ等が円滑に飛行することができるよう適切に対応してまいります。</p> <p>また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）や自衛隊の訓練に際しては、人工衛星等の打ち上げに影響を与えないよう実施する考えです。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
413	<p>自衛隊機と米軍機の飛行経路が示され、これをもとに航空機騒音と低周波音の調査・予測・評価がなされているが、普天間基地での米軍機の飛行に見られるように、実際にはあらかじめ設定された飛行経路から大きく逸脱する飛行経路をとることが少なくない。</p> <p>方法書に対する意見として、現在 FCLP 訓練が実施されている硫黄島での現地調査を実施し、このような設定経路からの逸脱がもたらす環境影響を調査・予測・評価すべきであると指摘した。</p> <p>鹿児島県知事も方法書に対して、「航空機騒音及び低周波音の調査及び予測手法について、（中略）硫黄島や各基地における類似事例から算出する方法の追加を検討の上、その結果を準備書に記載すること」と同様の意見を述べている（準備書第 4 章方法書に対する意見及び事業者の見解 4.2 知事意見及び事業者の見解 18 番（4-94 頁）参照）。</p> <p>しかし事業者は、この知事意見には「硫黄島や各基地における類似事例から算出する方法については、当該方法により航空機騒音を予測する確立した手法がない」と回答している。</p> <p>準備書第 4 章方法書に対する意見及び事業者の見解 4.1 住民等意見の概要及び事業者の見解に掲載された意見 85 番、173 番、175 番、180 番にも同様の意見が述べられている。</p> <p>このうち意見 175 番は、次のように具体的に述べている。</p> <p>1 現在、硫黄島で行われている FCLP の時に、周辺の海上に測定船を配置し、風向き、飛行場からの距離に応じて実測し、その結果を基にシミュレーションをしてはどうか。その結果を公開してもらえば、それぞれ住んでいるところで受ける騒音の実際が分かると思う。</p> <p>これに対する事業者の見解は、次に示すように全く誠意のない肩透かしの回答であった。</p> <p>1 航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>また質問 180 番は次のように述べている。</p> <p>1 現在、硫黄島で行われている FCLP の時のデータ公開を望む。1 機だけの騒音ではないはず。何機か空で待機していると思う。そのすべての機の音に加え、FCLP 機の音が同時にする訳であり、その騒音計測データを知りたい。</p> <p>これに対する事業者の見解は次の通りである。</p> <p>1 硫黄島における米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の航空機の騒音データは保有していません。また、騒音状況等は、環境によって変わるため、硫黄島において騒音測定等を実施し、これを用いて予測及び評価を行うことは適切ではないと考えています。</p> <p>以上に見るように事業者は、硫黄島は環境が異なるため、そこでの騒音データを馬毛島基地（仮称）での騒音予測に使用することは出来ないとしている。しかし、硫黄島の現状を調査し、それを参考データとして提供することは可能であり、意見 175 番、180 番が指摘するように有益な筈である。</p> <p>そこで、硫黄島の現状を調査し、参考データとして提供することを改めて求める。なお硫黄島の現状調査を行わない場合は、その調査が不可能である、不必要である、あるいは不適切であるとする論拠を示して頂きたい。</p>	<p>硫黄島における米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の航空機の騒音データは保有していません。また、騒音状況等は環境によって変わります。航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
414	<p>第4章方法書に対する意見及び事業者の見解は、意見が取り上げられていないものがある。これは方法書への意見「～いくつかの質問をくくってまとめた質問・意見に答える形は、脚色や恣意がはいる可能性があり、自分の質問・意見への答えがよく分からなくなる弊害が生じ、公平性を欠くことに繋がるので、そのようなやり方は避けてもらいたい。」との意見に対し“一つ一つの御意見に対応する形で見解を記載しています。”にも反する。第4章の全面的な追加修正を求める。</p>	<p>方法書に対して頂いた御意見については、環境影響評価法に基づき、準備書において、一つ一つの御意見についての事業者の見解を記載しました。</p>
415	<p>環境影響評価法第4条第2項「…第2種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に届出に係る書面の写しを送付し…意見及びその理由を求めなければならない。」は行われたのか。今回の方法書には、そうした手続きにより鹿児島県知事から、配慮書を省略し方法書から手続きを開始する旨の了解が得られたのか記載がない。事実関係を調べ方法書を修正追加し、もしその手続きをしていなければ、その手続きからやり直すべきである。</p> <p>九州防衛局のWEBでは、令和2年12月14日熊本防衛支局が“本日、環境影響評価法に基づく第2種事業として…鹿児島県との事前相談を開始したことをお知らせいたします。”ことだけはわかるが、事前相談の結果どうなったのか、正式な回答書面を添付すべきである。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第4章321番において事業者としての見解をお示しました。</p>
416	<p>『砲撃音等騒音状況について』で防音助成のという不可思議な単位を用いているが、基本はC特性で、衝撃性による補正12dB、低周波影響による補正6dBを加える。というので、馬毛島アセスの航空機騒音の衝撃音、低周波音の評価にも使えるので、万が一馬毛島が軍事基地化されたとしても、防衛省が公式に演習の砲撃音の防音助成制度に用いているLcdenを、航空機騒音を採用すべきである。</p> <p>この準備書では、馬毛島が中心となるため、人がいないことを前提に、マゲシカ、シロチドリなどの陸域動物、ウミガメ類、サンゴなどの海域動物への影響だけを予測・評価しているが、種子島での人間への影響を予測・評価すべきである。そのために騒音レベル最大値(A特性)を資料編で予測するだけでなく、本編に移動し、Lcden(C特性最大値)を予測し、評価も行うべきである。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
417	<p>資料編の最大騒音レベル予測は、種子島西海岸は70dB、種子島中央は60dBが図示されている。これを防音助成のLcdenと比較するとA特性をC特性にするために通常は+5～10dB、衝撃性補正で+12dB、低周波補正で+6dBと、計23～28dBをプラスすると、種子島中央の60dB(A)は83～88dB(C)となり、全て防音助成対象の81dB(Lcden)を超える。</p> <p>航空機最大騒音(Lcden)で予測すると、砲撃音の防音助成対象となる程ひどい騒音なので、環境基準を満たしているから何もしないという考えではなく、砲撃音と同じ基準で防音助成を環境保全措置として示すべきである。</p>	<p>騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定し、環境基本法をはじめとする関係法令に基づく予測手法により予測を行いました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
418	<p>準備書縦覧開始の2022年4月20日～意見書作成日5月13日11時まで、大気（粉じん）のp821～p832の12頁分が九州防衛局WEBでは、白紙しか読み出せなかった。</p> <p>5月13日20時に確認したところ、九州防衛局WEB新着情報に準備書修正（大気粉じん：工事中の予測手法、予測結果、評価のデータを入れた）があった。また、その前の4月28日にはシカの地点数修正、供用時の改変区域が50.8%・シカの生息範囲は49.2%、2分冊中の2の目次追加があった。こんなことでは、意見書締切の6月2日までに十分な分析ができない。縦覧の5月19日、意見書締切の6月2日を延長し、予測条件の不備なども解決した準備書修正版を示すべきである。</p>	<p>環境影響評価準備書の縦覧及び意見書の提出を含め、環境影響評価手続は環境影響評価法に基づいて進めています。</p>
419	<p>今回の基地建設は、建設ありきのデモフライトであったり、実際の状況は分からない中で環境影響評価すること自体が問題です。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
420	<p>工事に関する環境への影響ですが、1年間の調査で充分という判断はどのような根拠があるのでしょうか。</p> <p>短期間での現況調査で漁業への影響、動植物への影響、環境への影響の予測評価が可能なものなのでしょうか？おかしいです。きちんとした専門家も一緒に調査をやったのでしょうか？納得できません。もう一度、調査・予測・評価をやり直すべきです。</p>	<p>環境影響評価手続の開始前から概況調査を行うとともに、関係法令を踏まえ調査期間を設定し、専門家の助言を得て環境現況調査を行っています。</p>
421	<p>評価準備書に記載されている内容は多くの事柄を過小評価していると思われます。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
422	<p>都合の悪い予測結果には「予測には不確実性が残ります。」と書いているのではないか</p>	<p>予測及び評価における不確実性を検証するため、事後調査を行うこととしています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
423	<p>岳之腰をつぶしてしまつたら、馬毛島全体の水の流れや風の流れなど様々な環境・生態系に大きな影響をもたらすと考えられますが、そのような見地からの調査や予測や評価がないのはなぜでしょう？</p> <p>岳之腰のない馬毛島の姿は、馬毛島を愛する人びとの心に大きな喪失感を与えると考えられますが、「自然的な景観構成要素の消失の割合は0.02～0.43%にとどまります」などという評価の仕方は適切でしょうか？</p> <p>膨大な種・数の生物が生息環境を奪われることになりませんが、「残存する」というわずかな「草地」「樹林地」「湿地・河川等」「海岸植生」等で、はたしてどれだけの「個体群」が生きていけるのでしょうか？あまりにも十把一絡げな「評価」ではないでしょうか？</p> <p>「準備書」についておかしいと思うことをあげていけばきりはありませんが、島のほぼ全域と東側海域を軍事基地とする「馬毛島基地」計画と、「馬毛島」という環境・「馬毛島」という価値を守る・保全することは両立しえないことは、はじめから明らかなことです。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
424	<p>馬毛島への港湾建設がもたらす沿岸漁業への影響について、準備書は「港湾施設整備に当たっては、漁業への影響に配慮して海上工事を行います。港湾施設整備に伴い、漁業経営上被る損失については、適切に補償を行う考えです。」と回答しています。しかしながら、漁業者に対する「適切な補償」の具体的な内容についても明らかにされておらず、非常に不誠実な対応です。</p>	<p>港湾施設整備のための海上工事に伴い漁業への影響が一定程度見込まれることから、地元の方々が漁業経営上被る損失を適切に補償する必要があり、補償額を適切に算定するため、調査を実施しているところです。</p>
425	<p>訓練や工事の騒音による海の中への影響の事は調査されていないのでしょうか。</p> <p>基地はこれ以上必要でしょうか。</p> <p>訓練とはいえそれだけで収まる保証はどこにもないですし、その場所には物騒な出来事や報復などの恐怖はつきものです。</p> <p>どうかこれ以上美しい南の島が環境破壊されずにそのまま残されることを望みます。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
426	<p>準備書は、「海域生物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。」と回答するが、トビウオ、キビナゴ、アサヒガニ、ミズイカ(アオリイカ)、イセエビといった主要魚種についての記述が見あたらない。馬毛島沿岸の漁業の中で最重要とも言えるトコブシについても、「生物的基盤であるホンダワラ藻場分布域(被度5%以上)の7.0%が消失し、93.0%が残存します」と予測するだけで、それがトコブシについてどのように影響を及ぼすのか、調査、予測・評価はなされていない。しかも、沿岸漁業に対し、より直接的な影響をもたらす外周道路建設が漁業にもたらす影響には、目をつむったままである。</p> <p>したがって、「漁業にもたらす被害が適切に調査・予測・評価されている」などとは到底言えない。</p>	<p>海域動物については、環境現況調査や既存資料において確認された48種類の重要な種を対象として評価を行いました。これらの海域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>また、港湾施設整備のための海上工事に伴い漁業への影響が一定程度見込まれることから、地元の方々が漁業経営上被る損失を適切に補償する必要があり、補償額を適切に算定するため、調査を実施しているところです。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
427	<p>馬毛島のシンボルであり、貴重な戦争遺跡でもある岳之腰(標高71m)の保全方法については具体的に明らかにされるべきである。</p>	<p>基本的に、施設整備の範囲内に所在する建造物については、現在の場所から撤去することとしています。その具体的な取扱いについては、今後、関係自治体等とも相談してまいります。</p> <p>また、景観への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講じることとしており、準備書にお示ししました。</p>
428	<p>今回の事業は、馬毛島及び周辺の陸海域における人の生活・経済活動および動植物の生態系を著しく破壊・改変するものであり、工事そのものも工事中および工事後に生活環境・経済活動および自然生態系に不可逆的なダメージを与えます。</p> <p>また、すでに馬毛島の自然生態系は違法な改変により大きく破壊されており、比較すべきは、飛行場などが建設される前の本来の自然生態系を基本とするべきであり、その価値は相当高いものと思われまます。</p> <p>環境影響評価準備書では、今回の事業によってダメージを受ける自然生態系に関して「保全措置」を取るとしていますが、それによって守られる自然生態系の内容やレベルを示していません。「予測」は事業推進を前提とした言葉遊びに終始し、「不確実」とされるものに対しては「モニタリング」しか対応がありません。たとえば、保全措置によって何頭のマゲシカが生息可能となるのか、など具体的に何がどれだけ生き延びられるのか全体の自然生態系の変容を示すべきです。</p> <p>私は、本事業の環境に及ぼす弊害が多すぎることから事業を中止し、本来馬毛島が持つ他に代えがたい貴重な自然生態系を今以上に豊かにすることを求めます。</p> <p>また、完成後に行われる陸海空自衛隊の訓練、整備補給等の後方支援、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)などが生活や観光事業等に悪い影響を及ぼすこと、有事の際に軍事攻撃を受ける恐れが高まること、国際的な軍事緊張を高めることなどから馬毛島の軍事基地建設に強く反対します。</p>	<p>景観への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講じることとしており、準備書にお示ししました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
429	<p>漁業権の指定状況(337・338 ページ)についてのお尋ねです。</p> <p>「調査対象地域周辺海域の漁業権の指定状況を・・・示します」とありますが、今回のアセス事業実施区域は、馬毛島であり、種子島ではありません。</p> <p>したがってアセスに記載すべきは、漁場の位置：西之表市馬毛島地先である、漁業番号「熊共第2号」の記載のみとなるはずですが、ところが、表-3.2.5(1) 漁業権の指定状況(共同漁業権)には、馬毛島以外を漁場とする漁業権の指定状況を並列して記載しています。</p> <p>「参考として記載した」としても、あくまでもメインは、馬毛島地先の漁師となるはずですが。</p> <p>馬毛島地先の漁業者と、それ以外の漁業者を同列で記載しないほしいです。</p> <p>もし、種子島の漁業権を並列(同等の扱い)して記載する場合、その理由を教えてください。</p>	<p>調査対象地域は、本事業により環境影響を受ける範囲を考慮して、西之表市、中種子町及び南種子町としました。漁業権の指定状況は、調査対象地域周辺海域についてお示ししました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
430	<p>漁業権の指定状況（338 ページ）の「漁業の時期」についてのお尋ねです。</p> <p>持続可能な漁獲のため、とこぶしにおいては漁協で毎年漁期を設定していると聞いています。</p> <p>（馬毛島地先は6/1～8/12。）</p> <p>であれば、表-3.2.5（1）漁業権の指定状況（共同漁業権）の漁業の時期は、とこぶしについては、漁期の制限があるとの記載をすべきではないでしょうか。</p> <p>そう記載されない場合、理由を教えてください。</p>	<p>漁業権の指定状況に係る制限又は条件については、「漁業の免許内容等の事前決定（平成 25 年 5 月 31 日）」（鹿児島県公報平成 25 年 5 月 31 日（金）第 2910 号の 4 別冊）に基づいてお示しました。</p>
431	<p>漁業権の指定状況（338 ページ）の「制限または条件」についてのお尋ねです。</p> <p>馬毛島地先での漁業権は、3ヶ浦（湊泊、洲之崎、池田）の漁師のみに与えられているとの「制限」があると聞いています。</p> <p>当該の「制限または条件」に、その記載がないのはなぜですか。</p> <p>そう記載されない場合、理由を教えてください。</p>	<p>漁業権の指定状況に係る制限又は条件については、「漁業の免許内容等の事前決定（平成 25 年 5 月 31 日）」（鹿児島県公報平成 25 年 5 月 31 日（金）第 2910 号の 4 別冊）に基づいてお示しました。</p>
432	<p>ホームページリンク「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書」（※）についてのお尋ねです。</p> <p>※</p> <p>https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/kensetsu/kumamoto/oshirase/mage/jyunbisyo/jyunbisyo_index.htm</p> <p>約 3,000 ページにわたる本編を閲覧するにあたっては、181 項目の PDF 形式でダウンロードする必要があります。</p> <p>しかも、本編 3 章と 6 章に関しては、文字検索ができないため、1 枚ずつ資料を目で調べるか、OCR にかける必要があります。</p> <p>有料で高額な OCR にかけたとしても精度は完全ではありません。</p> <p>さらに、視覚障がいを持つ方はテキスト認識されない文字情報を、スクリーンリーダーでは聴き取ることができず、情報保障の観点、ユニバーサルデザインの観点から、このような情報提示の方法は大変に不適切で不親切か、何らかの意図を持ったものと考えます。</p> <p>そもそも一般常識的に、業者が客先にこのような成果物を出した場合、2 度と取引はないでしょう。ちなみに、前回（環境影響評価方法書）ではこのようなことはありませんでした。</p> <p>そこで質問です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、アセス準備書を 181 もの項目にリンク分けした理由を教えてください。 ・文字検索がかけられない状態で、WEB 公開した理由を教えてください。 ・業者から提示されたものをそのまま WEB 公開した場合、なぜ確認・修正依頼されなかったのか、教えてください。 	<p>準備書は環境影響評価法に基づき事業者のウェブサイトへ掲載しました。公表後の編集を防止するなど適切な方法でお示したものです。</p>
433	<p>本事業には、専門技術的な論点が多数あるので、環境影響評価の項目等の選定にあたり、環境影響評価法 11 条 2 項及び 3 項に基づき、事業者は、「必要があると認め」、主務大臣に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出をし、主務大臣は、あらかじめ、環境大臣の意見を聴くべきであったのに、これらをしていないのは、違法である。</p> <p>少なくとも、「必要があると認め」なかった理由を示すべきである。</p>	<p>馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
434	<p>馬毛島周辺における海上ボーリング調査においては、不必要な多数の警戒船の配備によって、漁業制限や漁場破壊が生じた。本事業においても同様に警戒船を配備すると思われるが、その環境影響評価について準備書に記載されておらず、違法である。</p> <p>少なくとも、警戒船のよう船契約は、漁協組合員に対する買取ともいえるので、その契約内容や条件の詳細を公開すべきである。</p>	<p>馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。</p>
435	<p>馬毛島周辺における海上ボーリング調査においては、濁りなどは発生していないと国は主張したが、訴訟等で証拠提出されたのは防衛省職員の陳述書のみで、写真付きの報告書などは提出されなかった。本事業においてもこのように客観的な報告書などを作成しない又は公開しないならば、環境影響評価の前提を欠くといえるので、違法である。</p>	<p>馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。</p>
436	<p>調査範囲が狭く、調査自体が杜撰。結果ありきの評価なのか。</p> <p>調査対象にされていない地域でも、環境に影響を及ぼす可能性が高い。</p> <p>馬毛島の周辺海域は、漁業が盛んで、種子島をはじめ周辺の島々には、多くの住民が暮らすほか、観光地として、日本中世界から、多くの人々が訪れる場所である。漁船、高速船、フェリーなど、不特定多数の人々が、馬毛島周辺の海域を常時利用し、重要な交通の拠点となっている。</p> <p>防衛省は馬毛島及びその周辺海域での騒音予想を明らかにしていないが、戦闘機の飛行コース直下、またはその周辺での、爆音、電波障害、戦闘機の排気による大気汚染、低周波などによって、人体や自然界に様々な影響を及ぼす可能性が専門家などからも指摘されているにも関わらず、それらについての評価がほとんどなされていないのはなぜか。これらの環境保全について、責任を持って調査検討し、必要な措置を具体的に提示すべきである。さらに、航空機が、鹿児島県本土大隅半島、屋久島、トカラ列島上空を飛行することへの影響が評価されていないのはなぜか。米軍の運用については飛行経路が確定していない、ということであれば、想定しうる飛行範囲全てにおいて、騒音、大気汚染、電波障害、低周波などの評価が必要なのではないか。これらの地域への影響は、馬毛島に基地を建設しなければ発生しない騒音によるもので、本環境アセスとは密接な関連性があり、その責任は大きい。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。調査対象地域は、本事業により環境影響を受ける範囲を考慮して、西之表市、中種子町及び南種子町としました。</p>
437	<p>港湾施設は飛行場の付帯施設としているが、工事の規模が大きく、海岸など自然環境を破壊し、周辺海域が汚染され、生態系への影響、漁業への影響が懸念される。トコブシ等の漁場や、景観などへの影響について、十分な評価がされていない。馬毛島の海岸では、多くの種子島住民が釣りや磯遊びなどを行っているという話を聞くが、なぜ準備書には誰も使っていないと断定しているのか。どのような調査をしたのか。</p>	<p>港湾施設の設置による環境への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。また、馬毛島の自然海岸での磯遊びや磯釣りについては、現地調査期間中には確認されませんでした。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
438	<p>生態系への影響評価が全体的に不十分。評価のやり直しをするべき。</p> <p>具体的な保全対策がどれも最低限のレベルしか示されず、多額の税金を使って大規模に行われる開発工事と、基地の運用に対して、国の財産である自然環境を保全する責任が感じられない。「国等の責務が明らかに」されていないこの準備書は、環境アセス法を遵守していないのではないのか。</p> <p>調査を請け負った事業者と国、防衛省とはどのような関係にあるのか。</p> <p>海域生物は一部が失われるとあるが、それがなぜ環境に影響しないという評価になるのか。ウミガメの産卵については、これまで鹿児島県の各所で、海岸開発や環境の変化によって産卵場が減少し続け、嘉徳海岸での護岸工事に関連する資材が設置されただけでも、産卵を諦めて帰るウミガメが確認されるなど、少しの変化でも産卵ができない状況が、調査すればすぐにわかる。他に生む場所があるから大丈夫、というような評価は、全く無責任な話で到底認められないが、これは環境アセスの慣例か何かなのか。</p>	<p>馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p> <p>事業者である熊本防衛支局として、環境影響評価法に基づき、準備書を取りまとめました。また、調査の委託先は適切な入札手続を経て、選定しました。</p> <p>ウミガメ類を含め、海域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
439	<p>保全対象種を移動させることが保全対策だと証明できるのか。沖縄をはじめ各地での事例を丁寧に調査するべき。島全体が鳥獣保護区であり、数年の現況調査が必要ではないか。回遊生物についての調査・予測・評価、と保全対策についての評価を明記すべき。植物の保全については具体的な対策は検討されているのか。記録保存とは保全ではないのではないのか。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。また、環境影響評価手続の開始前から概況調査を行うとともに、関係法令を踏まえ調査期間を設定し、環境現況調査を行っています。</p>
440	<p>畜産業や水産業をはじめ、第一次産業への影響に対する調査が不十分。家畜への影響を明記すべき。水産業では、キビナゴ、トコブシ、イカ、アオリイカ、イセエビ、サバ、トビウオ、アサヒガニなどの漁場だと認めながら、その一部の種の調査・予測・評価、対策が示されていない。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
441	<p>環境保全措置として、“安全な場所に移動”という言葉がたくさん使われていましたが、これまでの基地計画や建築工事などで同様の措置を取った場合の結果についての報告が含まれていないことが気になりました。過去の成功例やその取り組みの具体例などが存在するのであれば、ぜひ教えていただきたいと思います。これらの評価にはある一定の期間が必要で、すぐには答えを導き出すことは難しいと考えられますが、今回の計画の中で移動した生き物たちのその後についての評価の経過、結果についても公表していただくことが評価には不可欠なのではないかと考えます。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>また、本事業の環境影響評価に係る選定項目としたもののうち、環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態を把握するための事後調査や周辺環境への影響の程度を把握し、その結果に基づいて適切な環境保全措置を講ずることを目的に、工事中及び供用時に自主的に環境監視調査を実施してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
442	<p>本準備書の前段階に当たる方法書への意見書に、同方法書に技術的助言を与えたとされる専門家の実名を公表すべきだと述べたところ、「事業者の見解」では主務省令を根拠に匿名を正当化した。しかし軍事基地の建設は、一般の飛行場などの建設に比べ、【前書】で述べた被攻撃事態を含めて、そのリスクは甚大かつ長期に及ぶ。再度、省令を超えて当該専門家諸氏の良心に訴える。学術の徒として、助言の見返りに公金を受け取ったと推定されること、本件計画自体に莫大な公金が注がれること、そして上述の多大なリスクに照らし、実名の公表に何の不都合があるか？</p>	<p>主務省令において、「当該専門家等の所属機関の種別についても個人が特定されない範囲において明らかにするよう努めるものとする」とされており、助言を受けた専門家の氏名については匿名としております。</p>
443	<p>「はじめに」環境アセスメントは、事業者が、事業の実施に当たり、環境に及ぼす影響に基づいて、事前に調査、予測及び評価を行うとともに、保全措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を評価する。</p> <p>環境影響評価法は以下のように、その目的を、第一条に定める。</p> <p>この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。</p> <p>従って、今回の準備書を総合的に法が定める目的には達していないため、全体の見直しを求めます。</p>	<p>馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。</p> <p>その上で、環境影響評価法に基づき、準備書を取りまとめました。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
444	<p>方法書に対する回答 284 番主務省令において、防衛省が行う飛行場及びその施設の設置等の事業における環境保全措置等に関する指針等として、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避・低減する観点から検討すべきものと定められており、本事業においても、かかる観点から環境影響評価を行っております。</p> <p>環境影響評価法の第一条目的に照らせば、この回答は、不適切であることが明らかです。国の責任が全く示されていません。防衛省には、環境保全措置に対して、回避・軽減する責任があり、そのために、すべての保全対策に、保全の目標値を具体的に示さなければ、責任の範囲が共有化されない。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。その結果、本事業の実施に当たっての環境保全への配慮は適正であり、環境保全の基準又は目標との整合性も図られていると判断しています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
445	<p>葉山漁港の浚渫工事について、葉山漁港及びその全周辺域には漁業権が設定されています。それにも関わらず、漁協組合員への事前周知意見収集など一切行われず、また組合の理事会に諮ることなく、防衛省は、組合長及び工事請負業者の3社で浚渫工事計画を策定し、さらに組合長が一任して工事に同意するなど、明かに手続き上に瑕疵があります。</p> <p>さらに、外周道路工事を環境アセスから外し、先行して工事着工を計画していることは、そもそもの環境影響評価法の目的に大きく逸脱していると考えます。</p>	<p>馬毛島の葉山漁港の浚渫については、防衛省による管理用道路の工事に合わせて実施してもらいたいとの種子島漁業協同組合の御要望を西之表市から伝えられたことを受け、防衛省として、管理用道路の工事の一環として実施することとしています。</p> <p>管理用道路については、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりません。もともと、管理用道路の工事においても、自然環境の保全について適正に配慮して、工事を進めてまいりたいと考えています。</p>
446	<p>年間を通じた調査が行われず、半年の調査で後の半年を推計しているものがある（シカ餌の調査）。評価準備書を急いで作成したからだろうが、必要なものは丁寧に少なくとも1年間は調査すべきではないか。ものによっては数年かけて調査するものもあるのではないか。不確実なものは確実性のあるデータを示してから評価すべきである。一度壊されると回復不可能なものもあるからだ。</p>	<p>環境影響評価手続の開始前から概況調査を行うとともに、関係法令を踏まえ調査期間を設定し、環境現況調査を行っています。</p>
447	<p>事業者として「実行可能な範囲内」で低減が図られているとして評価することは何でも可ということではないか。「低減」の規模が不明瞭であり、影響の度合いが相対的に多少低減されたとしても、意味がない可能性も大いにある。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>その結果、本事業の実施に当たっての環境保全への配慮は適正であり、環境保全の基準又は目標との整合性も図られていると判断しています。</p>
448	<p>環境影響評価尺度の抜本的な見直しが不可欠である。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価法に基づき環境影響評価手続を行っています。</p>
449	<p>この準備書記載のまま、基地建設を進めた結果、想定外の評価基準逸脱の事態が生じた場合は、その責任を誰が取るのか明示して頂きたい。責任も丸投げでは無責任そのものである。10日の防衛省の説明会では、事後3年間のフォローで対応するとの事だが、それが、業務の効率性、税金の効果的適正使用という観点からも問題が無きにしても在らずと思われるが如何か。</p>	<p>馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。環境保全措置を講ずること等により、事業に係る環境の保全について適正に配慮していきます。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
450	<p>準備書に記載された諸約束事をどういう形で担保するのか。それは、馬毛島問題の国会での十分な審議と共に、これらの準備書や今後の評価書の第三者委員会での公平無私で透明性のある審査を得て、基地計画を万全なものにするプロセスが必要と思うがそれをどう考えているのかその考えをお教え願いたい。これまでの、一方的なごり押しと横暴な既成事実を積み重ねるやり方は改めていただきたい。国会での十分な審議なしで、この計画をこのまま進めて行って、この準備書での今回の現地住民の意見要望が十分反映されないまま、騒音やその他のアセス事項、要件が守られなかった場合の責任は当然、防衛省と国にあることになるが、その責任はどのようにして取るのかお答え願いたい。3年間でフォローするというのは、これまでのなし崩しと同じで信頼できない。信頼できる答えができないのであれば、計画を中止する以外には無いのではないかと考えるが如何か。</p>	<p>馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。</p> <p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。環境保全措置を講ずること等により、事業に係る環境の保全について適正に配慮していきます。</p> <p>引き続き、関係法令に基づき、適切に環境影響評価を進めていきます。</p>
451	<p>説明会において FCLP のデータ公開、他の環境影響評価の説明も無いに等しかった。何をしに (15~16 名) 来られたのか・・・。残念のひとつです。アセスは、やり直してほしい。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、環境影響準備書の記載事項を周知するための説明会を開催しました。</p> <p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきたところです。</p>
452	<p>環境影響評価準備書の中に度々出てくる「現時点において」という言葉の意味を考えたとき、今後馬毛島基地(仮称)が「地元の説明もないまま」際限なく拡大することは容易に推測できる。よって、環境影響評価準備書に強く反対します。</p>	<p>関係法令に基づき、現時点で想定される施設整備の計画や運用計画に基づき、予測及び評価を行い、準備書にお示ししました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
453	<p>方法書への「“現在…FieldCarrierLandingPractice (空母艦載機着陸訓練。以下「FCLP」という。)が暫定的に実施されている硫黄島は、空母艦載機の拠点である岩国飛行場から遠く、緊急着陸用の飛行場が確保できず、…恒久的な FCLP 施設の確保が安全保障上の重要かつ喫緊の課題となっています。本事業は…馬毛島において自衛隊施設を整備し、併せて、その施設を米軍による FCLP のための施設として活用することを目的として…整備するものです。” p3 とあるが、基地建設を強引に進めるための作業であり、米軍の対中戦略の肩代わりで戦争に巻き込まれる危険があり、FCLP 化は反対である。</p> <p>「嘉手納基地からの爆音は、…夜間訓練を中止し静かな夜を返せ、過去分の精神的苦痛に対する補償をせよ、と求めた。…1998 年決着した。判決は、国の責任を認め、受忍限度を超える 75 デシベル以上の騒音…に対し、総額 13 億 7 千 3 百万円の支払いを命じた。しかし、住民の求める飛行訓練の中止は認められず、騒音は今日でも続いている。こうした事実も記載すべきである。」との意見に対し“航空自衛隊馬毛島基地 (仮称) に常駐する部隊は自衛隊です。現在の計画において、米軍は、空母艦載機着陸訓練 (FCLP) を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP 以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、具体的な計画はありません。その上で、米軍に対しては、引き続き安全確保を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。” p466 とあるが、米軍の訓練について具体的な計画はないというものの、現時点での状況である。しかし、日米地位協定第 3 条は「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」とされている。設置者がこの環境影響評価でどれだけ様々な対策を講ずると約束しても、利用する米軍はそうした約束を破って好きなことができる仕組みになっている。このように、米軍の訓練内容が無制限に拡大できる仕組みになっている以上、FCLP 化は反対である。なお、準備書では訓練内容として、自衛隊の訓練は 20, 227 回/年もあり、その内戦闘機の F35B が 5, 292 回/年、F35A が 2, 775 回/年、F15 が 2, 835 回/年、FCLP の飛行回数は 4, 868 回/年もあり、その内戦闘機の FA-18 が 3, 257 回/年 p21 と大規模なものであり、日本最大の軍事基地となる。</p> <p>今の在日米軍の姿勢では、何も担保されていない。禁止されている都市上空での空中給油訓練までもが実施され、防衛省がそれを止められていない現実がある。「最小限にとどめる」の具体的内容と、その実現の方策を明確に示すべきである。</p> <p>また、嘉手納基地からの爆音は、国の責任を認めた 13 億円以上の損害賠償にもかかわらず飛行訓練は続いているという事実も記載すべきである。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練 (FCLP) 以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、現時点で具体的な計画はありません。</p> <p>また、米軍機の飛行訓練は、日米安保条約の目的達成のため不可欠なものです。米軍は、自由に訓練を行ってよいわけではなく、我が国の公共安全に妥当な考慮を払って活動すべきことは言うまでもありません。防衛省としては、米側に対し、安全面に最大限の配慮を求めるとともに、地元の皆様に与える影響が最小限にとどまるよう、日米間で連携して対応してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
454	<p>方法書への「馬毛島は、水源に乏しく農業に適さない土地のため、1980年3月に島は無人口島となった。1974年馬毛島開発株式会社が設立され、レジャー施設を計画。国の石油備蓄基地候補地になったことから島の土地買収が進んだが、志布志湾に決定し、島は放置されることとなった。</p> <p>1983年右翼活動家の豊田一夫が、馬毛島を自衛隊の超水平線レーダー用地として防衛庁に売却を持ちかけ、巨額の資金を政界にばら撒いたとされている。1986年にこの件が馬毛島事件として発覚した。</p> <p>1995年立石建設が馬毛島開発を買収。日本版スペースシャトル着陸場、使用済み核燃料中間貯蔵施設誘致などの構想があったが開発は進まず、わずかに採石事業などが行われている。2005年の国勢調査では、同社の従業員15人が住民として、再び有人島扱いとなっている。</p> <p>馬毛島は過去に汚職の舞台となったなどの事情から、防衛省では島の買い取りを前提としたが、馬毛島開発はリースを主張していた。</p> <p>2011年6月土地の99.6%を所有するタストン・エアポート（馬毛島開発から商号変更）と防衛省の間で、用地交渉開始の合意書が締結され、日米安全保障協議委員会（2プラス2）において、FCLPの移転先として馬毛島を検討対象とすることが共同文書に明記された。</p> <p>2011年9月には、タストン・エアポート社による乱開発により土砂が流出して漁場が破壊されたとして、地元種子島の漁師らが工事の差し止めや漁獲量の減少に対する慰謝料を求める訴訟を起こした</p> <p>2019年1月、政府は160億円で馬毛島を買収することで地権者と大筋合意した。その後地権者側の法的な争いが生じ、契約ができず、2019年5月、タストン・エアポート社は売却交渉の打ち切りを通告したが、2019年11月、防衛省と地権者側が、約160億円の売買契約の合意に至ったと報道された。このように、疑惑まみれの馬毛島を買収することには反対する。」の意見に対し、“馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、…日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増す中で、自衛隊の活動・訓練拠点となるとともに、日米同盟の抑止力・対処力の維持・強化にも資する施設を、南西地域に早期に整備することが必要です。このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。”、“土地取得は、財政法等の規定に従い、適切に行っています。”p535とあるが、疑惑があるがなかろうが、馬毛島における自衛隊施設の整備を進めるという意味表明であり、環境影響評価の趣旨に反している。疑問、質問、意見に丁寧に答えるべきである。</p>	<p>土地取得は、財政法等の規定に従い、適切に行っています。</p> <p>その上で、我が国を取り巻く厳しい安全保障環境が厳しさを増す中で、自衛隊の活動・訓練拠点となるとともに、日米同盟の抑止力・対処力の維持・強化にも資する施設を、南西地域に早期に整備することが必要です。このため、政府として、馬毛島における施設整備を着実に進めていく考えです。また、馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。</p>
455	<p>2.2.5対象事業に係る飛行場の使用を予定する航空機の種類及び数 p14 で、方法書 p7 では航空機の種類だけであったものが、“数”が追加されたが、表-2.2.1 航空機の数（自衛隊）p15 は、自衛隊が所有する全国の航空機が網羅してある。全国の自衛隊航空機が飛来し、訓練する予定とみなせるが、このような大規模訓練場を計画することには反対する。</p>	<p>馬毛島基地（仮称）においては、そもそも自衛隊の訓練施設や後方支援施設が十分にあるとは言えない中、我が国の南西地域における防衛態勢の充実の観点から、陸海空自衛隊の訓練施設、大規模災害等における後方支援施設として活用する方針であり、馬毛島に自衛隊の訓練施設・緊急時の活動施設を整備することは、我が国の防衛上、極めて重要です。</p> <p>なお、自衛隊の航空機を使用した訓練については、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
456	<p>表-2.2.1 航空機の数（自衛隊） p15 の 11 機種のうち、陸上自衛隊の V-22 はオスプレイのことであり、一機 212 億円の高額で米国要請に答えたものです。この垂直離着陸機は開発段階で、重大事故が相次いだことにより、事故を起こしやすい危険な航空機とされています。防衛省が発行し、国会議員などに配布しているパンフレットに、同機はエンジンが停止した場合の緊急着陸の際「オートローテーション（自動回転）を行う」と説明しているが、製造元のベル・ボーイング社は「（オスプレイは）オートローテーションに頼らない」と明記しており、同省の説明と食い違っている。</p> <p>米軍でさえ“航空機の数（米軍）” p16 に含めていない危険なオスプレイを配備することには反対です。</p>	<p>現時点で、馬毛島基地（仮称）に航空機を常時配備することは考えていません。その上で、表-2.2.1 の航空機の数（自衛隊）及び表-2.2.3 の航空機の数（米軍）は、準備書に記載しているとおり、現時点で、本事業において整備される飛行場自衛隊施設を主に使用することを想定している機種を記載したものです。米軍のオスプレイについては、現時点で使用することを想定していないことから表-2.2.3 の航空機の数（米軍）に記載していません。</p> <p>オスプレイの安全性については、米国政府自身が開発段階で安全性・信頼性を確認していることに加え、米軍オスプレイの日本配備に先立ち、日本政府としても独自に安全性を確認しています。これに加え、我が国としても、陸上自衛隊へのオスプレイ導入の検討過程のみならず、導入が決定された後においても、各種技術情報を収集・分析し、安全な機体であることを再確認しています。更に、陸自要員が、実際の機体を用いて操縦・整備を行い、オスプレイが安定した操縦・整備が可能であり信頼できる機体であることを改めて確認しています。</p>
457	<p>“航空機を使用した訓練…現時点で想定される本飛行場の飛行回数は表-2.2.6 に示したとおりであり…、今後の検討により変更が生じることがあります。” p17 として、方法書 p14 で“訓練の内容等の具体的な運用については、今後決定することになります。”とあったものを、やっと公表したが、これは方法書への「自衛隊の運用さえ未定」の意見に対する見解 32 で“予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました”と、予測までしてしまっているが、方法書段階でこうした訓練内容が示されないことに対する批判に答えていない。</p> <p>連続離着陸訓練（タッチアンドゴー）が年間 100 日、F-35B 模擬艦艇発着艦訓練が年間 100 日、機動展開訓練（連続離着陸訓練とあわせる）、その他の訓練も併せて年間 20,227 回というものである。このような大規模な訓練は不要である。反対の声が高まるのを恐れて今まで隠していたのではないか。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価法に基づき環境影響評価手続を行っています。</p> <p>馬毛島における自衛隊の訓練の内容等の具体的な運用については、現時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行ったものを準備書にお示したものです。</p> <p>自衛隊の使命は、国民の生命と平和な暮らしを守り抜くことであり、自衛隊はこの使命を果たすため、必要な戦術・技量を維持・向上させるための訓練を行う必要があります。</p>
458	<p>方法書への「“米軍の運用（FCLP の場合）…空母艦載機が滑走路の周辺を旋回し、滑走路に設置された模擬甲板でのタッチアンドゴーを繰り返すものです。FCLP は年間概ね 1、2 回の実施が予定され、現在硫黄島で実施されている訓練は 1 回当たり 10 日間程度（準備等を含めて約 1 箇月）です。また、訓練は日中から深夜にかけて（午前 11 時頃から翌日午前 3 時頃まで）実施されます。” p15 とあるが、予想したり、硫黄島での訓練実績があるだけで、米軍の計画が確かめられていない。これも自衛隊の運用と同様に具体的な運用については、今後決定するということか。日本として米軍に申し入れる最低限の条件はないのか。」との意見に対し“航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。” p469 とあるが、過去の訓練実績だけであり、米軍の今後の計画を確認したり、深夜訓練はやめる等最低限の条件を申し入れることを実行すべきである。</p>	<p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
459	<p>準備書で“FCLP（空母艦載機着陸訓練）は、…空母艦載機パイロットの資格を取得するため…滑走路の一部を空母に見立てて実施する着陸訓練です。具体的には、…空母艦載機が…滑走路に設置された模擬甲板でのタッチアンドゴーを繰り返すものです。…現時点で想定される FCLP の最大の飛行回数は表-2.2.7（年間 4,868 回・内、563 回）に示すとおりです。また、訓練は日中から深夜にかけて（午前 11 時頃から翌日午前 3 時頃まで）実施されます。” p21 とあるが、空母艦載機パイロットの資格を取得するための未熟者が、模擬甲板でのタッチアンドゴーを、夜間も繰り返すことで事故も多く危険な訓練であるため、“暫定的に実施されている硫黄島” p3 というほどであり、硫黄島での訓練実績があるだけで、米軍の計画が確かめられていない。これも自衛隊の運用と同様に具体的な運用については、今後決定するということか。日本として米軍に申し入れる最低限の条件はないのか。このままでは、日本国内で訓練することは受け入れ難い。しかも主風向の北西の風では、計器飛行の場合、種子島に近接するコース p22 であるため、この FCLP（空母艦載機着陸訓練）は受け入れ難い。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。</p> <p>その上で、航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
460	<p>準備書で“馬毛島の陸域において実施される可能性のある訓練として、空挺降投下訓練、災害対処訓練、PAC-3 機動展開訓練等を、周辺海域を含めた訓練としては、エアクッション艇操縦訓練、離着水訓練、救難訓練、水陸両用訓練、救命生存訓練等を実施することを想定しています。” p23 とあるが、馬毛島の海岸の自然破壊、ウミガメの産卵上陸、オカヤドカリなど動植物の圧損・忌避を生み出す上に、憲法違反の声が高い空挺降投下訓練、PAC-3 機動展開訓練等を行わず、災害対処訓練、救難訓練などに限定すべきである。</p> <p>また、準備書で表-2.2.8 陸域及び周辺海域における訓練内容 p24 で、PAC-3 機動展開訓練、エアクッション艇操縦訓練、水陸両用訓練、救命生存訓練は、それぞれ“※航空機騒音が発生しない訓練です。”、他の訓練はすべて“※航空機騒音の小さい訓練です。”と注書きがしてあるが、航空機騒音だけが環境影響評価対象ではないため、この文章は削除すべきである。現に“LCAC 操縦訓練等、…底質の巻き上げによる濁りや航行に伴う騒音（エアクッション艇のエンジン騒音のこと：筆者注）により、底生動物の生息状況が変化する可能性があります、…生息状況は維持されると予測しました。” p2294 と予測している。</p>	<p>自衛隊の使命は、国民の生命と平和な暮らしを守り抜くことであり、自衛隊はこの使命を果たすため、必要な戦術・技量を維持・向上させるための訓練を行う必要があります。なお、各種訓練に係る航空機騒音について皆様にイメージいただけるよう、航空機騒音の予測及び評価を踏まえて比較的騒音の影響が小さいと考えられるものについて、その旨を付記したものです。</p>
461	<p>方法書では、港湾施設（係留施設等、揚陸施設、仮設棧橋）の建設が予定されているが、その規模・内容についての記述がなかったが、今回の準備書（p45～p58）でやっと、大規模な港湾施設が計画されていることが分かったが、方法書にそうした基本的事項が記載されていなかったため、その調査方法に意見がだせなかった。大規模な港湾施設計画を準備書に示すことは当然のことである。問題は方法書段階でこうした情報がなかったため、調査・予測・評価方法に対する意見が出せなかったことである。関係者として正式に意見を出せるのは、この準備書に対してだけとなる。規模・構造、施設の詳細が示されているが、正確な調査、予測とは到底認めることはできない。特に漁業への影響、資源（藻場の変化、海流の変化、回遊魚等の変化等）は最も重要な事項である。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、環境影響評価法に基づき環境影響評価手続を行っています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
462	<p>政府は 2025 年度予算に馬毛島の自衛隊基地建設に 549 億円の予算を計上し、防衛省は 2022 年 1 月 12 日、西之表市に対し、候補地ではなく「整備は決定した」と通告しました。しかし、基地建設計画は環境影響評価（アセスメント）の手続き中で、八板俊輔市長は「納得いかない。手順としてこれでいいのか」と述べる等、アセス中の予算計上に批判が高まっています。…防衛省は「工事は島外で実施するからアセス法上は問題ない」との認識を示したようですが、とんでもない言い訳です。場所が問題なのではありません。工事の目的が、港や建物など施設整備に必要なコンクリートの製造であり、基地建設に直結するのが問題なのです、と赤旗 2022 年 1 月 17 日報道がありました。</p> <p>環境影響評価の手続き中で、現在は準備書への意見を求めている最も重要な時期であり、事業者として、この開発が自然環境に悪影響を与えないかどうかを確認し、必要なら事業を中止・修正する段階です。それにもかかわらず「整備は決定した」という判断は間違いです。</p>	<p>厳しさを増す安全保障環境を踏まえれば、馬毛島における自衛隊施設を早期に整備し、運用を開始することが必要です。環境影響評価手続を経た後、円滑かつ速やかに馬毛島内での施設整備に着手できるよう準備を進めてまいります。なお、馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。</p>
463	<p>方法書への「“教育施設…調査対象地域における環境保全について配慮が特に必要な施設（教育施設）…幼稚園・保育所等は、西之表市で 10 施設、中種子町で 3 施設、南種子町で 3 施設が分布しています。学校は、西之表市で 13 施設（うち休校 1 施設）、中種子町で 10 施設、南種子町で 9 施設が分布しています。” p302。“医療・社会福祉施設等…病床のある医療機関は、西之表市で 4 施設、中種子町で 2 施設、南種子町で 1 施設が分布しています。福祉・介護施設は、西之表市で 16 施設、中種子町で 16 施設（うち休止 1 施設）、南種子町で 5 施設が分布しています。図書館は、各市町で 1 施設ずつ計 3 施設が分布しています。” p364 と、環境保全について配慮が特に必要な多くの施設に影響を与えるような軍事基地建設計画は撤回すべきである。また、沖縄の軍事基地の実例を追加して基地から 10 km 離れた地域がどのような被害を受けているかを理解できるようにすべきである。」の意見は無視され、意見がなかったことになっているが正式に取り上げ、見解を示すべきである。沖縄の軍事基地の実例は非常に重要である。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、関係法令に基づき、適切に環境影響評価を進めていきます。</p> <p>方法書手続においていただいた当該御意見については、準備書第 4 章 339 番において事業者としての見解をお示しました。</p>
464	<p>方法書への「“(3) 主要な集落…西之表市、中種子町、南種子町の各中心市街地のほか、主要な道路や海岸沿いに集落が分布しています。” p310 と、住民が平和に暮らしている集落に、爆音、航空機排ガスをまき散らすような軍事基地建設計画は撤回すべきである。」の意見は無視され、意見がなかったことになっているが正式に取り上げ、見解を示すべきである。</p>	<p>方法書手続において頂いた当該御意見については、準備書第 4 章 332 番において事業者としての見解をお示しました。</p>
465	<p>本件事業は南西諸島、ひいては鹿児島県全体を戦争に巻き込む事業であり、事業そのものに反対です。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p>
466	<p>馬毛島で行われてきた違法開発をどの様に克服するのか、市民、県民、国民に説明責任を果たすべきである。</p>	<p>事業者による開発行為等に対する森林法違反の有無は、処分権者である県又は市が、事実確認の上で認定するものです。その上で、防衛省において把握している限りでは、これまで、森林法に違反していることを理由として何らかの処分が行われたとは承知していません。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
467	多額の血税で島を買い取ったのだから、購入の経緯について市民、県民、国民に説明責任を果たすべきである。	令和元年(2019年)11月、馬毛島の土地の大部分を所有していた地権者との長年にわたる交渉の結果、約160億円の売買額で一定の合意に達したものです。
468	基地は時の政権によって変貌する。新田原基地は昭和32年1957年操縦学校分校として開設されたが、現在は航空自衛隊最強の部隊と言われる305飛行隊(F15戦闘機)、今年度中には米軍弾薬庫・米軍燃料庫・米軍庁舎・倉庫・米軍機用誘導路・駐機場が完成される予定。F35Bステルス戦闘機部隊を配備する計画があります。	現時点で想定される運用計画に基づき、予測及び評価を行い、準備書にお示ししました。
469	基地建設により馬毛島、種子島周辺は有事の際に攻撃目標とされる。戦場化する危険性に関し「準備書」ではリスク評価が欠落している。さらにこのリスクに関し、周辺住民への説明も不十分であるし、合意もない。	馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。 馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
470	FCLP は空母艦載機の戦闘力維持、向上のみを目的にされる技能訓練であり、空母の作戦任務遂行の重要な要素である。 米海軍の空母艦隊とその打撃群はこれまで、湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争など先制打撃の極めて重要な役割を担ってきた。これらの戦争はいずれも日本は戦争当事国ではない。だが、「台湾危機」を口実に米軍が中国に干渉し、この地域で武力行使が行われれば、米軍の先制攻撃のための出撃基地となる。日本の集団的自衛権行使の端緒をつくることにもなる。これは日本国憲法の認めるところではない。今回の馬毛島の施設提供は、憲法違反に直結する可能性を持つ。だが「準備書」は、当該施設・事業が憲法の認めるところなのかについての言及は一切ない。	環境影響評価は、事業の実施に当たり、環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を評価するものです。 その上で、本事業が、日本国憲法に違反するものであるとのご指摘は当たりません。

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
471	<p>環境影響評価は、環境影響評価法に基づき、自然や生活環境に影響を及ぼす恐れがある大規模事業に先立ち行う手続きであるが、アセスメント完了前にすでに一部事業の着手などは避けるべきである。</p> <p>防衛省は周辺海域で地盤強度を確認する海上ボーリング調査を開始した。島を一周する管理用道路の敷設をアセスメントの対象に加え、道路整備の一環として葉山港岸壁の工事に着手した。</p> <p>「2021年度は道路以外に生コン仮設プラントなど少なくとも計約237億円の事業を既に契約」とも報道されている。アセス手続きや地元同意を待たず、事実上の基地整備が始まりつつある。</p> <p>これらの行為は環境影響評価法の立法趣旨をないがしろにする行為である。直ちに中止すべきである。以上の意見から馬毛島への基地建設事業は直ちに撤回し中止すべきである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p> <p>その上で、管理用道路については、飛行場等設置の有無にかかわらず、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりません。もっとも、管理用道路の工事においても、自然環境の保全について適正に配慮して、工事を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>また、環境影響評価手続を経た後、円滑かつ速やかに馬毛島内での施設整備に着手できるよう準備を進めており、関係法令を順守したかたちで、あくまでもできる範囲内の準備を進めているところです。</p>
472	<p>馬毛島に建設しようとしている基地の目的は「島しょ部への攻撃への対処活動場所」と書かれています。どこかの国から「攻撃を受ける」ことが前提となっていることは、大きな疑問です。どのような客観的事実からこのように想定したのでしょうか。</p> <p>攻撃への対処を考える前に、まずは話し合いによって解決することを考えるべきではありませんか。</p> <p>憲法9条はあくまでも専守防衛です。仮想敵国を作り積極的に攻撃準備をすることは9条に反する行いです。あなた方が「攻撃される」と考えている国は、このような基地を建設すると日本に挑戦・挑発されていると受け取りかねず、双方の緊張は増していくだけです。</p> <p>「米軍の恒久的なFCLP施設」と書かれていますが、恒久的とは、どんな意味なのでしょうか？米国と日本の協議により、廃止はできないのですかね？主権ある日本国家に米軍基地を恒久的に配置できるのでしょうか？</p>	<p>我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増す中で、自衛隊の活動・訓練拠点となるとともに、日米同盟の抑止力・対処力の維持・強化にも資する施設を、南西地域に早期に整備することが必要です。</p> <p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p> <p>本事業は、我が国の安全保障の観点から、自衛隊施設として飛行場等を整備し、併せて恒久的な米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)施設として使用させる目的で実施する施設整備事業です。硫黄島においては、代替施設を確保するまでの間、暫定的にFCLPを行っておりますが、馬毛島における自衛隊施設については、陸海空自衛隊の訓練施設、大規模災害等における後方支援施設のほか、FCLPの施設として活用することとしており、代替施設を確保するまでの間ということではありません。</p> <p>我が国に展開している空母打撃群(ロナルド・レーガン)がこの地域において恒常的に活動を行うためには、我が国で米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施する必要があります。</p>
473	<p>多様な視点での馬毛島の自然環境、史跡や学校跡地の保全、島内道路や地形の把握も含めて、馬毛島全体の現地は空きが必要で、広範な調査の受け入れを改めて強く申し入れる。</p>	<p>馬毛島の国有地については、国有財産として適正に管理する必要があることから、原則として立入りを認めない方針を採っています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
474	<p>「準備書」は、「FCLPの飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを行く」としている。しかし、「航空機の飛行態様によって飛行コースがばらつくことがある」とも認めている。</p> <p>問題は、米軍との間で「日米合意」があっても、米軍は日常的にこれを無視するという事実である。すべてが「米軍の運用」の問題として「合意無視」が放置されていることである。この点からも、「種子島上空の飛行回避」などは絵そらごとであり、虚偽と言わざるを得ない。</p> <p>以上の意見から馬毛島への基地建設事業は直ちに撤回し中止すべきである。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを行く。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p>
475	<p>本事業は、憲法9条に逸脱し、南西諸島を戦争に巻き込む事業です。事業そのものに反対します。アメリカの対中国政策は戦争への計画です。2028年には中国が経済力でアメリカを抜き、技術力でも上回りアメリカの一極支配ができなくなるために台湾有事で日本をまきこみ軍産複合体のアメリカは設けるために奄美のミサイル基地、馬毛島の軍事基地化を進めています。</p> <p>アメリカは世界70カ国に3000もの軍事基地があり、これを維持するために日々3000億円が費やされ、日本には120の基地があります。</p> <p>戦争にお金を使うより改悪が進んでいる私たちの年金切り下げや、75歳以上の医療費の2倍化、介護保険の改悪をせず社会福祉に使うべきです。根本的に反対です。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増す中で、自衛隊の活動・訓練拠点となるとともに、日米同盟の抑止力・対処力の維持・強化にも資する施設を、南西地域に早期に整備することが必要です。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p>
476	<p>この環境影響評価手続きは、民主的なルールに反しており、中止すべきだ。</p> <p>2020年1月に行われた西之表市での市長選挙において、「米軍空母艦載機着陸訓練(FCLP)施設設置計画は『失うものが大きく、同意できない』」と公約に掲げた市長が当選し、同市長は当選後、環境影響評価を進めないよう求めた。</p> <p>しかし、防衛省はこれを全く無視し、同年2月18日に環境影響評価手続きを開始したものである。</p> <p>その後も、政府・防衛省は、3183億円を越す施設建設関連予算を計上し、基地建設関係業者の入札募集を強行し、種子島の3市町に10年間で290億円の米軍再編交付金を提示し、基地建設の既成事実を積み重ね、自治体と住民を権力と金力によって揺さぶり分断する卑劣な活動を積み重ねてきた。</p> <p>こうした強権的な手法は、民主主義の国では認められないものであり、中止すべきだ。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、関係法令等を順守して適切に進めています。防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
477	<p>この建設目的は、最大の環境破壊である戦争をもたらしかねない、軍事要塞づくりであり、中止すべきだ。</p> <p>この建設目的は実際には、米政府が進める、南西諸島を含む「第1列島線」を米軍・自衛隊の軍事要塞化し、「台湾有事」を想定して、戦争に勝ち抜く態勢をつくる動きの一環である。</p> <p>実際、準備書に示されている自衛隊の訓練の数々は、そうした戦争を想定した陸海空一体の訓練メニューとなっている。</p> <p>そして、こうした敵国を総攻撃する作戦において、米空母艦載機が決定的な役割を發揮することは明らかであり、こうした戦争態勢づくりは、当然、「敵」の攻撃の対象とされることとなり、この地域の戦争被害の危険性を高めることにつながらざるを得ない。</p> <p>一旦戦争が起きれば、取り返しのつかない環境破壊、生活破壊がもたらされることは必至であり、この基地建設計画は中止すべきである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
478	<p>政府は 2022 年度予算に馬毛島の自衛隊基地建設に 549 億円の予算を計上し、防衛省は 2022 年 1 月 12 日、西之表市に対し、候補地ではなく「整備は決定した」と通告しました。しかし、基地建設計画は環境影響評価の手続き中で、矢板俊輔西之表市長は「納得いかない。手順としてこれでいいのか」と批判が高まっています。防衛省は「工事は島外で実施するからアセス法上は問題ない」との認識を示したそうですが、工事の目的が基地建設に直結するのが問題なのです。</p> <p>環境影響評価の手続き中で、現在は準備書への意見を求めている最も重要な時期であり、事業者として、この開発が自然環境に悪影響を与えないかどうかを確認し、必要なら事業を中止・修正する段階です。それにもかかわらず「整備は決定した」という判断は間違いです。</p>	<p>厳しさを増す安全保障環境を踏まえれば、馬毛島における自衛隊施設を早期に整備し、運用を開始することが必要です。馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。</p>
479	<p>国は、常に「丁寧に住民に説明する。」と言いながら、いつも市民や県民、国民に納得できる説明を行なっていません。危険性等について隠すことなく誠実に真実をもって説明してほしい。事業には私たちの血税が使われています。馬毛島購入の経緯、FCLP の実態、漁業にもたらす被害、マゲジカへの影響等々、納得できない説明ばかりです。住民に真摯に向き合い説明責任を果たしてください。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練 (FCLP) を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧に説明に努めてまいります。</p>
480	<p>2022 年 5 月 25 日、九州防衛局の到着情報で「『砲撃音等騒音状況について』を更新しました。」とあるので、何のためにこんな資料を公表したのか、少し調べてみた。</p> <p>朝日新聞デジタルによれば「日出生台 (ひじうだい) 演習場 (大分県) で今月、在沖米海兵隊による過去最大規模の訓練が実施されている…今月 16～27 日の日程…元々は沖縄県で行われていた訓練…日出生台、東富士 (静岡県)、北富士 (山梨県)、王城寺原 (宮城県)、矢白別 (北海道) の本土 5 カ所の陸自演習場に分散移転された」ということである。榴弾砲 55 ミリの訓練なので、まさかウクライナ訓練兵が混じっているとは思いたくないが、事実関係を確認されたい。防弾チョッキ以上の軍事支援を黙認しているのではないのか。</p> <p>また、米軍の FCLP (空母艦載機着陸訓練) が、万が一実施されるとしても、具体的な軍事支援にならないよう、米軍の約束を取りつけ、十分な監視をされたい。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練 (FCLP) は、空母出港前に空母艦載機パイロットの資格を取得するために実施するものです。日本国内における FCLP は、現在、硫黄島において暫定的に行っているところであり、今後、馬毛島に整備される施設を用いて実施される予定です。</p> <p>なお、日出生台演習場における在沖米海兵隊による実弾射撃訓練は、本事業とは別の訓練です。</p>
481	<p>北海道、東北、南関東、九州防衛局では、演習場周辺住宅防音工事の助成を行っているにも関わらず、北海道、東北、南関東防衛局はその制度を WEB 上で公開しているが、九州防衛局では見当たらない。</p> <p>ホーム：防衛省の取組：防衛施設と周辺地域との調和・環境保全実施計画 (補助金関係)：令和 4 年度補助金関係について (第 1 回) 騒音防止対策事業 (住宅防音) で、表のように 2022 年度は日出生台 (ひじうだい) 演習場の助成として 6 百万円が予算化されている。</p> <p>この住宅防音工事の助成制度を九州防衛局も WEB で公表するとともに、馬毛島基地の航空機騒音も、芦屋飛行場、築城飛行場、新田原飛行場、鹿屋飛行場、目達原飛行場、大村飛行場と同様に周辺住宅防音工事の適用対象とすることを明記すべきである。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。その結果、全ての予測地点で基準値を下回ると予測しました。</p> <p>なお、騒音防止対策事業 (住宅防音) については、九州防衛局のホームページにおいてお知らせしています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
482	馬毛島基地建設事業は、住民・市民・県民、ひいては日本国民全体の生活と安全を脅かすものであり、環境破壊を含む暴挙と言わざるを得ない。環境影響評価準備書に反対します。	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p> <p>また、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
483	外周道路を造れば、国の天然記念物に指定されているオカヤドカリなど、貴重な海岸生物の多様性が損なわれます。	<p>管理用道路については、飛行場等設置の有無にかかわらず、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりません。もっとも、管理用道路の工事においても、自然環境の保全について適正に配慮して、工事を進めてまいりたいと考えております。</p>
484	なぜ離島に作るのでしょうか。	<p>馬毛島における自衛隊施設については、陸海空自衛隊の訓練施設、大規模災害等における後方支援施設、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)の施設として活用するという目的があります。馬毛島は、滑走路、港湾、訓練施設の3つを一カ所に整備できる広さを有する「島」であり、また、住宅地の所在する種子島まで約10kmと離れていることから、地域の方々へ与える騒音等の影響を限定したうえで、自衛隊の実践的な各種訓練・活動や米空母艦載機着陸訓練が実施できます。このため、馬毛島に自衛隊施設を整備することとしています。</p>
485	なぜ基地が必要なかの理由には説得力がない。戦争を前提とした考え方には全く同意できない。	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
486	馬毛島での基地建設によって生じる、陸上での物理的な工事や、騒音、振動、波動は今までの自然環境に多くの悪影響を与えます。	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、専門家の意見及び方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
487	アセス手続きが終了していない状態で、基地本体工事に直結する仮設生コンプラントの入札が告示されるのは法律違反です。このことから、環境影響評価準備書に反対します。	馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。従って、防衛省としては、馬毛島内における施設整備は、環境影響評価書の公告後に着手することとしています。その上で、環境影響評価手続を経た後、円滑かつ速やかに馬毛島内での施設整備に着手できるよう、関係法令を順守したかたちで、あくまでもできる範囲内の準備として、必要な入札公告を行ったものです。
488	実際に暮らしている人々は、これから先ずっと抱えていく問題なのに、どうしてわかりにくい説明書や難しい言葉で伝えるのでしょうか。 誰が聞いてもわかる言葉で現実を伝えてほしいと心から思います。	防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。
489	何か行ってからでは遅い、いつも住民の気持ち、生活はあとまわしになり、事故がおこってから責任転嫁がはじまる。	訓練の実施に当たっては、事故等を起こさないよう必要な措置を施すとともに、そのようなことが起こらないようにするためにも、安全には万全を期してまいります。
490	漁業やフェリーなどにも影響があり、生活への不安があります。空の上空を軍用機が飛んでいるのは「平和」な日常ではないと思います。多くの方の声を聞いていただきたいと思います。	馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
491	<p>戦争のための軍事基地を建設すること自体が最大の環境破壊である。アライづくりの環境影響評価手続きは中止せよ。</p> <p>島が軍事基地となれば、有事にはたちまち島丸ごと破壊されるであろう。平時においては、航空機のさまざまな訓練・演習によって、周辺の島の住民は、日常的に爆音に晒され、墜落事故その他の予期せぬアクシデントによる命の危険に脅かされることになる。さらに、とりわけアメリカ軍関係者の引き起こす事件・事故にもさいなまれることになる。しかも、「米軍の地位協定」および諸々の「密約」によって、アメリカ軍とその関係者には日本法令は事実上適用されない。</p> <p>そうして、周辺の島に暮らす人びとにとっては、まったく想像もできなかった荒廃状況が生まれることは間違いない。私たち、岩国の住民はそのような状況の中に置かれてきたのである。</p> <p>なお、航空機の爆音による被害について、岩国基地に関わる出来事をいくつか挙げておく。</p> <p>1件は、岩国基地から10数キロの所にある広島県大竹市の阿多田島のハマチの養殖への被害である。えさをやろうとしても、ジェット戦闘機の爆音に驚いて、深く潜ってしまったり、網に頭を突っ込んで死ぬなどの被害が以前からあった。艦載機部隊の岩国への移駐が明らかになったとき、この島の漁民が反対の声を挙げたことはいままでのない。</p> <p>2件目は、岩国基地の滑走路沖合「移設」によって、岩国基地から20キロ余りの所にある世界遺産「安芸の宮島」での爆音が一段と激しくなっていることである。宮島にある真言宗の道場では修業が妨げられるし、また、「爆音によって世界遺産が台無しにされる。静寂の中でこそ厳島神社のたたずまいを味わえるのだ」として観光協会挙げて、艦載機の移駐に反対の声を上げた。</p> <p>最後に、岩国基地周辺住民の爆音被害についてである。FCLPのひどい爆音については、岩国市民は1998年と2000年に経験している。「乳飲み子がひきつけを起こした」「鶏が卵を産まなくなった」「入試前なのに勉強ができない、と教員に泣きついてきた生徒がいた」などの被害が訴えられた。</p> <p>2006年3月の艦載機部隊移駐の是非を問う住民投票で過半数の市民が反対の意思表示をしたが、このFCLPの状況がフラッシュバックした市民が多数いたと思われる。しかし、現在では機種が違う。スーパーホーネットの爆音は通常の離陸音でも桁違いにひどい。そのFCLPとなれば、岩国の私たちでさえ想像できない苛烈なものだろう。加えて、F35Bの爆音も音の性質は異なるが劣らず苛烈である。いずれにせよ、そのような基地を絶対建設してはならない。したがって、環境影響評価手続きは直ちに中止すべきである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>航空機騒音による影響については、周辺環境への影響を考慮して、飛行経路が種子島からできる限り遠ざかるよう滑走路を配置する計画とした結果、全ての予測地点で基準値を下回ると予測しました。馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p> <p>米軍や米軍人などが我が国に駐留し活動するに当たっては、日本の法令を尊重し、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならないことは言うまでもなく、日米地位協定はこのような点も規定しています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
492	<p>九州をたびたび訪れては、その自然の素晴らしさに感動しています。</p> <p>また、日本は、非暴力で世界平和のために働くことが大切と思っています。</p> <p>以上の二つの理由から、馬毛島に基地建設は、反対します。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
493	<p>「馬毛島基地」の違憲性を問う方法書に対して憲法違反ではないとの見解が示された。「馬毛島基地」が日本国憲法と合致するものと判断するのであれば、裏付けとする憲法の条文等を示せ。</p>	<p>馬毛島基地(仮称)の建設事業が抵触する憲法の条文は無いと認識しています。</p>
494	<p>日米合同委員会を通じて施設・区域の仕様に関する取決めが締結された場合には、公表されるのか。米軍のニーズがあれば取決め以外の運用も応諾するのかなの可否、それとも米軍のニーズがあっても取決めによって規制されるのかなの可否について見解を求める。</p>	<p>一般論として、米軍が自衛隊施設を使用する際は、日米地位協定第2条の規定に基づき、施設・区域の使用に関する協定を日米合同委員会を通じて両政府間で締結することになり、当該合意の事案概要は公表されています。また、一般論として、日米地位協定第2条の規定に基づき、米軍が使用を許されている施設・区域について、その用途、制限等に関し従来の両政府間の合意内容を変更する必要が生じる場合には、新たな両政府間の合意が必要です。</p>
495	<p>環境影響評価の委託先は防衛省 OB や国交省 OB などの天下り先として知られる。</p> <p>委託先は辺野古新基地建設の関連工事を多数請け負う環境建設コンサルタントとして沖縄防衛局を監督する環境監視等委員会の運營業務を2013年度の設置当初から担っている。委員13人のうち4人が受注業者や関連団体から寄付や役員報酬を得ており、委託先からは教授に大学を通じて800万円が寄付されたことがわかっている。</p> <p>委託先と防衛省とは長年にわたり強い利害関係にあり、環境影響評価の公平性、信憑性が厳しく問われる。本件の環境影響評価の委託先として極めて不適当である。委託を解任し、環境影響評価の手続きを最初からやり直すべきである。委託先は、辺野古のアセスを実施し、知事意見・住民意見の掲載を忘れ、出し直しという失態を犯している。こういう事例のある事業所に馬毛島における調査・評価を依頼している国についても結果ありきで調査・評価を行ったのではないかと思われる。1社だけでなく数社で行うべきで再度複数の会社で環境影響評価を行うべき。</p>	<p>関係法令に基づき、委託先は適切な入札手続を経て、選定しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
496	<p>「馬毛島基地(仮称)建設事業に係わる環境影響評価方法書」に対して2021年3月25日付で提出した意見(一部または「一時的」に米軍使用により日米地位協定第3条の合意事録にある措置またはそれに準ずる措置の適用はあり得るのか。自由裁量が容認されるならば、環境アセスメントは全く意味をなさなくなってしまうことから、方法書に反対する。)について、</p> <p>「一般論として、米軍が自衛隊施設を使用する際は、日米地位協定第2条の規定に基づき、施設・区域の使用に関する取決めを日米合同委員会を通じて両政府間で締結することになります。その上で、馬毛島における自衛隊施設について申し上げます、現時点で、日米地位協定に基づく取決めは結ばれておらず、日米地位協定上の位置付けは今後整理されることとなります」との見解が示された。</p> <p>環境影響評価の手順でいえば「施設・区域の使用に関する取決め」は締結されていないとしても、検討内容が公表されていなければ環境に対する負荷等を予測・検討することはできようはずがない。順番が逆である。</p> <p>また、「日米地位協定上の位置付けは今後整理される」との見解であるが、日米地位協定における位置付けが準備書の時点では未だ示すことができないということなのか。</p> <p>このまま環境影響評価の手続きを実行することは問題ないとするのか。今後、同類の事業が計画された場合、「日米地位協定上の位置付け」は環境影響評価では必要ないとするのか。「日米地位協定上の位置付け」は環境影響評価に大きく影響するが、現時点での熊本防衛局の考え方は環境影響評価の理念に反するものだ。</p>	<p>環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、事業の実施に当たり、環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を評価するものです。その上で、現時点で想定される運用計画に基づき、予測及び評価を行い、準備書にお示しました。</p>
497	<p>1997年の米国防総省報告書では辺野古新基地について「40年運用可能、耐用年数200年」と明記した。馬毛島基地についても使用頻度、強度等から運用可能年数や耐用年数が想定されてしかるべきだ。馬毛島基地の運用可能年数や耐用年数を示せ。</p>	<p>環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、事業の実施に当たり、環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を評価するものです。</p>
498	<p>「馬毛島基地(仮称)建設事業に係わる環境影響評価方法書」に対して2021年3月25日付で提出した意見書で原潜の寄港等について尋ねたところ「米原潜を含め、現時点では、米軍の艦艇の使用について具体的な計画はありません」との見解が示された。</p> <p>一方、岸壁周辺や航路の浚渫について尋ねたところ「事業では、浚渫の計画はありません」との見解が示された。</p> <p>前者では「現時点では」との但し書きがつき、後者では「浚渫の計画はありません」と明言されているが、「現時点」とはいつの時点なのか。</p> <p>将来的に米軍から原潜寄港に対応できるような要請があれば、応じる考えなのか。</p> <p>応じるとすれば、その根拠は日米安保条約と日米地位協定が根拠となるのか。</p>	<p>お尋ねの「現時点」は、準備書を公告した令和4年4月20日時点となります。米原潜を含め、現時点では、米軍の艦艇の使用について具体的な計画はありません。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
499	<p>軍事基地は世界情勢によって運用や用途等が大きく変更することを前提としなければならない。ゆえに当初計画の環境アセスを実施しても、将来的には意味をなさないの</p> <p>である。</p> <p>軍事基地の環境アセスは不可能であり、環境アセスができない「馬毛島基地」建設は許されないと考える。</p> <p>貴局の見解は「環境影響評価法は、防衛省が行う飛行場及びその施設の設置に係る事業についても適用されるものと承知しております。防衛省としては、馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです」であった。「軍事基地は世界情勢によって運用や用途等が大きく変更する」との意見について見解を示していない。</p> <p>中長期的な見地に立たない限り、環境影響評価は意味をなさないと考える。</p> <p>将来的にも現在の計画以上の運用がないことを馬毛島基地の建設にあたっては前提としているのか見解を示してほしい。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、現時点で想定される運用計画に基づき、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
500	<p>目的に「わが国の防衛上…」と、ありますが前回の方法書の説明会の際にも質問があったように、わが国にどのような防衛上の危機が迫っていて、その危機が馬毛島の基地でアメリカ軍が練習することで回避されるのか？の回答が今回の準備書にも具体的に誰でも理解できるような記載がありませんので、別の説明会なり文章の公開を求めます。</p>	<p>我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。馬毛島に自衛隊施設が整備されることで、南西地域の防衛態勢が強化されることとなり、この地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものと考えています。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p>
501	<p>国土の海岸沿いに原発が乱立する国の防衛が馬毛島に基地ができることでどう可能なのかも教えてください。</p>	<p>馬毛島基地（仮称）は、そもそも自衛隊の訓練施設や後方支援施設が十分にあるとは言えない中、我が国の南西地域における防衛態勢の充実の観点から、陸海空自衛隊の訓練施設、大規模災害等における後方支援施設として活用する方針であり、馬毛島に自衛隊の訓練施設・緊急時の活動施設を整備することは、我が国の防衛上、極めて重要です。</p>
502	<p>説明会で憲法は厳守すると言われていましたが、憲法前文について教えて欲しいと言っても文章も知らず説明も出来なかったのにどうやって憲法を守るのか？</p> <p>憲法を軽んじていないと言われていましたが、とっても不安になりました。</p>	<p>憲法前文の平和主義及びその理念を具体化した規定である憲法9条の下、専守防衛を我が国の防衛の基本的な方針として、実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきており、これからも、憲法の下で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くという政府の責務を全うしていきます。</p>
503	<p>憲法前文にある「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」や「全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」と言う事は、ぼくらに決定があり、日本国憲法は現実ではなく理想だから、ここに書かれていることを現実にするために努力すると言うことだと理解していますが、この事業はどのように憲法を現実の物にするのかも説明責任があると思いますので説明を求めます。</p>	<p>我が国の平和を守り、平和を実現するためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しし、平和を実現することにもつながると考えます。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
504	<p>国民に主権があるのに国民に知らせないのは何故ですか？</p> <p>知らせるためにもっと行動してください。</p> <p>友達に馬毛島の話をしてもらえない人ばかりです。</p> <p>もうすぐ選挙もあるし、早急にさらなる説明会などの説明の場を求めます。</p>	<p>防衛省としては、馬毛島への自衛隊施設整備については、国会での議論において、しっかり対応させていただいています。</p> <p>また、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
505	<p>国連サミットで全会一致で採択された SDGs で 2030 年までの国際目標の 17 項目と馬毛島基地は相反するよう感じますが、これだけの国の大事業に SDGs を無視していませんか？</p> <p>17 項目をこの基地建設でどのように達成して行くのか教えてください。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
506	<p>ぼくの幸せは屋久島の豊かな森の中で目を瞑り呼吸に意識を向けて静かに座り瞑想することです。屋久島の豊かな森で戦闘機の音がしてぼくの幸せが壊れてしまわないか心配です。</p>	<p>屋久島町については、馬毛島から 30km 以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えております。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
507	<p>環境への影響を 1 年弱しか調査もせずに、しかも調査前から島の周りに船をたくさん配備したりして、調査でクジラは確認されなかったとか。環境への配慮はこれで大丈夫だとか。</p> <p>完全に地球の 46 億年を軽視していませんか？</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で準備書にお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。</p>
508	<p>馬毛島の自然を壊してまで基地をつくることに地球にとってどんな豊かなことがありますか？</p> <p>私たちに何をもちますか？</p> <p>子どもたちは基地建設を求めていますか？</p> <p>自然は求めていますか？</p> <p>私は基地建設を反対します</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練 (FCLP) を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
509	<p>地域全体の生態系への影響や近郊に暮らす人々の QRL 低下を招く結果とならないかを今少し深く調査した後にご検討いただきたく、この度の馬毛島基地建設に反対させていただきます。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
510	<p>既に強行されている海上ボーリング調査を含めて、基地建設は、とこぶし、きびなご、あおりいか、伊勢えびなどが獲れる豊かな漁場を破壊します。</p>	<p>海域生物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>なお、港湾施設整備に当たっては、漁業への影響に配慮して海上工事を行います。港湾施設整備に伴い、漁業経営上被る損失については、適切に補償を行う考えです。</p>
511	<p>今からお伝えする言葉は魂からの声です。 必ず読んでくださっているあなたに届きます。 どうして軍事基地を建設するのですか？ わたしは武器を持つのではなく、みんなが和になって手を繋ぎ合う未来を創造していきます。 どうか、基地の建設を改め直してください。 和になり手を繋ぐ未来を一緒に創造していただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>	<p>我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練 (FCLP) を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p>
512	<p>地球の生態系の末期的状況を考えると、これ以上、軍事基地などの建設に資金、資材、労力を費やすべきではありません。 また、軍事拡張は人類の滅亡への可能性と繋がります。 もう、止めましょう。 そのエネルギーを人類と地球の生態系の持続可能性に費やしましょう！</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練 (FCLP) を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
513	<p>馬毛島に訓練基地ができることにより、有事の際、近隣の種子島や屋久島が戦地になる可能性はありませんか。日々ウクライナの情報をニュースで目にして、同様の事態が起こらないか大変不安に感じます。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練 (FCLP) を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
514	<p>自然豊かで美しい海と空に惹かれてこの地に移住しました。この美しい空に戦闘機が飛ぶのを見たくありません。一歳になったばかりの息子にも戦闘機が飛ぶ空を見せたくありません。</p> <p>基地建設は反対です。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p>
515	<p>馬毛島基地(仮称)建設に基本的には反対である。</p> <p>昨今の状況(ロシアのウクライナ侵攻)をみると、軍備拡大こそが問題の解決を長期化させているのではないのでしょうか。</p> <p>日本は憲法前文で「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。…われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって…(略)」そして想法9条2項で「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」とうたっているように、近隣諸国の危険な動向には対話の外交努力が求められていると思います。</p> <p>馬毛島基地建設は「兵站」行動の基地であり真っ先に攻撃の対象にされかねません。</p> <p>また、国民保護法も住民を守るのは自治体となれば難しいのではないのでしょうか。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p> <p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p> <p>防衛大臣は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、都道府県知事からの要請を受けた場合で事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長又は緊急対処事態対策本部長からの求めがあった場合に、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に国民保護措置又は緊急対処保護措置(住民の避難支援、応急の復旧など)を実施させることができます。</p>
516	<p>長い歳月をかけて豊かに培われてきたかけがえのない自然を、人工物や破壊的な行動のために壊していいはずがありません。</p> <p>こうした計画が持ち上がるために、環境への影響は最小限であるという評価がされるのですが、人間がちょっと考えた程度の計画で、自然に手を入れることが、長期的にどのような影響を及ぼすかなど、知り得るはずもありません。都合のよい評価によるすり替えが起きないよう、また本件が県外の全国民の知るところとなるレベルで、きちんと情報公開および広報・宣伝活動がなされ(日本国民の多くはTVでの情報取得に依存していますから、ニュースのひと枠でちょっと報道されるというレベルではなく、広告枠、コンテンツ枠を買い取ってでも、全国民が理解できるよう公平で客観性に基づく報道の上で)、なおかつ数十年、数百年単位で検討した上で、進めていただきたいです。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
517	<p>屋久島に住む一島民として、馬毛島や隣の種子島だけの問題ではないと認識しています。</p> <p>馬毛島から約 45km の距離にある屋久島は、世界自然遺産の評価項目のうち日本で唯一「自然美」を満たす自然遺産として登録されています。</p> <p>馬毛島に軍事基地ができ、飛行訓練・騒音等の懸念を踏まえても、この「自然美」を損なうことがないと明確に判断することができるのでしょうか。</p> <p>一般的な環境評価だけでなく、とくに世界自然遺産地域、「人類共通の遺産」である屋久島に与えるインパクトも踏まえ、どうか多角的なご検討と島民への説明をしていただきますようお願いいたします。</p>	<p>屋久島町については、馬毛島から 30km 以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えております。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
518	<p>馬毛島や近隣諸島の動植物と、海やそこに生きる生き物への影響を心配しています。既にどれくらいの自然や生命を失っているのでしょうか？</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
519	<p>軍事強化が本当に必要と思えません。国や何かを守りたいのであれば、戦いではなく愛することを選択したいですし、他国に対抗したり、安心の防御策となる軍事を行えるとは思えません。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練 (FCLP) を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p>
520	<p>人間が生きるために必要な空気や水や土は、自然環境から生まれ、私たち人間にはつくる事が出来ません。そしてそれらは地球規模で循環することで美しく育まれます。今の地球でこれ以上自然破壊をするリスクをどうお考えでしょうか？</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
521	<p>万が一、有事の際に、馬毛島が攻撃対象となった場合、近隣の島の住民の避難は後回しになるという説がありますが、本当ですか？</p>	<p>防衛大臣は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、都道府県知事からの要請を受けた場合で事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長又は緊急対処事態対策本部長からの求めがあった場合に、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に国民保護措置又は緊急対処保護措置(住民の避難支援、応急の復旧など)を実施させることができます。</p> <p>市町村の国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)に基づき、各市町村長が作成することとされており、西之表市も計画を作成済みと承知しています。その上で、防衛省としては、国民保護計画に関する市との協力を一層強化し、西之表市の皆様の生命・財産を守り抜くべく、しっかりと取り組んでいく所存です。</p>
522	<p>多くの生物が音による影響を及ぼされると言うことは近隣に住む私たち人間にも、同様の影響が及ぼされると考えます。</p> <p>私たちは『静けさ』の中に身を置くことによって小さな音や声を聞き、その小さな音や声によって助けられています。</p> <p>例えば地鳴りがした時、周囲が騒がしければ気づくことができず、命を落としてしまうこともあります。</p> <p>大切な人の助けを呼ぶ声を聞き逃してしまうことにもなります。</p> <p>「騒音」に関する影響についてご説明ください。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
523	<p>防衛とは何か。誰かの生活や命の犠牲の上にある防衛を胸を張って防衛と言えるでしょうか？</p> <p>この自然を守ることが何よりの防衛ではないでしょうか？</p> <p>どうか考えて直してください。一度壊された自然は、戻りません。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
524	<p>沖縄諸島のかげがえのない景観をつくっている馬毛島に基地は必要ありません。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>景観への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講じることとしており、準備書にお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
525	<p>武力対武力の衝突は、ウクライナを見ても、その終わりのなき構図を描いています。東南アジアの緊張をこちらから仕掛けることはよくありません。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
526	<p>今回の馬毛島基地建設アセスも、環境アセスの趣旨を逸脱して進められていると思います。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
527	<p>国の安全保障政策は憲法に従うことが必要であり、馬毛島の軍事要塞化は、環境破壊の最たるものである戦争への危険を招来するものであるので、中止すべきである。</p> <p>東アジアに平和を創設するのは、憲法9条を生かして外交努力により、成し遂げることが憲法の前文に謳われている内容である。</p> <p>ところが、「馬毛島基地」建設の目的について防衛省・熊本防衛支局は準備書において、「安全保障上の重要かつ喫緊の課題」として、①「南西地域における陸海空自衛隊の訓練施設、緊急時の整備補給など後方支援施設」を整備すること。②米軍の恒久的な空母艦載機着陸訓練(FCLP)施設の確保すること。としている。</p> <p>これは、「台湾有事」を想定して、アメリカ政府が南西諸島を含む「第1列島線」を米軍・自衛隊の軍事要塞化し、戦争に勝ち抜く態勢をつくる動きの一環である。この中で、米海兵隊が自衛隊の支援を受けながら南西諸島の40力所を候補地に展開し、臨時の攻撃用軍事拠点を置いて中国を攻撃する、日米共同作戦計画案(『共同通信』報道)が検討されている。こうした作戦を進めるための訓練・補給・整備・出撃拠点に馬毛島をする構想である。</p> <p>実原、準備書に示されている自衛隊の訓練の数々は、そうした戦争を想定した陸海空一体の訓練計画・内容となっている。そして、こうした敵国を総攻撃する作戦において、米空母艦載機が決定的な役割を發揮することは明らかである。だからこそ、中国はこの米空母部隊を「第1列島線」に近づけないように、中距離ミサイル配備を進めてきたのである。</p> <p>このような戦争態勢づくり、「軍事対軍事」の果てしない悪循環が、戦争につながる一番の貴い道である。そして、戦争になれば、取り返しのつかない環境破壊、生活破壊もたらされることは必至である。この基地建設計画は中止すべきである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

<p>528</p>	<p>基地建設は、住民が深刻な基地被害にさらされる危険と環境省が「絶滅の恐れのある「地域個体群」に指定するマゲシカなど、多くの貴重な動植物の生息地が失われることは必至である。</p> <p>既述の防衛省・熊本防衛支局の準備書は、「環境保全への配慮は適正であり、環境保全の基準又は目標との整合性も図られていると判断した」などと述べている。</p> <p>(1)住民への深刻な基地被害</p> <p>FCLP は、年 2 回、20 日間程度(準備含めて 2 カ月程度)行われ、その訓練は深夜 3 時まで行われるとされている。基地での訓練による騒音被害が深刻な沖縄においても、深夜 3 時までの訓練はない。</p> <p>FCLP は同時に複数の戦闘機で実施するため、数分間隔で連続したタッチ・アンド・ゴーを伴う。高速を保ったまま滑走路に侵入し、車輪が触れた瞬間にアクセル全開で離陸するため、大きな爆音を発生させる。事後の危険性もある。岩国基地における米軍 FCLP の運用マニュアルによると、訓練中の高度は 600 フィート(約 180m)、平均速度は時速 450km を保つとされている。複数の戦闘機が高度約 180m で高速で旋回するため飛行コース周辺は騒音が絶えることはない。一度始まったら数時間は継続する。どの地域でも住民の反対運動で追い出されたこの訓練が、住民の平穏な暮らしを破壊し、島に住む生物に深刻な被害をもたらすことは必至である。</p> <p>防衛省は、自衛隊の F15 戦闘機を使用してのデモ飛行のデータを参考材料に、騒音被害は基準以下となると強弁している。八板俊輔西之表市長でさえ、「実際の訓練には程遠く、正確性に向け、住民間で混乱が生じる懸念がある」と事前にコメントを発表している。</p> <p>米空母艦載機の主力は爆音が激甚で米国内でも社会問題化した FA18 スーパーホーネットであり、しかも最も深刻な爆音をもたらすタッチアンドゴーも、深夜に及ぶ同訓練も実施していないデモ飛行で、実際の爆音被害を推し量ることができないのは明らかである。</p> <p>既述の準備書では、「飛行経路が種子島からできるだけ遠ざかるよう滑走路を配置する」とし、騒音基準値を下回ると予測している。だが、政府の立場は、日米地位協定によって米軍に国内法は適用されず、米軍の運用に対して日本政府は関与できないというものである。そして、米軍が国内法を無視し、日米政府間の合意も守らず、民間地上空での危険な低空飛行訓練などをくりかえし、それが日本政府によって放置されていることは周知の事実である。2017 年に米軍機部品落下事故が起こった沖縄・宜野湾市の緑ヶ丘保育園や普天間第 2 小学校上空では、そこが米軍の場周経路外であるにもかかわらず、そして、関係者が何回も上空の飛行中止を求めているにもかかわらず、いまでも連日のように米軍機が飛行する事態が続いている。このような事態を放置し続けている政府が、「種子島上空は飛ばない」と口約束しても、その実効性はないと言わなければならない。</p> <p>しかも、米空母艦載機訓練に加え、自衛隊機も参加した激しい陸海空自衛隊の訓練が年間 130 日間も行われるとされ、各種航空機の飛行回数は 1 日平均 180 回と想定されている(訓練飛行回数 20,227 回、移動飛行回数 2,658 回、輸送回数 576 回÷130 日)。これは自衛隊単独の訓練だが、政府は米政府との間で、日米及び多国間の実戦的合演習を強化することを約束しており(2022 年 1 月 7 日の日米安全保障協議委員会共同発表)、やがて、馬毛島も日米合同演習の訓練場とされることは確実と考えられる。こうした</p>	<p>馬毛島における航空自衛隊戦闘機デモフライトは、施設整備後の戦闘機の飛行状況や音の状況について、住民の皆様は体感いただくために実施したものです。</p> <p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書にお示ししました。航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して行いました。</p> <p>米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLP は、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示しした以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p>
------------	---	---

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
	演習の激化が、馬毛島及び市の周辺の自然環境と住民生活に深刻な影響を与えることは必至である。	
529	地域の理解と協力が得られますよう、ご尽力ください。	防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。
530	小規模ながら多様に存在する特異な生態系に関する調査等に適時ご協力いただくとともに、貴局の取り組みや事後調査についても情報発信ください。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。引き続き、関係法令に基づき、適切に対応してまいります。
531	環境アセスメント結果の公開を継続、また可能なデータについてはご教示ください。	環境影響評価準備書については九州防衛局ホームページに掲載しています。
532	近くに住む種子島の皆様のご意見は通っているのでしょうか。 近くに住んでいる方のこれからの事を考えてのことなのでしょうか。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。
533	馬毛島には、種子島の住民とともに歩みながら 2000 年の長きにわたり命を紡いできたマゲシカが生息しておりますが、一つの種を守ることはその種と支えあっている種も守ることに繋がり、それぞれの関係性を守ることが最終的に環境を守ることに繋がっております。2000 年頃は 600 頭近く確認されておりましたが、2001 年以降の大規模開発の影響を受け、2011 年には絶滅が危惧される頭数、270～280 頭まで減っております。海岸には天然記念物のオオヤドカリなど多様な生物が生息し、ウミガメの産卵地でもあります。しかし、海岸に関してはアセスメントの対象外となっております。 グローバル社会の中で生物多様性、SDGs「14. 海の豊かさを守ろう」、「15. 陸の豊かさを守ろう」と強く呼びかけられている中、逆行する行為は慎むべきではないでしょうか。	馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。 このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。 その上で、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。 馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。
534	厳しい検疫が行われえないであろう米軍の上陸を許可することによって、外来種が持ち込まれる可能性が懸念されます。現在日本で問題になっている外来種問題は、今まで見逃してきたことに対する積み重ねではないでしょうか。 外来種問題を食い止めることも平和の一環だと考えます。	馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。万が一外来種が確認された場合にも、適切な対応を講ずることとしています。

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
535	<p>小さな島や財政困難と思われる土地、そこで生きるもの言えぬ生き物に対する権力行使の暴挙の思考回路が社会へいじめやパワハラを蔓延させております。なぜ、もともと住んでいた生き物が追い出されたり苦しまなくてはならないのでしょうか。</p> <p>弱い立場の声を聴き、白紙に戻すべきだと考えます。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
536	<p>屋久島から40kmという近距離の基地計画に反対します。</p> <p>昼夜構わず飛行するであろう米軍の戦闘機の及ぼす屋久島や馬毛島種子島への騒音、排気ガス、光の環境への影響動物、植物そして子供たち大人生きとし全ての物への影響を危惧します。調査できるのでしょうか？</p>	<p>屋久島町については、馬毛島から30km以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えておりますが、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書においてお示しました。</p>
537	<p>戦争になるとまず先に基地がある島国が攻撃されると思います。現にロシアによるウクライナへの軍事侵略沢山の方が犠牲になっています。</p> <p>被爆国である日本が重く受け止め、戦争をしない、させない国づくりに努めてほしいです。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>
538	<p>沖縄戦の教訓から、馬毛島に軍事基地をつくることにより、鹿児島が有事の際の、標的になることは明らかだと思います。</p> <p>「説明責任を果たした」「丁寧に説明する」という言葉を聞きたいわけではありません。住民にわかりやすく包み隠さず「説明」をしてください。ウクライナの戦争に便乗して、基地計画を強引にすすめるのはやめてください。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p> <p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
539	<p>住民の反対意見が多くある中で、強硬的に建設事業を行うことは反対である。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p> <p>その上で、防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
540	基地建設そのものに反対です。	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p>
541	南西諸島、沖縄の平和と自然を守ってほしい。	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
542	軍事化を進め、南西諸島に軍事費を費やし自然を壊すことに反対です。	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
543	これ以上日本国内に米軍基地を建設することは国民の不利益でしかない。	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p>
544	日本の防衛費負担を減らすべきだ。	<p>我が国の安全保障環境が一層厳しさを増す中で、まず行うべきことは、国民の命や暮らしを守るために何が必要なのか、具体的かつ現実的に議論し、積み上げていくことです。</p> <p>その結果、防衛力の抜本的強化に当たって必要となるものの裏付けとなる予算をしっかりと確保していく考えであり、こうした観点から、総理は日米首脳会談で、「防衛費の相当な増額を確保する」決意を表明されたと承知しています。</p> <p>こうした考え方の下、防衛費の内容や規模等について、新たな国家安全保障戦略等の策定や今後の予算編成過程を通じて検討してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
545	日米地位協定の見直し・廃止が先決である。	<p>日米同盟は日本外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎でもあります。地域の安全保障環境が厳しさを増す中、抑止力・対処力の強化を含め、日米同盟を一層強化するため、幅広い分野において日米間で緊密に連携し、取組を推進しております。</p> <p>その上で、日米地位協定について様々な御意見があることは承知していますが、日米地位協定は、大きな法的枠組みであり、政府としては、事案に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきています。</p>
546	米軍基地があるがために、事件や事故が多発している。すべてがしっかり報道されているのか。その悲劇を繰り返すことになる。	<p>事件や事故は、地元の皆様に大きな不安を与えるものであり、政府としては、米軍に対し、引き続き安全確保、事件・事故防止の徹底を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう、日米間で協力して取り組んでまいります。</p>
547	基地建設による自然環境に及ぼす影響が十分に検証されていない。	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
548	<p>馬毛島に作られようとする基地は、戦争に繋がる恐れのある施設です。憲法9条違反です。</p> <p>また、基地が出来ると地域の生態系も守ることができなくなります。</p> <p>以上の理由から環境影響評価準備書に反対します。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
549	土砂流出で漁場が破壊されたなどとして、地元漁業者らが開発工事の差し止めを求め提訴する事態に発展している経過があり反対します。	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示ししました。馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p> <p>なお、港湾施設整備に当たっては、漁業への影響に配慮して海上工事を行います。港湾施設整備に伴い、漁業経営上被る損失については、適切に補償を行う考えです。</p>
550	そもそも住民合意もなく進めるのは沖縄の辺野古と同じで、アメリカの言いなりになっているのはおかしい。	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。その上で、防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
551	防衛・抑止力という名のもとに「武力行使」が前提にあること、戦争のできる国作りをすすめようとすることに自体に反対します。	<p>防衛省・自衛隊は、いついかなるときも、国の防衛の最前線で真摯に任務に励み、国民の命と平和な暮らし、我が国の領土・領海・領空を守り抜くとの責務を果敢に全うするとともに、地域と国際社会の平和と安定、そして繁栄を確固たるものとするべく全力をあげる考えです。</p>
552	私達がくらすこの奄美は、世界文化遺産に認定されるほどの豊かな自然があります。鹿児島県は、奄美だけでなく自然豊かで多くの動植物が生息しやすい島々、離島があり世界的もの貴重な地域だと誇りに感じています。しかしながら、様々な政治的思惑や恒久平和を願う国でありながら沖縄やこの奄美、そして馬毛島も狙われ軍事要塞化豊かな自然や県民・国民を戦争に巻き込もうとしている事実憤りと不安・落胆しています。ここ奄美でも、市民は何も知らされないままの軍用機の低空飛行があり恐怖を感じることがあります。そんな思いをする人たちが増えることを黙視できません。きちんとした環境アセスメントもままならないままの基地建設にかじきりしています。生活や命を守る医療職として基地建設に反対します。	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p> <p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示ししました。馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
553	馬毛島に基地ができれば、住民は米軍や軍属による事件事故、戦闘機爆音公害など抱え込むことになる。	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しており、全ての予測地点で基準値を下回ると予測しました。</p> <p>馬毛島基地(仮称)に常駐する部隊は自衛隊です。FCLP 期間中、米軍人は、馬毛島内において、訓練とそのため支援活動に従事しております。そのため、馬毛島以外の地域を訪問することは基本的にないと考えています。</p> <p>米軍に対しては、引き続き安全確保を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。</p>
554	軍用機による事故、テロの標的、基地関係のトラブル懸念	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。訓練等を行う際は事故がないよう努めてまいります。また、米軍に対しても、引き続き安全確保を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。</p>
555	航空機事故の大半は離着陸時に発生すると言われている。ひとたび事故が発生すれば、有毒な航空機用燃料が漏れだし、馬毛島の土地や周辺の漁場が汚染されることは容易に想像がつく。黒潮に乗れば被害は加速度的に拡大するだろう。台風も多い地域だ。軍事訓練は悪天候なら中止されるのか。そんなはずはない。計画通り進むはずだ。想定ケースが甘すぎると言わざるを得ない。環境影響評価準備書に反対します。	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書にお示ししました。馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。また、訓練等を行う際は事故がないよう努めてまいります。</p>
556	<p>南西諸島の強化は、抑止力と謳いながら実際には東アジアへ対する米軍基地強化です。</p> <p>馬毛島に基地が完成すると、日米地位協定により自衛隊の運用スケジュールは実際には異なることとなります。他国との共同訓練もあるのではないのでしょうか。極東最大の岩国基地と普天間飛行場とを繋ぎ、その中間地点となることで九州沖縄の上空は戦闘機が飛び交うこととなります。部品落下事故や空港への臨時着陸など住民は不安視しています。</p>	<p>馬毛島基地(仮称)においては、そもそも自衛隊の訓練施設や後方支援施設が十分にあるとは言えない中、我が国の南西地域における防衛態勢の充実の観点から、陸海空自衛隊の訓練施設、大規模災害等における後方支援施設として活用する方針であり、馬毛島に自衛隊の訓練施設・緊急時の活動施設を整備することは、我が国の防衛上、極めて重要です。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p> <p>また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、現時点で具体的な計画はありません。</p>
557	事業の目的では、明らかに「米空母のプレゼンスの維持に不可欠な」FCLP 施設の確保であること。	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
558	<p>馬毛島内に生息する天然記念物級の動植物、自然の宝庫は日本の宝です。種子島及び世界遺産の屋久島の海産物や豊かな自然を、騒音や大気汚染により破壊する影響があるFCLPに反対です。</p> <p>また、馬毛島は馬毛鹿の生息地です。</p> <p>様々な生態系の影響、島に住む住民の暮らしに様々な影響が出てしまう事を懸念します。</p> <p>1度壊した自然は、いくら大金を積んでも元通りにはなりません。</p> <p>どうか、これ以上豊かな自然を脅かすような、戦争の土台づくりのような、建設作業を反対します。</p> <p>日本国内でロシアとウクライナの様な事があってはなりません。</p> <p>国への攻撃を防ぐ為？いいえ違います。</p> <p>万が一、標的となるのは軍事施設です。</p> <p>直ちに基地建設を取止め願います。基地建設に反対します。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p> <p>また、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
559	<p>準備書のあらまし1頁：事業の概要：事業の目的</p> <p>日本国が掲げる、21世紀を持続可能な発展を目指すSDGSの理念から鑑みても、亜熱帯の森とサンゴ礁の海に囲まれた脆弱な島々である奄美群島、沖縄列島、宮古列島、八重山列島(所謂「琉球弧の島々」)を自衛隊・米軍の軍事訓練場として乱開発し、活用すること自体が、国の将来的な発展を阻害する要素になると懸念します。</p> <p>「軍隊」が訓練場とする小さな島々に住む人間生活への悪しき影響は言うまでも無く、島々に棲息する生き物たちへの影響は、事業者自らが評価しているように「不確実性があり」危険です。馬毛島基地(仮称)建設事業は馬毛島の環境を破壊するだけではなく、「琉球弧の島々」へ連鎖する被害は計り知れません。</p> <p>『犠牲者は誰ですか?』失ってからでは遅すぎます。</p> <p>以上、当該事業を直ちに中止することを求める根本的な理由とします。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
560	<p>馬毛島は貴重な動植物が生息しているにも関わらず、本来なら植物が生い茂っていたであろう場所は十字に分断されてしまっている。</p> <p>さらに基地計画ではこの十字とも別に滑走路や周辺施設を予定されていて、本来の緑地帯などはほぼ消失してしまう。</p> <p>開発により植物はもちろん、生活面積を奪われた動物も大いに影響を受ける。</p> <p>私は沖縄に生活しているが、基地は建設も環境に大きな負荷を与えるが、更に運用事態が継続的な環境汚染をもたらしている。</p> <p>多くは日本の規制が届きにくい米軍基地で起こっている。例えば、軍用機洗浄などに使用され発がん性があるとされる消泡材が生活用水の中に流入されているが、これは米軍のみでなく、自衛隊由来からもあった。</p> <p>軍事という命を奪うことが目的の施設及び訓練からすれば、多様な生物の生きられるありのままの環境を残す事など、配慮する必要もないということでしょうか。沖縄で生活をしていて憤りを感じます。また、この人間の犯罪によって被害にあうのは、必ずしも人間だけでなく、全ての生き物がその被害を受けます。</p> <p>もしも馬毛島に基地が造られることになったら、間違いなく環境は破壊されます。それも、「人がいない」という理由で、おそらく沖縄以上に。</p> <p>決して無人島だからと環境を破壊していい理由はありません。</p> <p>基地建設計画を即刻取りやめるようはたらきかけてください。</p> <p>本来人間がやるべき事を、その予算と時間と技術で行うのが、人を「衛る」事です。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
561	<p>馬毛島は黒潮に浮かぶ島です。多種多様な魚や海洋哺乳類が生息している中で建設をするのですか？ 人間が人間の為に、自然をこわすのですか？ 建設をすることで、自然へのダメージが多くあると考えます。また、建設後、綺麗な空に訓練としてたくさんの飛行機が飛ぶのですか？ 九州はたくさんの自然が残されている場所です。飛行機などが飛ぶことで空気が汚れ、大地が汚れ、海が汚れます。どうか将来の子供達のためにも、素晴らしい自然を残して欲しいので、建設自体に反対いたします。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
562	<p>基地移設理由の明示及び全国への報道も必要です。日本の貴重な環境が壊されることについて問うことは必要です。また、現在のウクライナ情勢、憲法改定の動きもある中、軍事関係の情報については周知が必要です。</p>	<p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
563	<p>少なくとも『馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書』を拝見する限り、環境がよくなることはなさそうだと思います。</p> <p>世界的にCO2削減やSDGsなどが叫ばれ、環境がよくなりそうな活動が多くなってきました。</p> <p>環境がプラスになるような活動をして人も生活できる自然環境を維持するのは容易ではありません。</p> <p>「馬毛島基地」に関しては、環境をプラスに持つていくことは無理だなと思いました。</p> <p>国の防衛を考えると、軍事関係の施設も大切なものかもしれませんが、昨今のロシアとウクライナの情勢を見ても、戦争をやめるのは「交渉」であったり「対話」が最も大切です。</p> <p>自然の環境は「守る」ものではありません。</p> <p>もちろん破壊するものでもありません。</p> <p>ウクライナも戦争が続けば国土は守れても、人命は守れていません。</p> <p>国土あっての人命ではなく、人命があるからこそ国があり国土があります。</p> <p>軍事施設の増強では国民を守れないことを念頭において、日本を守っていただけたらと思います。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>
564	<p>1977年には、島の南西部で弥生終末期のものとされる、人骨や貝製品からなる副葬品、水晶が発掘された、椎ノ木遺跡が発見された。これは、この時代における同一形質の人の広がりを知る上で貴重なものであり、西之表市にとっても貴重な文化財である。島の開発はやめ、貴重な野生動物と、人類史にとって重要な埋蔵文化財保護のために、この島を保護区とすべき。</p>	<p>椎ノ木遺跡は、施設配置案の外に所在しており、工事や施設の存在及び運用による影響があるとは考えておりませんが、遺跡の取扱い等については、関係法令に基づき適切に対応します。</p>
565	<p>馬毛島基地（仮称）建設事業に関しまして、長い歴史が育んだ周辺環境を破壊する懸念の声が多く上がっていることはご存知のことと存じます。国内でも有数といえる、多様な生態系が生きるこの地域は、米国のものでなく、防衛省のものでなく、地球の共有財産ではないでしょうか。10年後、100年後、我々の子ども世代、孫世代に恥ずかしくない選択のため、建設に対して反対する意見に耳と心を傾けていただき、十分な対話を求めます。私は馬毛島への基地建設計画を止めていただきたいと思います。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
566	<p>馬毛島周辺は、種子島の漁業者の主要な漁場であるため、日常的に操業が行われる。したがって、離発着訓練を実施した場合、操業中の漁業者の真上を超低空で戦闘機が飛行することが確実に予想される。その場合、爆音に曝される漁業者への健康上の影響とその対策はどうなっているのか、この点についても具体的な検討ができるはずであるのにこれを怠っている。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
567	<p>米軍に対する日本の法的コントロールを事実上放棄しているに等しい日米地位協定について、準備書は「日米同盟は日本外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎でもあります。地域の安全保障環境が厳しさを増す中、抑止力・対処力の強化を含め、日米同盟を一層強化するため、幅広い分野において日米間で緊密に連携し、取組を推進しております。その上で、日米地位協定について様々な御意見があることは承知していますが、日米地位協定は、大きな法的枠組みであり、政府としては、事案に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきています。」と回答しているが、要は、地位協定は日本の安全保障にとって必要だから、主権放棄はやむを得ないと述べているに等しく、日本の外交政策の怠慢と卑屈さをさらけ出したような回答と受けとめざるを得ない。このような回答を出して寄越す防衛省に、果たして真に日本の国土と国民を守る気概があるのかどうか、不安この上ない。</p>	<p>防衛省・自衛隊は、いついかなるときも、国の防衛の最前線で真摯に任務に励み、国民の命と平和な暮らし、我が国の領土・領海・領空を守り抜くとの責務を果敢に全うするとともに、地域と国際社会の平和と安定、そして繁栄を確固たるものとするべく全力をあげる考えです。馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>その上で、米軍に対しては、引き続き安全確保を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。</p>
568	<p>馬毛島の生き物たちは、細々と日本の自然のサイクルを繋いできてくれました。日本を守ってきてくれたのです。</p> <p>大切な日本の領土を破壊することは、日本を守ることにならない。</p> <p>安全管理や訓練は、既存の基地で可能です。</p> <p>職場の沖縄県出身者は、昨今の世界情勢を鑑み、沖縄県から米軍が撤退したら中国に乗っ取られるから、基地があってよいと言うようになりました。</p> <p>どうか日本と、そこに住む昔からの「住民」を守ってください。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
569	<p>基地は不要です。人間の愚かさで美しい環境と動物を殺す悪影響である基地を作らないでください。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
570	<p>国防上、ここに基地が出来ることがどれほどの影響力があるのか、昨今の救助活動等における自衛隊員の活躍を見る限り、新たに訓練場所を求める必要性が分かりません。実戦のことを考えれば、人里離れた自然の中よりも本来は大都市、都市近郊等で(国体みたいに年ごと場所を変えて)行う方が訓練の意味があるように思います。また、この海洋域の国防拠点として基地は本当にこの規模で機能を果たせるのか疑問に思いました。既にある基地や空母等を効率よく活用し、自然への影響を最低限にする努力を希望します。国がSDGsを推進しており、海の豊かさ、陸の豊かさを守る点からも、新たな自然への影響を伴う現時点で計画されている馬毛島の基地化の見直しをお願いします。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
571	<p>馬毛島基地建設の案が出ていると聞きました。屋久島は自然豊かで、とても神聖な場所です。どうかその様な場所を汚さないでください。</p>	<p>屋久島町については、馬毛島から 30km 以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えておりますが、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書においてお示しました。</p>
572	<p>離島やへき地、過疎地と言われる所は、日本全国どこでも、医療資源の本当に乏しい地域であり、看護師、介護スタッフ、支援スタッフの皆さんなどは資格を取得するのにも、大部分の人は島外にでて大都市部で教育を受け実践を積み、機会を得て、種子島に帰島して、まさに、都会での享樂的な生活や華やかな生活などと全く無縁な形になっても、最も弱い人たちを何とか支えようとやってきているのです。</p> <p>私たちにとって・・・島の静かさは最大の味方であり、心を穏やかにしてくれる環境資源です。これらは、極論すれば、種子島に現在住んでいる人間達の所有物でもないし、日本国だけの所有物でも現在の国民や政府関係者などの一存で自由に「生殺与奪の権」をふるってよいものではないのです。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
573	<p>高齢者のせん妄という意識障害、もうろう状態では、戦争中の恐怖体験、空襲警報や逃避行の体験がしばしば現れますし、自閉性障がいの子供・成人の方では、感覚過敏・・・という聴覚・視覚刺激での大恐慌・情動不安定、混乱状態や自傷行為などが出現します。今現在安定しつつある多くの方たちの、心身の健康を根こそぎ奪い取る・・・全く科学的・医学的にも道義的にも絶対悪としか言えない、基地建設事業・・・そのものに、断固反対します。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
574	<p>人間性、個人の尊厳を尊重しない強引な「国策」の押しつけ、こそ、「地域独自の生活環境や文化、教育活動、経済活動、医療福祉活動・・・」に対する、「境界越え・・・」の侵略行為そのものに見えるというのが、貴防衛局の皆さんにはわからないでしょうか？</p> <p>☆土木大企業、軍事産業や軍事政治屋たちに振り回されない「防衛省」になっているか？</p> <p>現在の政府の作ってきている、考えている防衛部門は、防衛省の名に値しないのではないか。「省」に格上げ？になった高揚感、満足感のみに溺れて、ここ 10、20 年は基盤の改革を怠ってきたのではないか？「省」と名乗るからには、軍事勢力・腕力一辺倒の増強？ではなく、文化的、歴史的、行政的、法律的な識見や習熟を重ねていかねばならないのではないか？「庁」の時とは一段を異なる、謙虚な自制、社交性、交渉能力、外交能力、例えば、文部科学省に負けない文化、科学への識見、外務省にまけない世界各国との専門家集団の育成、環境省に負けない地球環境の維持・防衛・回復に資するような「防衛装備」「基地環境」のあり方、工夫、副反応・有害作用の軽減・消去にむけての研究・・・などなど、自らの内的な「武器以外の」ソフトの面の装備を身につけていく事が優先ではないか？土木大企業、軍事産業や軍事政治屋たちに振り回されない・・・人間力の向上を地道に目指していく基本的姿勢が必須ではないのか？「省」に昇格したことを、ここ 10、20 年慢心、自己拡大、夜郎自大・・・の根拠にしては全く不適當である。</p> <p>貴防衛局や防衛省などの職員の皆さんそれぞれの、異なる意見、感じ方、発想、不安などが十分にその組織やグループの中で議論、発言、表明されて尊重されているのか・・・という事にもつながります。もともと、馬毛島の買い取りの基準額にしても、心ある防衛担当者は 40 億・・・といていたのを、政治家が 160 億と強引に貴防衛局の良心・バランス感覚をもった意見を無視し押し切ったという情報があります。そういう一部の政治家などの意向に左右され、皆さん一緒の方向で考え、行動している・・・という事になれば、それは、あなた達がまさに仮想敵としている中国などと同じような「全体主義」の組織に退化しているという事になります。</p>	<p>防衛省・自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、関係法令に基づき任務に当たっております。</p>
575	<p>「地方自治体」そのものも「基地」を歓迎している・・・との既成事実をこしらえようとしています。現在の政府関係者や政治家は、各島や自治体の、首長や議員の選挙に、大きく深く介入・乱入して、「ニセの」国策に順応するような首長・民意を作ろうとしてきているのです。これが、最も恥ずべき、憲法や真理・学問・歴史の教訓など人類の苦闘の歴史から生まれたはずの民主主義・・・自体の意義を踏みじじる、絶対悪、ルール違反の行為です。</p>	<p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
576	<p>人間も含めて、屋久島周辺に住むウミガメやクジラたちがこれからも心地よく過ごせるような場所であってほしいから。わざわざこんな美しい自然がある場所に基地を作らないでほしい</p>	<p>海域動物への影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
577	<p>馬毛島に基地を建設することに反対です。</p> <p>なぜなら、自然豊かさの中に絶滅の危機にあたる生物がいる事。</p> <p>生き物の生命を脅かすことは許されないことと思います。</p> <p>また、動物は人間と違い、嗅覚、聴覚、視覚などが敏感でもあるため、建設や建設後に行う様々な事柄に対して急激な環境の変化でストレスを感じ、さまざまな発病や生命を落とすことが容易に想像がつきます。</p> <p>環境破壊、自然破壊、生態系に少なからず影響を与えます。</p> <p>動物や植物を犠牲にしてまで基地を建設するものではないと考えます。</p> <p>やむなく、建設を施工するならば、馬毛島に生息する生き物に対して最大限の配慮をお願い申し上げます。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
578	<p>沖縄の辺野古では、大浦湾で3頭のジュゴン（絶滅危惧IA類 CR：環境省レッドリスト／南西諸島地域個体群→絶滅危惧IA類：IUCN レッドリスト）の生息が確認されていた。しかしながら基地化事業着工後に1頭の死亡が確認され、残り2頭が行方不明となっている。また、埋め立て予定地から外部へ移植されたオキナワハマサンゴ（絶滅危惧II類 VU：環境省レッドリスト）は、そのほとんどが死滅した。影響の評価予測では、当事業において保全基準をクリアし、整合性が図られていると評価されていたものの、実際には大きな悪影響が生じている。そのような状況下でありながら、今準備書でも馬毛島での環境影響の低減が図られていると評価されている。一方、馬毛島に住むマゲシカは、現時点で既に、絶滅の恐れのある地域個体群（馬毛島のニホンジカ）として、環境省レッドリストに記載されており、人為的な攪乱に伴う絶滅が懸念されている。また、ウミガメ類2種についても、産卵上陸に悪影響を及ぼす可能性が高い。主要サンゴ種に関しても、前例がある以上、移植後に死滅する可能性を否認しない。</p> <p>仮に「馬毛島のマゲシカ個体群が絶滅した。」、もしくは「基地化工事や訓練がウミガメの産卵に支障をきたした。」、または「サンゴの移植後に死滅した。」場合、その責任は誰が取るのか。</p>	<p>馬毛島のニホンジカ、ウミガメ、サンゴ類への影響を含め、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
579	<p>今回の環境影響評価において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律・文化財保護法・文化財保護条例・県条例に指定されているか、もしくは環境省レッドリスト・環境省版海洋生物レッドリスト・鹿児島県レッドデータブックに掲載される動植物が、計305種も馬毛島で確認されている。調査期間が短期間である実情を考えると、現時点では未確認である可能性も非常に高く、更なる種の生息が予測される。</p> <p>この調査結果は奇しくも、狭い環境にありながら、馬毛島にはとんでもない種の多様性があるという事実を証明した形になる。305種もの希少種が確認できる現状を鑑みるならば、「馬毛島においては、基地化他の事業を展開すべきではない。周辺海域を含めた全島を、保護の対象とすべきである。」という結論に辿り着くのが、正しい環境影響評価の在り方ではないのか。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
580	<p>馬毛島周辺の海域は、貝類の多様性が高い。春先から夏場にかけての大潮周辺の日には、種子島島民が馬毛島の磯に渡り、イボアナゴやテツボラ等の貝の採取を行う。特にゴールデンウィークには、人々が大挙して訪れ、潮干狩りを楽しむ。それは、種子島島民にとっての年中行事であり、文化であり、風物詩になっていると言えるだろう。</p> <p>基地化事業が進めば、周辺の潮間帯も立ち入りが制限されると予測される。馬毛島の潮間帯が、人と自然の触れ合いの場になっている実情を認識しつつ、その場への制限を前提とした影響の調査をすべきである。</p>	<p>馬毛島の自然海岸での磯遊びや磯釣りにについては、現地調査期間中には確認されませんでした。</p>
581	<p>馬毛島に基地が建設された後・建設中は、馬毛島上陸への制限有無をお知らせください。</p> <p>制限ありの場合は、その理由を教えてください。</p> <p>「第5回西之表市と防衛省との協議の場」にて配布された資料「管理用道路（外周道路）の工事について」3ページ目に、「工事区域以外への立入制限等」との記載がありました。環境保全措置の一環としての対策と思いますが、これらが市民の生活の場を奪う口実にならないかどうか、心配です。</p> <p>先日（4月）、船で馬毛島を見学した際には、10名以上の地元の方が磯物採りで、馬毛島の潮間帯（海岸）に来ていました。馬毛島は今でも西之表市民の生活の場の一部となっていることがわかります。立ち入り制限は、生活の場を奪うことを意味します。</p> <p>市有地（馬毛島小中学校跡地）や市の管理道路、自己所有の土地への立ち入り制限の有無も、併せてお知らせください。</p>	<p>馬毛島の国有地については、国有財産として適正に管理する必要があることから、原則として当該立入りを認めない方針を採っています。</p> <p>その上で、防衛省としては、今後も土地の取得に努める考えですが、現時点で取得していない土地について、お答えする立場にございません。</p> <p>なお、西之表市が市道と主張する土地を含めた馬毛島の土地の大半を所有していた前所有者から、市道は現存しないとの認識が示されており、防衛省としても、同様に理解しています。</p>
582	<p>既に資本主義社会において自然環境を犠牲に発展・国防をしてきた陰で、人類の存続すら危ぶまれてきている気候変動や環境問題が山積しています。環境世紀において、今更自然を破壊してまで本当に一体誰から何を守るのでしょうか。起こっていることは、人間が一方的に、対人間だけではなく環境に対して無意識に戦争を起している現実です。人間至上主義の人間のためだけの平和を実現させるための防衛はもう時代錯誤だと感じます。</p> <p>馬毛島から数十キロ先に世界自然遺産である屋久島があります。自然は何億年何千年と「戦争をしないで」あるがままの姿を見せ続けています。</p> <p>その姿が人類に与える影響力から鑑みて、馬毛島の基地化は違和感でしかありませんが、人間だけが苦しみ、その結果を全て人間だけで回収できる自業自得なら私もその責を負います。</p> <p>しかし、今回の基地化により、実際に多種多様な陸上及び海洋の動植物や地形や資源が破壊され、クジラやウミガメ、マゲジカなどの野生の営みが次々に負の影響を与えていくことを考えると、とても賛成する気にはなれません。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
583	<p>先日屋久島での説明会に参加させていただきました。</p> <p>私は昨年、屋久島に移住したのですが、馬毛島の基地建設のことは何も知らなかったので説明会を聞きに行きました。</p> <p>昨年思ったことは環境問題や生き物たちの生活を人間社会は考えられないのだろうか？</p> <p>とただ唖然としました。</p> <p>環境や生物についても学んだり、生活の中で自然と暮らす中で自然も生物も同じ命であることを切に感じています。なので、説明会のお話では、極端な人間中心の考え方に驚きました。</p> <p>もちろん、国を防衛するために必要だということは理解できます。</p> <p>けれど、日本という国のあり方他国から見て軍事基地がまた増えて発着陸の練習をしているということを感じた時こちらが防衛のためとはいえ戦闘体制を見せるなら、相手はまして戦闘態勢を整えるのではないかと私は思います。人間は鏡ですから。</p> <p>未来の子供達の頭の上で戦闘機を飛ばし続けることが子供達の幸せにつながることであり日本のあり方なのでしょうか？美しい自然と生き物たちを大切にすることは未来の子供達への贈り物なのではないのでしょうか？自然は多様性があるけれど人間の身勝手な都合での手入れは不要ですし、SDGs の観点からしても相反していると感じます。防衛省では SDGs をどのように捉えお考えなのでしょうか？</p> <p>一年前の説明会で質問が殺到していましたが今回の説明会に反映されていたものがありましたでしょうか？あんなに色々な質問が飛び交っていましたが、一切持ち帰っていただけなかったのかと思います残念さと驚きが隠せませんでした。国民の一人一人が主権者です。あなたたちと同じように私たちも主権者です。</p> <p>あの場において感じたことはあの場にいたみなさんは防衛省の皆さんに怒りをぶつきたいわけではありません。ただ話を聞いてほしい、工事をすることが決まっている程で話すのではなくただただ、想いを真摯に受け取っていただきたい。そういう想いを感じましたし、私も同じ想いでした。</p> <p>防衛省の皆様は、理解してもらえるように努めるとおっしゃっていましたが、決定している事項に向かって誘導している感覚はありませんでしたか？「工事をやめていただきたい。」その想いを聞いてただただ上層部にその言葉を持ち帰っていただくことはできなかったのでしょうか？</p> <p>お仕事だからと言わず自分の心に志す志事をしてください。</p> <p>私などが人様に説教を垂れたいのではありません。</p> <p>役職など関係なくただの人間として、人対人として、向き合っていたきたい。</p> <p>一人であっても、地域であっても、県になろうと、国になろうと変わるのはまず小さな自分自身だと思います。防衛省の説明会に書いてくださったみなさんは一人一人様が基地が必要だとお考えですか？</p> <p>国の決めたことだから、仕事だからということではなく自分自身として考えていただいた皆さんとお話がしたかったです。どうぞ馬毛島が日本が戦争に向かって進まない未来を基地を作らずに防衛してください。どうぞよろしく願いいたします。皆様が頼りなので、屋久島が隣の島だから反対しているのは大いにありますが、この件を通して、もっと身近に米軍基地問題が感じられたことに感謝いたします。日本にそのような基地はこれ以上いらないです。憲法ができた時から日本がアメリカ傘下で頭が上がらなくてもこれから変わっていきたい。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練 (FCLP) を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p> <p>その上で、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
584	<p>自然環境とそこに暮らす生き物達の事を考えておられますか？</p> <p>人間の利益のために犠牲者を出すのはやめてください。SDGs で環境や全ての生き物に優しい事を推奨しているにもかかわらず、このように全てにマイナスな影響を与える建設を進める意図が全く理解できません。</p> <p>ほんとうの意味で全てに優しくなる選択をするべきだと考え、本建設案に対して、断じて容認できません。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
585	<p>環境影響調査にコンクリート構造物設置による周辺の気温変化、航空機の熱による気温や環境変化がないのですが、近年屋久島には毎年50年に1度の豪雨と評される雨が毎年降っています。その度に川が溢れそうになります。山岳部では土砂崩れが多発しております。屋久島では雨雲レーダーに載らないような雲がしょっちゅう発生しています。気温変化により雨雲生成に影響があれば、川が溢れ住居に影響があり住民の命に関わることなので、工事に入る前に調査と評価をし、影響がある場合は建設を中止してください。</p>	<p>屋久島町については、馬毛島から30km以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えておりますが、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書においてお示しました。</p>
586	<p>馬毛島に基地を作る目的が、国民の生命と財産を守るものようですが、国民とはどの地域に住む人を、財産とは具体的に何のことを指すのか詳細を教えてください。住民説明会が開かれるたびに、報道関係者の取材を許可するかどうかの話が出ていますが、一般的に国民と呼ばれる人たちに向けて情報を開示しないようにしている印象が強いです。説明会でも、多くの方の理解を得られるよう説明していきますとおっしゃっていましたが、住民が納得する回答が一つも返ってきておらず、防衛省は馬毛島周辺住民を守る気持ちがないのだと受け取りました。私は強烈的な柔軟剤や衣類スプレーを使う人々が多く集まる場所やうるさい環境に住めないため、静かで自然が圧倒的に勝る場所で暮らすことを選びました。私にとっては今ある熊毛郡の環境が財産です。お金と引き換えられません。引っ越しても替えがききません。種子島、屋久島は、生きとし生けるものたちの多様性がある環境が財産だと感じている人がたくさん住んでいる、そう感じている人が訪れる地域だと日々実感しておりますが、環境影響調査では調査対象の生き物が基地建設によって個体数を減らすことになるだろうが、基地建設は何があっても行うという説明をされました。屋久島に建設するわけではないから影響もありませんとも。</p> <p>今まで人間の浅はかな知識で作られた構造物が、環境破壊に多大なる影響を与えてきた実績があります。福島原発は、人間が想定した設計では地震に耐えられず、結果現在も環境汚染を続けています。遠く離れた国々からも批判があった事故です。それでも馬毛島と屋久島は離れているから影響がないというのでしょうか。地球を大移動している海の生き物にとってのスケールだと離れていません。馬毛島の環境影響調査はまず対象となる生き物や項目が少なすぎるし、予測が甘すぎるのに、建設しますというのは、税金かけて調査した意味があったのか。生物の動きをただ追っただけで、生物の特徴からどういったことを人間が行うと影響があるか全く考えられていない調査だと感じました。</p> <p>果たして誰が国民で何が財産なのでしょう？</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p> <p>その上で、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
587	<p>米軍の FCLP をアメリカではなく日本で行う理由を教えてください。未熟な訓練生に、有事の際日本を防衛できるとは思えません。タッチアンドゴーの「訓練」、という表現も良くないと思います。これから資格を取る人たちの練習の場合は、「教習」ではないでしょうか。</p> <p>空母の上で行うことを、わざわざ豊かな生態系を壊して基地建設してまで行う理由も教えてください。</p> <p>わざわざ人が生活している環境のそばの馬毛島に基地を作らずに、生活から遠く離れたすでに設備がある硫黄島で訓練すればいいのではありませんか？（硫黄島の環境を壊していいという意味ではありません。不要なのに作ってしまった場所を最大限活用すればいいのではないかと思います。）特に FCLP に関しては未熟な操縦者が何をするかかわからないので、人の生活から離れたところすべきでしょう。防護服も着ずに生活する人々のそばで行わないでほしいです。環境影響調査の通り、周辺に生息する生き物への被害もあります。</p> <p>また岩国からの距離のことを問題にされていますが、有事の際訓練中の兵士が防衛に行くのですか？そんな中途半端な状態で防衛できますか？燃料代より国民の生活環境の方が大事ではありませんか？燃料代より建設費、設備維持管理費のほうかかきませんか？</p>	<p>我が国に展開している空母打撃群（ロナルド・レーガン）のプレゼンスをこの地域に維持することは、インド太平洋地域の平和と安定にとって極めて重要です。ロナルド・レーガンは横須賀を母港とし、空母艦載機は岩国を拠点としていることから、この空母打撃群がこの地域において恒常的に活動を行うためには、我が国で米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する必要があります。</p> <p>空母への着艦には、高度な技量が求められ、空母の出港にあたって、空母艦載機パイロットの着艦資格を取得するため、必要な訓練です。</p> <p>硫黄島は、岩国飛行場から遠く、パイロットの安全性に大きな懸念がある等、今後継続して FCLP 施設として使用することは困難です。このため、硫黄島に替わる FCLP 実施施設が必要です。</p> <p>馬毛島に自衛隊施設が整備されることで、南西地域の防衛態勢が強化されることとなり、この地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものと考えています。</p>
588	<p>海も土も空気も植物も動物もいろんな生き物のバランスも狂っちゃうんじゃないかと思えます。</p> <p>低周波ひとつとっても、私自身、頭も痛くなるし、気持ち悪いし、思考力もなくなります。そんな状態が、自分の意思に反して続くかと思うと耐えられません。</p> <p>馬毛島だけでなく、周辺の島に住む人や生き物が生きてるのが苦しくて仕方がない状況を故意に作ることはやめて欲しいです。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
589	<p>全体を通して、環境影響評価法の解釈が形式的、限定的すぎる。関係者は、「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする」（同法1条）ことを心より理解し、職務に当たるべきである。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
590	<p>馬毛島周辺の海域は、たくさんの魚たちが集まる漁場でもあります。魚だけではなくたくさんの種類の生き物が生息しています。その貴重な環境のことを無視するような、違法な抜本開発をした島。子どもたちにつないでいく自然環境を国自ら破壊していく行動は、見直されるべきだと考えます。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
591	<p>静かに暮らすために都会から離れ島に住んでいるのに軍事演習を見ながら住むのであればここには住めません。</p>	<p>準備書にお示ししたとおり、馬毛島においては各種訓練の実施を想定しています。自衛隊の使命は、国民の生命と平和な暮らしを守り抜くことであり、自衛隊はこの使命を果たすため、必要な戦術・技量を維持・向上させるための訓練を行っています。</p>
592	<p>基地建設により影響を受ける生き物たちのことをもっと真剣に対応してもらいたい。クジラ、馬毛鹿、海亀、その他たくさんの生き物たちのことなど、沖縄のジュゴンやサンゴ…何かあっても(たとえ絶滅したとしても)誰も影響の責任をとらない政府のやり方は調査の意味はないものと感じました。世界標準は環境重視であるのに日本政府のやり方は、ただ自分たちの計画をすすめることを優先にしているばかりではないか。</p> <p>民間が勝手に環境破壊をしたら罪に罰せられますが、国がすることはおとがめなしとは、とても許しがたい。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
593	<p>南西諸島全体の軍事化は島民を盾にする離島奪還訓練において、島民の避難計画はどうなっているのかも示されない。政府が敵とみなした国をやっつけるよりも、今わが国で生活が苦しくて苦しくて大変な思いをしている人たちを救うことが優先するのではないか。戦争を決める人たちは戦地に行かないことは知っています。自衛隊員を戦地に活かすようなことは絶対にしたくありません。</p>	<p>我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさと不確実性を増しており、我が国としてしっかりと領土・領海・領空を守っていかなければならない情勢にあります。</p> <p>このような情勢の中、馬毛島の自衛隊施設の整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
594	<p>この地球は人間だけのものではないということ。海にはたくさんの生物がいて守っていくことにアイデアとエネルギーを注いで欲しいです。</p> <p>馬毛島基地はいりません！</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
595	<p>戦争のための軍事基地を建設すること自体が最大の環境破壊である。アリバイづくりの環境影響評価手続きは中止すべきだ。</p> <p>島が軍事基地となれば、有事にはたちまち島丸ごと破壊されるであろう。平時においては、航空機のさまざまな訓練・演習によって、周辺の島の住民は、日常的に爆音にさらされ、墜落事故その他の予期せぬアクシデントによる命の危険に脅かされることになる。さらに、とりわけアメリカ軍関係者の引き起こす事件・事故にもさいなまれることになる。しかも、「米軍の地位協定」および諸々の「密約」によって、アメリカ軍とその関係者には日本法令は事実上適用されない。</p> <p>そうして、周辺の島に暮らす人びとにとっては、まったく想像もできなかった荒廃状況が生まれることは間違いない。</p> <p>岩国において、2006年3月、岩国基地への艦載機部隊移駐の是非を問う住民投票で過半数の市民が反対の意思表示をしたが、このFCLPの状況がフラッシュバックした市民が多数いたと思われる。しかし、現在では機種が違う。スーパーホーネットの爆音は通常の離陸音でも桁違いにひどい。そのFCLPとなれば、とても想像できない爆音になるだろう。加えて、F35Bの爆音も音の性質は異なるが劣らず苛烈である。しかも馬毛島においては午前3時まで艦載機離着陸訓練が行われる計画であり、耐えられるものではない。そんな基地を絶対建設してはならない。したがって、環境影響評価手続きは直ちに中止すべきである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>馬毛島に自衛隊施設が整備されることで、南西地域の防衛態勢が強化されることとなり、この地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものと考えています。</p> <p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定する等して予測を行いました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p> <p>日米地位協定について様々な御意見があることは承知していますが、日米地位協定は、大きな法的枠組みであり、政府としては、事案に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきています。</p>
596	<p>馬毛島と種子島の距離は12キロしかありません。その間を高速船トッピーが屋久島・西之表港を行き交っています。5月2日に屋久島発大阪伊丹空港に乗った際の飛行機からの写真を添付しましたので、ご覧ください。馬毛島と種子島の間がこんなに近いんだと驚かされました。西之表港の栈橋の長さと馬毛島の両端間の距離と変わらないではありませんか。この島に陸海空の自衛隊と米軍が集結するのですから、考えただけでも恐ろしいです。</p> <p>高速船・民間漁船や近くを飛んでいるだろう民間航空機とのニアミス状態が起こるのでは。それらを回避するために、自衛隊機・艦船・米軍機などはどのようなルートを選ぶのか教えてください。</p>	<p>民間船舶の航行や民間航空機の運航に可能な限り制限や影響を与えないよう配慮する考えです。</p>
597	<p>危険な状態や約束を守れない状態が生まれた時は、いつでも計画中止を決断して頂きたいと思いますが、出来ますか。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>防衛省としては、安全面に最大限の配慮するとともに、地元の皆様に与える影響が最小限にとどまるよう、対応してまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
598	<p>クジラとウミガメ、馬毛鹿だけを見ても、基地建設や訓練による騒音が生物や自然環境に与える影響は甚大です。多様性のあるこの自然環境、そしてそこに生きる貴重な生物たちに影響があることは明らかで、その責任は誰が取るのでしょうか？基地建設が進み訓練が始まったら、騒音被害、低周波被害、または事故などの可能性が高く、人や動物に影響がないのか心配です。風向きによりかなりの騒音が予想され、防衛省の環境評価に疑問を感じます。</p> <p>訓練により、事故が起きた時、島や海への影響は甚大で取り返しのつかない事態が起こる可能性があります。海に戦闘機が墜落した場合、海は汚染されますし、陸に墜落した場合は住民が巻き込まれる可能性もあり、自然環境が破壊されます。世界遺産の島の貴重な生物が危険にさらされます。</p> <p>危険な訓練を夜中まで繰り返し行うことに不安しかありません。</p> <p>そして自衛隊だけでなく米軍も基地を使うことになりませんが、沖縄では米軍や軍属による事故や事件が繰り返し起きていて、屋久島には立ち寄らない、影響はないと言われてもまったく信じられません。</p> <p>沖縄戦では、基地がある所が米軍に攻撃され、住民が巻き込まれました。基地が出来るということは、有事の際に住民が巻き込まれるということです。実際ニュースでも、有事の際に住民が巻き込まれる可能性があるとはっきり言っていました。とても恐ろしいです。</p> <p>南西諸島の基地化は戦争の準備のようで、とても恐ろしいです。防衛のためと言っていますが、基地があることか戦争につながります。有事の際に真っ先に攻撃されるのが基地です。住民が逃げる手段もないまま、巻き込まれることが想定された基地を建設することに断固反対します。</p> <p>なぜ国防のために基地が必要なのか分かりません。本来戦争を起こさないようにするのが政治です。国民が安全に飢えないように幸せに暮らすために必要なことをするのが国の役割です。国民を守るどころか、有事の際には国民は逃げ場もなく、戦闘に巻き込まれ、死ねばいいということでしょうか？私たちにできる限り理解を求めると防衛省の説明会では言っていました。国民を守る気がないことが明らかなのに、どうやったって理解を示すことはできません。戦争の準備のための基地は必要ありません。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>また、FCLP 期間中、米軍人は、馬毛島内において訓練とそのための支援活動に従事しております。そのため、馬毛島以外の地域を訪問することは基本的にないと考えています。</p> <p>その上で、馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>事故時の影響については、環境影響評価の対象ではありませんが、訓練の実施に当たっては、事故等を起こさないよう必要な措置を施すとともに、そのようなことが起こらないようにするためにも、安全には万全を期してまいります。</p> <p>米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。</p>
599	<p>アメリカ軍の戦闘機の空母離発着訓練が、何故、アメリカ国内で出来ないのか、その理由を述べなさい。</p>	<p>わが国に展開している1つの空母打撃軍(ロナルド・レーガン)のプレゼンスをこの地域に維持することが、現在の安全保障環境の観点から極めて重要です。ロナルド・レーガンは横須賀を母港とし、空母艦載機は岩国を拠点としていることから、この空母打撃軍がこの地域において恒常的に活動を行うためには、わが国でFCLPを実施する必要があります。</p>
600	<p>自衛隊及びアメリカ軍基地が南西諸島に集中しているのは何故か、その理由を述べなさい。</p>	<p>我が国に対する攻撃に対応するためには、安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、平素から状況に応じた機動・展開を行うことが必要であることを踏まえ、南西地域の防衛体制を強化しているところです。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
601	屋久島町議会は馬毛島基地建設に反対の決議をしているのに、それを無視し、馬毛島の基地建設を決定した具体的根拠を述べなさい。	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>なお、屋久島町についても、これまで馬毛島における自衛隊施設整備についてご説明を行ってきたところです。</p> <p>また、屋久島町については、馬毛島から30km以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えておりますが、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書においてお示しました。</p>
602	環境破壊をしてまで、馬毛島基地建設が強行されなければならないなら、その理由を述べなさい。	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
603	沖縄においてアメリカ軍は数々のルール違反を繰り返し、防衛局は沖縄県から再三抗議を受けているにも関わらず、その体質が一向に変わらないのは何故か、その理由と沖縄県からの抗議の件数を述べなさい。	本件は、飛行場及びその施設の設置を行う馬毛島基地(仮称)建設事業に係るものです。
604	屋久島町民の平和な暮らしを脅かす、馬毛島の基地建設に反対します。基地建設を中止しなさい。	<p>屋久島町については、馬毛島から30km以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えております。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
605	<p>台湾有事などで島嶼に及ぶ戦時の状態の分析、戦争を想定した基地にもかかわらず、戦時になったときの砲弾、ミサイル、空爆など通常戦争の想定が一切なされない。訓練時の騒音であったり、動植物への影響であったり、まるで人ごとになっている。ひとたび攻撃の標的になれば、基地はもちろん、滑走路も、弾薬庫も、そこに生息するあらゆる動植物が犠牲になる。このことは一言も触れられていない。</p>	<p>我が国の防衛力整備は、特定の国や事態を対象に行うものではありませんが、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさと不確実性を増しており、我が国としてしっかりと領土・領海・領空を守っていかなければならない情勢にあります。</p> <p>このような情勢の中、馬毛島の自衛隊施設の整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
606	<p>自然を壊してまで、基地が必要でしょうか？どなたがこの基地を必要とされているのでしょうか？絶対に周りの環境に影響が無いと言えるのでしょうか？何かあった場合は、どなたが責任をとって下さいますか？教えて下さい。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
607	<p>連日ロシアとウクライナの戦争ニュースを見て防衛の大切さはとても重要だと認識しています。ですが、日本国の発展も考えるとこれからは観光が特に重要になると考えます。日本の観光の長所は自然と歴史ではないでしょうか？</p> <p>馬毛島は今は無人島で、近隣の種子島や屋久島は観光地としてはメジャーな観光地に比べ観光客は少ないかもしれませんが、他所には無いここにしかない自然環境があります。これは国民の命と同等にまもる価値ある大切なことだと思います。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
608	<p>先日の説明会に参加して、馬毛島の鹿や、そのほか動物たちに影響がないように建設を進めると言いましたが、人の手が入る中で影響がないことは絶対ないし、何かあってから手を打っても遅いと思います。それがまず一つ目の基地建設反対の理由です。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>また、当該事業の環境影響評価に係る選定項目としたもののうち、環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態を把握するための事後調査と事業の実施による周辺環境への影響の程度を把握するため、工事中及び供用時に自主的に環境監視調査を実施することとしています。事後調査等の結果を踏まえて、必要な措置を講じていきます。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
609	<p>他国を攻撃できるような戦闘機が自分の生活の近くにあると想像すると怖いので、反対です。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>馬毛島に自衛隊施設が整備されることで、南西地域の防衛態勢が強化されることとなり、この地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものと考えています。</p>
610	<p>日本の海、世界の海、みんなの海をこれ以上破壊しないでください。</p> <p>沖縄のことは他人事ですか？ アメリカの言いなりで、簡単に海を汚すのですか？ 国会議事堂の上に作ったらいいと思います。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
611	<p>戦争になったときに、影響が、無い訳ではない。これ以上環境を汚さないでください。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
612	<p>まだ、これからの世の中に軍事施設が必要なのでしょうか。</p> <p>馬毛島に基地ができると聞きました。</p> <p>周辺の島や島民の方々の静かな暮らしや自然環境が守られますように。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
613	<p>「海域の利用」に関しては、環境影響評価以前から現在まで、協働組合の存立趣旨を脅かすような防衛省による地元漁協の抱き込み工作が顕著で、聞き取りを通じた客観的な生業への影響把握ができる状況とは思えない。とりわけ、馬毛島に伝統的・死活的権利を有する壺泊浦漁業者の意思を最大限に尊重すべきである。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。なお、港湾施設整備に当たっては、漁業への影響に配慮して海上工事を行います。港湾施設整備に伴い、漁業経営上被る損失については、適切に補償を行う考えです。</p>
614	<p>生物への悪影響は避けられません。あくまで低減するだけの方策が検討されていますが、それすら十分なものではありません。</p> <p>そのままの自然が保たれることは、遠く離れて暮らす私たちにとっても大事なことだと思います。</p> <p>基地建設を進めるべきではありません。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
615	<p>法律的に土地所有が人間及びその組織のみに許されると定義する現代人にとって、自然観が欠落している故の地球規模の様々な事象が予測、今後取返しのつかない現実として襲ってくるものが予測されているにも関わらず、愚か極まりない政策を進めることへ、歯止めをかける必要があると思われる。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
616	<p>兵器による実行使・威嚇は、国際紛争の解決には無力である。軍備を整えることは、戦争の準備に他ならず、抑止力という理論は幻想である。軍事力放棄することが、戦争回避の唯一の方法である。</p> <p>馬毛島は数十年の無人島であり、前地主の違法開発までは野生の楽園であった。国土保全を言うのでは、この地を軍事基地にするのではなく、裸地に木を植え特異な生態系を後世へ残すことをするべきであり、ひいては国民のためになる。破壊した生態系を元に戻すことはできない。</p> <p>本事業計画は、生命の連鎖を軽視していないか、小さな生き物たちの合唱、大地の叫びに耳を傾けているのか。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p> <p>馬毛島の自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
617	<p>馬毛島基地で国民(島民)の安全・安心を本当に守れるのかの疑問。</p> <p>次に、恒久的 FCLP 訓練基地というは、一度造って供用を始めたら、未来永劫それが続くということになる。なぜそこまでして、米国のお先棒を担ぐのか。日本の独立国としての誇りはどうしたのか。そして、何よりも「地元住民の声をよく聞いて理解を得て進めて行く」という、岸田総理や岸防衛大臣の国会答弁はどうなっているのか。ましてや、国民の安全安心を守るのが国そして防衛省の役割であり責任と国民の大多数が思っているがそれは何処へ行ったのか。これらの三つの疑問について、一つひとつ良く分るようにご説明願いたい。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
618	<p>馬毛島基地化に併せて高まる「台湾有事は日本有事」への疑問</p> <p>安倍元総理が、台湾有事は日本の有事、と発言をして、国民一般にもそれはそうかなと思わせる節もあったが、よく考えるとこの発言は、何故、台湾を巡る米中紛争で始まる戦争に、日本が巻き込まれなければならないのか疑問が残る。日米安保条約があるからというのが理由であれば、この条約は日本の安全を守るためであると、国(政府)が説明しているのは偽りではないか。国民騙しではないか。これは小学生でも解かる理屈であり疑問である。この基本的な疑問への国民や島民が理解できる説明を求めたい。台湾有事の際、沖縄や他の国内米軍基地ないし自衛隊基地から戦闘機が飛び立ち、第一列島線に整備されたミサイル基地からミサイルが相手国向けに発射される事態を、現下の日米安保条約で避けられないとすれば、日本国民が民意に反して戦争に巻き込まれることになる。このような、理不尽は絶対あってはならない。何のための日米安保条約か不明である。その不明な安保条約のくびきにとらわれ実施されようとしている馬毛島基地化の不合理への疑問は大きい。大多数の国民は、中国は日本から一番近い隣国であり、大昔から歴史的、文化的、人的、交流を重ね深めて来た国であり、一時期、戦争をしたことはあるが、先の大戦後は、日中平和条約も締結しており、決してお互いに敵国同士の仲ではないと認識している。一部の国民が敵視しているとすれば、その理由と根拠を国会でつまびらかにして全国民が理解できるように説明願いたい。以上の疑問に対する、国及び防衛省の見解は如何かお尋ねする。</p>	<p>我が国の防衛力整備は、特定の国や事態を対象に行うものではありませんが、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさと不確実性を増しており、我が国としてしっかりと領土・領海・領空を守っていかなければならない情勢にあります。このような情勢の中、馬毛島の自衛隊施設の整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
619	<p>馬毛島基地化は、第三次世界大戦に繋がる可能性を否定できない疑問</p> <p>昨年から、種子島でも行われている日米共同訓練が、将来馬毛島で行われるようになれば、自衛隊機が米軍機と一緒に傍若無人の飛行をやったとしてそれを咎めても、日米地位協定により暖簾に腕押しとなる。又、国民に大きな犠牲と負担を強いた先の大戦のような戦争は二度とやるべきでないが、馬毛島基地化はその道に繋がる可能性が大であり、これは絶対避けるべきだと考える。「戦争は賛成、必要ならどんな犠牲を払ってもやるべきだ」と考える国民は、普通にはいないはずである。この疑問に対する防衛省の見解を伺いたい。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、現時点で具体的な計画はありません。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
620	<p>有事に国民(島民)の安全安心を守るのは自衛隊ではないとの事への疑問；</p> <p>有事の際に自衛隊は相手との闘いに専念する為、国民のことなど構ってられなくなるとの元防衛省高官の発言があった。もしそれが本当なら、我々国民を一体誰が守ってくれるのか大いに心配である。仮に馬毛島基地ができていくばくかの再編交付金を貰えたとしてもその金は、自らの安全のためのシェルター建設や、戦場の島を脱出する為の移転費用に消えてしまうことになりかねない。そのような不合理や理不尽はご免こうむりたいが、国や防衛省は、これを如何に国民(島民)に納得させ説明するのか伺いたい。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>防衛大臣は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、都道府県知事からの要請を受けた場合で事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長又は緊急対処事態対策本部長からの求めがあった場合に、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に国民保護措置又は緊急対処保護措置(住民の避難支援、応急の復旧など)を実施させることができます。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
621	<p>先の大戦後締結された日米講和条約と日米安全保障条約についての疑問；</p> <p>現在、国会で注目の日本国憲法改訂問題に国民が関心を持ち始めているが、民主主義平和国家の根幹となっている憲法9条を修正すべきとする政府の主張には、必ずしも全国民が十分理解し納得しているとは言い難い。それよりも、日本の安全保障の拠所となっている日米安保条約とこれに付随する日米地位協定の改正こそ喫緊の課題ではないかと思慮する。この日米安保条約と地位協定は、日本の先の大戦の敗戦国としての立場や当時の国際情勢により止む無く締結した条約であり、幾つかの不備や錯誤により、沖縄等の「軍事植民地化」を解消することが出来ず、終戦後77年を経過したにも関わらず、その軍事植民地がそのまま継続しており、独立国日本の矜持を大きく損なう事態となっている。現下の馬毛島問題は、その延長線上で起きており、これは、種子島島民から見たら、民主主義平和国家日本の国民・島民の民意をないがしろにした国・防衛省の横暴であり暴挙である。特に、地位協定は、地元民意・国論判断の元凶であり即刻対等な形に改訂すべきと考える。如何か。</p> <p>この77年の間、日米講和条約締結(1951)、奄美群島返還(1953年*)、沖縄返還(1972年)、米ソ冷戦終結(1989年)、米中新冷戦・台湾有事言及(2021年)等、日本の安全保障環境も大きく変化しており、それに見合った日本人の安全・安心を確実に守れる形の安全保障体制を再構築する必要があると思われるが、そのような議論が、今の国会でどこまでされているか疑問である。日本国民の安全・安心を守る責任ある省庁としての防衛省に、真摯・誠実な説明を求めるとともに、馬毛島問題についても地元の民意を尊重した誠実な対処をお願いしたい。(*1957年6月の日米首脳会議で、当時の岸首相とアイゼンハワー大統領の間で米軍の「一切の制約なき軍事行動の自由」確保の要請を認め、その後の沖縄返還時には、核持ち込みを含む「軍事行動の自由」を約束する数々の「密約」が結ばれている。：世界5月号参照)</p>	<p>日米同盟は日本外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎でもあります。地域の安全保障環境が厳しさを増す中、抑止力・対処力の強化を含め、日米同盟を一層強化するため、幅広い分野において日米間で緊密に連携し、取組を推進しております。</p> <p>その上で、日米地位協定について様々な御意見があることは承知していますが、日米地位協定は、大きな法的枠組みであり、政府としては、事案に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきています。</p>
622	<p>数多くの違法ないし違法可能性のある事象の無視ないし軽視への疑問；</p> <p>馬毛島基地問題は、これまでの10年以上にわたる、違法ないし違法可能性のある事象ないし事態の無視ないし軽視の積み重ねで起こされている。それらを、これからの可能性も含め列記すると下記ようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法違反馬毛島開発 ・馬毛島漁業入会権無視 ・在日米軍再編関連経費の国会審議なしの不明朗使用 ・国会審議なしでの生地における一大軍事新基地建設計画の遂行 ・日本国憲法遵守違反(主権在民民主主義平和国家憲法理念、憲法9条、地方自治法) ・生物多様性基本法違反 ・国際人権規約「人民自決権」違反 ・国連SDGs(持続可能開発目標)違反 <p>これらの無視ないし軽視の責任は誰にあるのか、国及び防衛省の見解を伺いたい。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設整備に当たっては、関係法令等を順守して適切に検討を進めています。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
623	<p>これまでの、馬毛島基地計画の強引で横暴な進め方に、国と防衛省にその自覚と反省があるのか、これまでの実績からは疑問である。なし崩し的にアメとムチで事を進め、徐々に賛成者を増やして行くやり方は、南西諸島の各島（与那国島、石垣島、宮古島、奄美大島、沖縄辺野古）、そして岩国でも同じ手法が使われている。これは、主権在民の民主主義国家の日本で、あるまじき悪政・横暴と断じざるを得ない。国を守り国民生活の安全・安心を担保すべき国と防衛省の本来の役割と責任を再確認して、まずは、国民の高い信頼を得る事から始めるべきではないか。総理や防衛大臣の「地元の民意を尊重し耳を十分傾け理解を得ながら事を進める」との言を再度思い起しこれをしっかり守り実行して頂きたい。</p>	<p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
624	<p>いわゆる「中国脅威論」がさかんですが、遠い北米大陸の大国がはるばる軍艦や戦闘機でやってくる「脅威」、旧英帝国連合などがアジア近海で軍事訓練を行う「脅威」、かつて侵略戦争をしかけ攻めてきた日本（甚大な被害を与えた日本）が米国と軍事一体化しながら南西諸島の要塞化をおこないミサイルの矛先を向けてくる「脅威」…、どちらがどちらにとって「脅威」なのか？馬毛島の後方基地化（陸海空自衛隊の訓練、整備補給等の後方支援、米軍のFCLP訓練基地化など）が相手への「脅威」となり、軍拡を促し、国際的な軍事緊張を高めて、種子島や沖縄、日本を危うくしている現状を鑑みつつ馬毛島の軍事基地建設に強く反対する次第です。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p>
625	<p>島内には西之表市所有地である旧馬毛島小中学校跡地約9,000㎡が存在し、防衛省は、これを飛行場管制塔等応援施設のエリアに組み込んで計画を進め、環境アセスに入ろうとしています。しかし当該土地は西之表市の緊急時の広域避難地として行政財産に指定しており、今後の利活用計画は「児童生徒等を対象とした学外体験研修施設」や「自然環境や動植物の観測・研究施設」等への転用計画を検討している現状にあります。</p> <p>防衛相はこの土地について、用地買収交渉にも入っていません。</p> <p>用地買収交渉にも入れず、所有者である西之表市の同意もなく、市の利活用計画とも真っ向から異なる当該土地を実施計画に組み込み、その実施に向けて計画を進めるために、環境アセスを実施することはできないと考えます。</p> <p>防衛省は、今後敷地買収に向けて調整すると弁明していますが、工事着工までに用地買収ができない場合は、学校敷地を除き周辺を計画通り建設整備するとしています。学校敷地に至る道路の通行を遮断し、市の利活用を不可能とすることは、憲法に定める「財産権の保障」に違反するものです。</p>	<p>環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめ環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価等を行うものであり、対象事業実施区域内に事業者が取得していない土地が一部含まれていることは、かかる環境影響評価を行うに際し、影響しないものと承知しております。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
626	<p>馬毛島には道路法に定める馬毛島市道 1～3 号線が敷設され、道路法に基づく廃道敷地とする法律上の手続き(廃止条例の制定、供用廃止の告示・広告)は行われておらず、市は今後とも市道として維持存続させ一般公衆の自由な通行を保障すべく管理していくとの方針を示しています。</p> <p>前所有者が行った違法な行為に対してこれを放置し、この違法行為を容認し、建設事業を進めることは明確な道路法違反となります。</p> <p>特に旧学校跡地から岳之越に至る 1 号線延長箇所は、計画された滑走路(横風用)を横断する位置にあり、この問題を解決しない限り事業実施は不可能となります。環境アセスに入る以前に解決しなければならない問題を放置してアセスを進めることは認められません。</p> <p>なお、道路法は底地の所有者が道路管理者から他の私人等第 3 者に移転されても、その底地の所有者の如何にかかわらず、道路法に規定する公道としての法律上の位置は変わらず、司法の適用は継続すると理解しています。</p> <p>「市道は現存しない」として前所有者が当該道路を破壊し違法開発した行為を是認して基地建設事業を行うことは防衛相自身が「違法行為の継承者」となるもので、絶対に容認できません。</p>	<p>西之表市が市道と主張する土地を含めた馬毛島の土地の大半を所有していた前所有者から、市道は現存しないとの認識が示されており、防衛省としても、同様に理解しています。</p>
627	<p>馬毛島に陸・海・空自衛隊基地を造るのであれば、隊員宿舎も馬毛島に造るべきだ、なぜなら、万が一有事にでもなったら、種子島から通勤できないではないか。何故種子島に隊員宿舎を造らなければならないのか。馬毛島は、西之表市の属島である。なのに、直接関係のない中種子町や南種子町に関連施設を造るのか、理解できる根拠を示せ。</p> <p>種子島島内での日米共同訓練を、これまで以上に頻繁に実施しようと考えているのではないのか。明快な回答を求める。</p>	<p>馬毛島において整備するのは、我が国の防衛、大規模災害時の活動拠点となる自衛隊施設であり、併せて、米空母がアジア太平洋地域で恒常的に活動する上で不可欠な空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施します。そのため、訓練期間中等に一時的に隊員や米軍要員が馬毛島に滞在することはありますが、基地に所属する自衛隊員及びその家族の生活の拠点となることは想定していません。従って、種子島に自衛隊員及びその家族の宿舎等を整備することとしています。</p>
628	<p>FCLP:(提案)非常時着陸を考慮し本土から 100km 以内で中国が作った人工島の滑走路に類似した、海上の小島あるいは群島を基軸にした滑走路建設を提案します。</p>	<p>馬毛島基地(仮称)の滑走路については、自衛隊及び米軍の双方の所要を満たすよう設定しています。</p>
629	<p>日米 2+2 会議に臨む前に、案件実施に支障になりそうなものがないか事前調査は、行われたのか？</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設整備については、2011 年(平成 23 年)の日米「2+2」において、馬毛島が自衛隊施設の候補地とされて以来、米国との間で様々なやりとりを行っています。</p>
630	<p>種子島と米国とは深い信頼関係、友好関係を築いて来た間柄です。大きな歴史的出来事が契機です。これも調査不足を露呈しています。</p>	<p>環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、事業の実施に当たり、環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を評価するものです。</p>
631	<p>私たちが守りたいものは 海であり山であり森でありそこで暮らすいのち 生き続けている栄えるいのち わたしたちが守りたいものは 今でありここであり自然 戦いのためではなく守りたいものは 自然のままにここにあるということ あるがままに手をかさないで 私たちはクジラの歓喜の声を いつもいつまでも聞きたいだけなのだ。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
632	<p>防衛省の説明では、基地が出来ても騒音問題や環境問題は地元民にしていねいに話し合って理解を求めると言っていたが、約束は守れないと思う。</p> <p>米軍側の勝手な行動は沖縄を見ればよくわかる。</p> <p>基地が出来たら沖縄・岩国の二の舞になる。</p> <p>そうになったら約束した事が守られなかった場合、だれが、どこが、責任をとるのか、住民が安心出来る答えが不十分だった。このまま事業を進めるべきではない。</p>	<p>航空機騒音の影響を含む、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>また、馬毛島基地(仮称)に常駐する部隊は自衛隊です。現在の計画において、米軍は、空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP 以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、現時点で具体的な計画はありません。</p> <p>訓練の実施に当たっては、事故等を起こさないよう必要な措置を施すとともに、そのようなことが起こらないようにするためにも、安全には万全を期してまいります。また、地元の皆様にご与える影響が最小限にとどまるよう、対応してまいります。</p>
633	<p>種子島から見る馬毛島のむこうに沈んでいく夕陽のなるときれいなすばらしい景色であったことか。</p> <p>一日のイヤなこともおだやかに消していったああの景色。</p> <p>その上空を戦闘機が飛ぶなんて想像できません。</p> <p>いつまでも美しい景色を残してほしい。</p> <p>種子島のあたたかいやさしい人々の島人の心。</p> <p>今賛成派と反対派が2つに分かれていると聞きます。</p> <p>どうか大好きな種子島の人々が仲良く、手を取りあって生きていく昔のままの静かで美しい島であってほしいと願います。戦争につながるような道を進んでほしくないです。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
634	<p>馬毛島基地建設について戦闘機等の訓練で騒音の問題は種子島の人々の生活は穏やかなまなののでしょうか。</p> <p>眠れない日が続けば多くの島民の体調はどうなるでしょう。</p> <p>無人島になった馬毛島ですが、体調のことだけではありません。</p> <p>基地建設のため、自然が破壊され野生の馬毛鹿が海をわたり種子島まで泳いできます。そのことで農業にも被害が出るのではないのでしょうか。</p> <p>それと基地建設によって種子島の人々の命をまっさきに守って頂けるのですか。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
635	<p>基地が出来ると、自衛隊とアメリカ軍が共同で使用することになり、住民や家畜の生活や環境が脅かされることは目に見えている。騒音問題、訓練時間や回数（夜中の3時までなど考えられない）の厳守など、その他の約束事が守れなかった時の市民に対する責任は誰がどうとるのか、きちんと説明し、納得してもらえたのか。</p>	<p>馬毛島基地(仮称)に常駐する部隊は自衛隊です。現在の計画において、米軍は、空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、現時点で具体的な計画はありません。</p> <p>訓練の実施に当たっては、事故等を起こさないよう必要な措置を施すとともに、そのようなことが起こらないようにするためにも、安全には万全を期してまいります。また、地元の皆様に与える影響が最小限にとどまるよう、対応してまいります。</p> <p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
636	<p>馬毛島に基地ができると、まず騒音問題が起こると思う。</p> <p>上空を米軍がいにように利用し、市民は安心して暮らせない。</p> <p>人口増加どころか期待していた若者たちも定住しなくなると思う。</p> <p>子育てのしやすい静かな島に自衛隊員、ジープ、米兵などふえ、反対に心配事がふえる。</p> <p>馬毛島に基地はいりません。</p> <p>高速船で往復する時間帯もしっかり守られるのか心配です。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、方法書手続における県知事意見等を踏まえ、環境影響評価法をはじめとする関係法令に従って、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>